

令和5年第7回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和5年 9月 7日

閉会 令和5年 9月15日

熊本県球磨郡湯前町

令和5年第7回定例会

会 期 令和5年9月 7日(木)から 9日間
令和5年9月15日(金)まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	7	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、 行政報告、議案審議、一般質問 議会改革調査特別委員会
	8	金	本会議	午前10時	議案審議
	9	土	休 庁		
	10	日	休 庁		
	11	月	本会議	午前10時	議案審議
	12	火	休 会		議案調査 出納検査
	13	水	休 会		13:30 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	14	木	本会議	午前10時	議案審議
	15	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

9 月 7 日 (木)

令和5年第7回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和5年9月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人											
教		育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋			一
税	務	町	長	北	崎	真	介	教	育	課	長	浅	田			徹	
保	健	福	長	高	木	堅	介	建	設	水	長	稻	森	一		彦	
企	画	観	長	伊	藤	賢	一	農	林	道	長	高	橋			誠	
会	計	管	者	中	園	誠	二			興							

開会 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第7回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、吉田議員、西議員
を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日
までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。
6月21日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席
しました。
6月26日、熊本市において県庁織月会が開催されましたので、出席しました。
6月29日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社の株主総会が開催されまし
たので、出席しました。本定例会中に経営状況の報告がありますが、新型コロナウイルスの影
響を大きく受けておりました。
6月30日、湯前町役場において、一般社団法人湯前町農業公社総会が開催されまし
たので、出席しました。
7月10日、水上村において、上球磨林業振興協議会総会が開催されましたので遠坂
企画経済建設常任委員長と共に、出席しました。
7月13日、山江村において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席
しました。会議では、球磨地域振興局総務振興課と保健福祉環境部から令和5年度の県の
主要事業について、説明がありました。

7月14日、人吉市において、三期成会合同定期総会及び川辺川ダム建設促進協議会合同定期総会が開催されましたので、出席しました。

7月24日、議長室において、人吉日向間一般国道（388・446）整備促進期成同盟会の、令和4年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

7月26日、本町において、常任委員長・議会運営委員長研修会がオンライン開催されましたので、椎葉副議長、各委員長と共に出席いたしました。研修会では兵庫県立大学、山端直人教授が登壇され「これからの地域社会と獣害対策」と題して講演が行われました。

7月27日、水上村において、県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会総会が開催されましたので遠坂企画経済建設常任委員長と共に、出席しました。

8月10日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。会議では、上球磨正副議長会の本年度事業について検討を行いました。

8月20日 自転車ロードレース、ツアーオブ九州が開催されましたので出席しました。

8月21日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では管内主要事業について球磨地域振興局農林部及び土木部から説明がありました。

8月22日、下町橋安全祈願祭が開催されましたので、椎葉副議長、遠坂企画経済建設常任委員長、西総務厚生文教常任委員長と共に出席しました。同日、熊本市において、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。内容は、講師に第一生命経済研究所の永濱利廣氏が登壇され、「日本のものづくりの品質と価値」というテーマで半導体産業の行方について講演がありました。

8月23日から24日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、「一般国道219号の整備促進」並びに「道路整備促進のための予算確保」に関する国への要望活動が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。要望先は、国土交通省九州地方整備局、国土交通省本省、熊本・宮崎両県の地元選出国會議員でありました。

8月28日から29日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、熊本・宮崎両県への要望活動と総会が開催されましたので、企画経済建設常任委員と共に出席し、国道219号上里工区の早期完成について要望を行いました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、不議事件一覧のとおり、報告3件、議案8件、認定6件となります。

一般質問は、2人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。

陳情 2 件を受理しております。8 月 3 1 日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの、町単独で判断できないものという理由により、2 件とも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から 6 月、7 月、8 月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されています。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

4 番（椎葉弘樹君） 皆さまおはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和 5 年第 3 回定例会が 8 月 2 5 日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目を 3 点報告します。

1 点目、令和 5 年度一般会計補正予算を可決しました。歳出の主なものは、議員定数の削減や人事異動などに伴う人件費と令和 4 年度における歳計剰余金の繰越金です。歳入歳出の総額は 1 億 5,666 万 4,000 円を追加し 24 億 493 万 4,000 円となりました。また、人吉球磨クリーンプラザ・リサイクル工場棟の情報処理設備の更新業務について、繰越明許費 3,659 万 1,000 円を設定しました。理由は、世界的な半導体不足による材料調達遅延により年度中の実施が見込めないためです。

2 点目、令和 4 年度一般会計決算の認定について、決算特別委員会、委員 8 人を設置して決算内容の審査を付託しました。委員長に五木村議会の田山淳士議員、副委員長に人吉市議会の川上紗智子議員、委員に湯前町議会の椎葉弘樹議員を含む 6 名がそれぞれ選ばれました。4 回の委員会審議をふまえて 1 1 月 2 4 日の第 4 回定例会で委員長報告を行い、決算認定の採決を行う予定です。

3 点目、令和 5 年度組合議員の視察研修について 9 月 2 8 日から 2 9 日の工程で、4 つの施設を視察します。4 つの施設は、熊本県合志市クリーンの森合志、熊本県山鹿市山鹿環境センター、佐賀県多久市クリーンヒル天山、福岡県柳川市有明ひまわりセンターです。いずれの施設も、令和元年度から令和 3 年度の間には供用開始した比較的新しい焼却炉になります。なお、人吉球磨クリーンプラザは 1 0 年後には移転が確定しており、令和 5 年度において移転に関する基本構想を策定する予定です。

以上で人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

3番（遠坂道太君） おはようございます。

球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和5年第3回定例会は8月29日に招集され、会期を1日とし、午前10時に開会されました。一般質問が4件、専決処分の承認が1件、令和5年度補正予算及び議案が2件、令和5年度補正予算認定が5件、令和4年度の決算認定5件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案通り可決されました。

承認第1号、専決処分の承認について、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、看護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第1号については、収益的に支出しまして、医療費用のうち、委託料において熊本メディカルネットワーク連携費の予算組み替えによる440万円の増額補正となりました。また、資本的支出につきましては、機械部品購入費2,374万8,000円を減額補正するもので、こちらは、速読管理システムの購入中止、FAX関連の予算組み替え、医療機器機材の購入などによるものです。電子カルテ端末の早期導入に関わるFAXの予算組み替え及び修理不能な医療機器を早期に購入したものであり、専決処分の承認をお願いするものでした。

次に、決算認定に関しまして、認定第1号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健事業、施設事業及び総合研修センター事業会計、収支支出の利益の処分及び決算の認定については、病院事業、介護老人保健施設事業及び総合研修センター事業の3事業で4億3,973万6,609円の純利益となりました。

事業ごとの内訳としましては、病院事業で4億4,727万9,556円の純利益。介護老人保健施設事業で1,358万1,242円の純損失となりました。要因は、新型コロナウイルスにおける利用者の減少によるものです。総合健診センター事業で603万8,295円の純利益となっております。

一般質問では、多良木町選出の猪原議員、あさぎり町選出の小見田議員、多良木町選出の久保田議員が問われ、最後に私、遠坂が看護師の働き方改革についてをとりました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」を行います。町長の行政報告を求めます。

町長（長谷和人君） 改めまして、皆さんおはようございます。本日からの第7回湯前町議会定例会どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは第7回湯前町議会定例会にあたりまして行政報告を行います。なお、主な行政報告のみ申し上げるところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

令和5年6月1日、魚八におきまして、湯前町観光物産協会定期総会が開催されましたので出席いたしました。

2日、熊本ホテルキャッスルにおきまして、熊本県治水砂防協会通常総会が開催されましたので出席いたしました。この協会は砂防事業の拡充・促進のため、国・県等への要望活動等が行われておるところでございます。

5日、集団研修室におきまして、湯前町防災会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和5年度湯前町防災計画及び水防計画について説明を行い、関係機関の防災対策について報告を受けました。同日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和5年第5回定例会提出議案等について説明を行いました。

6日、熊本県防災センターにおきまして、第7回球磨川流域治水協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和2年7月豪雨災害により被災した国管理区間の堤防決壊2箇所、護岸等の被災29箇所の復旧完了と国による権限代行区間の支川の護岸等の被災140箇所及び約200,000立米の土砂掘削が完了したとの報告がありました。また、流域治水プロジェクト取り組み状況について、各機関、自治体からの報告があり、本町からは自主防災組織、ドローン、重機訓練等について報告を行いました。

7日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。第2回臨時議会関係の協議と暫定決算状況の報告がなされ、新型コロナウイルスの影響もあり黒字決算の見込みとなりました。

8日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団臨時議会が開催されましたので出席いたしました。

9日、錦町秘密基地ミュージアムにおきまして、人吉球磨管内主要事業説明会が開催されましたので出席いたしました。球磨地域振興局をはじめ、県の各機関から主要事業の説明がなされましたが、本町関係では農林部で治山事業など19件、土木部で道路補修など18件の事業が計画されておりました。また、人吉球磨地域の将来ビジョン策定を県でも取り組むよう提言いたしました。同日、6月定例町村長会が開催されましたので出席いたしました。球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、八代河川国道事務所、八代復興事務所、川辺川ダム砂防事務所からの説明を受けました。また各種行事の詳細を打ち合わせました。

10日、新大阪東口ステーションビルにおきまして、第26回関西地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので出席いたしました。出席会員は20名でした。

13日から19日にかけて、議会議場におきまして、第5回議会定例会が開催されましたので出席いたしました。報告3件、議案2件、同意9件を提出し全議案ご可決いただいております。

15日、集団健診室におきまして、湯前町振興計画策定審議会が開催されましたので出席し、委嘱状の交付と諮問を行いました。同日、洋会議室におきまして、湯前町農業再生協議会総会が開催されましたので出席いたしました。

6月19日、あさぎり町彦六におきまして、JAくま花き部会総会が開催されましたので出席いたしました。部会員数は32名、地域の花弁生産活動の展開に寄与されております。

21日、集団研修室におきまして、球磨プレカット第29回定時株主総会が開催されましたので出席いたしました。業績は第28期と比較すれば微減してはりましたが、好調に推移してはりました。同日、味工房さがらにおきまして、球磨畜産農業協同組合湯前分区通常総会が開催されましたので出席いたしました。会員数23名、和牛子牛生産農家の飼養管理技術の向上と、市場性の高い子牛を生産することを目標に活動をされてはります。

22日、人吉クリーンプラザにおきまして、第4回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席いたしました。一部から費用負担に関する厳しい意見が述べられてはります。同日、多良木町新辰巳におきまして、多良木ロータリークラブ例会におきまして、講和のお願いがありましたので、本町のまちづくりについて説明を行ってはります。同日、ホテル熊本テルサにおきまして、熊本県企業誘致連絡協議会通常総会が開催されましたので出席いたしました。令和4年度の立地件数は41件と、過去最高の数でありました。

23日、人吉カルチャーパレスにおきまして、第31回球磨地域農業協同組合通常総代会が開催されましたので出席いたしました。役員を選任が行われ、湯前町の理事に稲森英雄氏が選任されました。同日、人吉アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合6月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、職員採用試験、特定事業主行動計画、随意契約について協議を行いました。同日、人吉・球磨しごと創生連絡協議会が開催されましたので出席いたしました。令和5年度も企業誘致に向けて広域での取り組みを行うところであります。同日、人市役所におきまして、くま川鉄道第132回取締役会が開催されましたので出席いたしました。株主総会に上程する議案について協議を行いました。同日、くま川鉄道第34期定時株主総会が開催されましたので出席いたしました。令和4年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計画書、令和5年度事業計画、並びに収支が上程され、原案どおり可決されまし

た。同日、くま川鉄道第133回取締役会が開催されましたので出席いたしました。各災害復旧工事について協議を行っております。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行っております。2023年ツアーオブ九州湯前ステージ大会について 湯前小学校創立150周年について 湯前町重度心身障害者医療費助成に関する条例の改正について 庁舎雨漏り防止等改修工事について LPガス使用世帯への支援について。同日、応接室におきまして、湯前町鳥獣害防止対策協議会総会が開催されましたので出席いたしました。同日、ホテル熊本テルサにおきまして、令和5年度県庁織月会が開催されましたので、参加を希望する職員と共に出席し、人吉球磨出身の県庁職員と情報交換を行っております。

29日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社第26期定時株主総会が開催されましたので出席いたしました。第26期は、キャンプ場など一部回復の兆しもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、赤字の決算となりました。

6月30日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金の贈呈式を開催いたしました。対象者は2名でした。同日、集団検診室におきまして、敬老会実行委員会が開催されましたので出席いたしました。会議では、敬老会のあり方等について協議を行いました。同日、応接室におきまして、令和5年度第1回大雨災害警戒に伴う課長会が開催されましたので出席し、气象台からの情報をもとに、高齢者等避難を呼び掛けるとともに、土砂崩れに伴う孤立世帯の避難対応を行っております。同日、洋会議室におきまして、湯前町農業公社総会が開催されましたので出席いたしました。

7月1日、応接室におきまして、令和5年度第2回大雨災害警戒に伴う課長会が開催されましたので出席し、各課被害調査を行った結果の確認と警戒態勢の確認を行いました。

3日、応接室におきまして、令和5年度第3回大雨災害警戒に伴う課長会が開催されましたので出席し、各課被害調査を行った結果の確認と、警戒体制の確認を行いました。

4日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金の贈呈式を行いました。対象者は1名でした。同日、公立多良木病院におきまして、上球磨地域介護事業所連絡会災害時等における協力協定締結式が開催されましたので出席いたしました。

5日、上球磨消防署におきまして、上球磨消防組合の通常点検が開催されましたので、点検者として出席いたしました。

6日、集団検診室におきまして、入札会が開催されましたので出席いたしました。設計業務2件、工事5件いずれも落札をしております。

7日、あさぎり町ポッポ館におきまして、くま川鉄道再生協議会総会が開催されましたので出席し、上下分離方式による第三種鉄道事業者の法人形態等について審議を行

いました。同日、多良木警察署におきまして、多良木地区防犯協会連合会総会が開催されましたので出席いたしました。

10日、水上村役場におきまして、上球磨地区林業振興推進協議会総会が開催されましたので出席いたしました。

11日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社主任者会議が開催されましたので出席いたしました。同日、球磨地域振興局におきまして、熊本県及び人吉球磨市町村税務職員併任徴収辞令交付式が開催されましたので出席いたしました。税金は住民のみなさんのために実施している行政サービスを提供する大切な財源であるため、県と市町村との徴収担当者が連携し、徴収率の向上を図るために取り組んでまいるところです。同日、くま農業活性化協議会通常総会が開催されましたので出席いたしました。この協議会は、球磨地域農業の振興及び発展と活性化に寄与することを目的に、八つの部会が構成されまして、それぞれに各種事業が行われております。同日、球磨地域ふるさと農地未来づくり運動推進本部会議が開催されましたので出席いたしました。この会議の目的は、農地を守り、集積し、引き継ぐを基本理念とし、機運醸成を図る、持続可能な地域づくりに必要な稼げる農業の実現のために組織された団体です。令和4年度の球磨地域の農地集積率は55.1パーセントとなり、前年度より2.7パーセント減少しております。同日、7月定例町村長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、八代河川国道事務所、八代復興事務所、川辺川ダム砂防事務所から、6月29日からの大雨に関する被害状況が報告されました。また、各種要望活動等について協議を行いました。その他、人吉球磨美術連盟作品展等のイベント3件の後援も決定しております。

13日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和5年第6回臨時会提出予定議案等について説明を行いました。同日、議会議場におきまして、令和5年第6回臨時会が開催されましたので出席いたしました。議案4件を提出し、全議案とも原案どおり可決いただいております。

14日、人吉市クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合7月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。議事は、職員採用試験について、規則の一部改正について、人事行政の運営等の状況の公表についてなどでありました。同日、南九州中部地域医療連携協議会総会が開催されましたので出席いたしました。人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保のために要望活動を行うことが承認されました。同日、人吉市華の荘におきまして、川辺川ダム建設促進協議会定期総会が開催されましたので出席いたしました。川辺川（流水型）ダムの早期完成に関する要望活動を行うことが承認されました。また、一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会、一般国道445号道路整備促進期成会、球磨川上中流改修期成会による合同定期総会が開催されました。

ので出席いたしました。管内の道路整備、河川の改修の強力な推進を図るため、積極的に要望活動を行うことが承認されました。

15日、高森町高森駅におきまして、南阿蘇、すいません間違っております。前じゃなくて全部の全でございます。失礼いたしました。全線運転再開記念式典が開催されましたので、くま川鉄道を代表して出席いたしました。

17日から18日にかけて、漫画関係について出張をしております。まず、17日におきましては、京都国際マンガミュージアムでは、共同巡回展事業並びにまんが美術館におけるオリジナルグッズ販売について協議を行いました。18日は、マンガ家・里中満智子氏の事務所である里中プロダクションへ出向き、湯前まんが美術館を中心としたまんがのまちづくりについての紹介と、ご助力のお願いを行いました。併せまして、自民党参議院議員として、マンガ家の著作権保護活動等に尽力されております、赤松健氏の事務所を訪問し、連携と支援のお願いを行いました。

19日、熊本市九州農政局におきまして、球磨郡町村会によります九州農政局への政策提案が開催されましたので出席いたしました。農林業の振興と活力ある農山村の建設に関する提案及び要望を行いました。同日、福岡市九州地方整備局によりまして、球磨郡町村会によります九州地方整備局への要望活動が開催されましたので出席し、安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望を行いました。本町関係要望につきましては、国道219号交通安全対策事業の促進、一般県道幸野染田線道路整備事業の促進、一般県道五木湯前線道路整備事業の促進、主要地方道錦湯前線防災安全交付金事業の推進、町道新村線交通安全対策補助制度の促進、地域優良賃貸住宅建設の予算確保、湯前町歴史的風致維持向上計画に基づく事業支援。

21日、宇城市不知火防災拠点センターにおきまして、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会理事会が開催されましたので出席し、総会に付議する審議事項について協議を行いました。理事会終了後、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会総会が開催され、役員を選任等が行われ、会長に南小国町高橋周二町長、副会長に山都町梅田穰町長、そして、私長谷が選任されております。

27日、応接室におきまして、固定資産評価審査委員辞令交付式が開催されましたので出席し、辞令書を交付いたしました。同日、水上村役場におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会定期総会が開催されましたので出席いたしました。令和5年度は、熊本県土木部への要望活動をはじめ、現地視察研修会が開催予定であります。

28日、あさぎりポッポー館におきまして、球磨郡介護認定審査会及び球磨郡障害者認定審査会の全体会が開催されましたので出席いたしました。

8月2日から3日にかけて、東京都におきまして、関係省庁・県選出国會議員に対しまして、球磨郡町村会による令和6年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席いたしました。要望先は、国土交通省、総務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、林野庁、水産庁、また県選出国會議員等では、金子恭之代議士をはじめ衆議院議員6名、松村祥史参議をはじめ参議院議員7名でありました。今回は、新たに森林環境譲与税の譲与基準の見直しについても要望を行いました。また、国土交通省におきまして、くま川鉄道再生協議会による国への要望活動が開催されましたので、熊本県の田嶋副知事、松岡市長ほか、関係者と共に出席をしております。要望先は国土交通省、村田鉄道局長であり、要望内容は以下のとおりでありました。復旧に関する支援、代替バス運行にかかる継続的な支援、復旧後の長期的な運行の確保に向けた支援等の要望を行っております。

4日、熊本市市町村自治会館におきまして、全国過疎地域連盟熊本県支部総会が開催されましたので出席いたしました。県内の32市町村が加盟しており、過疎地域の持続的発展促進するため、調査研究および要望活動を行っております。同日、熊本県町村会臨時総会が開催されましたので出席いたしました。荒木会長は体調不良を理由に欠席をされております。総会では、年長の梅田町長を臨時議長に、議事 会長の辞任については、異議なく承認されております。におきましては、会長の互選については、内山村長より評議員による指名推選が提案され、会長に竹崎芦北町長、副会長に草村高森町長が選任されました。

8月7日、洋会議室におきまして、町有林計画伐採検討委員会が開催されましたので出席いたしました。同日、応接室におきまして、台風6号警戒に伴う課長会第1回目が開催されましたので出席し、警戒体制、避難情報、避難所の開設等について確認と協議を行いました。

8日、洋会議室におきまして、入札会が開催されましたので出席いたしました。上村地区配水管布設工事第5工区から9工区5件とも落札をしております。同日、応接室におきまして、台風6号警戒に伴う課長会第2回が開催されましたので出席いたしました。17時、警戒レベル3、町内全域に高齢者等避難発令、避難所開設（改善センター）第一警戒体制を敷いております。同日、球磨地域振興局におきまして、8月定例町村長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、八代河川国道事務所、八代復興事務所、川辺川砂防事務所から、新たな国土強靱化基本計画、国土形成計画、球磨川増水時における仮橋の通行止めについて、それぞれ説明がありました。くま川鉄道再生協議会からは、進捗状況の報告がありました。また、人吉球磨観光地域づくり協議会からは、台湾高雄観光圏との包括連携協定について、経緯・方針・連携について取り組む事項について説明を受けました。

9日、応接室におきまして、台風6号警戒に伴う課長会第3回が開催されましたので出席いたしました。3時24分、警戒レベル3、大雨警報、土砂災害発表。20時40分、警戒レベル4、土砂災害警戒情報発表、第二警戒体制に引き上げる。21時11分、警戒レベル4、避難指示を9地区に発令しております。22時12分、警戒レベル3、洪水警報発表となっております。

10日、人吉アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合8月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3回議会定例会の提出案件のほか、職員採用試験等について協議を行いました。同日、応接室におきまして、台風6号警戒に伴う課長会第4回が開催されましたので出席いたしました。6時、土砂災害警戒情報解除、第一警戒態勢へ引き下げ、6時05分、警戒レベル4、避難指示解除。8時17分、警戒レベル3、洪水警報解除。10時57分、警戒レベル3、避難指示を9地区に発令、第一警戒態勢を解除しております。

17日、集団検診室におきまして、湯前町児童虐待及びDV防止対策連絡協議会代表者会議を開催いたしました。年々増加している児童虐待及びDVについて、さまざまな問題で悩んでいる子どもたちや、その保護者達を地域で支援し守っていくための対策を協議いたしました。

18日、公立多良木病院で球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3回定例会の内容について協議を行いました。

20日、町内コースにおきまして、ツアー・オブ・九州2023湯前ステージが開催されましたので出席いたしました。この大会は、九州で発生した災害復興と青少年の健全育成を目的に開催された自転車ロードレース大会で、全国から選抜された高校生15チームと韓国から2チームの参加がありました。大会中は、コースとなった道路が一時通行止めとなり、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。事故もなく盛会に終了いたしました。なお、大会の様子はテレビ熊本によりインターネット配信された他、湯楽里には64名の選手・関係者が宿泊するなど、一定の経済効果が認められました。

21日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行っております。湯前まんが美術館等改修事業についてからアニメ「夏目友人帳」15周年記念、声優井上和彦氏トークイベントについて協議をさせていただきます。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里取締役会が開催されましたので出席いたしました。

22日、現地におきまして、下町橋補修工事安全祈願祭が開催されましたので出席いたしました。同日、公立多良木病院におきまして、公立多良木病院議会全員協議会が開

催されましたので出席いたしました。第3回議会定例会提出予定議案について協議を行いました。

23日、公立多良木病院におきまして、公立多良木病院医療連携講演会が開催されましたので出席いたしました。講師に国立大学法人宮崎大学理事、宮崎大学医学部付属病院病院長、帖佐悦男氏を招聘し、「地域医療における多職種連携の重要性」という演題について講演が行われております。

25日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による県知事要望が開催されましたので出席いたしました。要望内容は、球磨川における抜本的な治水対策の促進、球磨地域幹線道路網の整備促進、雇用対策、令和2年7月豪雨災害に関する要望でありました。また、私からは、防災の観点から治山事業の予算確保と、TSMC効果が暫定的な県南地域に対する活性化対策の実行を要望しております。同日、人吉クリーンプラザにおきまして、令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。議会では、一般会計補正予算の審議と決算の認定が行われ、原案どおり可決認定がなされております。

28日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による県議会議長要望が開催されましたので出席いたしました。要望内容は、県知事要望と同じであります。同日、三市町村議会国道整備促進合同協議会熊本宮崎両県及び県議会への要望活動並びに総会が開催されましたので出席いたしました。熊本県からは本町に対しまして、用地確保への協力が求められたところでございます。

29日、公立多良木病院におきまして、公立多良木病院議会定例会が開催されましたので出席しております。全議案とも原案どおり可決・認定されました。また、決算は4億4,700万円あまりの黒字となりましたが、新型コロナウイルスの影響と常駐する医師の増加が理由に挙げられるところでございます。

8月30日、洋会議室におきまして、入札会が開催されましたので出席いたしました。町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事、第2工期以降、湯前町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画改定業務委託、湯前町空家等実態調査及び空家等対策業務委託、湯前町役場庁舎屋根防水工事設計等業務委託いずれも落札をしております。同日、ホテル熊本テルサにおきまして、熊本県治山林道協会総会が開催されましたので出席いたしました。総会では役員改選が行われ、球磨郡からは五木村木下村長、球磨村松谷村長が理事に就任されました。また、総会に出席した県幹部職員に対しまして、本町の地山要望等も行っております。

最後に、31日応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和5年第7回定例会提出議案等について説明を行いました。

以上で行政報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。
ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

休憩 午前10時49分
再開 午前10時59分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第5 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第5、「一般質問」を行います。本定例会では、2名の議員が通告されております。タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ。民間の協力を得て、公の施設を有効活用するアイデアについて、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。民間の協力を得て、公の施設を有効活用するアイデアについて一般質問を行います。まず初めに、公の施設とは、公共施設のうち住民の福祉を増進する目的で設置し、住民が利用する施設のことです。本町における公の施設の計画としては、公共施設等維持管理計画というのがあります。この計画には、施設の維持管理の方針はあるのですが、施設の活用に関する具体的な方針は示されていません。公共施設マネジメントといわれる部分になります。一方、長谷町長二期目の所信表明では、地域資源にさらに磨きをかける昇華の時という方針が示されました。議会だよりナンバー43、最新号でも町民の皆様にお知らせしたところです。本町の施設には、まだ生かされていない潜在的なニーズがあり、新しい価値を生み出す可能性が多くあります。今回の一般質問では、施設を有効活用するための仕組みづくりのアイデアについて皆様と一緒に考えてみたいと思います。要旨1、人材が不足する公の施設に、地域おこし協力隊を配置する考えはないかについて伺います。この要旨1は前回6月の一般質問、地域おこし協力隊の積極的な受け入れの継続質問となります。まず担当課にお尋ねします。地域おこし協力隊を配置している公の施設とその人数について伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 地域おこし協力隊を配置している施設とその人数ということでございますけれども、地域おこし協力隊の採用人数が多い企画観光課から町内の施設の状況をご説明させていただきたいと思っております。まず企画観光課所管でございます。企画観光課所管につきましては湯前町避難防災交流施設湯～とぴあに2名、湯前グリーンパレスに1名、所管としましては3名の地域おこし協力隊を今採用しております。続きまして教育課所管でございます。湯前まんが美術館に2名在籍しております。計5名が現在、地域おこし協力隊。公の施設の中で活動をしているというところ

でございます。

4番（椎葉弘樹君） 本町では、現在、3つの施設に5人の協力隊を配置されていることを確認しました。それではまた担当課にお伺いします。一部の公の施設に地域おこし協力隊を配置している理由についてお尋ねしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 地域おこし協力隊の制度の目的でございますけれども、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地域産品の開発、販売、町のPRなどを地域おこし支援や、農林業への従事、住民支援など、地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る取り組みでございます。本町における各施設においては、次の目的で活動を行っております。まず、湯前町避難防災交流施設湯～とぴあでございますけれども、町の地域資源を活用したまちの賑わいづくりや、ふるさと納税返礼品を含む特産品などの開発、SNS等を活用した地域資源の情報発信のためでございます。続きまして、湯前町グリーンパレスにつきましては、町の観光拠点であるグリーンパレスキャンプ場及び湯楽里を活用して魅力ある施設の創出や観光施設と連携した地域振興及びSNSなどを活用した情報発信を行うためでございます。続いて、湯前町まんが美術館に関しましては、施設運営の企画や情報発信、イベント等の企画運営、本町における文化財の資源調査や資料整理を行うためということで活動を行っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） ただいまいただきました伊藤課長からの答弁内容は、本一般質問においてとても重要な部分だと思います。協力隊の施設への配置は、ご答弁内容にありましたとおり地域資源、企画開発、情報発信などの理由が含まれておりまして、協力隊の定住に繋げることを確認させていただきました。長谷町長二期目の大きな推進力になることはもちろん、協力隊のこれまでの実績を考へても施設への配置は非常に効果的だと言えます。日本はこれから人口減少や少子高齢化による人材不足が急速に進んで参ります。施設の運用も例外ではありません。そこで担当課にお尋ねします。町内の施設の内、人材が不足している公の施設はありますか。お尋ねします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 企画観光課所管でございますけれども、観光施設であります湯前グリーンパレス及び湯楽里については、温泉施設について現在従業員のスタッフの募集を行っております。しかしながら、希望する人員には達してない状況でございます。

農林振興課長（高橋 誠君） 農林振興課所管の公の施設でございますが、農産加工施設。これについて下村婦人会の方に指定管理者しているところでございますが、現在不足するという話は私の方では聞いてございません。また、過去、婦人会との人材を派遣するような協議も行っていない状況でございます。あと農産加工施設もう一つですが、精米所の方でございます。こちらの方は現在、指定管理者を募集、公募しているところ

でございます、新しく決定したらそういった話も出てくるのかもしれないと思っております。あともう一つ、公の施設としてはアグリセンターの方でございます。農業公社でございますが、現在、事務局長、またスタッフも不足しているためですね、募集をかけている状況でございます。まだ着任するようなことまではまだっておりません。以上でございます。

教育課長（浅田 徹君） 教育課でございます。所管します社会体育施設としましてB & G海洋センター、プール、町民グラウンドがございますが、社会体育の分野で現在地域おこし協力隊を1名募集中でございます。協力隊の業務としましては、運動スポーツ健康増進に関する活動というところで現在公募中でございますけども、数件の問い合わせがっておりますが、ちょっと面接までは至ってない状況でございます。以上です。

4番（椎葉弘樹君） グリーンパレスや湯楽里におきましては、令和4年度の事業報告等を見ましても従来から人材不足というのは言われております。また、漬物工場において協議はされてないということで人材不足は聞いてないということですが、私が行ってヒアリングした時には、情報発信等に精通する人がいない、そういう人材が不足しているということをお伺いしたところでございます。あとアグリセンターと体育施設については現在募集中。そして、公民館とですね改善センターあたりもですね、よそでは指定管理をしているところがありまして、そういったところも、もしかしたら人材が不足しているのかなと思ったんですが、今は職員さんで対応されてるんじゃないかと思えます。本町施設の人材不足に対して大きな力となっているのが地域おこし協力隊ではないかと思えます。隊員の配置はとても良い取り組みでありまして、今後も進めていただきたいところであります。そこで町長にお尋ねします。公の施設に地域おこし協力隊を積極的に配置して、施設の有効活用を図る考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 地域おこし協力隊につきましては、今までに11名の協力隊を採用しております。うち6名が活動中ということでございます。その中で任期が終了しました職員5名のうち4名が本町に提示している実績があるところでございます。地域おこし協力隊制度の目的でございます。都市部からの地方への移住定住については、ある程度成果が見えているのかなというふうに感じたところでございます。しかし、椎葉議員がおっしゃるように、不足している施設におきます協力隊という点につきましては、制度の趣旨という観点からしっかりとそこをとらえながら慎重に検討しなければならないというふうにも感じておるところでございます。今後この地域おこし協力隊につきましてはですね、地域発展のために大きく期待できる分野でございますので、今後とも積極的に募集をかけ、魅力ある町づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 同様の確認をですね、教育課の方にもちょっと確認したいんで

すが。健康づくりや体力増進、スポーツ競技力の向上など体育施設への配置というのも面白い考えだと思ってまして。1名募集ということですが、これだけ広大な体育施設を持つ本町においては果たして1名募集で大丈夫なのか、もうちょっと積極的に2名とかですね、増やしていても良いのではないかと考えております。また、生涯学習、文化交流、町民交流、各種講演会など公民館や改善センターへの配置というのも人材育成を推進する観点から面白いのではないかと考えております。そこで、今日は教育長が所用で不在のため教育課長にお尋ねしますが、教育課所管の施設においても、今後、地域おこし協力隊を積極的に配置していく考えはないかについてお尋ねします。

教育課長（浅田 徹君） 先ほど町長も積極的に採用検討していくというご答弁されてまして、社会体育施設、それから公民館等ですね社会教育施設、マンパワーを要する部分が多々ありますので、協力隊が着任いただければですね、前に進めるものと思っております。ただ適切な人数というのが今んとちょっとお答えできないもんですから検討させていただきたいというところで答弁とさせていただきます。

4番（椎葉弘樹君） この地域おこし協力隊の活用は、人口減少下において地域を活気づける重要な取り組みであります。隊員のアイデアが施設に新たな価値を与えていただけることを期待しております。課題は、隊員の任期が終わった後の仕事や定住です。これにつきましては、総合戦略の移住定住の施策として、しっかりと支援をしていただきたいと思っております。続きまして、要旨2。町が使用料を徴収している公の施設において、指定管理者が支払う使用料のあり方をどう考えているかについてお尋ねします。担当課にお尋ねします。町が指定管理者から徴収している使用料について、現在の施設と料金について伺いたいと思っております。

農林振興課長（高橋 誠君） 農林振興課の所管でございます。湯前町農産物加工施設の位置及び管理に関する条例に基づきまして、農産加工施設、下村婦人会になりますが、年額の24万9,900円になります。もう一つの農産物加工施設、精米所でございますが、年間13万1,250円と使用料を徴収してございます。

4番（椎葉弘樹君） あとですね、湯愛居住部門についても、使用料というのは徴収されているわけですが、これにつきましては入居からの使用料を社協経由でそのまま町に納められている現状だと思いますので、今回の質問では対象としないところです。よって、以降の質問は農産物加工施設に絞って質問させていただきます。指定管理者から施設の使用料を徴収しているのは、ただいまご答弁いただきました農産物加工施設、漬物工場。そして、今は徴収していませんが、杵つき精米所というのが2ヶ所あると認識しております。一方グリーンパレスや避難防災交流施設、レールウイング複合施設という指定管理施設からは徴収していないのが現状です。そこで担当課にお尋ねします。指定管理施設の使用料を徴収している施設と徴収していない施設の違いについて伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農林振興課所管のものですけども、農産加工施設の使用料関係につきましては、建設当初から算定根拠に基づいて使用料を取っておるところでございます。使用料を取っていないところは農林振興課ではありませんので、そういった答弁になります。よろしく申し上げます。

4番（椎葉弘樹君） 質問したのはですね、使用料を徴収している施設と徴収していない施設がありまして、その違いというのは何かあるのでしょうかといった問いになります。もしわからないならわからないでも結構ですのでご答弁をいただきたいと思いません。

農林振興課長（高橋 誠君） 大変失礼しました。指定管理者制度になる前から、この下村婦人会の方は使用料を徴収しているところで、指定管理者制度に移行してからもこの使用料を引き続き徴収しているところでございます。それに基づき、また精米所も同じ考えで営利を目的とする施設管理者というべきでしょうか、そういったところは、利益の方から使用料をいただくというふうな、利益に基づくところの考え方になっているかと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 今のご答弁で指定管理者制度を導入する以前から徴収していたのでそれをそのまま引き継いだというところで認識しました。ではですね、先ほど言われた条例の中身を見ますと、令和2年度にですね、条例改正をしております。町長が特別な理由と認める時には使用料を減免できるということで、規定を追加しております。しかし、通常時は第6条使用料においてご答弁のとおり、本工場と塩蔵庫、そして、精米所において使用料を規定しておられます。担当課にお尋ねします。この使用料の金額の使用料の算出根拠。これについてお尋ねしたいと思います。どのようにこの使用料が導かれたのかについてお尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） 下村婦人会の漬物加工所。そして、精米所の2つの農産加工場の使用料の算出根拠でございますが、いずれも建設当時、建設に掛かった事業費、建物、設備、設計料、用地ありますが、それらの事業費から国県補助金とその残りでございますけども、地方債の元利償還金に地方交付税充当されますけども、それを引いた残り。いわゆる純粋な町の一般財源分を施設の耐用年数で割りまして、その金額の2分の1という設定をして徴収してきたところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 繰り返しますが、その算出根拠としては、町が負担した分の2分の1を耐用年数で割った金額ということで理解しました。ただしですね、塩蔵庫ですね、下村婦人会にあります塩蔵庫。これにつきましては昭和の時代に建てられたものと伺っております。この算出根拠はないとのことでした。従って、この対応年数というものも不明だと思われれます。耐用年数が過ぎたら使用料の支払いはどうなるのでしょうか。条例等には示されていないところです。おそらく塩蔵庫はすでに耐用年数を過ぎている

と思われますので、それがどうなるのかについてもちょっと疑問が残るところです。下村婦人会の漬物工場は、平成29年11月23日にリニューアルオープンをしているわけですが、使用料は当時のままだと認識しております。また、杵つき精米所は、これまでに指定管理者が変わった経緯がありますので、耐用年数というのがどうなったのかもちょっと不明な状態だと思います。当時の算出根拠を否定するわけではなく、指定管理施設の使用料という観点から見直しが必要ではないかと考えているところです。近年、物価やエネルギーの高騰などで指定管理者の負担が増えています。農産物加工施設の使用料が、指定管理者の重荷になっているところです。杵つき精米所においては、これまで指定管理者を応募してきましたが応募がない状況です。使用料の負担がなくなれば杵つき精米所の応募があるかもしれません。いずれにしましても、時代に合わせた使用料の見直しが必要ではないかと考えているところです。そこで町長にお尋ねします。指定管理施設、農産物加工施設の使用料のあり方を見直す考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） まず初めに農産加工施設の下村婦人会の漬物工場でございますけれども、従業員の高齢化、それから機械の老朽化、それから修繕箇所の増加ということで今回もまた補正予算で修繕を計上させていただいておるところでございますが、また加えまして、先ほど椎葉議員の方からも説明がっておりますが、新型コロナウイルス感染症。併せまして、物価高騰等によりまして大変経営状況も厳しい状況が今後も続くんではなかろうかということ想定しておるところでございます。現在、農林振興課におきまして、この使用料等につきまして、内容の見直しを行うよう私から指示をしているところでございます。それから同様に、精米所につきましても、指定管理者の応募を行っているところでございます。幾つかの問い合わせもっておりますが、過去の使用料の存在が課題になっているというふうなことでございます。早く精米所の再稼働も実現したいというふうに思っておりますので、下村婦人会と同様に使用料の見直しを考えていきたいというふうに思っております。いずれもこの考え方がまとまりしだいにつきましては、議会に相談していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 先ほど農林振興課長の方に、使用料を徴収している施設としてない施設の違ひについてお尋ねした時に、そこは明確な規定は多分ないんだろうなというふうに感じたところでもあります。指定管理施設においては、町が徴収する使用料を求めないっていうのが、他の指定管理施設と整合を取る上で必要なのではないかと考えておりますので、そこは担当課の方でも慎重に検討していただきまして、また検討が終わりましたら、議会の方にもお知らせいただきたいと思っております。次に要旨3。行政が運営する公の施設で、新たに指定管理者制度を導入する考えはないかについてお尋ねします。担当課にお尋ねします。指定管理者制度を導入していない公の施設とその施設の事

務局を含む担当職員の数、人数についてお尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） アグリセンターに事務所を置く農業公社でございます。現在、理事長は町長でございますが、農林振興課の職員という形で、私と係長の計2名で担当しているところでございます。役場の方ですね、農林振興課の業務と兼務する形で事務補助をする形であって、現在アグリセンターの農業公社事務所に常駐して業務を行う役場職員はいないというところでございます。ただですね、湯前町多面的機能支払広域協議会の事務職員が1名おられます。農業公社の事務補助という部分も兼務の形で行っておられまして、農業公社の事務所に常駐していただいているところでございます。

教育課長（浅田 徹君） 教育課でございます。施設職員数ということでございますが、まず、社会教育施設これ改善センターも含めまして中央公民館、まんが美術館、改善センターが一体となっております、教育課の事務室があるというわけでございます。職員につきましては、私、学校教育係が2名、社会教育係が3名の6名ですね。ただ、学校教育係の主幹が兼務しておりますので5.5名という認識でございます。そこに会計年度任用職員と協力隊も含め3名配属しております。それからB & G海洋センターでございますけども社会体育係が2名、会計年度任用職員が1名の3名が常時の人数となります。以上です。

4番（椎葉弘樹君） ちょっと足し算が追いつかなかったんですが10数名ですね、職員の方々が公の施設の担当業務を担われてるってことを確認しました。指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることが目的とされております。したがって、行政職員の方が直に働かれるよりも民間の方の雇用の方が安いのではないかとこの部分もあるのかもしれない。そこで担当課の方にお尋ねします。指定管理者制度を導入していない公の施設において、民間の能力を活用できそうな施設、現在まだ地域おこし協力隊を採用されていない施設というのを担当課の視点で挙げていただきたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほど申し上げましたアグリセンター、ここには農業公社がございます。ここも一つの指定管理者にできそうな施設という位置付けではあるのかもしれない。ただ今後、農業公社の事務局長の新たな就任、また、地域おこし協力隊も含めまして、新しい公社スタッフ体制が整っていくようであればアグリセンター施設を指定管理者制度で運用することも考えられるのかもしれない。また、こういった新しい民間出身の事務局長であったり、地域おこし協力隊そういった方を雇用しながらですね、新しい行政とは違う農政の振興、公社の運営、そういったものができればいいのかなと思いますが、現在のところ指定管理者制度に運用するということはまだまとま

っておりません。

教育課長（浅田 徹君） 教育課でございます。協力隊を配置してない施設というところでございますが、ちょっとB & G海洋センターが現在募集中ということになります。それから、先ほどの答弁とちょっと重複しますが、美術館の方に協力隊2名おりまして、業務としましては改善センターとか中央公民館の業務をですね、する場面もございます。人数が足りてるかどうか別として現在そういった状況でございます。

4番（椎葉弘樹君） ちょっと私の質問が悪かったのかもしれないんですが、指定管理者制度を導入してない施設の中で、これから、もしかしたらここは指定管理できるんじゃないかという可能性を秘めている施設を確認したいと思っております。

教育課長（浅田 徹君） 大変失礼いたしました。まず、まんが美術館でございますが、平成29年にまんが美術館等活用計画というものを策定しておりまして、その中の方ですね、今後の運営体制については、指定管理者制度も視野に入れた検討が必要とそういった記載をしてあります。というところでこれにつきましてはもう内部検討をやってるっていう状況でございます。もう1点がB & G海洋センターですけども、国内に465施設ございまして、指定管理制度を導入してる施設もあるようでございます。こちらにつきましてもメリットも課題もあるようございますが、検討中というところでございます。以上です。

4番（椎葉弘樹君） 全国に目を向けますと、農業施設であったり美術館、体育施設。そして、公民館といった各施設で指定管理の事例が多数ございます。熊本県内では体育施設の指定管理が一番多く、人吉市では体育施設11ヶ所をNPO法人人吉体育協会が対応されています。指定管理者制度は行政による管理コストを軽減する効果があります。例えば、グリーンパレスの管理運営費は指定管理前までは年間1,500万円を超えていましたが、指定管理者制度導入以降は、1,200万円前後で縮小できています。そして、美しい景観づくりや来客者支援などしっかりと対応できているところです。指定管理者制度を導入するときは、民間に管理を委託するっていうだけではなく、利用者に活用していただく、感動していただくという視点が必要です。行政のマンパワーだけでは限界があるのではないのでしょうか。施設の運営ルールを柔軟に設定し、活力のある民間に任せることで公的施設を創造的な場所に変えることができます。そこで町長にお尋ねします。新たな指定管理施設を導入することで、民間の能力を活用して住民サービスの質を向上させる考えはないのでしょうか。

町長（長谷和人君） この施設につきましては、指定管理者制度の適用の可能性につきまして地方自治法の規定に従い、町の直営等を指定管理者制度による管理運営のどちらかを選択するという事になっております。その判断基準ということで椎葉議員から先ほどから説明があつているところでございますが、より効果的かつ効率的に施設の設

置目的を達成できるかどうかに基づいて決定されるというふうに思っております。具体的にはそれぞれの施設の特性に合わせて個別にやっぱり判断しなければならないのかなと、これが基本ではなからうかなというふうに思っております。また、この指定管理者制度に基づいた管理運営の方がコストアップやサービスの質低下に繋がる恐れがあるときなどが指定管理者制度の導入の必要性が低いケースであるということで、当然直営での運営というふうになると思います。民間事業者によります直営同様のサービス提供が行われる、また民間のノウハウ等を活用する余地が十分に存在するときは、地域住民に対するサービスの質向上や経費の節減が指定管理者制度の導入によって見込めるときにつきましては、指定管理者制度の導入を検討することになるのではなからうかなというふうに思っております。今後、指定管理者制度を指定していない施設につきましては、公共サービスの提供という質的、また側面的についての維持または向上または管理運営コストを削減することで、施設の財務的効率性を図ることが可能であるということでは導入することは可能ではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） これから美術館であったり体育施設であったり検討はされていくのかと思うんですが、町長の方からもですね、ちょっとこの検討を進めていく考えがあるのかについて、積極的に進めていく考えがあるのかについて伺いたしたいと思います。

町長（長谷和人君） 先ほどの答弁とちょっとダブるかもしれませんが、今後この指定管理者制度を指定していない施設につきましてはですね、当然、現体制の中で人員配置が行われております。指定管理をすることによってその人員が逆に言うと、例えばそこに配置された職員がおる場合につきましては指定管理者制度によって、どこかにか異動しなくちゃいけないと、そういうふうな側面も踏まえておるところでございますので、そこら辺は先ほど浅田課長の方が答弁しておりますように、それに合わせながらやはりその財務性、それからその質的な部分。いろんな部分を含めたところで可能であれば導入するということが可能ではなからうかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 本町ではまだ、指定管理者制度を導入してない公の施設の検討状況というのはまだ確認できてないんですよね、町としてそれを検討していく考えはないかについてお尋ねしたところなんです。町長の今の答弁ですと、実現可能であれば実現したいということで、その実現するか否かの検討というのを町としてやっていかななくてはならないのかなと思ってるんですが、町長そのところをちょっと明確にお答えいただけないでしょうか。

町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。現在、指定管理制度を行ってない施設ですね。この部分につきましては、これまでおっしゃるとおり、指定管理制度の既存の

施設で指定管理者も今後やっていこうという観点ですと動いてきたところでございます。今、ご提案いただきました、新たな指定管理者制度、新しい今の施設の中で、新しい指定管理者制度を採用するということに関しましては、明確に答えていうのは大変難しいかもしれませんが、現状として先ほどお話がございましたように、人間も結局足りないような人間の体制が非常に整わないという部分もございますので、そこら辺も十分やっぱり研究してですね、そこら辺のところの活用なども十分研究しながら活用が可能であれば指定管理者制度に持っていくということで、答弁の方は答えさせていただきたいというふうに思ってる。難しい部分でございますんで検討はしたいと思っておりますけども、即指定管理者制度に持っていくというのは、ちょっと研究の余地があるんではなからうかということで答弁させていただきたいと思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 例えばアグリセンターだったら人材の体制ですね、組織の体制ができてから検討するとかですね。或いは美術館については計画に載っているから、もう速やかに検討するとか、その施設ごとに検討するか否かのところも含めた検討というのがですね、まず初期段階として必要ではないかと思ってるんです。町長はそこをなんかまだお茶を濁しておられるような答弁なので、そこをちょっとその初期段階の検討というのは速やかにできると思っておりますので、そのところはやっていただきたいのですがいかがでしょうか。

町長（長谷和人君） 既存の施設の中で稼動しておりまして、経営的って言いますか運営の中が非常に中身が悪いとか、動きが鈍いとか、そういう部分が今、動いておりますので、そこら辺で今ご質問がございましたように、指定管理者については、検討してなかったというのが現状でございました。今ご質問がございましたんで、そこら辺につきましては体制の整備なり部分が十分整った段階。ただB & Gの施設につきましてですね、これまで企業から1人来ていただきましたとかということで人間が足りないような状況が続いておりますので、今しばらくそこら辺の検討期間と言いますか、そこら辺をちょっと見ながらですね、研究をさせていただきたいというふうに思っております。決して指定管理者が駄目だとかそういうことは思っておらないということだけ答弁させていただきたいと。大変苦しい答弁になってるところ、ご理解いただければと思います。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 本町におきましては、指定管理者施設が5施設でそれ以降の検討というのはまだ動いてないのかなあと思ったもんですから、今回の質問を投げかけたところなんです。ぜひですね、その残りの施設においても指定管理者制度が導入できるのかできないのか、そのあたりをですね、しっかりと検討をしていただきたいということを申し上げて、次の質問に入りたいと思っております。要旨4、公の施設の指定管理の期間、稼働時間外の使用、民間主導の運営についてどのように考えているかについてお尋ねしま

す。議会や議員が過去に提言をした指定管理者制度の課題について、継続質問として3点確認させていただきます。これらは直接町長にお尋ねします。まず、指定管理の期間についてです。本町にある5つの指定管理施設の指定期間はいずれも5施設とも3年間です。そのうち、ルールウイング複合施設を除く4つの施設が公募によらない指定管理者であります。参考までに、総務省が示した指定管理者制度の導入状況を見ますと、これは令和3年4月のデータですが、熊本県内の指定管理期間5年が53パーセント、320施設になっております。また、指定管理期間6年から10年が5パーセントの33施設。県内を見ますと半数以上が、指定管理期間が5年以上となっているところです。令和3年3月の質疑において、公募によらない指定管理の期間を3年から5年に延長してはどうかという提言をさせていただきまして、5年も視野に入れて検討したい旨の答弁でした。そこで町長にお尋ねします。公募によらない公の施設の指定管理期間を5年以上にする考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 指定管理制度を開始以来、本町におきましては対象施設の指定管理期間を3年としてきたところでございます。しかし、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を経ていくためには原則期間を5年とし、さらに福祉サービスを提供する施設のうち、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設等におきましては、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設につきましては10年までの範囲で適切な期間を設定することも可能ということで先ほど椎葉議員の方の部分がございましたが、指針を定めている自治体も全国に多く見られるところでございます。今ご質問がございました件につきましては、今年度が実は指定管理者を選考する年となっておりますところでございます。指定管理者選考委員会が開催されるまでにおきましては、今ご質問がございました、指定管理を5年以上にすることにつきましてはですね、前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 2点目の稼働時間外の使用についてです。指定管理施設における過去の問題として、グリーンパレスの合宿所や杵つき精米所における施設の目的外使用。これに対して鶴田町長時代に議会が指摘したことがあります。グリーンパレスの例を振り返りますと、合宿等の空き時間を利用して商品開発が行われたこと、これが目的外使用として処理されました。湯前町グリーンパレスの設置及び管理に関する条例、第2条では、農林業及び商工業の振興を図ることが目的であり、設置の目的としては問題がありませんでした。これが合宿棟だけに着目してしまいますと、問題として対処されました。今思えば、ここの施設を目的外だから使用してはならないという固い考えではなく、未使用時は自由に利用できるようにして、施設の創意工夫や稼働率を上げる対応が必要だったのではないのでしょうか。前向きな議論がなかったことを個人的にも反省しているところです。施設の空き時間を利用した施設の有効活用は、公共施設マネジメン

トにおける稼働率、この空き時間の利用ですね、これについても関連するため、ぜひ進めるべきだと考えます。そこで町長にお尋ねします。指定管理者は施設が稼働していない時間を自由に使用できるようにできないか、町長の考えを伺います。

町長（長谷和人君） この施設につきましては、直接住民の共同使用に供することを目的に設置した施設でございます。財産の分類上、行政財産として区分されておるところでございます。かつ、指定管理者制度を導入する場合には、条例などで開館時間等の管理の基準や業務の範囲などを定めておるところでございます。この行政財産は施設の設置目的または用途以外に使用することはできません。しかし、その用途または目的を妨げない限度におきまして、使用を許可することができるというふうにされております。この許可を目的外使用許可といい、これにつきましては、指定管理者が行うことはできず、町長のみが行使できる権限となっております。例えば指定管理者の業務の範囲外でみずからの負担で自主事業などを実施する場合には、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、町長の権限により施設の使用が可能というふうになるところでございます。該当するような事業を実施したいなど、指定管理者から相談を受けた場合には、事前に施設所管課と協議をさせた上で、許可については判断を行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） この部分はですね、指定管理者であったり職員であったり、そこを議会からの指摘から目的外使用と言われられないようなルールづくり、これを例えば指定管理の協定書であったり、或いはこれから策定されるかもしれませんが、公共施設マネジメント計画であったり、あとは条例だったり、どこかでですね規定してあげて1回1回、町長の権限に基づき使用許可を求めるのかっていったところですね、必要なかといったところが課題になってくると思います。やはり今回の事例におきましては、湯楽里さんのケースは設置の目的に該当して満たしておりますので、そこを満たすのであれば、もう柔軟にですね、指定管理者が空き時間を使えるというルールづくり、これも必要だと思いますが町長いかがでしょうか。

町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございます。目的外使用につきましては、ルールを明確にしまして、その施設が、その目的の趣旨から逸脱しないということであれば、そのような形でですね協定書なり、これ例でございますけども、今おっしゃったような形でですね、可能になるのではなかろうかなと私も今、思い返したところがございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 最後の質問です。民間主導の運営について、湯楽里と社会福祉協議会は農業公社と同じく町長が経営のトップであり、完全な民間主導ではありません。本来は球磨プレカットのような民間主導に切り換えた方がよいことを鶴田町長時代から

指摘をしているところです。長谷町長は以前の答弁で、みずからがトップになることで人件費を抑えているという答弁もあったかと思えます。そして、現在も行政と指定管理。3つの施設のトップとして、二刀流ならぬ四刀流で対応されている状況です。行政も多忙をきわめていく中、今後もそのような対応でよろしいのでしょうか。人口減少下におけるお客様の減少や働き手不足、今後のデジタル化社会への対応などを考えますと、民間の経営者を擁立した方がよいのではないのでしょうか。或いは、今の支配人や事務局長の方を経営者に育てるなど、手立てが必要ではないのでしょうか。そこで町長にお尋ねします。町長が運営に関わる公の施設は民間主導の運営に切り換えていく考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） ここでは、ゆのまえ温泉湯楽里株式会社の代表取締役を例に、答弁をさせていただくところでございますが、この湯楽里につきましては、決して私も代表取締役に残るとか固執してるというわけではございませんが、ただし町長職以外の別の方をお願いするとなると、いろんなクリアしなければいけない課題もあるんではなからうかというふうに考えております。具体的に申し上げますと、まず、お引き受けいただく方にお支払いする役員報酬の捻出をどうするのか。あれだけの施設でございます。それなりの金額が必要と考えられます。一方で町長職であれば、それは不要というふうになるところでございます。先ほど椎葉議員から1人3役ということですね、おっしゃっていただいたところでございますけども、次にお任せできる人材がいるかどうかと、これ経営能力ばかりではなく、議員の皆様方も非常に関心が高い案件だというふうに思っております。皆様方にご了解をいただける人物であるかどうかという点も含まれて来るんではなからうかなというふうに思っております。そして最後でございますが、株式会社を代表する取締役の責任は大変大きく、場合によっては代表個人にも損害賠償が請求される恐れもございます。湯楽里がお支払いできる報酬額で納得いただけるかどうか。以上3点が大きな課題になってくるかなというふうに思っております。わかりやすく申し上げますと、湯楽里がお支払いできる報酬額で期待できる能力をお持ちの上に、代表取締役でのリスクを負っていただけるような人材がいるかどうかということになるかというふうに思っております。この件につきましては、湯楽里創設以来、平川町長、吉村町長、鶴田町長と町長職が頑張っておられましたので、私の経営の能力はわかりませんが、先輩方の例に倣って、引き継いできたところでございました。そのような方がいらっしゃれば、改めて検討したいというふうに考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況も芳しくないことから、現時点におきましては、代表職の仕事は町長が行い、実務は支配人をお願いするというふうに考えているところでございます。なお、この件につきましては湯楽里に限ってだけちょっと説明させていただいたんですが、取締役会の中でも、過去に色々とお話をさせていただいた経緯もあるわけござい

ますが、なかなかそこら辺の話が進展していないという状況もこの場でお知らせをしておきたいというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 今のご答弁を聞いてますと、長谷町長任期中はあまり積極的に経営者を見つけたりとか、育成したりという考えが示されていないので、現状どおりにいかせていただきたいというふうに聞こえたんですが、そこはもう、そのように進めていかれる考えなんですか。それとも、いや、ちょっと私も厳しいので、ちょっと経営者を用意する方向で動きたいと思っておられるのか、そこだけお聞きしたいと思います。

町長（長谷和人君） 私の期間中というふうなお話もいただいたんですが、これまでに、湯楽里のお話それから農業公社、これにつきましても代表者という形をですね、先行させていただきまして、私も動いた経緯もございます。ただなかなか、先ほどから答弁いたしますように、厳しい状況になっておるということを答弁したところでございまして、決して椎葉議員がおっしゃっているようなことは考えておりませんで、そういう立派な方がいらっしゃるようであればですね、経営的にもちゃんとその理念があった人であれば、私としてはそこら辺についてはもうやぶさかではないと答弁させていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） ちょっとそこはですね、はっきりと言われた方が良いと思うんです。ちょっと今厳しいから現状のまま行かせてくれというお考えなのか、いやちょっと四刀流ですよ、町長は今、行政職も含めると四刀流です。四刀流を果たしてやっていけるのか、そこは私たち非常に心配しております。そこだけもう一度答弁をお願いします。

町長（長谷和人君） ご心配いただいて本当にありがたく思っているところでございます。私もそういう関連からいきました時にはですね、本来であればそういう形をとりながら、私も進めていきたいというふうには思っております。ただ今できるかどうかって言ったら、なかなか先ほど答弁しましたように、その人材等も求めるためにもその人が現れていないということが現実でございますので、そこら辺は、そういう答弁でご認識いただければというふうに思っているところでございます。なかなか難しい質問でございますが、厳しい回答に、適当な回答しかしてないというふうに思われるかもしれませんが、現時点ではそういうふうにして、思っているということだけご理解いただければと思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） これ以上の追求はしませんが、やはり待ってるだけでは経営者は育ちません。やっぱり行動を起こさないと、そういう対応はできませんので、もしそういうお考えが少しでもあるのであれば、今後そういう行動に移していただき、例えば公募するなり、或いは今のトップの人を育成するなり、そういうところを示していただ

きたいと思います。結びになります。長谷町長には公の施設を有効活用するための仕組みづくりを進めていただくことで町民サービスの向上、指定管理者の業務改善、行政の負担軽減などを目指していただきたいと思います。そして、地域資源にさらに磨きをかけることで町長二期目の公約、昇華の時を実現していただきたいと思います。前向きにご対応いただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、民間の協力を得て、公の施設を有効活用するアイデアについて、椎葉議員の質問が終わりました。

昼食の時間になりますが会議を続けて、これより関連質問を許します。

5番（森山 宏君） 椎葉議員の質問で民間主導というふうには町長にだいぶ進められましたけども、そもそも確認ですけども、町長として民間経営必要ですけども、民間経営の経験はないと思いますので、営利主義ですね、企業ってというのは、そういう考えを募集するという考えがあるのか、そこの再確認だけです。民間の力を導入したいという考えがあるのかないのか。

町長（長谷和人君） 森山議員のおっしゃった民間活力、これ私としてはノウハウを活用すべきというふうに思っているところでございます。

3番（遠坂道太君） 要旨1なんですけども、協力隊の公募につきましてですね、どのような公募の仕方されたのか、特にB & Gの公募の仕方。どのあたりまでの公募をされてるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 地域おこし協力隊の公募の仕方ですけども、町のホームページと地域おこし協力隊専用のホームページがございますので、それに基づきまして内容等をですね、きちんとかういう方を募集してますということでホームページに載せまして、現在公募してるということでございます。

3番（遠坂道太君） 伊藤課長の方から言われましたけども、大学とか関連する企業、関連する学校とかそういった辺りまでするべきじゃなかったのかということで、私の意見を言わせていただきます。

教育課長（浅田 徹君） B & Gの方で社会体育関係の協力隊を募集してることで、公募は当然のことですが、今おる協力隊でありますとか、我々が知り得る方々の、いわゆる人づてとかですね、そういった点では模索をしてるところでございます。例えば体育大学を訪問してということではありますが、熊大の方には伺いまして、そういった人材おられませんかといった事例がございます。以上です。

議長（金子光喜君） 関連質問がまだあるようですので、これで昼食のために休憩を取らせていただきます。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

椎葉議員の一般質問に対する関連質問の途中です。発言を許します。

1番（吉田精二君） 椎葉議員の一般質問に対する町長の発言に対する関連質問をさせていただきます。質問の要旨3、行政が運営する公の施設で、新たに指定管理者制度を導入する考えはないかという質問に対しまして、町長の質問ではそこにいる担当職員の移動先もあるので慎重に検討していきたいというふうな答弁にありましたが、その発言につきまして、実際の役場全体として人員不足というふうな部署もありますので、職員の配置先を考えなければならないから、ちょっと慎重に行くという発言はちょっと本末転倒ではないかというふうに考えております。そのところ、町長の真意をお答え願いたいと思います。

町長（長谷和人君） 先ほど答弁した中で一部、人員がそこに配置されている人がですね、指定管理制度をすることによって異動しなければならないというふうな1例を申し上げただけでございまして、全てそれで私が話したわけではございません。他にも色々な形が出て参ります。その一つに、例えば、コスダウンになるのかコストアップになるのか。また加えまして、サービスが向上していくのかどうか、そこら辺も全部踏まえたところで総合的に考えていかなくちゃいけないということで1例を申し上げたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） これで一つ、民間の協力を得て、公の施設を有効活用するアイデアについての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、木質バイオマスの利用について。

遠坂議員の質問を許します。

3番（遠坂道太君） 皆さんこんにちは、3番議員の遠坂です。現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます厳しくなる地方自治でございます。議会と町は湯前町の発展と住民福祉等の向上のために、お互いに知恵を出し合い強調していく必要があります。住民の声や心を代表しまして一般質問をいたします。一つ、木質バイオマスの利用について。要旨1ですが、重油や灯油を利用している公共施設や温泉施設への木質バイオマスボイラーの導入を図る考えはないかについて伺います。森林大国日本、国土を占める森林面積は約67パーセントであります。湯前町の森林面積は70パーセントであります。木質バイオマス燃料は外国から輸入による化石燃料に頼らず、地域での自

己供給が可能という特徴があります。地域の木質需要を起こし、林業を活性化させ、地域産業や雇用を促進するという他の新エネルギーにはない大きなメリットです。バイオマスには、電力利用と熱利用があります。電力利用だけではエネルギー効率もせいぜい20パーセント台にしかありませんが、熱利用であれば、効率を80パーセント以上引き出すことができます。また、熱利用では比較的小規模な利用から始めることができます。需要者も供給者も地元主体となることから、熱利用は地域にとってもメリットを引き出すことができるバイオマス利用と言えます。バイオマス熱利用が拡大することによって、化石燃料を代替していけば、資金が地域で巡回するだけでなく、地域において新たな付加価値を生み出すことになります。つまり、バイオマスの熱利用は拡大すればするほど地域経済への貢献、CO₂の削減、環境負荷軽減の効果をもたらすことになります。また、人吉管内を見ますと、現在、錦町の木上に熊本錦グリーンパワーがバイオマス発電所を建設しており、9月下旬から稼動するようになっています。山江村におかれましては、森林資源を熱利用や熱電併給等により地域で持続的に活用する仕組みを図るための地域内エコシステムの協議会を令和元年に立ち上げて準備をされています。まず、町として環境にやさしい取り組みを行っているのか伺います。

総務課長(西村洋一君) 町の主な取り組みについて答弁させていただきます。まず、公害防止の観点では、水質汚濁を防ぐために下水道事業を行っておるところでございます。次に、温室効果ガスの排出抑制では、防犯灯のLED化。また、エアコンの集中管理。湯前駅の駐輪場に太陽光発電の設置などを行っておるところでございます。次に、廃棄物の排出抑制に関しましては、ごみの分別の徹底を行っておるところでございます。本町は16分類しておりまして、全国平均は11から15ということでございますので、全国平均よりも多く分別を行っておるところでございます。次に省エネルギー対策でございますが、ガソリンの消費を抑えるために、本町では、ハイブリッド車及び低燃費車の購入に心がけておるところでございます。最後に、緑化の推進では、本町ではJTさん、JR九州商事さん、紅中さん、ダイダンさんという四つの大きな企業と連携をしまして、企業の森活動を積極的に展開しております。森林の保全を行うことでCO₂の削減に繋げ地球温暖化防止に大きく寄与しているところでございます。もう一つ付け加えますと、公共交通機関、くま川鉄道等を守ることによりまして、石油のガソリンの消費とかそういうところも抑えておりますので、そういうところも含まれるかなと思ってるところでございます。代表的なところでございます。以上です。

3番(遠坂道太君) ただいま総務課長より、環境にやさしい取り組みをですね、町として答弁いただきました。特に森林関係が湯前町としては、熊本県でもやはり有名な取り組みだというふうに私は思っているところでございます。そこで現在、湯前町内に重油や灯油を利用したボイラーのある公共施設はどんな施設があるか、それにつきまし

て伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 町内には重油。灯油の方についてはちょっと幅広いですので、重油だけの公共施設ということで報告させていただきたいと思います。まず、重油を使用している施設としましては、温泉施設であります湯楽里、デイサービスを行います高齢者福祉センター。主にこの2ヶ所が重油を燃料にして、お湯を沸かして提供してるところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 公共施設では、福祉施設の湯愛、温泉施設の湯楽里だと思えます。また民間を見ますと、福祉施設のみそらから老人ホームの福寿壮もですね、これに関連してくるんじゃないかなろうかというふうには思っているところでございます。やはり、化石燃料が皆さんご存知のとおり高騰してるわけですね。そこで、公共施設で今、言われた2つの施設での重油の年間使用量と燃料費あたりがですね、おわかりになれば、ご報告いただければと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 両施設ともですね平成30年から令和4年。昨年度までの5年の平均で報告させていただきたいと思います。まず湯楽里につきましては使用量につきまして年間約91,000リットルでございます。金額に申しますと約940万程度となっております。しかしながら、遠坂議員が先ほど申されましたとおり、燃料の価格が高騰しておりまして、ここ2年間ぐらいは1,100万程度の経費を費やしているところでございます。次に高齢者福祉センターでございます。福祉センターにつきましては年間の使用料が21,000リットルでございます。金額につきましては、約220万円程度ということでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 年間の使用量と経費につきまして伺ったわけですがけれども、燃料が高騰してる中で、湯楽里を見ますと約200万ほどはですね、超えているような状況というふうに見えるわけでございます。この化石燃料のですね、経費を削減するための木質バイオマスボイラーの導入を図ることではないかというふうには思っているところでございます。現在、化石燃料の価格が高騰しております。重油の価格は昨年と同じ時期より、これはJAの方で確認させていただいたわけですが、20円近くは上がっておりますよと、現在、両方ともリッター当たり121円の価格となっております。それをですね、木質バイオマスの燃料に切り換えていきますと、化石燃料の約50パーセント以下の燃料費というふうになるようでございます。公共施設等においてですね、CO₂のニュートラルな燃料源とした、木質バイオマスを利用して、環境にやさしい町づくりを行うために、木質バイオマスボイラーの導入を図る考えはないか町長に伺いたいと思います。

町長（長谷和人君） 公共施設等に伴いますCO₂ニュートラルの熱利用源として、木質バイオマスを利用して、木質バイオマスボイラーの導入の考えはないかというご質

問でございます。平成25年度に上球磨地区の林業振興推進協議会におきましてですね、湯前町、水上におきます木質バイオマスの各調査が行われておるところでございます。この調査におきまして地域内に豊富にございます、森林資源を活用してボイラー燃料を生産することによる林業活性化とエネルギーの地産地消の実現などの目的にこの調査が行われたところでございます。その計画の中ででございますけれども、平成25年度のシミュレーションでございますが、湯楽里の年間使用量、先ほど課長が答弁しましたように約91,000リットルほどでございます。この報告書によりますと、木質バイオマスボイラーの導入の際に目安とされますのが約20万リットルの半分以下ということで、木質バイオマスボイラーの導入の効果はあまり得られないということで、この調査の中で結果が出ておるところでございます。また加えまして、イニシャルコストやランニングコストも考えますと、湯楽里における木質バイオマスボイラーの導入が厳しいのではなからうかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

3番(遠坂道太君) 町長から答弁をいただきました。平成25年度に試算した時はこういう状態ということでございますけれども、機械の方も進化して良くなってきているような状態でございます。そして、世界的にもですね、こういう環境問題についての取り組みというのは日本でも2050年までにはゼロにするというふうな形で取り組んで欲しいとされております。それに準じた中で、やはりこの環境問題につきましては、町としてもできる範囲、できませんよじゃなくてできる方向で取り組んでいくべきではないかというふうに私は考えているところです。今のような答弁をされますと、まずしないというふうに私は受けとめてしまうわけですが、やはり何事もできないものをできるようにするのが今からの時代だと思います。それにつきまして町長もう1回お願いいたします。

町長(長谷和人君) 先ほど答弁しておりますように最後の部分でございますけれども、イニシャルコストやランニングコストということを申し上げております。近隣の町村につきまして、ちょっと私も調べさせていただいております。このチップを利用する場合につきましてはですね、非常に含水率が高いそうございまして、これを直接ボイラーに加えると燃焼が悪くなるということで、かなりの量が必要だそうございました。また併せまして、含水率を低く抑えるために別の施設と言いますかプラントをですね、そこにチップを加えて乾燥すると、含水率を低くするという手間も入ってるそうございます。非常に熱量の調整も難しいというふうなお話を聞いたところございまして、冬場のみで使用していらっしゃると使えば使うほど経費が掛かっていくと、先ほど申しましたコストアップに繋がってるということを上げたのは実はこのことございまして、それ以上のメリットがあるということであれば、私も遠坂議員がおっしゃるような話ですね、導入も考えていいのかなというふうに思っておるところでございますけど

も。現状そういうふうなことで、イニシャルコスト、ランニングコストということでお答えさせていただいたところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 私も後でイニシャルコストについては話そうかなというふうに思ってたわけですが、現状がそういう視点の、町長の場合はチップで回答されたと思いますが、チップでなくペレットというような形もあるわけですね。含水率はチップの場合が大体50パーセントです。ペレットになりますと18~20でございます。熱効率も出てきます。それと化石燃料との組み合わせというのが一つの利点でもあると思います。ここで色々論議するよりは、今後これにつきましてはいろんな調査をしていただき、そして、錦町にも発電所ができました。その発電所を使って錦町のその会社は、どのような木材をどのように使おうかというようなことで、昨日もその営業部長が私の所に来られて話をしたわけですね。いろんな取り組みが今後出てくるかと思えますけども、そうした考えもしていければと、これにつきましては、これで終わらせていただきます。次の質問に移ります。要旨2ですが、施設園芸農家に木質バイオマスボイラーのリース事業で導入を図り、環境にやさしい施設園芸に取り組んではどうかについて伺います。この質問は、昨年9月の定例会で質問をいたしました。昨年はロシアがウクライナ侵略したことにより穀物類の価格高騰とそれらの影響を受けて農業資材関係、肥料、原油などが高騰したことで、町民の方への町からの支援がありました。これも町としてスピードをもって対応されたと。熊本県でもない全国でもない対応をされたというふうに私は自覚しております。町内における施設園芸農家を見ますと、現在ですね、何十年前は相当な面積があったわけですが、現在を見ますと、いちご栽培が本年度は4戸、菊栽培が5戸、トマト栽培が1戸であります。現在、トマト栽培農家では、木質バイオマスでの施設栽培に取り組みをされております。そこで化石燃料での作物別の経費について伺いたいというふうに思っております。トマト、いちご、菊でございますが、ご報告をいただきたいと思えます。

農林振興課長（高橋 誠君） 作物別でございます。これは令和2年3月の熊本県農業技術課作成のですね、熊本県農業経営指標による経費を申し上げますと、いちごでありますと10アール当たり年間重油2,500リッター。単価も85円で1リッター当たりですね、85円で設定されておりますのでこれが21万2,500円。トマトにつきましては10アール当たり年間重油5,200リットルの85円で44万2,000円。電照菊につきましては10アール当たり年間重油3,800リッターの85円ということで32万3,000円ということでございます。

3番（遠坂道太君） 課長から経費について伺ったわけでございます。なぜ経費を調べていただいたかという理由はですね、担当課としてもですね、そういうことは知っと

って欲しいというのが一つです。やはり農家サイドの、やはりいろんなことの話とかする時の知っておくべき実際のことだと私は思って、私は知ってましたけども一応調べていただいたわけでございます。やはりこういう化石燃料から木質バイオマス燃料に切り替えることで年間のやっぱり燃料費が削減できるということでございます。先ほどの町長が言われたチップではやはり経費的な価格が掛かってきます。ペレットであればある程度まで経費が削減できるというふうに思っているところです。これはなぜかと言いますとスタート段階で、化石燃料のですね併用を現在されていくのが施設参加への取り組みです。そして、後半になってきますともう木質バイオマス燃料に切り替えるというような形をとっておられるようです。昨年9月に町長にお尋ねしたことですけども、町長の答弁の中で、燃料の高騰に対応することで、木質ボイラーの導入も一つというふうに思っている。イニシャルコストも掛かる部分もあり、燃料への直接支援の中に重油ボイラーも含めて、省エネのための毎年のメンテナンス費用、メンテナンスによる部品交換を支援するというのも一つのアイデアなのかなと思っていると答弁されております。答弁されて1年になっておりますが、町長として答弁されたのについて現在どのような考えを持っておられるか伺いたいと思います。

町長（長谷和人君） この時、一例でそういうふうなお話をさせていただきまして、先ほど一つのアイデアということでお話をしたところでございますが、それからすぐに遠坂議員の質問等もございまして、2回、マックス50万という形でさせていただいておりますので、その部分については私としては実行させていただいてるということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 先ほど町長もマックス50万と、それは私達農家の方もですね、非常に助かった支援だというふうには思っております。それについてはもう非常に感謝を、農家の人達も皆感謝をしておられるというところでございます。次にですね、現在公社で農業機械のリースを取り組んでおられるわけですよね、町として過去にですね、リース事業に取り組んだ実績があるのか、それにつきまして伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 過去20年ほど前になるかと思えます。資料はちょっと見つけれないところがございますが、強化ビニールハウスの連棟ハウス導入において国県の補助金事業のリース型に取り組んだ例がございます。実際にこの事業に取り組みまれたのは電照菊農家といちご農家の3件でなければならないという条件があったような記憶がございます。これは当時ですが、ビニールハウスメーカーさんと農家との契約で、例えばリース物件価格の50パーセントを国県補助金、町の補助金を実施年度のその年度に充当して、その残りの50パーセント分を農家が複数年のリース期間中に分割払いしていく形で最終的にリース期間が終了したら農家の所有物になるというものがございました。

3番（遠坂道太君） それよりまだ過去にですね、昭和60年代になるかならんかぐらいの。ハウスの機種でいきますと、特6型ハウス、22ミリのハウスがリース事業であったわけです。私の家もメロンを作っておりましたので、それに取り付けまして、屋根の高いやつですよね。今、特1っちゅうのは屋根の低い5.4メートルの施設です。特6というのは、屋根が高い6メートルの間口のハウスでございます。屋根の高い22ミリのハウスはまだ持っていらっしゃる方も、何戸かあると思います。そういうのは私は、ちょうど豊永町長時代じゃなかったかなというふうに思っているところでございます。そういう時は、町の方にリース料を納めて、あと何年かしたら、個人の物になったような記憶はしているところでございます。それを明確に私も覚えてるところじゃないんですけども、そういった町主体のですね、形もあったかなというふうに思います。次の方に進めていきたいというふうに思います。先ほど申しましたように、化石燃料価格が高騰しているわけですが、化石燃料ではなく、木質バイオマス燃料を使用したことにより、カーボンニュートラルとなり、CO₂の排出を大幅に削減することができるわけでございます。そして、木質ボイラーのですねメリットというのがあります。これは再生可能であり、カーボンニュートラルであること。資源を有効に活用できること。安定したエネルギー供給が可能であること。農山村の活性化に繋がること。これのデメリットというのが、先ほど町長からも言われておりますように、化石燃料ボイラーと比較して価格が高いということと、初期投資が大きいというのがございます。また、メンテナンスについても灰がでます。その灰につきましては土壌に変えられます。灰の処理状況を調べますと、トンの1万円というような形が出とったわけです。踏まえていきますとですね、機械もですね徐々に進化しておりますし、価格も昔に比べたら下がってきているような状態でございますし、その辺を考えていければというふうに思っております。そこで、町独自によるリース事業。そして、環境にやさしい町づくりと環境にやさしい施設栽培の取り組みはどうかちゅうことで、町長に再度お尋ねをしたいと思っております。

町長（長谷和人君） 町独自のリース事業により、環境にやさしい町づくりと環境にやさしい施設栽培に取り組んだというご質問でございます。本町におきましては、国が行っているような省エネ貸付のリース事業補助というのはさっきおっしゃったようにメニューがないところでございます。すでに国県の補助事業の制度がありましたので、町単独での補助事業は考えなかったところございました。ただリース事業はございませんが、本町の単独事業でございます、農業用機械導入事業がございます。それらを活用することで、国県と同じ脱炭素型の施設園芸。環境にやさしい施設園芸への移行という目的には同調できるんじゃないかと私は思っております。それから環境にやさしい施設栽培では、これ熊本県の方針の動きでございますけれども、CO₂ゼロエミッション化ということで、温室効果ガス削減として掲げ、その中で施設園芸ハウスでのヒートポン

ブ導入、自動環境制御装置などを活用した適温管理導入が掲載されております。燃料使用量の削減を目指すというふうにされておまして、その中で県が調べた導入推移でございますが、これ平成28年度以降の数値でございますけれども、ヒートポンプ導入のみでございます。木質バイオマス貸付の導入がないというふうな状況のようでございます。そのような背景もございまして現在、熊本県施設園芸ゼロエミッション化対策事業の資料では、既存の石油加温器とヒートポンプとの併用、いわゆるハイブリッド型を推進するような記述というふうになっております。このことは木質バイオマスは初期投資が、先ほど遠坂議員もおっしゃったんですが、木質バイオマスは初期投資が高いくかにランニングコストを低減して回収するののかということ、メリットデメリットもあるようでございます。そのことも含めまして今後、JAさんなり、施設園芸農家様とのですね、ご意見もお聞きする機会もあろうかというふうに思いますし、そこは担当課の方により伺わせさせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長から答弁いただいたわけですが、機械の導入事業、町がやってるのは30パーセント。後継者がいれば50パーセントということで国の事業と絡めてできればですね、良いんですけども、ボイラーについては非常に高価な品物というように現在なってるんですが、やはり、県の方でも普及が悪かったっていうのはそこだろうというふうには、利用されてる方も言っておられますよね。初期投資というのが一番大変。でも今後はですね、やはりハイブリット型もあるかもしれませんけども、湯前町は森林があるわけですよ。これを利用した形で取り組んでいって、町の一つの全国にアピールできることではなからうかというふうに考えるところでございます。最後になりますけども、湯前町の森林は70パーセントになってるんですよ。そこで、バイオマスは地域の木質需要を起し、林業を活性化させ、地域産業や雇用促進をしていくと私は思っているところでございます。今後、町としても、環境にやさしい事業に早期に、このバイオマス以外でもですね、環境に関係する事業に取り組んでいって欲しいと思うわけでございます。取り組まれることを期待しまして、私の一般質問をここで終わりたいと思います。

議長（金子光喜君） 一つ、木質バイオマスの利用について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、木質バイオマスの利用についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の一般質問を終わります。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
次の会議は9月8日、午前10時に開きます。
議事は条例改正、補正予算を予定しておりますのでご参集願います。
本日はこれで散会します。

- - - - -
散会 午後1時38分

第 2 号

9 月 8 日 (金)

令和5年第7回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和5年9月8日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 4号 | ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について |
| 日程第 2 | 報告第 5号 | 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について |
| 日程第 3 | 議案第42号 | 湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について |

2. 応招議員

- | | |
|----------|------------|
| 1番 吉田 精二 | 2番 西 靖 邦 |
| 3番 遠坂 道太 | 4番 椎 葉 弘 樹 |
| 5番 森山 宏 | 6番 黒木 龍次 |
| 7番 味岡 恭 | 8番 倉本 豊 |
| 9番 山下 力 | 10番 金子 光喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷和人							
教	育	長	中村富人	総	務	課	長	西村洋一		
税	務	町	北崎真介	教	育	課	長	浅田徹彦		
保	健	福	高木堅介	建	設	水	道	課	長	稲森一彦
企	画	観	伊藤賢一郎	農	林	振	興	課	長	高橋誠
会	計	管	中園誠二							

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第7回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 報告第4号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

議長（金子光喜君） 日程第1、報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、関係書類を提出し報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） おはようございます。それでは報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社、第26期の経営報告について説明をさせていただきます。

全てを読み上げますと長くなりますので、主な点を報告させていただきたいと思っております。タブレットの2ページをお開き下さい。

令和4年度の営業もコロナ感染防止対策を継続し湯楽里が、安心安全に利用できる施設であることで湯前町の観光へとつなげ、観光施設としての存続に万全を期しつつ、ポストコロナを見据えた取組みを行いました。その中で、JICA海外協力隊、グローバルプログラムでは、湯前町での地域活性化、地方創生の取組み等で、ゆのまえグリーンパレスのPRを目的としたさまざまな活動を行いました。インスタグラムなどSNSを活用した集客、情報交換では、新たな可能性と都会にはない湯楽里の魅力を再発見、再認識することができました。さらに、インターネットを活用したキャンプ場予約システムの構築や、認知度向上に向けたホームページの新規公開など、キャンプ場の聖地として、ゆのまえグリーンパレスへの集客に取組んで参りました。観光の新たな魅力の一つとして、奥球磨の観光資源でもある食をテーマに看板商品の創出に向けたお土産品の開発を行うことで、観光地としての付加価値を付けることができたのではないかと思います。

全国旅行支援の継続で、団体旅行から個人旅行へ宿泊客のニーズも滞在型や体験型の旅行スタイルが定着したことで、地域との接点も多くなりつながりも強く、観光資源が地域の魅力として発信することができたのではないかと思います。ただ、エネルギー価

格の上昇に加え原材料コストの上昇を背景とした食料品、日用品等の価格へのコスト転換が進んだ影響も大きく、従来からの人手不足、最低賃金の引き上げ等大変厳しい状況が続き今年度も増収増益を達成することができませんでした。

3ページをお願いします。

各部門の主なものを報告いたします。まず湯楽里部門でございます。

4月につきましては、くまもと再発見の旅（全国旅行支援）が再開され、コロナ感染症対策を講じながら営業を行っております。

8月には、自転車競技連盟主催の全国ジュニアステージロードレース大会が湯前町で行われましたのでその宿泊客59名を受入れました。

9月には、第1回奥球磨駅伝大会が開催されましたので、その宿泊客109名を受入れました。

10月22日から令和5年1月22日まで九州中央山地推進協議会による奥九州ドライブスタンプラリーが実施されましたので、登録施設として参加しました。

11月は、まんがフェスタ事業の一環として、ゆのまえ漫画ウィークと題し、町内周遊スタンプラリー、ゲスト声優とのコラボメニュー開発販売、期間中においてはコスプレでお客様をお出迎えしました。

12月につきましては、湯楽里杯ビーチボールバレー大会を行い55名の参加がありました。

1月には、奥球磨ロードレース大会が開催されましたので、その宿泊客78名を受入れました。また、同月から3月21日まで奥球磨どんぶりフェアが開催され、期間中、牛スジ焼きカレーの提供を行いました。

2月には、4年ぶりに龍谷大学柔道部の合宿が行われましたので、監督始め20名、学生の受け入れております。

3月にはひな祭り限定企画行っております。

続いて4ページに記載しております、グリーンパレス部門です。

5月には、子供の日、母の日においてそれぞれ特別企画を実施しました。

6月には、湯楽里杯グラウンドゴルフ大会が行われ、32名の参加がありました。

8月には、キャンプ場のネット予約が可能となり、ネット予約によるお客様の受け入れを開始しました。

10月には、2日間に渡り、RVランドキャンプミーティングが開催され、121組291名が来町されております。

3月には、スノーピークというキャンプ道具メーカーがキャンプイベントを開催しております。

6ページをお開きください。

研修、職場体験・見学受け入れについては記載のとおりでございます。

総会は6月25日に開催し、7ページになりますが、取締役会は4月から2月まで合計7回開催しております。また、監査は決算監査等、3回実施されています。主な工事については、7ページに記載しているとおりでございます。令和4年度においては、町工事として高圧設備改修工事を実施しております。

8ページをお願いします。

第26期の貸借対照表をご報告します。

左半分をご覧ください。資産の部は、流動資産6,816万4,388円、固定資産2,093万8,039円、資産の部合計8,910万2,427円です。

右半分上をご覧ください。負債の部は、流動負債1,082万6,170円、固定負債につきましては、長期借入金3,000万円、合計4,082万6,170円でございます。

次に、右半分下、純資産の部です。純資産の部合計4,827万6,257円となっております。内訳としましては、利益準備金40万円からその他、利益剰余金マイナス5,212万3,743を差し引いた利益剰余金マイナス5,172万3,743円で資本金1億円から差し引いた純資産の部合計4,827万6,257円となっております。なお、当期純損失金額は458万8,778円でございます。負債・純資産の部、合計は8,910万2,427円となります。

9ページをお願いします。

第26期の損益計算書を説明します。

売上高は温泉からゲストハウス各部門の合計は、対前年比2,774万198円増の1億1,323万3,298円となりました。売上原価は の欄になりますが、1,671万4,942円でございます。売上合計から売上原価を引きました売上総利益 の欄になりますが、9,651万8,356円でございます。 の販売費および一般管理費は1億3,326万2,915円となりまして、営業利益は のマイナス3,674万4,559円となりました。営業外収益は指定管理料のほか、コロナ関連など助成金等合わせて3億2,464,277円です。

営業外費用12万5,996円で、経常利益はマイナス440万6,278円となりました。特別利益、特別損益ともに360万円でございます。

法人税等を18万2,500円となりまして、当期利益につきましてはマイナス458万8,778円となりました。前期末繰越利益がマイナス4,753万4,965円ございましたので、当期利益を合計したマイナス5,212万3,743円が当期末純利益となります。

右下をご覧ください。第26期利益処分につきましては、当期末処分利益がマイナス5,212万3,743円で配当金、利益準備金ともに支出がなく次期繰越利益が同額のマイナス5,212万3,743円となりました。

10ページ、11ページには、第26期の各部の利用実績表とグリーンパレス利用状況を掲載しておりますのでご確認ください。また、12ページには令和5年度、第27期の事業計画を掲載しております。

なお、この報告に関するご参考資料として、議案説明資料のフォルダ内に令和4年度経営状況の概要及びキャッシュフロー計算を掲載しておりますのでご確認ください。

以上、報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況についての説明を終わります。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

5番（森山 宏君） ちょっと旅行割について伺います。この旅行割は、全国のやは終わったんですけども、湯前は確か被災地っていうことですか、全国旅行割の熊本県分ですかね、あれで引き続きやっていると思いますけども、それを利用して湯楽里に宿泊される希望者っていうのは、実際増えてるんでしょ。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 森山議員のお尋ねでございますけれども、被災地における旅行支援につきましては、先日の株主総会等の説明の中で、各施設方に割り当てられてる金額がございまして、それについては湯楽里の方はもう全部完売をしたというところで、湯楽里の方から報告を受けております。

9番（山下 力君） 1度だけ町長には話をした件ですけども、湯前町のグリーンパレスの施設の一つにグランドゴルフ場があるわけですが、このグランドゴルフ場はですね、人吉球磨管内で唯一の公認コースなんです。ですから、今、湯楽里杯として湯前町内の大会は開催されておりますけれども、その枠を広げてですね、人吉球磨管内にグランドゴルフ場を公認コースをですね、活用していただきたいと私は思っております。この件について町長の見解をお聞かせください。

町長（長谷和人君） 実は私もその点につきましては、支配人とも協議したところでございます。いわゆるグランドゴルフに合わせたところでの、いわゆる昼食も入れたパックでございますね、これをちょっと提供するというふうな話を実はしたところでございます。ただいかにせんまだ4年度におきましては、コロナ禍でございましたもんで、それとまた人員が、報告もあっておりますが不足したと言う事で、営業活動が実際やってないという状況でございますので、そこは今、山下議員がおっしゃるような提案もですね、十分見ながら、しっかりと人間も配置をしながらやっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

9番（山下 力君） 人吉球磨管内に声かけますと、人吉でいろんな大会がっておりますけど、300から500人の参加が常にあっています。そして、1人当たり参加費をとりますんで、湯楽里杯という大会をやってもですね、経費はそう要らないと思うんですよ。それをすることによって、認知度が上がって、先ほど言われたグランドゴルフ、温泉、食事、パックの売り上げに相当これは貢献するんではなからうかというふう

に思っておりますので、ぜひ、グランドゴルフ協会の役員さん等にですね、色々聞いていただいて、できれば年1回ではなくてですね、年に4、5回。2ヶ月に1回ぐらいの大会をしていただければ人吉球磨の愛好会の方たちですね、非常に喜ばれるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、実施の方で検討をしていただきたいと思います。

2番(西 靖邦君) 昨年度からSNSの活用が凄く増えてきて、凄く良い事だと思います。このSNSの活用でどのような大きな波及効果があったかわかりますか。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) まずSNSを通じてですね、今フォロアーが多分1,000フォロワーを超えたというところで、これ4月から地域おこし協力隊を配置しまして、インスタグラムで湯前のグリーンパレスを今、全国にPRをしてるということでございます。それとインターネットを活用して予約を今しておりますけれども、予約サイトではですね、湯前グリーンキャンプ場の評価が非常に高い。ということはインターネットでもし、キャンプ場を探される方が判断材料として、ここのキャンプ場に行こうというすばらしい環境の中でキャンプができますよというのが、一目でわかりますもんですから、そういうのをもう1回継続的にやりながら、集客を進めていきたいと思っております。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。ないようですので、これで報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

- - - - -

日程第2 報告第5号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

議長(金子光喜君) 日程第2、報告第5号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 報告第5号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき関係書類を提出し報告するものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

農林振興課長(高橋 誠君) 湯前町農業公社の経営状況について報告いたします。併せまして、タブレットに、議案説明資料として、農業公社キャッシュフロー、経営状況の概要を掲載しております。それでは、タブレットの2ページをお願いします。

事業実施状況を申し上げます。第12期となる令和4年度は、新規事業として受託作業やふるさと納税返礼品事業などを開始しました。公社が所有している農地については、除草や耕起による保全活動を行い、周辺農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことのないように適切に管理を行いました。栗については適正な管理のもと、一部圃場について

は収穫を行いました。また、アグリセンター敷地内の連棟ハウスで行っていた地元産資源を活かした取り組みについては、台風14号の影響によりハウスが倒壊したため取り組みを中止してございます。

1 令和4年度湯前町農業公社関係行事等

理事会は4月25日の第1回理事会をはじめ、1月26日の第4回理事会まで合計4回の理事会を開催しました。監査・総会は6月3日に決算監査を実施し、通常総会を6月28日に開催しました。8月8日、南阿蘇村農業未来公社視察研修を行いました。

次に3ページをお願いします。

2 農業生産実績につきましては、栗は一部収穫ができたところですが、年度末1万8,142平方メートルの管理作業と収穫。また、保全管理は年度末2,524平方メートルでございます。

次に4ページをお願いします。

3 売上高等の実績

(1) 売上高

売上高は、栗4万2,894円。その他の売り上げは、ふるさと納税返礼品でございまして、3万4,800円。合計の7万7,694円でございます。前年、令和3年度と比較しますと、37万6,000円の減でございますが、これは先ほど申し上げました、スギ花粉事業の中止によるものが大きなものでございます。

役務収益は作業受託62万4,689円。受託件数は28件でございます。

(2) 営業外収益

営業外収益につきましては、補助奨励金は農業公社事業補助金260万円。鳥獣害防止策事業補助金11万9,000円。合計271万9,000円でございます。

4 農地の管理は、圃場条件が悪く耕作困難な農地については、周辺の農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。

次に5ページをお願いします。

財産目録でございます。

次に6ページをお願いします。

貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産は現金、普通預金、定期預金までの合計が847万4,756円です。次に、売上債権はございません。次に、棚卸資産は製品から貯蔵品まで5万8,985円でございます。次に、その他、流動資産は未収入金110万円でございます。これは町からの事業費補助金260万円のうち、3月の年度末までに収納した前期分が150万円。残り110万円が町の出納閉鎖期間の令和5年4月に収納していることから、未収入金となっているものでございます。よって、流動資産の合計が963万3,

741円でございます。次に、固定資産は建物から車両運搬具まで有形固定資産の計628万2,701円でございます。次に、投資等は、出資金・長期貸付金を併せまして合計25万4,458円でございます。次に固定資産の合計は653万7,159円となっておりまして、資産の部の合計は1,617万900円となったところでございます。次に、負債・純資産の部でございます。流動負債は前受金から未払法人税等まで、流動負債の計7万8,181円でございます。よって、負債の部の合計も同額の7万8,181円でございます。次に、純資産の部でございます。株主資本ですが資本金9,000万円でございます。その他利益剰余金の方を繰越利益剰余金はマイナス7,390万7,281円でございますので、株主資本計は1,609万2,719円となっております。よって、純資産の部の合計が同額の1,609万2,719円でございます。一番下になりますが、負債・純資産の部の合計1,617万900円となったところでございます。

次に7ページをお願いします。

損益計算書でございます。売上高の合計が70万2,383円でございます。次に、売上原価の計が258万7,588円ですので、売上総利益はマイナス188万5,205円となっております。次に、販売費一般管理費の合計が190万8,907円となっておりますので、営業利益はマイナスの379万4,112円となっております。次に、営業外収益の計が343万2,172円でございます。次に、営業外費用は0となっておりますので、経常利益はマイナス36万1,940円となっております。次に、特別利益はございません。次に、特別損失の計は1円でありまして、税引前の当期損失はマイナス36万1,941円。法人税、住居税及び事業税が7万1,000円ですので、当期利益はマイナス43万2,941円となったところでございます。

次に8ページをお願いします。

第13期、令和5年度事業計画をご説明いたします。基本方針、湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、「農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割」並びに「町の生き残りのための産業創出すること」を目的として平成23年度に設立し、現在12期が経過しました。令和4年度には、農業公社経営方針に基づき事業に取り組んでおりますが、取り組みの中で出てきた課題や成果などを整理して、令和5年度の事業につなげることとしております。そのため、令和5年度は引き続き受託作業やふるさと納税返礼品事業を行うとともに、農業機械等リース事業については、法面草刈機や畦畔草刈機、田植え機などの機械についても貸し出しを行うように拡充しております。また、令和2年度から実施しておりました、地元産資源活用事業におきましては、令和4年9月の台風の際にアグリセンター内にある公社所有のハウスが倒壊したため事業の継続を断念することとなりましたが、この事業の取り組み自体は町内の事業所へ紹介しており、今後は農業公社を窓口として事業継続していく予定としております。また、農業公社の健全な経営や運営を図っていくためには人手不足の解消が一番の課題となります。その課題に対応していくた

めに湯前町において地域おこし協力隊の募集を行っております。農業公社の運営補助や研修カリキュラムの作成、作業受託などを担ってもらう人材の募集を行っており、湯前町の農業を持続可能なものにするために必要な体制を整えていくこととします。令和4年度においては計画よりも多くの受託作業の依頼がありましたが、それは湯前町からの依頼が主だったおかげもありますが、一般の方からはまだまだ少ない状況にあります。今後、増やしていくために定期的な周知や町のホームページなどに掲載することとし、今後の利用促進を図っていきます。また、令和4年度より農業公社の事務所を湯前町アグリセンター（旧湯前町畜産センター）内に移動しております。旧事務所につきましては、貸し出しを予定していますが、場合によっては売却も視野に入れ、有効活用できるようにしていきます。

次に9ページをお願いします。

農地管理計画でございます。現在、農業公社が農業経営基盤強化法に基づき賃貸借している農地は、表1のとおりでございます。粟を植栽している農地は育成管理を行い、その他の農地は畦畔の草刈などの管理のみとしていますが、今後は状況に応じて、農地の賃貸借や作付においても検討していきます。次に、農作業受託事業でございます。農業者の負担軽減や危険リスクの軽減などを目的に自走式草刈り機などを町が購入し、この機械などを公社で借り受け、畦畔の草刈などの受託作業を行います。湯前町から借り受けた機械は表2のとおりでございます。受託作業については農作業ヘルパー登録制度に登録していただいている人を候補者の方でオペレーターとして委託するようにしてございます。依頼があった作業についてはすべてオペレーター付で行います。また、他にも耕起、代掻きや田植えといった水稻栽培に係る作業についてもすべてオペレーター付きでの受託作業とし、今後は、機械作業以外の各種農作業の支援として、作付け、管理、収穫等の農業ヘルパーとなる受託作業を検討していきます。なお料金については、湯前町農業公社農作業受託規則とし、その作業料金には次回、機械更新するための資金の積立も含んでいます。

次に10ページをお願いします。

農業機械等リース事業でございます。農業公社が所管する法面草刈り機や畦畔草刈り機、田植え機などを使用しない際にはリース事業として貸し出します。農業公社が貸し出している機械は表3のとおりです。また、料金については、湯前町農業公社機械等貸出規則によります。次に、地元産資源活用事業でございます。この事業については、農業公社では取り組みを中止してございます。今後については農業公社が窓口になって農業公社が持っているノウハウなどを町内の事業所へ指導しながら、事業の継続を図って参ります。次に、ふるさと納税返礼品事業でございます。ぴかまるをふるさと納税の返礼品として取り扱いを始め、農業公社で受発注の取り組みを行っており、実績は少ない状況に

なりますが湯前町ではびかまるの認知度を上げていくために農業公社として湯前町との協力を努めまして、湯前町産の米を売っていける組織となることを見据える必要がございます。

次に11ページをお願いします。

町からの補助金でございます。令和4年度から受託作業を中心とした計画としていますが、順調な経営にはほど遠い状況でございます。当初からうまくいくとは考えておりません。毎年の積み重ねで少しずつ上昇傾向になっていければと考えております。今はまだ運営状況や人員の確保など体制が整っておりませんが、受託作業や機械リース事業などを中心に事業を展開していき、湯前町の農業を持続可能なものにするために必要な公益性のある事業に取り組んでいくため、湯前町に農業公社が活動していくために必要な補助をお願いしております。湯前町からの補助金は農業公社事業を通じて地域へ再投資するという認識とし、300万円の補助を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

私の説明の方で間違っているところがございます。大変申しわけません。7ページでございます。7ページの下の方ですが、法人税、住居税と書いてありますが法人税、住民税が正しいということでございます。大変失礼しました。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

5番（森山 宏君） まず1点ですけども、貸借対照表の中で預かり金がありますけども公社の預かり金というのは内訳は何ですか。

農林振興課長（高橋 誠君） 公社の方でオペレーターとして雇用している方がいらっしゃいますので、その方に支払う源泉徴収税等の預かり金でございます。

5番（森山 宏君） 今度は損益計算書の中でですね、一般管理費の中が全部で挙がってますので、一般管理費の中に多分保険料とかいうのがあると思うんですけども、農業公社さんが所有されてる車両が1台だけありますよね。今、農業機械乗用型のやつに任意保険って言って保険ですかね、トラクターとか田植え機とか乗用型のやつに任意保険って言うのが、そういう保険があるんですよ。それには加入されているのか、車両運搬具が1台しかないのだから農業公社さんが所有されてる車両って言うのは65馬力のトラクター1台ということによろしいですかね。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

農林振興課長（高橋 誠君） 一般管理費の中の車両関係の保険ということでございます。支払い保険料の中に自動車共済保険料が支払ってございます。これについては、公社が持っている軽トラ車両の保険料になってございます。質問がありましたトラクター等の保険になりますが、これは公社の方で賠償責任保険料というもので農作業も含めたところでの事故等の保険を賄うものに加していることで支払いをされているようでございます。

5番（森山 宏君） 農業公社の方で掛けておられる保険料というのは、結局オペの方がトラクター乗ったりその時にもオペの方は対応できるということで安心して乗車できるということですね。今、言われた農業公社は軽トラは持っておられるんですか、農業公社所有の。トラクターも確か農業公社は所有されてますよね、車両運搬具の中に減価償却の残が1円ということは車両は1台しかないということなんですけども、最低減価償却1円残るんですよね、減価償却から考えて1円ということは車両は1台なんですよ。農業公社が所有されている軽トラっていうのはひよっとすると役場所有の車両ではないんですか。それと18馬力のトラクターも。

地域再生戦略推進係長（黒木優士君） 先ほど森山議員からありました質問に対しまして、貸借対照表の方に記載してございます固定資産にあります、車両運搬具の方の1円、こちらが軽トラックの方になります。その上の機械及び装置の方がトラクター65馬力とそのロータリー、トラクターの18馬力の3つということで3円ということになっております。

9番（山下 力君） 先月の21日の全員協議会で担当課長の方から農業公社の経営方針についての報告がありました。その報告の中で、令和4年3月に作成した農業公社経営方針、令和4年から6年までの3カ年の計画ですが、それに伴って今、取り組んでおりますという説明を受けております。そこで確認ですが、令和4年の6月に湯前町農業振興検討委員会から答申、まあ意見書が提出されました。その中には色々と指摘をされております。農業公社に対する期待含めて、令和4年3月に作成した経営方針に取り組まれているのか、そこだけちょっと確認させてください。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -

休憩 午前10時46分

再開 午前10時49分

- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほどのご質問ですが、湯前町農業振興検討委員会を設置されて、言われましたように、令和4年6月24日に答申、意見書が出されてお

ます。これを基に湯前町農業振興プランの方には意見を素に作成させていただきました。そして、ご指摘の湯前町農業公社の経営方針、こちらの方には、この検討委員会の意見を網羅して作ったということは書いてございませんで、同時並行であったんですがこの中には明確には盛り込んでないというところがございます。

9番(山下 力君) 町長に就任されて10ヶ月目。令和2年にその検討委員会を立ち上げれば、その理由として湯前町の農業振興策、今後のことを考えるときにですね、農家の声を聞きたいということで立ち上げをされたんです。そして、2ヶ月後に諮問をしてコロナ関係が色々あって2年後にその答申がなされた。これはある意味、町長が湯前町の基幹産業、農業に取り組む姿勢、基本的な考えを自分の考えにしたいという思いで委員会を設置され答申をいただいたと思うんですよ。ですから、6月にいただいた答申、意見書の中で全部とは言いませんよ、一つでも二つでもこれは早く取り組んだ方がいいという案件があればですね、令和4年3月に作成した経営方針の見直しをしてですね、農家のため、町農業発展のため取り入れたらどうかという提案です。それに対しての見解をお聞かせください。

町長(長谷和人君) 大変失礼いたしました。今回、課長が答弁しましたけど同時に書類を実は選考しておりましたもんですから中身の内容については、いわゆるビジョンの分については反映したという文字が残ってなかったんですけど、並行したその中身については同じような考え方で実は追走してるということをご理解いただければと思っております。今回、ご指摘いただきました部分につきましてはですね、やっぱり優先順位につきましては農業後継者や担い手の確保というのが一番でございますのでこの点につきましては、今ご指摘いただいたということで、策定の見直し変更等もちょっと見据えたところで検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番(山下 力君) その見直しをすることによってですね、いわゆる実施計画で農業公社の一般財源からの持ち出しは300万、300万、300万ですよ。令和4年5年6年が、当然、見直しをすると一般財源からの持ち出しは増えると思います。そこはですね、議会として認めると思いますよ。しかし、条件としてやはり町長の農業に取り組む姿勢これを明確に示していただきたいと、農業公社に期待するところをですね。そこを要望しておきます。

4番(椎葉弘樹君) 4ページのふるさと納税返礼品事業についてお尋ねします。売上高を見ますと3万4,800円ということで経営方針と比較しますと目標達成ということに一応なっております。ただ、令和5年、令和6年の売上目標を見ますとこれまだ10万円にも満たない。令和6年度で5万4,000円ほどの売り上げ目標しか掲げられておりません。そこで理事長である町長にお尋ねしますが、この返礼品事業というのはどのような見直しをお考えでしょうか、お尋ねします。

町長（長谷和人君） なかなか厳しいもんがございまして、早く言えば埋もれてしまってるという状況がございまして。それを確保するためにですね、米のぴかまるにつきましては商標登録を実は行ったところとございまして。そういうことで、知名度も上げながら、幾らかでも収益が上がるような形でいきたいというふうに思っているところとございまして。いっぺんに倍増とはいかんかもしれないですけども、少しでも上げていくということで努力していきたいというふうに思っております。

4番（椎葉弘樹君） 法人で事業をやる上で事業の目標値が1桁の数万円しかないっていったところがちょっと気になっておりまして、今後ですね、ぴかまるを販売していくふるさと納税で取り扱っていく市町村自治体は、例えば現在でも県内で阿蘇市であったり、菊池市であったり、多良木町、嘉島町がぴかまるに取り組んでおりますし、県外においても魚沼を筆頭にですね、そういうところがだんだん増えてきております。だんだん競争がちょっと出てきているところとございまして。令和5年度の事業計画を見ますと湯前町の湯前町産の米を売っていける組織になることが必要だというふうなうたわれております。このふるさと納税事業だけではちょっと米の普及っていうのは難しいのかなって思っております。そこで、改めて伺いますが湯前町産の米を売っていくことをどのように対応されていくのかについてお考えを伺います。

町長（長谷和人君） 4年度から始めさせていただきまして、その中の課題が人的確保でございまして、何よりもこの分を確保しながら進めていかなければならないということで非常に大きな課題というふうな捉えております。これらの部分がやっぱり解消しない限りはご質問があつてる中身につきましてもですね、なかなか厳しいものがあるんではなからうかなというふうな思っておるところとございまして。いかんせん、そこら辺の努力もしておるわけとございまして、上手くそれに繋がっていないというのが正直な回答とございまして。そこら辺も理事会で色々協議はさせていただいておりますけれども上手くそれが軌道に乗ってないという部分とございまして。そこら辺も含めてですね、しっかりと今ご指摘いただきましたふるさと納税の売り上げにつきましてもですね、民間の企業様と連携しながらやっていきたいというふうに思っているところとございまして。

4番（椎葉弘樹君） おそらくふるさと納税返礼品事業だけではいくら頑張っても売上高というのはさほど伸びてこないのかなっていう予測ができます。したがって、町内の流通であったり、配食とかですね、何か可能性のあるぴかまるをどっかに販売していける仕組みづくりをですね、引き続き検討していく必要があるんではなからうかと思ってるんですが、もしこのぴかまるの事業を成長させるためにはですね、ただそういう販売戦略等もですね、今後人材がない中でも検討できますので、しっかりと令和5年度に向けて検討していく必要があるんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） 先ほど民間の方もお願いしたいというふうなお話をしていたんですけど実はそこら辺の話をですね、重々話をしてるんですけどなかなか扉が開かないと、一步なんか前に進むことができないと、そこら辺のところがございますんで、今お話も十分聞きまして、さらに頑張っって参りたいというふうに思っているところでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。ないようですので、これで報告第5号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第3 議案第42号 湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第3、議案第42号、「湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第42号、湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

駅前団地4棟を建設したことに伴い、別表における所要の改正が必要となるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく申し上げます。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第42号、湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。地域優良賃貸住宅として4棟4戸を建設いたしました。この住宅を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。別表（第3条関係）となります。項7の欄に令和5年度建設分を追加するものです。

団地名番地、駅前団地湯前町1760番地7、建設年度が令和5年度、構造としまして木造瓦葺平屋建、戸数が4戸、一戸当床面積87.09平方メートルです。備考欄に建設住宅がわかるように括弧書きで（1号から4号）と表示しております。

3ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、「湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第48号 和解及び損害賠償額の決定について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第48号、「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第48号、和解及び損害賠償額の決定について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業中に発生した物損事故による、所有者との和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決を得る必要があり、提案するものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） それではご説明いたします。令和5年7月7日午前9時頃、介護保険事業（通常事業）ですが、その途中に公用車。これは社会福祉協議会で管理しております、社会福祉協議会の職員が運転していたものですが、個人宅敷地内へ後進、バックで進入していた際、庭に設置されましたプラスチック製の浄化槽マンホール蓋を左後輪で踏み破損させたものでございます。この事故につきまして損害賠償額を決定し和解することとなりました。和解の相手様は議案書に記載の湯前町民の方で、損害賠償額は1万6,390円。町が和解の相手様に支払うものでございます。損害賠償額につきましては共済から支払われますが、公用車の事故の発生で和解の相手である町民の方には所有物を破損させてしまいましたこと。また、議員の皆様方には議案審議の手間をかけてしまったこと、深くお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。なお、今後は

再発防止に向けて役場職員はもとより、指定管理団体においても安全運転を徹底するよう促していきたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、「和解及び損害賠償額の決定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第49号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第49号、工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第4044号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事(第2工区)につきまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第49号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事の契約になります。工事の概要として令和2年7月の豪雨災害により被災したもので復旧延長が100.5メートルになります。崩壊した道路の路体からの復旧と山側の排水対策による災害復旧工事になります。主な復旧工事の内容として、補強土壁工6,380平方メートル、コンクリートブロック積工167平方メートル、舗装工399平方メートル、防護柵設置工85メートルなどが道路関係で排水構造物関係で、管渠布設工31.9メートルなどとなっております。

次に契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は、1億6,005万円です。これは税込みの金額となっております。

契約の相手方は

住所：熊本県球磨郡多良木町大字久米433番地。

名称：肥後環境 株式会社。

代表者氏名：代表取締役 那須 衛 です。

資料としまして、仮契約書を2ページにR2災補道第4044号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第2工区）の仮契約書として添付しております。また、議案説明資料として今回の事業の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番（西 靖邦君） 仮請負契約書の7番のですね、解体工事に要する費用、別紙のとおりとあるんですけど、これは工事期間中における産廃の処分費と思うんですけども大体請負金額はどのくらいを見てるんですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 現場につきましては過去にも災害が起きておまして、その部分に大型ブロック等を設置しております。この大型ブロックの撤去関係になりまして、この大型ブロックと加工した分をそのままにしておきますと現在の機能を果たしておりませんので、今後、地震等が起きた場合にその分も崩壊してしまうということで今回その分を撤去するというので、この量がですね465トンというふうになっておまして、この他に現在のアスファルト舗装等も撤去するというふうなことになっております。

2番（西 靖邦君） それで費用はどのくらいですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 失礼しました。費用につきましては116万5,000円というふうになってます。これは税抜きとなっております。これにあと税がかかってくるということになります。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第6 議案第43号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第43号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第43号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,042万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億5,097万9,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、作業道牧良線やグリーンパレス公園の災害復旧工事に伴う増額や国・県交付金、補助金事業の令和4年度事業実績に伴う精算返還金などを計上しているものでございます。また地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 事項別明細書の歳出13ページをご覧いただきたいと思っております。

款1 議会費は款全体で246万4,000円を減額いたしました。4月の人事異動に伴います給料・各種手当等の減額となります。また人件費関係につきましては、ほかの款も共通の理由及び共済費の率の変更による増額または減額でございますので、以降の人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節4 共済費の中で3段目、地方公務員災害補償基金負担金に1万4,000円を計上しました。令和4年度分の確定負担金を支払うために増額するものです。

節11 役務費5万円を計上しました。駅前住宅完成に伴う新聞広告はじめ、コロナ後のイベント再開に伴い新規の広告が増えることが予想されますので広告料の不足見込み額を増額するものです。

節17 備品購入費16万5,000円を計上しました。令和5年10月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、これまで5トン以上のトラックを使用し荷役作業を行う場合、昇降設備の設置とヘルメットの着用が義務化されていたものが、2トン以上に改正されました。役場は2トントラックを所有しておりますので、昇降設備を新たに購入するものです。なお、ヘルメットは、現在使用中のものを確認しましたところ、規則の基準を満たしておりましたので新たに購入する必要がありませんでした。そのほか、庁舎用の掃除機が故障しましたので、購入するものです。

目 3 財政管理費、節 24 積立金は上段の公共施設等整備基金積立金に 2 億円を計上いたしました。積立後残高は 6 億 6,227 万円となります。なお、財源は財政調整基金を取り崩し、この基金に積み立てます。また、下段の湯前町情報通信関連事業整備基金積立金に 600 万円を計上しました。積立後残高は 6,600 万 3,000 円となります。

目 5 財産管理費、節 1 報酬は会計年度任用職員報酬に 3 万 8,000 円を計上しました。コロナ後の町長出張の各種行事が再開したことに伴い、町長車運転手の超過勤務手当に不足が見込まれるため増額するものです。

節 10 需用費は地域活性化起業人が離任されたことに伴い、活動用の自動車を総務課にて管理することになりましたので、燃料費 5 万 1,000 円を計上しました。また、次のページに掲載しております車検に関する費用も同じく計上しているところです。なお、その分は教育費から予算の組み換えを行っております。

修繕料は 71 万円を減額いたしました。サーバー室のエアコンの修繕を予定していたところですが、作業に入るにあたり建物の壁に穴をあける必要が出てくるなど、性質が工事請負費に近いものになりましたので、14 ページの節 14 工事請負費に 76 万円を予算の組み換えを行うものです。なお、差額の 5 万円は先ほどご説明しました地域活性化起業人活動用自動車の車検時の修繕料でございます。

節 12 委託料に 10 万円を計上しました。JA 倉庫跡地購入に伴う登記委託料です。

節 16 公有財産購入費に 852 万 1,000 円を計上しました。こちらも JA 倉庫跡地購入費用でございます。詳細は全員協議会でご説明したとおりでございます。

節 21 保障補填及び賠償金に 1 万 7,000 円を計上しました。和解及び損害賠償額の決定について、ご審議いただいた際にご説明しませうでございます。なお、財源は全額共済金を充当いたします。

目 6 公有林管理費、節 10 需用費に 2 万円計上しました。治山林道に関する書籍の購入費となります。

節 12 委託料の上段、町有林造成事業委託料 300 万円を計上しました。令和 5 年梅雨前線豪雨に伴い、久米川内川に流出した流木等を撤去するものでございます。次に、下段、作業道牧良線補修業務委託料 1,500 万円を計上しました。同じく令和 5 年梅雨前線豪雨に伴う被災箇所の復旧業務となります。なお、補助率 68 パーセントの森林環境保全整備事業対象となりますが、事業費確定後、歳入の補正を予定しているところです。

目 7 交通安全対策費は財源更正となります。令和 5 年度熊本県企業局の水の恵交付金 1,000 万円が交付されたことから LED 防犯灯の設置・取り換え費用に 150 万円充当するものでございます。また、その下の目 8 防災諸費では災害時に避難所となる小・中学校体育館の空調整備に伴います指定避難所空調整備工事設計業務委託料 400 万円と重機洗車場整備工事 450 万円、合わせて 850 万円を充当するものでございます。

目 10 情報通信管理費、節 8 旅費 7,000 円を増額計上いたしました。自治体 D X 関係の研修会等へ職員を出席させるものでございます。

15 ページをご覧ください。

目 12 災害復旧管理費、節 13 使用料及び賃借料 2 万 8,000 円を計上しました。災害復旧系の事務備品リース契約終了に伴う精算金となります。

目 13 諸費、節 18 負担金補助及び交付金に安全運転管理者連絡協議会負担金 2 万 5,000 円を計上しました。次に、人吉准看護学院負担金 3 万 6,000 円は町村会あてに新たに要望があったもので、WEB 会議等の教育環境の整備を支援するものです。管内の市町村で均等割り 10 パーセント、人口割 90 パーセントとして計算されたものです。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、職員研修費 40 万円を計上しました。新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっておりました新人研修が再開となりまして、中止となっていた過去 3 年分も合わせて開催となりましたので対象となる 16 名の参加費用となります。

目 14 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費、節 3 職員手当等 5 万 5,000 円を計上しました。給付金事業事務に伴います時間外勤務手当等になります。

項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節 11 役務費 5 万円を計上しました。預貯金口座調査手数料ですが、併任徴収による県からの協力調査に対応するためと、預貯金紹介システム対象外の金融機関の調査とシステムが使用できない期間の調査等を行うための費用となります。

節 13 使用料及び賃借料 5 万円の減額は、預貯金紹介システム使用料を当初予算において 1 年分計上しておりましたが、利用開始が 9 月とずれ込んだため不用となったものです。

16 ページをご覧ください。

項 3 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料 33 万円を計上しました。改正戸籍法に伴います情報連携を実施するために、市町村で管理している正本データと法務省に送信しております副本データが一致している必要があるため、戸籍情報の正副一致確認作業を令和 6 年 1 月までに終了するよう、法務省より指示があったところでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 10 需用費に 2 万 2,000 円を計上しました。これは一人暮らしのご高齢の方にお持ちいただく防犯ブザーですが、高齢者の事故防止の観点から積極的にお持ちいただきたいと考えておりますのでその購入費用となります。

節 22 償還金利息及び割引料に 546 万 4,000 円を計上しました。説明欄に記載しております、令和 4 年度の各種事業の実績に伴い返還額が確定したものでございます。なお、

このほかの款以外にも償還金利息及び割引料を計上しておりますが、同様の理由でございますので、以降の説明は省略させていただきたいと思っております。

17ページをご覧ください。

節27繰出金に318万5,000円を計上いたしました。国民健康保険特別会計に職員人件費関係分等を繰出すものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金に37万4,000円を計上しました。保育環境改善等事業補助金、これは送迎バス置き去り防止未然対策用ブザー等の設置等に要する費用を慈光こども園、慈光学童クラブに補助するものです。なお、財源は、国の保育環境改善等事業補助金を全額充当いたします。

18ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節12委託料に子ども医療システム改修委託料12万6,000円を計上しました。熊本県子ども医療費助成事業補助金交付要領の一部改正に伴うシステム改修となります。また、保健センター樹木剪定作業等委託料2万4,000円を計上しました。作業箇所が増加に伴うものでございます。

節18負担金補助及び交付金に、南九州中部地域医療連携協議会負担金2万3,000円を計上しました。これは人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保のため、熊本大学産科婦人科学教室への寄附を行うためでございます。

目3環境衛生費、節10需用費5万円を計上しました。町内各分館事業の家屋消毒時に貸し出しております、ミスト機が故障し修繕を行うため増額補正を行うものです。

目4新型コロナワクチン接種事業費、節12委託料21万2,000円を計上しました。新型コロナワクチン秋冬接種に伴いますシステム改修になります。

19ページをご覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節10需用費1万円を計上しました。農業委員会事業の食糧費の不足が見込まれるためでございます。

節13使用料及び賃借料3,000円を計上しました。出張時の駐車場使用料の不足が見込まれるため増額補正を行うものです。

目3農業振興費、節10需用費6万円を計上しました。杵つき精米所内に設置してあります機械の動作確認等を行うため必要であれば修繕を行うため約半年間通電する必要がありますので、電気料の増額補正を行うものです。

節17備品購入費200万円を計上しました。下村婦人会に指定管理をお願いしております農産物加工施設の冷凍庫等が老朽化等の理由によりまして故障しております。リスク分担表に基づき町が整備するものです。

節 18 負担金補助及び交付金 17 万 9,000 円を計上しました。環境保全型農業直接支払交付金につきまして、取り組み面積が増加したため増額補正を行うものです。なお、財源の一部は、県の環境保全型農業直接支払交付金 13 万 3,000 円を充当いたします。

目 5 農地費、節 10 修繕料 100 万円を計上しました。令和 5 年梅雨前線豪雨をはじめ、度重なる大雨で用水路等に痛みが多数出ており、修繕料の不足が生じておりますので、増額補正を行うものです。

節 18 負担金補助及び交付金 20 万 6,000 円を計上しました。令和 5 年梅雨前線豪雨等に伴う幸野溝土砂浚渫に伴います負担金を協定に基づき負担するものです。

款 6 商工費、目 2 商工振興費、節 12 委託料 124 万 4,000 円を計上しました。ワーケーション推進事業委託料となります。ワーケーション関係は、県の夢チャレンジ事業で取り組んでおりますが、その対象とならない 5 人以上の大規模の誘致も想定され、それに対応するための増額補正を行いました。

目 3 観光費、節 10 需用費 88 万円を計上しました。湯楽里の非常用予備発電機修繕料になります。老朽化による故障でリスク分担表により町で整備するものです。

節 11 役務費 500 万円は、全員協議会で御説明いたしました観光費の広告料になります。20 ページをご覧ください。

節 12 委託料 200 万円は、令和 5 年台風 6 号によりグリーンパレス公園内テニスコート横のがけ崩れに伴います、災害復旧工事測量設計業務委託料となります。なお、財源は公共土木施設災害復旧債を充当いたします。充当率は 100 パーセント、交付税で算定要件の計算によりまして 47.5 パーセントから 85.5 パーセントの間で措置されます。

節 18 負担金補助及び交付金 130 万円は、漫画フェスタ実行委員会補助金で 11 月 12 日開催予定のアニメ「夏目友人帳」15 周年記念イベント開催にかかる補助金となります。

款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、節 12 委託料 13 万円を計上しました。町道新村線歩道整備事業に伴います登記委託料で、用地交渉が進んだことによるものです。

節 16 公有財産購入費 37 万 9,000 円は、ただ今御説明いたしました町道新村線の用地購入費になります。

項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 18 負担金補助及び交付金 6 万円を計上いたしました。県治水砂防協会負担金は、当初予算で基本会費を計上しておりましたが、令和 4 年度分の事業費確定に伴い、事業割合費の増額補正を行うものです。

21 ページをご覧ください。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 182 万 7,000 円を計上しました。下水道特別会計繰出金となります。流域下水道維持管理負担金について、エネルギー高騰など維持管理コストの上昇に伴い不足額が生じるためでございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 36 万 7,000 円と、節 13 使用料及び賃借料 52 万 8,000 円を計上しました。これは、小学校 1, 2 年生用のタブレットのリース終了に伴いまして、G I G A スクール構想を推進する学校側の強い要望によりまして、新たにリースにて導入するものでございます。また、タブレットを保護するケースとフィルムを購入するものです。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費マイナス 5 万円と、節 13 使用料及び賃借料 5 万円を計上しました。これは、コピー機の入替の際、契約内容の変更に伴うもので予算の組み替えとなります。

項 4 社会教育費、目 3 文化財保護費、節 10 需用費 2 万 4,000 円を計上しました。御大師堂防火設備である消火栓用カメラの電気料になります。

節 11 役務費 2 万 4,000 円を計上しました。上球磨消防署へ繋がります御大師堂の非常用回線の導入費用と通話料になります。

2 2 ページをご覧ください。

項 5 保健体育費、目 1 保険体育総務費、節 13 使用料及び賃借料 2 万 8,000 円を計上しました。コピー機のリース更新に伴うものです。モノクロからカラー対応へ変更したため、増額補正を行うものです。

節 18 負担金補助及び交付金 29 万円を計上しました。全国スポーツ大会等出場奨励金の不足が見込まれるため、増額補正を行うものです。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 12 委託料 280 万円を計上しました。令和 5 年 6 月梅雨前線豪雨に伴う猪鹿倉横谷線災害復旧工事測量設計業務委託料になります。

歳出は以上です。

次に、歳入です。1 1 ページをご覧ください。歳出の中で、歳入の説明をしたもの以外をご説明いたします。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 7 商工費県補助金、節 7 商工費補助金 388 万 6,000 円を計上しました。地域づくり夢チャレンジ推進補助金が確定したもので、ワーケーション推進事業で申請していたものです。

款 18 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 3 介護保険特別会計繰入金に 466 万 4,000 円を計上しました。令和 4 年度実績に伴います一般会計への返還金となります。

款 19 繰越金は、今回の補正財源で 4,681 万 7,000 円を計上しました。

款 20 諸収入、項 4 雑入、節 3 過年度収入 253 万 5,000 円を計上しました。令和 4 年度事業実績に伴います保育所運営費の国・県負担金精算による追加交付金になります。

歳入は、以上です。

2 3 ページ以降に給与費明細書を載せております。

8ページをご覧ください。

第2表 地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業債の限度額を変更するものです。町債の総額は4億7,030万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

5番（森山 宏君） 16ページの戸籍情報の正副一致確認作業の委託ですよね。戸籍の確認を委託する業者っていうのは間違いのないところに、戸籍を第三者が見るわけですから、これはちゃんとしたところに委託されるのでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） 基幹システムを委託している業者でございます。もちろん今まで戸籍のシステムを扱ってる業者で、ちょっとよそじゃできないというところでもそこのお願いする予定であります。

2番（西 靖邦君） 13ページなんですけども、目1一般管理費、節17備品購入でトラック昇降設備16万5,000円というこれは乗り降りが必要になる設備ということで、購入予定ということなんですけども、これは車両1台について1台買われるわけですかね。

総務課長（西村洋一君） 現在町が所有しております2トン車は1台ですので、1つになるところでございます。

3番（遠坂道太君） 20ページの土木費です。道路維持費の公有財産購入費の37万9,000円につきまして伺います。これ新村線の道路用地だと思いますけども、まず、その先の方の状況は、用地のですね交渉はどうなっているのか、それにつきましてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 今回、補正にお願いしたものにつきましては地権者1名の方でございます。これまで担当の方が努力いたしまして用地交渉を行ってきたわけなんですけども、今年度ですね、ここの残り1メートルになってたわけなんですけども、こちらの方の用地交渉ができて新村線の方の用地の確保については全て終わらして、工事につきましては来年度から考えていきたいというふうにしております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

4番（椎葉弘樹君） 19ページのワーケーション推進事業委託料124万4,000円についてお尋ねします。全協の際には4つの事業の概要が説明されまして、1つに環境整備というのがございました。今回、環境整備というのはどこの施設に対して行うのでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員の全協の資料ということで2月に開催された全協資料の中で環境整備、インターネットとか当初予算で予算化をしておりますけれども今のところですね、旧南部保育所とかですね、お試し住宅、そういう中でワーケーションができる環境が今ちょっと定まっておりませんもんですから。そういう部分で環境整備をしたいというところで計画をしてるところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 夢チャレンジ以外の対応ということで今回の予算124万4,000円ってというのはどの部分の費用になるんでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今回の委託料につきましては、東京都と都市部の企業さんがこちらの方に来られる旅費関係、それと宿泊関係ですね、あと交通費、人件費、そういうものを含めて124万4,000円を補正として計上させていただいております。

4番（椎葉弘樹君） その件わかりました。環境整備もその中に含まれているのかなというところで確認したところでした。あともう1点ですね、これも全協のところではちょっとだけ説明があったかと思うんですが、漫画フェスタの時の夏目友人帳の事業費なんですけど、これの目的は何のためにやっていこうという事業なんんでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 夏目友人帳につきましては、県が中心にですね音頭を取らせていただきまして、15周年記念の企画を人吉球磨で全体的にやってきております。来年度までの継続事業となっておりますけれども、今回、県の方で人吉市を中心にプロモーションビデオの撮影があるということで、それが前日行われて2日間の日程で1日を湯前さんの方でイベントされないでしょうかということで声優さんをお呼びして、そのトークイベントを今回計画したところでございます。予算額にして130万ということで、声優さん方の旅費関係につきましては県で、それとイベントの部分の音響施設とかそういう部分についてのリース料関係を今回計上しているところでございます。

6番（黒木龍次君） 19ページですね、需要費の中に湯楽里非常用発電機修繕料88万円というふうなことで組んでありますけれども、非常用電源でございますんで、この補正で間に合うのかどうか、そこら辺をお伺いします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 湯楽里の非常用電源でございますけれども、8月に九州電気保安協会の点検がございましてそこで発覚した事案でございます。非常用発電がございまして、冷却水の漏れがあるということで早急に修理してくるということでございますので、予算可決いただいた後に早急に対応したいと思っております。

6番（黒木龍次君） こういう緊急性があるやつはですよ、要するに専決処分に対応してあとは報告というふうなことで対応していいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺のところは検討をよろしくお願いします。

8番(倉本 豊君) 18ページ、環境衛生費のミスト機修理が出ております。現在稼働率といいますか、地区で役場にあるミスト機を借りてされているところがあると思うんですが、どの程度あるのか台数は何台ですかね。

保健福祉課長(高木堅介君) まず、現在所有してるミスト機は5台でございます。稼働率につきましては、ちょっと正確な数値は持っておりませんが、地区で対応してるところは半分減ってございまして、23行政区の内4分の1、5分の1あるかないかじゃないかなと思います。

8番(倉本 豊君) いやだから、ここにあるミスト機を使いながらされているところの数はわからないですか。

保健福祉課長(高木堅介君) すいません、今、正確な使用されてる地区がちょっとここでは持ち合わせておりません。後でお答えさせていただきたいと思います。

議長(金子光喜君) ここで昼食のため、休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第6、議案第43号、令和5年度湯前町一般会計補正予算(第4号)の質疑の途中です。発言を許します。

保健福祉課長(高木堅介君) 家屋消毒用のミスト機ですけれども、町で持っている台数が午前中5台と申しましたが6台ございます。令和4年度の使用実績ですが、11地区に貸し出ししております。回数としては2回実施されたところもありまして、延べ18日間使用で61台の使用がありました。それから令和5年度ですが、現在で8地区が使用見込みで、延べ13日それから使用台数41台の見込みであと2地区ほど昨年度使用されたところから申し込みがあってない状況ですけれども、現在そういう状況になっております。

8番(倉本 豊君) お世話になりました。考えていたよりもかなりの稼働がされているように思っております。5万円の修理代ということではありますが、何台を修理される予定ですか。

保健福祉課長(高木堅介君) 当初ですね、5万円組んでおりまして合計の10万円になるところです。修理の台数ですがちょっと今はっきり覚えてませんが、もうすでに修理終わったものもありまして3台ぐらいは修理したと思っております。

8番(倉本 豊君) もう確かかなりの年数が経っておるのかなと思っております、毎年毎年10万円ずつぐらいの修理代があるのであれば、更新は考えておられないわけですかね。

保健福祉課長(高木堅介君) 保有してる6台をですね確認しまして、更新するかどうかをちょっと検討したいと思います。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

3番(遠坂道太君) 19ページでございますが、農業振興費の中で需用費で6万円の電気料ということでこれ精米所の中、電気の確認だというふうに伺っておりますが、稼働する見込みがあるのかそれにつきましてお伺いしたいと思います。

農林振興課長(高橋 誠君) 指定管理の施設である精米所でございます。公募による指定管理者がない状況ですが、いくつかの方から問い合わせがぁっている状況でございます。

3番(遠坂道太君) 稼働してない時期がもう長うございます。やはり今、来てるところに、やはり使用していただくような方向づけですね、取っていただきたいと思ひます。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、「湯前町一般会計補正予算(第4号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第7 議案第44号 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議長(金子光喜君) 日程第7、議案第44号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第44号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ318万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4億4,024万7,000円とするものでございます。詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしく申し上げます。

税務町民課長（北崎真介君） 議案第44号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、令和5年4月の人事異動による不足する分として、節2給料128万1,000円、同じく節3職員手当等115万6,000円、節4共済費74万8,000円、合計318万5,000円を計上しました。

続きまして歳入を説明します。7ページをご覧ください。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4職員給与費等繰入金に歳出総額と同額の318万5,000円を計上しました。これは一般会計からの法定外繰入となります。歳入歳出それぞれ318万5,000円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第8 議案第45号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号） について

議長（金子光喜君） 日程第8、議案第45号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第45号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ340万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,131万2,000円とするものでございます。詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第45号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては5万8,000円を計上しました。節4共済費で標準報酬の改定により不足する5万7,000円を計上しました。節18負担金補助及び交付金は、日本下水道協会負担金で不足する1,000円を計上しました。

款2下水道維持管理費、項1維持管理費、目1公共下水道維持管理費で、節18負担金補助及び交付金に、流域下水道維持管理負担金としまして334万8,000円を追加計上しました。当初予算には本年度の計画水量分負担金として資本費負担金分を計上しており、今回、前年度の生産水量分の確定と、令和5年度からの球磨川浄化センター維持管理費の負担金単価の改正により不足する334万8,000円を計上しました。

次に歳入です。7ページをお願いいたします。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては182万7,000円を計上しました。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、前年度繰越金を補正財源として157万9,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第9 議案第46号 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（金子光喜君） 日程第9、議案第46号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第46号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,622万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,839万円とするものでございます。

詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第46号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案第46号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に令和4年度の介護給付費、地域支援事業費等の実績確定に伴う国、県、町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算返還金を計上しました。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。9ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費及び項2介護認定審査会費は、一般職員及び会計年度任用職員の人件費について、見込み額に基づき増減額を計上しました。

款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は、節10需用費に、食糧費5万円を計上しました。これは、各公民分館などで実施されている「いきいき運動クラブ」の大交流会を11月に計画しており、その際の参加賞として飲み物などを購入するものです。

款4基金積立金は、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴い、負担割合により精算し、追加交付金などを含めた実質収支を計算した結果、856万9,378円の余剰金が生じたので介護保険給付基金積立金を計上しました。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、令和4年度中に還付手続きがなされなかったため、還付金不足分を追加計上しました。

目2償還金及び項2操出金、目1一般会計操出金は、令和4年度の介護給付及び地域支援事業費の実績確定に基づき、国、県、支払基金・町一般会計に対する負担金・交付金の返還金を計上しました。

次に歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料から款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業については、歳出で計上しました地域支援事業費5万円について、それぞれの負担割合に基づいた額を計上しました。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金、節2過年度分には、令和4年度地域支援事業の実績確定に伴う追加交付分を計上しました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他の一般会計繰入金は、事務費繰入金を計上しました。8ページの款8繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

7番（味岡 恭君） 9ページの返還金。返還金が全部で、5項目のうちで1,000何百万の返還金が出ております。何か当初の目測が誤ったのか何か理由があるんでしょうか。説明をお願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） この給付費及び地域支援事業費ですが、事前に国、県に対して給付金交付金の申請を行います。その際は実績が確定しておりませんので、見込み額で申請しますので、その分の実績に伴って超過分を返還するものになります。これはきっちり見込むことが難しいものでございますので、毎年度発生するものでございます。

7番（味岡 恭君） 余りにも金額が大きいもんですから、誤差が、何かそれに理由があるのかなと思ひまして、何か詳細にわかれば教えてください。

保健福祉課長（高木堅介君） 給付費・地域支援事業費ともにですね、当初交付申請が大体5月6月頃にありまして、変更交付申請が12月から1月あたりにかけてございます。その時に、まだ給付費・地域支援事業費も見込み額でしか出せませんので、特に介護給付費におきましては、施設入所者の増減で大きく給付費が変わってきますので、そういう関係で返還金も場合によっては大きくなる場合がございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第47号 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（金子光喜君） 日程第10、議案第47号、「令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第47号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う人件費関係の補正でございます。

詳細につきましては課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第47号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出の補正になります。湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を補正するもので、第1款水道事業費用6,517万8,000円に9万1,000円を追加し、6,526万9,000円とするものです。

9ページをお願いいたします。

令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）見積の基礎によりご説明いたします。収益的支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節2手当に扶養手当を新たに6万円を補正し、節4法定福利費の市町村共済費を標準報酬の改定により不足する3万1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

1番（吉田精二君） 先ほど町長の方からの説明の中で、職員の人事異動に対しての補正というようなことですが、内容から見ますと扶養者の移動というようなことになってると思いますが、よろしいのでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 今回、新たに9ページの方になりますけれども、6万円ということで扶養手当の方を補正させていただいております。これにつきましては職員の方で、新たな第一子が生まれるということで今月中ですけれども、10月分からの

扶養手当の方を補正させていただきました。新たに扶養手当が発生するということでの補正になります。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午後 1 時 2 5 分

再開 午後 1 時 2 7 分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。私の提案理由の中で職員の人事異動ということで発言をさせていただいたところございまして、職員の異動があったところでございますが、給与の支払い関係については別扱いという予算だそうでございますので、内容につきましては先ほど稲森課長が答弁しましたように扶養手当、共済の追加等に伴う補正ということでございます。大変申しわけございませんでした。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 4 7 号、「令和 5 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 4 7 号は、原案のとおり可決しました。

議長（金子光喜君） ここで、お諮りします。議案調査のため、明日 9 月 9 日から 9 月 1 0 日までの 2 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 9 日から 9 月 1 0 日までの 2 日間を休会とすることに決定しました。

議長（金子光喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9 月 1 1 日午前 1 0 時に開きます。

議事は、決算認定を予定しておりますので、ご参集願います。
本日は、これで散会します。

散会 午後 1 時 3 0 分

第 3 号

9 月 1 1 日 (月)

令和5年第7回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和5年9月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第 1号 令和4年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	総	務	課	長	西	村	洋	一
教	育	中	村	富	人	教	育	課	長	浅	田	一	徹
税	務	北	崎	真	介	建	設	水	長	稻	森		彦
保	健	高	木	堅	介	農	林	道	長	高	橋		誠
企	画	伊	藤	賢	一			興					
会	計	中	園	誠	二			課					
	管												
	理												
	者												

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 5 年第 7 回湯前町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 4 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

本件の審議方法について、お諮りします。

本件につきましては、最初に歳出から、款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和 4 年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款 1 議会費の説明を求めます。

議会事務局長（赤池昌信君） それでは議会費の説明をいたします。ページは 63 ページから 66 ページになります。よろしく願いいたします。

款 1 議会費、予算現額 6,828 万 2,000 円に対し、支出済み額は 6,739 万 4,498 円、執行率は 98.7 パーセントでございます。議会費が一般会計の歳出に占める割合は 1.4 パーセント、前年度との決算と比較して 199 万 5,999 円の増となりました。増の主な要因は、議員出張に伴う費用弁償の増、それから、議会棟トイレの改修を行ったことによるものでございます。

それでは、節の順によりご説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係であります。議員 10 名、事務局一般職 2 名及び会計年度任用職員 1 名の経費を支出しております。

節 8 旅費は 288 万 6,422 円を支出しました。議員会議出席に伴う費用弁償及び出張に伴う費用弁償が主なものでございます。

節 9 交際費は 12 万 8,121 円と例年を下回る支出となっております。新型コロナウイルスの影響で各種団体の総会が書面決議となるなど、負担金及びお樽等の支出が少なかつ

たためであります。

節 10 需用費のうち、印刷製本費は年 4 回の議会だより及び本会議の会議録印刷代、要望書印刷代として 93 万 3,200 円を支出しました。

65 ページ、66 ページをお開きください。

節 12 委託料では、会議録をマイクロ撮影し電子化して残すための費用として 126 万 5,000 円を支出いたしました。令和 4 年度は昭和 20 年代分を行っております。また、本会議の一般質問の様子を YouTube によるライブ配信及び録画配信を行う委託料として 88 万 3,300 円を支出しました。

最後に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金など、総額 46 万 1,000 円を支出しております。

以上で款 1 議会費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから、款 1 議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（金子光喜君） ないようですので、款 1 議会費の質疑を終わります。

款 2 総務費の説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 款 2 総務費をご説明申し上げます前に、令和 4 年度の不用額につきまして少しご説明を申し上げます。

財政が厳しい本町としましては、予算の無駄遣いに繋がりがねない使い切り予算は行わず、できる限り工夫して経費の削減などに努め、不用額を翌年度以降に使えるお金として積極的に残したいと考えているところです。よって、予算を使わなかったイコール仕事をしなかったということではございませんので、何卒御理解をお願いしたいと思います。また、これまで 3 月の定例会までに、年度末までの必要見込額のみを残して、ほぼすべての費用を減額補正しておりましたが、不用額を残すとしても、減額して落としても、結果は同じでありますので、同じ額を翌年度に繰り越すこととなります。そのため、年度末の資金繰りの面で間接的なデメリットはございますが、職員の事務の省力化と、議会での審議時間短縮等に寄与するために、一部の例外を除き、1 件 10 万円以下の不用額は、そのままにしておくよう指示をしたところでございます。各課、例年より不用額が多くなっておりますが、なお、備考欄の中の 1 案件での 10 万円でありますので、不用額の欄は合計になっておりますので 10 万円を超えておる場合がございます。また、修繕費など支出が読めない内容は、そのまま残しておりますので、前もって御説明をしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書に記載してありますページ数で申し上げますので、66 ページをお願いしたいと思います。

総務費につきましては10億2,274万5,519円を支出しています。歳出全体に占める構成比は22パーセントになります。前年度と比較して、2億7,658万円の増となっております。増の主な原因は、防災ラジオシステムの整備と民間企業による光ブロードバンド整備事業への補助金でございます。

以下、目ごとに説明を申し上げます。

目1一般管理費は、1億8,706万5,056円を支出しました。令和3年度と比較しまして4,103万円の減となっております。

節1報酬は、情報開示審査会委員、政治倫理審査会委員、固定資産評価審査委員、会計年度任用職員の報酬を支出し、節2給料は、特別職と総務課職員の給料を支出しました。

節3職員手当等は、特別職期末手当及び総務課職員の人件費に係る期末手当、扶養手当など各種手当を支出しました。また特別職と一般職の、退職手当負担金が主なものとなっております。

68ページをお願いします。

節7報償費、6万7,200円を支出しました。区長会の会議開催分です。令和4年度は2回開催しました。

節8旅費、164万7,840円を支出しました。令和4年度は、ウィズコロナの取り組みがはじまり、町長及び職員の出張が徐々に再開したことから、令和3年度と比較して普通旅費の支出が多くなりました。なお、不用額の主なものは普通旅費となります。緊急時の町長の上京などの事態に備えて、普通旅費は最後まで余裕を持たせたところでございます。その分の不用額が多くなっています。

節9交際費は159万9,572円を支出しました。各種総会・式典等の会費・御樽・要望活動時の手土産、企業の森活動などでお世話になっている企業等との意見交換会費用などを支出しました。ウィズコロナの流れにより各種催し物が徐々に再開したところですが、交際費は予定が立たない費用でありますので、不用額の減額は致しませんでした。

節10需用費、消耗品511万9,249円は、庁舎内で使用します事務用品をはじめ、プリンター、印刷費関係の消耗品、新型コロナウイルスの感染予防の消毒液、飲酒運転防止のアルコール検知器などを購入しております。

節11役務費78万8,152円は、全国町村会災害対策費用保険、切手代等の通信費および広告料を支出しております。

70ページをお願いします。

節12委託料、1,202万1,273円は、区長業務委託料をはじめ、職員健康診断委託料、産業医委託料、職員採用試験委託料などを支出しております。令和3年度より大きく金額が減少している理由は、新たに電算情報管理費という目を設け、そちらに電算情報関係

を移したためでございます。委託料以外の節も、使用料及び賃借料など、そのような理由で大きく減少している節がございますので、ご理解いただきたいと思います。

節 13 使用料及び賃借料、416 万 6,647 円は、有料道路等使用料、印刷機等リース料、副町長の宿舍等借上料、タブレットの文書共有システムのソフトライセンス使用料などを支出しております。

節 17 備品購入費、126 万 3,690 円は、町長室の応接用椅子、応接室用椅子の買い替えと、地域おこし協力隊、会計年度任用職員の増加による事務用の机・椅子の新規購入、また特に職員の事務用椅子は以前、J T 熊本支店の閉鎖に伴い、貰い受けた椅子を数多く使用しておりましたので、汚れや破損など使用に耐えられないものが出てきましたので買い替えたものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金、156 万 689 円は、町村会負担金、職員共同採用試験負担金、ウクライナ難民支援義援金等の支出が主なものとなっております。

7 2 ページにかけまして、目 2 文書広報費は、456 万 4,656 円を支出しました。主なものとしまして、節 10 需用費の広報紙・旬報の印刷製本に要した経費を支出しております。

節 17 備品購入費、18 万 3,700 円は、広報用望遠レンズを購入しました。

目 3 財政管理費は、5,957 万 4,522 円は、節 12 委託料において、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、固定資産台帳管理システム保守業務委託料等を支出しました。

節 24 積立金、5,475 万 7,042 円は、財政調整基金の国債運用益分と利子分で 145 万 7,553 円、減債基金積立金に利子分と合わせて 4,336 万 46 円、ふるさと創生基金積立金に利子分 1 万 5,520 円、公共施設等整備基金積立金に利子分 1 万 8,594 円、ふるさと応援基金積立金に利子分と合わせて 990 万 2,329 円、情報通信関連事業整備基金に利子分 3,000 円を、それぞれ積み立てしております。

7 4 ページをお願いします。

目 4 会計管理費は、10 万 2,715 円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しております。

目 5 財産管理費は、4,096 万 396 円を支出しました。主な支出は、会計年度任用職員の町長車運転手報酬、そして役場庁舎と旧南部保育所の電気料など光熱水費と、修繕料など維持管理費用、電話料、町有建物災害保険料及び自動車損害保険料、公用車のリース料等を支出しております。なお、修繕料が 334 万 2,723 円と例年より高くなっておりますが、これは、台風 1 4 号の影響により、公用車の車庫の屋根が落ちまして、公用車 2 台が大きな被害を受けましたので、車庫と車の修理代が掛かったものでございます。

7 6 ページです。

節 14 工事請負費、1,154 万 408 円は、消防詰め所 2 ヶ所の解体工事、旧南部保育所改修工事、庁舎裏倉庫の扉 6 か所の取替工事を行いました。不用額は入札残になります。

節 21 補償補填及び賠償金は、交通事故に伴う損害賠償金 4,818 円を支出しました。

農林振興課長（高橋 誠君） 同じく、76 ページでございます。

目 6 公有林管理費は 5,083 万 7,803 円を支出しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものでございます。

節 7 報償費は、還暦者植林記念品代です。令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響で中止しましたが、令和 4 年度は実施したものでございます。

77 ページ、78 ページをお願いします。

節 11 役務費は、町有林の森林災害保険料 338 万 9,866 円が主な支出でございます。町有林約 861 ヘクタール分の保険料でございます。

節 12 委託料は 4,514 万 1,576 円を支出しました。不用額が 48 万 2,424 円ですが、令和 4 年台風被害により町有林管理、それぞれの企業の森造成事業が予定どおりに実施できなかったことが大きな理由でございます。町有林造成事業委託料 2,823 万 1,641 円を支出しました。下刈り 8.5 ヘクタール、除伐 4.4 ヘクタール、作業道開設 1,337 メートル、作業道補修 3 路線などを行っています。次に、くれないの森造成事業委託料は 70 万 1,800 円を支出しました。J T の森造成事業委託料は 491 万 7,000 円を支出しました。下刈り 20.1 ヘクタールを行っています。次に、J R 九州商事の森造成事業委託料は 359 万 7,042 円を支出しました。下刈り 9.2 ヘクタール、防護柵設置 410 メートルを行っております。次に、公有林管理委託料は 299 万 2,000 円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合へ委託を行いました。次に、林道台帳整備及び森林解析委託料は 368 万 3,900 円を支出しました。林道台帳関係は現況平面図を作成し、森林解析関係では、現況の航空写真データ、レーザ計測成果を用いて町内全域の三次元データの作成を行っております。次に、ダイダンの森造成事業委託料は 101 万 8,193 円を支出しました。これは、令和 4 年度からの新規事業でございます。大阪市に本社を置くダイダン株式会社様と企業と協働の森づくり協定事業で、令和 4 年度から令和 8 年度までの協定期間で協定面積 10.61 ヘクタールでございます。初年度の今回、令和 4 年度は再造林 0.36 ヘクタール、防護柵設置 350 メートルを行っています。

次に、節 13 使用料及び賃借料でございます。森林 G I S 及び林地台帳の管理システムの利用料は 67 万 5,400 円を支出しました。また、積算等システム使用料は 21 万 7,800 円を支出しました。

次に、節 15 原材料費でございます。還暦者植林の場所が町有林造成事業の場所としたため、還暦者の方に造成事業で準備していたスギを植林していただいたため、6 万 4,000 円の不用額が残ったものでございます。

次に、節 16 公有財産購入費は、作業道牧良線の開設のため、国有林内の立木を購入したものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、公有林経営協議会負担金 1 万 6,000 円を支出しました。また、森づくり実行委員会補助金は 68 万 3,610 円を支出しました。主に企業と法人の協働の森づくり事業のソフト事業に要する経費への補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対策により例年どおりの企業の森保全活動は規模を縮小した活動となったこと、町有林の伐採計画等の検討も実施し、実績に対する補助金を支出しました。なお、当初、町補助金として 144 万円の交付を行い、支出 68 万 3,610 円に対し、残額 75 万 6,390 円であったため、協議会内部での次年度繰越とせず、年度末に町へ精算で返還したため不用額となっております。以上です。

総務課長（西村洋一君） 引き続き 7 8 ページをお願いいたします。

目 7 交通安全対策費は 1,015 万 3,320 円を支出しました。主なものは、交通指導員の報酬等の活動経費、街路灯・防犯灯の電気代、街路灯・交通安全施設の修繕等が主なものでございます。

節 7 報償費 324 万 6,200 円は、交通指導員報償費ですが、コロナの影響により出勤回数が見込みより少なかったため、不用額が生じました。

節 10 需用費は、途中電気料の値上がり懸念されまして補正をしておりましたが、電気代が想定より掛からなかった、安く済んだことにより不用額が発生したものです。

8 0 ページをお願いいたします。

節 14 工事請負費、交通安全施設設置工事 96 万 8,000 円は、町道駅前線の白線の引き直しとカーブミラーの設置工事を行いました。なお、LED 防犯灯設置工事 125 万 9,995 円は、要望のあった箇所と故障した箇所に LED 型防犯灯を設置しました。また、目 7 交通安全対策費、繰越明許分として、節 14 工事請負費 110 万円も LED 型防犯灯を設置しました。

目 8 防災諸費は 2 億 946 万 7,443 円を支出しました。

令和 3 年度と比較して、1 億 8,113 万円程度増加しておりますが、これは、防災ラジオシステム整備によるものです。工事請負費と設計監理委託料及び専用のラジオ購入費を合わせて約 2 億円程度の支出をいたしました。

節 7 報償費 7 万 5,000 円は、B & G 財団から寄贈されました、重機の操作研修の講師謝金となります。

節 8 旅費の中で、自主防災組織訓練等に伴う費用弁償等 17 万 4,400 円を支出しました。これは、各地区の自主防災組織役員の皆様にお集まりいただき、各地区の防災計画を作成するための研修会と、総合防災訓練の説明会を開催した際のものでございます。

節 10 需用費、消耗品費 164 万 9,178 円は、重機操作研修のテキスト代、防災備蓄用毛布を 2 0 0 枚、備蓄用の食料品などを購入しました。

節 14 工事請負費は、防災ラジオシステム整備工事費に 1 億 5,620 万円を支出しました。この工事請負費で 1,080 万円の不用額がございますが、これは入札残であります。業者との協議を行う際において、工事費の増額の可能性があるというところで年度末まで心配したところですが、幸い結果は契約どおりで納まり、不用額が生じたところでございます。

節 17 備品購入費は、B & G 拠点事業を活用しチェンソー 4 台 12 万 3,200 円と、防災ラジオ 1,800 台、3,935 万 2,500 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。なお、防災諸費の主要な物の財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しております。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 82 ページをご覧ください。

目 9 企画調整費は 9,444 万 8,402 円を支出しました。企画振興係の職員および地域おこし協力隊の人件費のほか、計画策定、ふるさと納税、公共交通に係る経費が主なものでございます。

節 1 報酬では、振興計画策定審議会委員報酬 13 万 8,600 円を支出しました。令和 4 年度は、総合計画と総合戦略の検証および過疎地域持続的発展計画の検証についての審議をいただきました。委員に係る費用としては、この他、節 8 旅費の費用弁償を支出しました。また、移住定住促進事業に従事している地域おこし協力隊 1 名分の報酬を支出しました。協力隊に係る経費については、節 3 職員手当等の期末手当、節 4 共済費で市町村共済組合負担金及び社会保険料を、節 1 1 役務費、節 1 3 使用料及び賃借料、節 1 8 負担金補助及び交付金で、活動で使用する携帯電話の利用料や車両のリース料、住宅費補助を支出しました。

84 ページをお開きください。

節 7 報償費では、ふるさと納税返礼品代 818 万 9,924 円を支出しました。ふるさと納税に係る費用として、この他に節 11 役務費で通信運搬費、ポータル決済手数料を、節 12 委託料でポータルサイト業務委託料などを支出しました。なお、令和 4 年度の寄附額については、1,853 件の 2,757 万 4,000 円、企業版ふるさと納税については、3 社から 150 万円の寄附をいただいております。同じく、節 7 報償費では、若者会議講師謝金 20 万円を支出しました。若者会議は令和 3 年度からの事業で、町内の若者がまちづくりに関して語り合う場を創出し、その中で見出した施策などを町長へ提案していただいております。令和 4 年度については、5 回の会議を行い意見をいただきました。また、空き家調査、公共交通実態調査に係る謝金として各区長へ支出しました。

節 12 委託料では、婚活イベント委託料として 100 万 1,000 円を支出しました。このイベントにつきましては、熊本県の少子化対策総合交付金を活用し、民間事業者が町内を

散策しながら婚活イベントを開催したものです。男性12名 女性15名 計の27名の参加がありました。その内、町内参加者は4名であります。また、まんが体験教室運営委託料として49万7200を支出しました。

86ページをお開きください。

節18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨地域管内で連携して取り組む、公共交通活性化事業などに係る負担金及び補助金を支出しました。くま川鉄道に対しましては、通常の経営安定化補助金686万1,000円の他に新型コロナ感染対策や燃料価格高騰による運行継続支援金としてそれぞれ36万4,000円、合計72万8,000円を支出しました。また、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道の災害復旧に係る本町負担金として、くま川鉄道再生協議会負担金に運営費、人件費、災害復旧費を合わせて1,949万1,109円を支出しました。

ふるさと寄附金を活用して住宅リフォーム補助事業と空き家リフォーム等補助事業を実施しました。住宅リフォーム事業には20件の申込みがあり、抽選により12件を採択し、345万円を支出しました。空き家リフォーム等補助事業には1件の申込みがあり、解体費用補助1件で69万円を支出しております。令和4年度から、若者の婚姻に伴う新生活に係る支援として少子化対策を強化する目的で創設した、新婚新生活支援補助金として3件の申請があり66万6,000円を支出しました。以上です。

総務課長（西村洋一君） 88ページをお願いいたします。

目10 情報通信管理費は1億7,887万4,206円を支出しました。高額となっておりますが、民設民営での光ブロードバンド整備事業に関する補助金分となります。また、全世帯への光ケーブルとIP告知放送端末等の維持管理費、そして、インターネット接続サービスを含む情報通信システムの運用経費、地域情報化推進にかかるソフト事業に要した経費が主なものでございます。

節10 需用費の修繕料は132万3,850円を支出しました。公衆無線LANアクセスポイントの不具合に伴います設定変更をはじめ、光ケーブル断線に伴う修繕、落雷に伴う告知端末関係の修繕、町営住宅や個人住宅の解体に伴う伝送路の撤去などを行っております。不用額が40万円程度出ておりますが、修繕料でありまして予想ができませんのでそのまま予算を残しておいたところです。

節12 委託料、情報センター機器保守委託料356万4,000円ほか、IP告知端末機器保守委託料、ブロードバンド機器保守委託料等を支出しました。

節13 使用料及び賃借料は、ブロードバンド回線接続使用料468万6,000円ほか、NTTと九州電力の光伝送路電柱共架料246万1,580円等を支出しました。

節 14 工事請負費 85 万 8,000 円は、新築・改築世帯等への I P 告知放送端末設置 4 箇所を行いました。

節 17 備品購入費 93 万 5,000 円は、I P 告知放送端末機器 2 0 台等の購入をいたしております。なお、I P 告知放送端末は令和 5 年度からは防災行政放送としては使用していませんが、インターネットルーターとして使用されている方もおられるところがございます。

9 0 ページをお願いします。

目 11 電算情報管理費は 4,749 万 6,711 円を支出しました。電算化の推進など関連する予算が増えたことから、令和 4 年度から目を追加したところです。

節 10 需用費 27 万 3,900 円は、オンライン研修等で使用しますタブレットのイヤホン変換プラグ、またデータファイルの更新などを支出しました。

節 11 役務費 194 万 988 円は、議員の皆様もお使いいただいております会議用タブレットの通信費を支出しました。

節 12 委託料は、電算関係の保守委託料 1,431 万 9,272 円を支出しました。なお、不用額が生じているのはホームページ保守委託料でありまして、当初予定していました管理費用の一部期間が短くなったことによるものとなります。

節 13 使用料及び賃借料は、電算関係のリース料・使用料等 2,834 万 5,387 円を支出しました。

9 2 ページをお願いします。

節 17 備品購入費 19 万 4,700 円は、W E B 会議用ノートパソコンを購入したものです。

目 12 災害復旧管理費は、954 万 9,705 円を支出しました。令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した河川・道路・農地・農業用施設の災害復旧のための専属事務を行うために、令和 2 年度から目を新設して予算を計上し執行しているもので、農林振興課と建設水道課にそれぞれ災害復旧係を設け職員を配置いたしましたものでございます。

節 1 報酬から節 8 旅費については、会計年度任用職員の雇用における経費を支出いたしました。

節 13 使用料及び賃借料は、プレハブ事務所のリース料、公用車リース料、その他職員パソコンリース料等を支出いたしました。

9 4 ページをお願いします。

目 13 諸費は 1,238 万 5,556 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金で、人吉球磨広域行政組合運営費負担金 786 万 6,000 円等の負担金を支出しております。また、職員研修費は 301 万 4,326 円を支出しました。受講研修数延べ 6 0 件、受講職員数延べ 2 0 9 人でありました。新型コロナの影響が減少し、職員向け研修も再開されている状況であります。

税務町民課長（北崎真介君） 目 15 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は 494 万 490 円を支出しました。給付金給付に要する経費として、節 11 役務費の口座振込手数料の他、節 12 委託料では、給付金システム改修業務委託料 103 万 6,200 円を支出しました。

9 5 ページになりますが、節 18 負担金補助及び交付金では、非課税世帯一世帯当たり 10 万円の 3 9 世帯分の給付金 390 万円を支出しました。

目 16 湯前町出身大学生等支援給付金給付事業費は、節 3 職員手当等は時間外手当を計上しておりましたが、比較的順調に進み支出しませんでした。

節 10 需用費は、消耗品費として、通信用のコピー用紙やファイルの購入に 1 万 3,414 円を支出しました。

節 11 役務費は、通信費として 8,400 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、湯前町出身大学生等 5 3 名に 1 人当たり 2 万円、計 106 万円を支出しました。

目 18 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、節 3 職員手当等は時間外手当を計上しておりましたが、対象者が多いにもかかわらず、トラブル等も少なく効率良く進められたため支出しませんでした。

節 10 需用費は、消耗品費として、確認用のコピー用紙やファイル等の事務用品に、5 万 3,849 円を、また、印刷製本費として封筒代 3 万 1,350 円を支出しました。

節 11 役務費は、通信費として 12 万 3,361 円を、また、口座振込手数料として 5 万 5,330 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、緊急支援給付金として一世帯当たり 5 万円の 4 9 8 世帯分、2,490 万円を支出しました。また、190 万円の不用額についてですが、当初積算時には、非課税世帯の可能性のある方全てを集計し、総額で予算計上しておりましたが、それには一部の未申告者の方や他町村に課税関係が不明な扶養者がいらっしゃる方々等、いわゆる対象となる可能性のある方全てを含んでおり、家計急変世帯の想定数 1 0 世帯を足しております。年末からの事業であり、順次、申請から確認作業が進む中で、精査を行っているところでしたが、確定申告の時期にも差し掛かり、県への給付金の変更申請及び補正予算への更正減額の計上が出来なかった事によるものでございます。ご理解頂ければと思います。

目 21 湯前町物価等高騰対策給付金 3,734 万 4,000 円は、令和 5 年度に繰り越しており、令和 5 年度において既に執行済みとなっております。

9 7 ページをご覧ください。続きまして、項 2 徴税費からです。項 2 徴税費につきましては、4,929 万 8,831 円を支出しました。900 万 5,245 円の増となっております。増の主な要因は、職員の減にも係わらず、その一部に通年の会計年度任

用職員を増員した事に加えて、システム改修委託料や町税還付金が増加した事によります。

目 1 税務総務費につきましては、4,861 万 2,934 円を支出しました。職員 5 名と、通年及び確定申告時の会計年度任用職員 2 名の人件費及び物件費などの他、経常的経費が主なものでございます。

節 12 委託料につきましては、99 ページにかけまして 100 ページの一番右上、地方税共通納税システムに係る改修業務委託料 597 万 7,400 円を支出しました。詳しくは当初予算にて説明致してはおりますが、これは、地方税ポータルシステム、所謂 eLTAX による電子申告に追加された電子納税を可能とする地方税共通納税システムに、令和 5 年度より固定資産税や軽自動車税、その他、都道府県税の一部に拡大された事による改修となります。この改修により、パソコンやスマホなどからでも軽自動車税や固定資産税の納付書により、決済が出来るようになりました。家屋評価業務委託料は、新築住宅 10 棟、1,135.33 平米を含む、新增築家屋の計 25 棟分 2,235.2 平米で、92 万 9,621 円を支出しました。軽自動車税システム改修業務委託料は、令和 5 年 1 月から開始された軽自動車税関係手続の電子化に伴いシステムからの納付状況情報の自動連係機能の追加、疎通確認、連携テスト等を行うため、92 万 4,000 円を支出しました。

節 13 使用料及び賃借料では、令和 3 年度同様、各システムの使用料及び利用料、リース料など 233 万 8,941 円を支出しました。

節 17 備品購入費は、地方税共通納税システム用パソコンの購入に 15 万 4,000 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、地方税共同機構負担金として 57 万 4,791 円を支出しました。これまで地方税電子化協議会負担金としていたものですが、組織改革で平成 31 年度には名称変更されていたにも関わらず、旧名称で記載をしておりましたので修正しました。令和 3 年度の負担金から 49 万 4,000 円ほど増加しておりますが、当初予算でも説明しましたとおり、先ほどの関連で軽自動車の車検時の納付情報の電子化に伴い、本町で作成した納付情報ファイルを自動的に軽 J N K S (軽自動車税納付確認システム) に登録する初期費用分であり、令和 4 年度限りとなります。また、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金として、その徴収事務を取り扱う熊本県への支払いとして 3 万 4,605 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料は、町税還付金及び加算金として 137 万 6,363 円を支出しました。令和 3 年度より 81 万 6,000 円ほど増加した主な要因は、法令上、特定の事業者が補助金により取得した機械、装置に対して固定資産税の軽減措置があったことを、熊本県の書類調査により指摘を受け、遡って修正申告を行ったため、75 万円ほど還付となった事によります。

目 2 賦課徴収費につきましては、税の賦課及び徴収に要する費用として、68 万 5,897 円を支出しました。主なものとしまして、節 10 需用費の消耗品費は、事務用消耗品、申告関連書籍等に 5 万 9,283 円を、また、印刷製本費としまして、税目毎の納税通知書及び納付書の他、督促状や口座振替済通知書のメールシラー等の印刷費として、62 万 4,614 円を支出しました。

節 11 役務費、主に預貯金口座調査手数料は新規としての対象者等も少なく、窓口及び訪問での対面での聞き取り調査が主になり、最終的に支出しませんでした。

101 ページをご覧ください。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費については、2,686 万 971 円を支出しました。97 万 6,509 円の増となりました。増の主な要因は、職員 1 名減による減にも係わらず、住基ネットプログラム修正や戸籍総合システム改修等の委託料の増によるものでございます。戸籍及び住民基本台帳事務職員 1 名、会計年度任用職員 1 名分の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものです。

節 12 委託料では、住基ネットワークシステムプログラム修正業務委託料として、50 万 8,200 円を支出しました。法令改正対応などを行う上で、対応工数の見直しを行い、単価は上昇していますが、年 3 回であったものを 2 回に変更しておりますので、当初予算からは大きく減少しております。また、戸籍情報システム改修業務委託料として、843 万 7,000 円を支出しました。これは戸籍事務への番号制度導入等を目的とする戸籍法の一部改正に伴う戸籍事務内連携の対応が必要となったため、改修を行ったものでございます。令和 5 年度リプレースにおける導入予定の次期戸籍システムにより、稼働することになりますが、各届出書電子化後は、庁内戸籍情報システムの情報が、戸籍事務内連携サーバを通して、L G W A N 経由で法務省センターの戸籍情報システムに送信されるため、通知、参照が可能となり、その他、関係市町村との郵便等のやり取りも基本的には無くなることとなります。次に、令和 3 年度に購入したマイナンバーカード専用プリンター保守委託料 3 万 3,240 円支出しました。また、マイナンバーカード取得促進事業業務委託料 15 万 3,618 円を支出しました。各事業所、施設等での取得を促進する熊本県の事業に委託したものでございます。

103 ページをお開き下さい。

節 13 使用料及び賃借料では、戸籍総合システム及び住基ネットワークシステムに係る機器のリース料として、コピー使用料と合わせて 330 万 8,670 円を支出しました。コピー使用料が 29 万 7,000 円ほど下がったのはコピー機を再リースしたためです。

節 17 備品購入費は、46 万 6,400 円を支出しました。内訳としましては、マイナンバーカードによるマイナポータル上での旅券の電子申請が可能となり、交付時の審査や交付日入力を行う L G W A N 接続端末と受付票の Q R コード読み取り用のバーコードリーダ

一等が必要となり、その購入費用として15万4,000円、また、旅券交付の際、IC部分を正常に読み取れるか確認が必要とされておりますが、その専用端末及びパスポートリーダー、読み込んだ顔写真等の確認用の申請用モニターなど31万2,400円の支出となっております。購入後、13年が経過し、OSとソフトウェアが対応しておらず、代替機もない状態で故障したためです。端末を別にする理由としましては、障害を避けるため、ネットワークには接続しないこととなっているため、電子申請用との兼用は不可ということでございます。これら旅券事務に掛かる機器購入に対して、権限移譲事務交付金39万7,000円を受け入れております。

節18負担金補助及び交付金においては、令和3年度までにあった国からの歳入と同額をJ-LISへ支出していた個人番号カード等関連事務負担金が、制度改正により国とJ-LISの間での直接交付となったため、その負担金等が無くなり、支出したその額123万2,000円がそのまま減となりました。歳入も同様でございます。マイナンバーカードの交付件数については3年度が697枚であったのが、4年度は1,198枚と大きく増加しました。繰越明許費の211万2,000円は、令和3年度の補助事業の確定により十分な業務スケジュールが取れないおそれがあったため、繰越したものでございます。マイナンバーカードの所有者であれば、マイナポータルから転出届と転入予約が出来るようにするため、転出地が転入予定地へ転出証明書情報の提供が出来るようになる改修を行いました。

総務課長（西村洋一君） 項4選挙費は430万5,899円を支出しました。

目1選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償等、15万5,780円を支出しております。

目3参議院議員選挙費は346万5,193円を支出しました。令和4年7月10日執行されたものです。選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償、そして、期日前投票と選挙日当日まで必要であった経費を支出いたしました。

106ページをお願いします。

目5県議会議員選挙費は65万7,926円を支出しました。令和5年4月9日執行されたものです。

108ページをお願いします。

目7町長選挙費は2万7,000円を支出しました。令和5年4月23日に執行されたものですが、令和5年3月31日までに必要のあった選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償を支出いたしました。

項5統計調査費は8万3,883円を支出しました。

目1統計調査総務費は、市町村民所得推計負担金、県統計協会負担金を支出しております。

目2 指定統計費は6万2,483円を支出しています。国から委託されている就業構造基本調査と住宅・土地統計調査の、調査指導員と調査員の報酬、通信費などに要した経費を支出しました。以上です。

監査書記（赤池昌信君） 項6 監査委員費を説明いたします。107ページから110ページにかけてでございます。

監査委員費としまして、93万1,250円を支出しております。令和3年度と比較して、14万635円の増となります。監査委員費の主なものとしまして、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等にかかる委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修と出張に伴います費用弁償、郡町村監査委員連絡協議会負担金などを支出しております。

以上で款2 総務費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） ここで、休息のため休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款2 総務費の説明が終わったところです。

これから款2 総務費の質疑を行います。ページは65ページから110ページです。

7番（味岡 恭君） 78ページになりますかね、公有林管理費の中のですね、委託料、JR九州商事の森造成事業委託料。予算では980万ぐらい予算があったかなと思うんですが、実際に使われているのが360万程度、不用額についてどうのこうの先ほど言われましたが、巨額な金額でもあるし、何か当初予算と金額が違うもんですけん、当初の計画と何か違ったのかなと、何かありましたら教えてください。

農林振興課長（高橋 誠君） JTさん、くれないの森さん、JR九州商事さん、それぞれの森林活動、森造成事業でございますけども、JTさん、くれないの森さんの方はさほど変化はなかったんですが、このJR九州商事さんの森についてがですね、やはり台風災害の影響で予定した箇所に行けなかったと言いますか、制御ができなかったというのが一番の大きな理由で359万ほどの施工になりまして、実施できなかった部分がかかり多く残ったということでございます。

7番（味岡 恭君） JRさん、くれないの森さん、JTさんにしても大変お世話になってるところだと思います。巨額な金額、まあ、後で使う機会もあるだろうと思うんですが極力ですね、応答に答えていただいて、希望に答えていただいて、お願いしたいと思います。

2番(西 靖邦君) 66ページですけどね、目1一般管理費において補正予算がですね、352万2,000円補正されたんですけどもそのうちの不用額がですね、235万3,944円。これは補正の66.8パーセントなんですけども、この残額が多い理由は何か予算の見積もりのちょっと課題があったということですかね。

総務課長(西村洋一君) これはですね、一般管理費全体ですので、細かく分けましてこの内訳ありますように報酬から節18の負担金補助及び交付金までの合計ですので厳密に言いますと議員ご指摘の通りでございますが、細かくいきますと金額はそうたいしたことはありませんので、積み上がった金額というところでございます。

2番(西 靖邦君) 70ページですけどね、節12委託料で職員ストレスチェックの委託料が11万7,040円で実施されていますけれども、何名の職員がチェックを受けて、結果はどうだったのでしょうかね。また、その原因の分析と結果の対応はどのようにとられたのでしょうか。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -
休憩 午前11時11分
再開 午前11時11分
- - - - -

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

総務課長(西村洋一君) ストレスチェックは全職員がチェックを受けているところでございます。その中から高ストレスと判定されたものは12名ございました。他の町村の状況も聞きますとやはり、そのようなストレスを多く受けている職員が増えているという現状でございます。

4番(椎葉弘樹君) 西議員と同じところの関連になります。現行のストレスチェックの制度実施規定を見ますと、現在一般職員だけが対象になっていて、特別職の方は対象になっておりませんと。令和4年度以降の公務を見ましても、特別職の町長であったり、副町長、教育長あたりも過大なストレスを抱えておられるのではないかと推察するところですが、総務課長の所管で結構ですので、特別職のストレスチェックの必要性について、お考えをお尋ねしたいと思います。

総務課長(西村洋一君) 椎葉議員ご指摘のように、私も町長のそばに仕えておりますが、かなりのストレスは感じておられるというのは私も思っているところでございますので、個人的な感覚としましては受けられても良いのかなというのは思っているところでございます。相談したいと思います。

4番(椎葉弘樹君) そこで町長にお尋ねするわけですが、この規定をですね、見直して町長、副町長、教育長のストレスチェックの方も実施してはどうかっていったとこ

ろで、町長のお考えをいただきたいんですが、他町村の中でも一部、特別職の三役を入れてるところもございますので、その辺りの考えをお伺いします。

町長（長谷和人君） ご質問いただいております、ストレスチェックでございますけれども、実は椎葉議員がおっしゃったように他町村におきましても一部ストレスチェックをやっている町村もございます。そこら辺はちょっと質問等がどういう内容かというのですね、ちょっと私そこまで調べてなかったもんですから、実施されているところのですね、状況を調べさせていただきまして、実施という考え方でですね、前向きにちょっと考えていきたいというふうに思います。ただ何せ、いろんな形で質問があるわけですが、その中で、どうしてもやっぱり結果的にはストレス数がやっぱり出てくる可能性が非常に高いんじゃないか、こんなことを申し上げますとあれなんですけれども、そういう結果になる可能性も非常に高いのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

2番（西 靖邦君） 74ページですけども、節11 役務費の町有建物災害保険料、412万4,462円となっております。これは災害保険と呼ばれる保険の商品名はないんですけども、災害に対する損害を補填し補償する代表的な保険である、火災保険とか地震保険のことを指しているんですか。

総務課長（西村洋一君） ご指摘の通りでございます。

3番（遠坂道太君） 80ページでございます。交通安全対策費の工事請負費で、LED防犯灯設置工事ですね、これにつきましてお伺いします。現在町内に572基の防犯灯があるわけですが、全てがLEDの方に切り替わってるのか、それにつきましてお尋ね申し上げます。

総務課長（西村洋一君） これにつきましては、前の高橋総務課長の時代からご答弁されておりますが、予算の範囲内で徐々に切り換えておるところでございます。蛍光灯の生産が終了するまでには、計画的に行っていきたいと考えております。

3番（遠坂道太君） 今後ですね、やはり児童・生徒の通学路を中心としての考え方で取り組んでいくのか、それについてもお尋ねをします。

総務課長（西村洋一君） 当然子ども達の通学路中心にこれまで防犯灯を設置してありますので、そのようなことになろうかと思えます。極力犯罪の起こらないような町づくりに努めて参ります。

3番（遠坂道太君） 児童・生徒を中心と、それと集落のですね、中心となる場所とかそういう辺りのこともですね、今後踏まえながら生活がございますので、そういった辺りを把握しながら今後も検討していただければと思います。

総務課長（西村洋一君） この防犯灯につきましては、現在先ほど言われました600基近い設置をしておるところでございますが、設置するのは費用をかければ大丈夫な

んですが、それからずっとその先の維持管理費、電気料も掛かってきますので必要などころを見定めながら、ただ、やみくもに増やしていきますと、町民の福祉に係るその他の事業に掛ける費用が削られたりしますので、その辺のバランスは、議員の皆様としっかりと協議をしながら、必要な所に設置をしていきたいと考えております。

2番(西 靖邦君) 78ページなんですけども、節13の使用料及び賃借料、積算システム等使用料が21万7,800円となっております。令和3年の使用料がですね、16万5,000円と増額になってるんですけども、このシステムの使用料というのは定額料金でなく使用回数で加算されていくシステム料金になっとるわけですか。

農林振興課長(高橋 誠君) ご指摘の通り金額の方が増額になっておりまして、工事の積算にあたっての林業土木のシステムを使うものでございます。これは施工のパッケージ型の積算システム方式となっております。機械経費、労務費、材料費をパッケージされた単価を用いてこの積算を行うものでございまして、やはり工事と委託等々の変化によって、また、このパッケージっていうのが変わってきているところの増額だと理解しております。

2番(西 靖邦君) 先ほどおっしゃったそのパッケージとか毎年変わっていくわけですか。

農林振興課長(高橋 誠君) 大変失礼しました。これまで令和4年度より前ですね、以前については工事だけの積算であったと。令和4年度からは委託まで含めた積算のシステムに追加されたということでした。大変失礼しました。

2番(西 靖邦君) ということは定額料金ということですかね、年間の。

農林振興課長(高橋 誠君) 年度年度違うかもしれませんが、そのような形になります。

3番(遠坂道太君) 102ページでございますが、戸籍住民基本台帳費の委託料でマイナンバーカード取得促進事業業務委託料につきましてお伺いします。令和4年度も含めて2,719枚のマイナンバーカードが交付されておるわけですが、そこで80歳以上の方ですね、交付率はどのくらいあるのか、その辺わかれば教えていただければと思います。

税務町民課長(北崎真介君) ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後でご報告いたします。

3番(遠坂道太君) あとで結構ですけれども、取得率はどのくらいあるかっていうことで約70パーセント近いんじゃないかなと私も考えてるわけですが、これまた向上する上にですね、今後の取り組みあたり、どのような考え方で取得率アップをしていくのかそれにつきましてお伺いしたいと思います。

税務町民課長（北崎真介君） 現在交付率としましては、8月末現在で80.7パーセントでございます。こちらが年々増えてきておりますけど、だんだんちょっと頭打ちになってきているというところがございます。議員おっしゃる通り80歳とは限りませんが、なかなか庁舎に出向いて来られない方とか、足の不自由な方とか、なかなかそういったことで促進をしておりますけれども、だんだん今後は伸びが鈍化していくのではないかと考えております。今のところ県の事業はもちろん、事業所ですとか学校とかそういった所に出向いてとかやっていただいていると。本町でも土日交付ですとかやっておりますけれども、今後は、やはりいろんな地域に出向いてやってるところもございませぬので、そういったところもちょっと人員が許せば、そういった方向でなるべく交付率を上げていきたいというふうには考えております。

3番（遠坂道太君） 現在職員の方も一生懸命取り組んでおられるということは私も理解してるところでございます。そこでやはり、取得率が伸びたのはやっぱり、高齢者の方が非常に多いんじゃないかというふうに私も思っているところがございます。そういう高齢者が取得できるような方策を考えていただければというふうに考えておるところでございます。

2番（西 靖邦君） 84ページなんですけども、節12委託料の婚活イベント委託料で100万1,000円。先ほどイベントをされたということなんですけども、そのイベントをしてどのような成果が上がったんでしょうかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 婚活イベントにつきましては、町内の方はもちろんですけれども、町外の方が湯前町に来られています。来られて今回、里宮の方で婚活の祈願をされたりとかですね、あと町内を歩くということで、町内を周遊されることによって湯前町を知っていただくという効果があったと思っております。

2番（西 靖邦君） 湯前町を知っていただいただけの成果ですか。あと他にないんですか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 婚活ですので最終的にはっていうところがあるんですけれども、確かに婚活でペアになられた方もいらっしゃるということを聞いておりますけれども、その後に関してはちょっと私達の方では把握はしておりませぬので、そういうところで答弁したいと思います。

2番（西 靖邦君） 90ページなんですけども、節13使用料及び賃借料、2,834万5,387円によりですね、事務の機械化・電算化等やられてるんですけども、これによって大きな成果が期待された通り挙がってるんですかね。

総務課長（西村洋一君） この電算関係につきましては、国・県と共同の事務とかも行っておりますので、自治体を運営していくには最低限必要なシステムと考えております。ですので、当然これを導入したことによりまして、手で行うよりも、職員の手間も

減っておりますし、その分が住民サービスの方に人員をさけますので、そのような成果があるというところでございます。

7番（味岡 恭君） 86ページの企画調整費の中で、当初予算に組んであったと思うんですが、負担金補助金の中に組んであったと思うんですが、当初予算に、湯前町移住支援金、100万程組んであったと思います。今回予算が使ってありません、実績がありません。コロナとか色々でかなり厳しい時だったのかなと思うんですが、何か理由があるのでしょうか、お尋ねします。

企画振興係長（滝上紘史君） 移住支援金についてご説明させていただきます。移住支援金については、東京23区にお住まいか東京23区にお勤めの方が湯前町に移住をされて来た時に企業や県のサイトに登録してある企業に就職されたときに、補助金として町が交付する要綱となっております。そのような対象者が令和4年度中にいらっしゃらずに、申請がなかったため、予算の方は支出してありません。

7番（味岡 恭君） この事業は継続になっていくんですかね、5年度も予算組んであるんですかね、そこがはっきりわかりませんので、お願いします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 令和5年度も湯前町移住支援金交付要綱ということで制定しておりますので、令和5年度も予算を組んで事業を行っている、ただ先ほど係長が言いましたように、こちらの方に来られないと該当しないということでございますので、その部分についてはまた3月で落とす可能性もあるというところでございます。

7番（味岡 恭君） せっかく良い予算が組んでありますので、周知を徹底していただいてですね、できるだけこちらに来ていただくように積極的に進めていただきたいというふうに思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 令和5年度につきましては、一件ありますので、支出が見込まれるということでございます。

3番（遠坂道太君） 84ページの報償費ですけど、空き家調査に係る謝金で区長さんの調査でされたと思いますけれども、その結果というかそれについての或いはまた報告はされたのか、わかる範囲でよろしいですけど報告いただければと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 空き家調査につきましては、昨年度区長を通じて実施を行っております。空き家の件数につきましては234件ということで、平成30年度に調査をしておりますけれども27件の増でございます。

3番（遠坂道太君） 234件ということで、これはランク別に振り分けた形のようなあれは出してはないでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 昨年度の調査につきましては、空き家があるかないかという部分の区長さん方の調査でございまして、今年度は建設課サイドで、その空き家に対してのランク付けを行っていくところでございます。

2番(西 靖邦君) 76ページですね、節12委託料の役場庁舎警備委託料が60万600円となっております。これ役場庁舎はどのような警備内容で契約されてるんですかね、どのような警備ですか。

総務課長(西村洋一君) これ警備保障会社にお申しまして、職員が退庁した後の24時間の警備をお願いしております。問題があれば駆けつけられて、また必要があれば私の方に深夜でも連絡が来て対応するようになっております。

2番(西 靖邦君) 毎日何回ぐらい巡回されるんですか。

総務課長(西村洋一君) 毎日巡回ではなくて、この中に全てセンサーが入っておりまして、異常がありましたら駆けつけて確認をされるというところでございます。

2番(西 靖邦君) それから、窓ガラスを割ってもセンサーが感知するわけですね。

総務課長(西村洋一君) 感覚ってというかそのセンサーが入っておりますので、逆にその中に小動物が動いてもセンサーが反応して、ねずみがありましたとかそういった報告が入るというところでございます。

5番(森山 宏君) 警備システムについて少しお尋ねしますが、結局、人的警備じゃなくって機械警備を委託されてるということですよ、センサーか赤外線が2本か3本通ってるんだらうとは思いますが、ビデオカメラ等も設置してあつたですよ、6分割とか9分割とか。

総務課長(西村洋一君) ビデオカメラ自体は警備には入っていないところでございます。その代わりに、別にそこにですね防犯カメラが設置してあるというところで、全ては網羅しておりませんが、玄関側の方に設置してあるというところでございます。

5番(森山 宏君) 機械警備においてですね、防犯カメラってというか庁舎内に録画機器はいらないですよ、受託された機械のところ何かあったところの何秒前、何秒後とかいうのをするシステムになってると思うんですけども、その業者さんにおいてはですね。その時に、赤外線が2本か3本が通って、1本じゃなくて2本を跨いだ時が人的でパトロールに来られて、その時に総務課長が第1番目の連絡者ならそこに来るという契約じゃないんですか。

総務課長(西村洋一君) 赤外線のセンサーではなくて空間センサーといって空間全体を見るようなセンサーを設置しておりますので、センサーに異常がありましたら通報がありまして警備保障会社から駆けつけていただくというところでございます。

5番(森山 宏君) 普通は赤外線があつて2本とか3本とか、1本の時やったならセンサー動くんですけども、カメラで見て犬が通った猫が通ったぐらいの、2本のやったらもういきなり入ってくるんですよ、その時には確か人的とかがあつた場合には地方の方にも連絡がいくと思うんですけども、空間って火災報知器や煙探知機のごたる感じですか、それとも線ではなかつたですか。

総務課長（西村洋一君） 線ではないというところでございます。ちょうど議員の頭の上にあるような、そのような機械でその空間、それを捉えるエリアの空間のところに、動くものがあればそれに反応するというところでございます。また窓ガラスにも全てセンサーを付けておりますので、窓が1ヶ所でも開けばそこもするということで、二重三重の警備をしているところでございます。

9番（山下 力君） 86ページのくま川鉄道についてお尋ねいたします。令和2年7月、災害が発生いたしまして、その2年後、令和4年7月に湯前～肥後西村区間が再運航をいたしました。それから1年2ヶ月が経っておるわけですが、くま川鉄道の所有の敷地内、いわゆる線路ですね、これが雑草がとにかく酷いというふうに私は見えています。町長にはどのように見えておられるかわかりませんが、くま川鉄道会社の方で、除草作業はできないのかお尋ねいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） くま鉄周辺の雑草に関してはですね、職員の方でも春、夏ぐらいにですね除草作業、駅周辺にはなりますけれども行っております。秋から先には町民にお呼びかけをさせていただいて、湯前の部分についてはですね除草作業を計画してるところでございます。

9番（山下 力君） いわゆる所有の敷地内ですね、いわゆる両サイドは言われた通りで良いんですよ。いわゆる線路が通ってるところ、災害前は綺麗だったんですよ、ということはくま川鉄道が年に数回、除草作業をしておったということですよ。それを町長は副社長ですから鉄道会社の方でそういった話し合いをしてできないかという質問です。

町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。敷地内ということでございますね、実は2年ほどくま川鉄道が止まっておりました時には町民の皆様方にもご協力いただきまして、線路内と言いますかね、敷地内についても除草作業をしていただいたところでございます。その時に、くま川鉄道から確かあさぎりだったと思うんですけども、車両の上にはですね、除草剤を散布する機械を乗せまして、ずっと除草剤を振っておったんですが、それが今、運行を始めたもんですから多分それができない状況になってたんじゃないかなというふうに思っておりますので、今、お話ししましたので、その何て言いますか、走ってない時間体ぐらいではですね、除草剤を散布ができないかそんなこともちょっと問い合わせてみたいというふうに思います。

9番（山下 力君） 計画ではですね、令和7年度に湯前～人吉の全線再運行が始まるという話を聞いております。それまでにですね、やはり会社ですべきですよ。その後はですね、上下分離方式が始まりますので、新しく作る会社の方でそういったところの管理はされると思います。やはり、人吉球磨の公共交通機関の要ですから、やはり雑

草なんかを降ろしてですね、綺麗な線路で運行されるようにしていただきたいと。ぜひ、町長頑張ってください。

7番(味岡 恭君) マイナンバーカードにつきまして、遠坂議員の方から先ほど質問がございました。80パーセントをちょっと超えてるということで聞いております。その中で、よく一般的に言われている保険証の間違いとか色々聞いております。そういうのが今まで4年度はなかったのか、5年度もなかったのか、何かありましたらお尋ねをいたします。

税務町民課(北崎真介君) ちまたに非常にご心配されることが多かったんですが、本町におきましてはそういった話は1件も今のところ伺っておりません。

5番(森山 宏君) 防災士のことについて伺います。私は一般質問でもしたんですけども、町長は自主防災組織で防災士の拡充に努めたいというふうに述べられておりました。この時に登録申請手数料が1万ということは何人なんでしょうか。前も申しましたように防災士、数が3人とかなんかというふうにおっしゃって、隣町とか、もうちょっと先のところとかというのは、自主防災組織が充実して、逆に他の自主防災組織にも指導をなさっているようなことを新聞等で拝見しております。これ4年度ですから、現状、防災士は増えたんでしょうか。ちょっと防災士を育成しようという取り組みはそのままあるんでしょうか。

総務課長(西村洋一君) 令和4年度は2名追加になりまして、全体では5名となっているところでございます。

5番(森山 宏君) 2名増えて5名。だけん言っているのはですね、3人から2人増えて5人、1年間に2人ぐらい。町長がおっしゃるのは、防災士をもうちょっと大きく増やして自主防災組織を強化したいということをおっしゃってられるんですが、何で増えないのかが本町の取り組み方かなと思います。多分、課長たちもう知っとると思いますが、条件緩和があつとですよ免除っていうのが、消防団の分団長以上は免除とかいうのがありますからそれを利用して数だけなっと増やしていく。各行政区にいっちなつとってということは、5年度にもないということですかね。

総務課長(西村洋一君) 令和5年度は八代の方で防災士の講習がありますので、その研修に行ってくださいように声掛けをしておるところでございます。議員おっしゃいます要件緩和のところもあるかもしれませんが、実際災害が起きた時に、ただ何もしなくて資格だけ持ってる人は現場では活用できるかどうかわかりませんので、極力研修を受けていただいて活動ができるように、当然、分団長以上の方はその能力もあられますのでそういったところもありますが、しかしながら、それ以外のところもございまして、数だけ揃えるというよりも、総務課といたしましては中身のある活動をしていきたく

いと考えておりますので、当然増えた方が防災には対応できるようになりますので増やしていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

3番（遠坂道太君） 森山議員の関連ですけれども、今、課長の方は消防団を中心とした形の取り組み方を言われた内容ですけれども、現在、各地区に自主防災組織体制をとっておられます。今度10月末、全体の町での防災をやられるということでございますので、やはり各地区におられる自主防災組織をやっている地区にもですね、そういう防災士あたりの育成をですね図っていくのも一つじゃないかなというふうに考えてるところですが、それについて伺いたいします。

総務課長（西村洋一君） 今のご指摘いただいたところを、声掛けを今しておるところでございます。ありがとうございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款2総務費の質疑を終わります。

款3民生費の説明を求めます

保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款3民生費をご説明いたします。

109ページをお願いします。

民生費は合計9億2,479万7,138円を支出しました。歳出全体に占める構成比は19.9パーセントになります。令和3年度と比較して、5,188万316円の減となりました。減の主な要因は、令和3年度に実施しました、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業約5,000万などの減であります。

以下、主なものについて目ごとにご説明いたします。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は3億4,925万1,389円を支出しました。主な支出の内容は、担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費が主なものです。

110ページをご覧ください。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員10名分の人件費を支出しました。

112ページをお願いします。

節12委託料は、地域活動支援センター事業委託料370万円など合計472万9,811円を支出しました。

114ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,245万2,000円のほか、民生委員協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動などを行う団体などへの補助金や負担金、高齢者等移動支援助成金など、合計3,570万4,553

円を支出しました。高齢者等移動支援事業につきましては、申請者421人に対し利用券を交付し、助成実績は653万3,000円となりました。

節19扶助費は、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付扶助費1億5,623万6,651円のほか、障害児通所事業扶助費2,620万5,194円、各種障害者支援に係る扶助費・助成金など合計1億9,882万8,292円を支出しました。障害者介護給付・訓練等給付扶助費は、利用人数の増に伴い前年度と比較して225万5,922円の増、障害児通所事業扶助費は、利用人数の減により前年度と比較して432万555円の減となりました。利用人数の内訳については、主要な施策の成果、第4章、第5節、障がい福祉に記載していますのでご参照ください。

116ページにかけて、節22償還金利子及び割引料は、障害者自立支援事業などの国・県負担金について、令和3年度分の精算に伴う返還金を支出しました。

節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

次に、目2老人福祉費は1億5,521万6,045円を支出しました。高齢者福祉サービスの推進などに関する経費で、敬老祝金、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブ活動などへの各種補助金、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する補助金、養護老人ホーム入所措置費、介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節7報償費の敬老祝金は、支給要件に該当する80歳以上の高齢者638人に対し、1人当たり6,000円、総額382万8,000円を支出しました。また、在宅寝たきり高齢者等介護者手当は、日常生活において常時介護を必要とするねたきり高齢者及び認知症高齢者を在宅で1年以上介護している方20名に対し190月分、95万円を支出しました。

118ページをお願いします。

節12委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料883万6,000円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金95万4,000円、敬老会開催補助金95万880円、介護予防拠点活動補助金77万1,000円、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する支援として、湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金328万9,000円など、合計777万1,143円を支出しました。

節19扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム2施設、10名分、年度末時点で9名の入所措置費1,814万9,659円を支出しました。

120ページをご覧ください。

節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金1億1,503万5,560円を支出しました。

目2老人福祉費（繰越明許）は、令和3年度対象事業分の湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金300万円を支出しました。これは、特別養護老人ホーム福寿荘の1棟浴室改修工事において、詳細設計に時間を要し、令和3年度内の完了が困難となったため令和4年度に繰越したものです。

目3 社会福祉施設費は、老人憩の家及び年輪館の窓ガラスなどの修繕料 54 万 7,250 円のほか、台風 14 号により被災した高齢者生活福祉センター屋外運動場の屋根シート修繕料 258 万 5,000 円を支出しました。目3 社会福祉施設費までは以上です。

税務町民課長(北崎真介君) 目4 国民年金費については 5 万 247 円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等にかかる経費になります。令和3年度には節12 委託料に年金システム改修委託料2 件の合計 41 万 5,800 円があったため、その分が減となりました。本町における令和4年度末の国民年金加入者は 353 人となっており、加入率は 29.7 パーセントになっています。

目5 後期高齢者医療費については、9,938 万 9,538 円を支出しました。節12 委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、健康診査委託料 256 名分、283 万 5,483 円を支出しました。後期高齢者の健診受診率は 26.8 パーセントになりました。なお、入院者などを除きますと、受診率は 30.2 パーセント、前年比 3.5 パーセントの増になります。

節18 負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として 115 万 7,000 円、広域連合特別会計事務費負担金として 346 万 4,000 円、療養給付費負担金として、町の負担割合 12 分の 1 相当額の 6,623 万 1,805 円を支出しました。この、療養給付費負担金の確定は、例年、翌年の 10 月頃となり、その際、過不足が生じた際には、返還、若しくは、追加負担となります。

121、122 ページをご覧ください。

節27 繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として 79 万 4,000 円、基盤安定繰出金として 2,489 万 6,250 円を後期特別会計へ繰出しました。192 万 5,552 円、8.4 パーセントの増となりました。均等割及び所得割の税率の増に伴う軽減の額と対象所得者層が共に増加したことが影響していると思われます。以上でございます。

議長(金子光喜君) 款3 民生費の説明の途中ですが、昼食のため、休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、款3 民生費の説明の途中です。発言を許します。

保健福祉課長(高木堅介君) それでは、122 ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は 1 億 139 万 2,090 円を支出しました。主な支出の内容は、地域子育て支援拠点事業委託料、放課後児童健全育成事業補助金や病児保

育事業補助金、保育所等整備補助金など、子育て支援や児童の健全育成を図るための環境づくりに要する経費であります。

節 7 報償費の出生祝金は、出生児一人につき 15 万円、19 世帯に対し 285 万円を交付しました。

節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料 1,170 万 4,000 円、一時預かり事業委託料 802 万 5,000 円などを支出しました。

124 ページにかけて、18 負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業費補助金 2,260 万 5,000 円、病児保育事業補助金 817 万 4,000 円、放課後児童クラブ支援事業補助金 734 万 9,000 円のほか、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金など、6,977 万 2,276 円を支出しました。令和 4 年度からの新規事業として、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援給付金事業に取り組み、出産応援ギフト対象者 29 人、子育て応援ギフト対象者 16 人に対し 1 人当たり 5 万円、合計 225 万円の給付金を支出しました。令和 4 年度の臨時事業では、慈光こども園の防犯対策として園舎周りのフェンス等の改修及び新型コロナウイルス感染症対策として慈光こども園の非接触型蛇口等への改修と湯前保育園のトイレ床の乾式化改修に対する保育所等整備補助金などを支出しました。令和 3 年度からの継続事業では、保育士や学童クラブ支援員の賃金改善を図るための処遇改善臨時特例事業補助金を合計 390 万 6,400 円支出しました。

126 ページの目 2 児童措置費は 2 億 991 万 180 円を支出しました。こども園・保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものです。

節 18 負担金補助及び交付金は、慈光こども園、湯前保育園の運営費補助金、本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所運営費負担金など合計 1 億 6,707 万 180 円を支出しました。保育園、こども園の運営費については、0 歳児等低年齢児の入所増や公定価格の改定により増となりました。また、広域入所運営費負担金については、入所児童数の減により負担金も減となりました。

節 19 扶助費は、子育て支援のための児童手当 4,284 万円を支出しました。令和 4 年度の児童手当対象者数は、延べ 3,734 人で前年度と比較して 139 人減となり、162 万円の減となりました。

目 3 母子福祉費は 36 万 1,809 円を支出しました。

128 ページをお願いします。

節 19 扶助費のひとり親家庭等医療費助成金は 33 万 8,369 円を支出しました。

目 4 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業費は、0 歳から 18 歳までの子どもを養育する、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯 19 世帯、子ども 47

人に対し、子ども一人当たり5万円の給付金235万円など合計309万2,590円を支出しました。

以上で、款3民生費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから款3民生費の質疑を行います。
ページは109から128ページです。

3番（遠坂道太君） 118ページの老人福祉費ですけども、償還金利子及び割引料の12万8,000円を負担金補助及び交付金に利用されておられます。一応、3年度の老人クラブの返還金ということになっておりますが、この12万8,000円は当初予算でまず組んでお金を置かなければいけなかった数字というふうに思っているところですが、なぜ計上されなかったのか、その辺につきましてお尋ねいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） この令和3年度補助金につきましては、当初ではまだわからないものでございまして、令和4年度中に実績報告で返還が生じたものでございます。予算流用しておりますが、本来ですとその実績報告の後に補正予算計上すべきところを補正予算の計上が漏れておりました。大変申し訳ございません。

4番（椎葉弘樹君） 今回も高齢者等移動支援助成金についてお尋ねします。ページは114ページになります。成果を見ましても421人ということで非常にニーズの高い支援事業となっているところです。その421人の中でタクシー券を2冊使い切られた方の件数というのは把握できていますでしょうか。

保健福祉課長（高木堅介君） 2冊目まで使われた方が137名ございます。

4番（椎葉弘樹君） 昨年3月の一般質問におきまして、この本当に困っておられる方のタクシー利用券を追加で支給する考えはないかという問いに対しまして、可能であれば見直しも行っていきたいということでした。今回130数件ですね、2冊使われた方がいらっしやいまして、その方々の本当に困っておられるのかそのあたりの調査というのは出来ておられますでしょうか。

保健福祉課長（高木堅介君） この2冊終了の方137名、全ての方にですね伺ったわけではございませんが、中には後1冊あれば足りるんだがという声を聞いております。一般質問の際にも答弁しましたが、一番多いのが町外病院の利用が多いというところで、そのあたりをですね、タクシーの枚数を増やすとかその他の移動支援というのも色々ありますので、その辺りも、もう少し研究したいと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 増刷をやり始めると今度は一般財源の方への負担というのものがかって参ります。それもありまして別の手段、例えば乗り合いタクシー等の検討もできないかということで、それも一般質問の方で確認させていただいております。その時の答弁は、メリット・デメリットを十分見ながら検討課題としたいということでした。令和4年度の移動手段に関するアンケートを見ますと、他町村のような乗り合いタクシー

のことも書いてありまして、それが6件か7件ほどあったと思います。そこで他町村の乗り合いタクシーと比較検討したものはありますでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 移動手段のアンケートということで昨年アンケート調査をしまして、乗り合いタクシー関係について、地元のタクシー業者さんの方にもちょっとヒアリングをさせていただいたところでございます。今のところちょっとタクシー業界の方では乗り合いタクシーに関してはですね、なかなか手が回らないという部分がございます、アンケートの中でもですね、福祉タクシーが便利でないかというアンケート結果もございますので、今後、福祉行政と公共交通の観点からも含めてですね、また検討していきたいと思っている。

4番（椎葉弘樹君） そのアンケートの結果で当然、福祉タクシーの数値が高いことは理解してるんですが、或いは現行のサービスとやっていないサービスとの比較でしたので、あまり参考にはならないのかなと思っております。その辺りも含めまして、町長にお尋ねしますが、タクシー券の増刷、移動手段の他町村との比較、そういったところをやはり、今後の財政面も考えまして検討していく必要があるんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） 昨年度もそういうふうなお話をいただきまして、今、担当課長が答弁したような内容になったところでございます。実態を申し上げますと、タクシーのいわゆる運転手がないということで、それにも対応が非常に難しいのではなかろうかというふうなお話もお聞きしましたし、それからタクシー券を増刷すればそれで課題が解決するということになるんですが、今、おっしゃったような財源等の問題もなってくるということでもございました。実は先般から、全国の事例をちょっと調べました中でですね、もう一つちょっと深掘りしないくちゃいけないところがあるんですけども、NPOによります、いわゆる緑ナンバーっていうんでしょうか青ナンバーですか、どっちが正しいんですかね緑ナンバーですかね、営業用の許可をもらって、そして、いわゆるタクシーの料金を払うという制度が運輸省からの許可をもらってタクシー業者が動かしてるんですが、それをNPOがですね、担っている自治体があるそうでございます、それも白タクっていう行為になるんじゃないかということでもですね、もう少しちょっと調べてくれということで実はお願いしたところがございます。そこをちょっと調べてですね、もう少しちょっと深掘りをさせていただけないかというふうに思っております。先週でございましたか国土交通省の方から先ほど私が言いましたように運転手が不足しているということで、そこら辺をもう少し自由度を高める必要があるんじゃないかということで、法改正も視野に、何か検討に入るといふようなこともちょっと新聞かテレビで見えておりましたので、国もそういうふうな動きをやるし、本町も先ほど言いましたようにNPOによってですね、そういう移動手段が可能ではないかという、そういう

事例もあるようでございますので、もう少しちょっとここはお時間をいただければというふうに思うところでございます。

2番(西 靖邦君) 124ページの上の方ですね、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金144万4,000円拳がってますけども、これはそのキャリアアップってどのようなことをやるんですかね、内容的に。

保健福祉課長(高木堅介君) キャリアアップですのでいろんな事を、これは学童クラブですので、学童クラブへの活動の研修を受けていただいて、いろんなスキルアップですね、その利用する児童との接し方とかそういう能力をアップしてもらおうということでございます。

2番(西 靖邦君) 児童との話し方とか、そういう何かあったら扱い方とかそういうのを勉強していくわけですか。

保健福祉課長(高木堅介君) 色々ありまして、事細かな研修内容までは把握してございませんが、学童クラブ内でのいろんな設備の扱いですとか、そういうことになるのかと思います。

3番(遠坂道太君) 126ページ、児童福祉費、これは流用金ですけども、総務費の負担金補助及び交付金から147万6,180円流用されておりますが、どの部分に流用されたのか、書いてあればこういう質問はしないんですけど、中身がちょっとわからなかった物ですので、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

保健福祉課長(高木堅介君) 主に湯前保育園の方ですね、低年齢児の入所が多かったことによりまして、運営費が不足しておりました。その分を、本来補正するところでしたが予算不足のため流用させていただいたところでございます。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

7番(味岡 恭君) 114ページの民生費の社会福祉、先ほど課長からも不用額が多かったと色々言われたんですけど、不用額の件でお尋ねをいたします。当初の障害児通所事業、計画には3,300万ちょっとあったと思います。実際まだ使用が2,600万ぐらい。何でこんなにいっぱい出たのかなと、何か原因があるのかなと、何か治療費が安くなってるのか、該当者が少なくなったのか、その辺をお尋ねします。

保健福祉課長(高木堅介君) 通所事業費扶助費ですか、決算書の251ページに障害児通所支援の令和3年度と4年度の数値を出しております。主に放課後等デイサービスですね、障害児の学童クラブに当たるものでございます。令和3年度の利用実績が23名のところ令和4年度19名、4人減りましてこの分が大きな減になっているところでございます。

7番(味岡 恭君) 障害児通所事業費、この19名で、2,000なんぼ費用が掛かるんでしょうか。1名いくらぐらいかかるんでしょうか。

保健福祉課長（高木堅介君） この放課後等デイサービスなども基本が月10日という支給料がございますが、児童の障害の程度によりまして月の日数とかも増えてきますので、一概に1人当たりどれくらいというのがちょっと出せないところがございます。

7番（味岡 恭君） 予算が3,300万あって実際に2,600万使用したという時に計画では23名だったけど、実際は19名だったということでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

- - - - -
休憩 午後1時21分

再開 午後1時23分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

保健福祉課長（高木堅介君） この障害児通所支援事業ですが、内訳は3つほどございまして、児童発達支援それから放課後等デイサービスそれから保育所等訪問支援っていうのがございます。当初予算では色々な施設での人数を想定して積み上げておりまして、その積み上げが実績から下がっているということで、当初予算3,300万ほどが実績で2,600万ほどになったということがございます。

8番（倉本 豊君） 先ほどの遠坂議員の流用額のところでちょっとお尋ねをしたいと思いますが、児童福祉総務費から児童措置費の方に147万6,180円が流用されているわけですが、これ先ほど補正をするべきだったという話もありましたが、結局この124ページの方の福祉総務費をですね、非常に不用額が多いですよ、これ、流用してなかったら370万程度の不用額が出てたということになるわけですが、それについての説明をお願いします。

保健福祉課長（高木堅介君） この負担金補助及び交付金では、補助金の項目が多数ございまして、それぞれ予算を組んだ額と実績額で差が生じまして、その累積でこの不用額の額になっているところがございます。

8番（倉本 豊君） いわゆる過大見積もり等々だったのか、そこら付近はどうだったんですか。

保健福祉課長（高木堅介君） まず、色々な補助金がございます、処遇改善ですとかにつきましても、保育園・こども園の方から事業計画を出していただいて見込み額を出していただきます。その金額を基に予算を組んでおりまして、事業終了後に実績で落ちるとということで、この不用額が出ているものでございます。

8番（倉本 豊君） ということは役場の方って言いますか、そっちの方で積算してやったわけではなくて、事業主さんの方からのということですか。

保健福祉課長(高木堅介君) 国の補助金で基準額が設けてあるものがございまして、それにつきましては、それを基に町の方で積算しまして、あとさっき言いました処遇改善ですとかは人数で変わりますので、そこでそういう積み上げをしております。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、款3民生費の質疑を終わります。

款4衛生費の説明を求めます。

保健福祉課長(高木堅介君) 款4衛生費をご説明いたします。

127ページをお願いします。

衛生費は2億461万8,121円を支出しました。歳出全体に占める構成比は4.4パーセント、令和3年度と比較して、2,910万818円の増となりました。増の主な要因は、項2上水道費の増であります。以下、目ごとにご説明いたします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は4,940万5,779円を支出しました。支出の主な内容は、担当職員1名分の人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び子ども医療費助成金などになります。

130ページをお願いします。

節10需用費は、各種保健事業用消耗品や保健センターの維持管理にかかる消耗品のほか、保健センターの光熱水費など197万6,073円を支出しました。

132ページをご覧ください。

節12委託料は、妊婦健康診査委託料137万6,920円のほか、保健センターの維持管理にかかる委託料など301万509円を支出しました。人吉医療センター発達外来事業委託料は、令和4年度の事務局が湯前町であったため、市町村負担金と合わせて37万720円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金1,961万9,000円など合計2,055万4,300円を支出しました。

134ページをお願いします。

節19扶助費は、子ども医療費助成金1,355万6,882円など合計1,449万8,833円を支出しました。

目2予防費は、各種検診や予防接種など、疾病の早期発見や早期治療、感染症予防などに係る経費として、3,071万7,341円を支出しました。

136ページにかけて、節12委託料は健診機関における総合健診委託料1,184万6,031円、各種予防接種委託料1,009万7,312円のほか、改善センターで実施した集団健診の際の基本健診や各種がん検診等委託料など、合計2,993万743円を支出しました。なお、

各健診項目ごとの受診状況、各種予防接種の接種状況等につきましては、決算書付属書類の252ページから253ページに記載しておりますのでご参照ください。

節18 負担金補助及び交付金は、インフルエンザワクチン接種補助金11万3,140円など、合計24万520円を支出しました。

目3 環境衛生費については、本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費として836万6,365円を支出しました。

節10 需用費は、家屋消毒用の薬剤代など14万1,865円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金(斎場分)477万円、合併処理浄化槽設置補助金339万2,000円など、合計817万2,000円を支出しました。なお、令和4年度の合併処理浄化槽設置補助の実績は、5人槽4基分、7人槽1基分でした。

目4 新型コロナワクチン接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費として3,281万8,344円を支出しました。

節1 報酬、節3 職員手当等、138ページの節4 共済費は、会計年度任用職員2名分の人件費及び一般職員の時間外勤務手当を支出しました。

節7 報償費は、集団接種の際の、そのだ医院の医師及び看護師等の報償費を合計329万4,558円支出しました。

節12 委託料は、集団接種の際の公立多良木病院の医師及び看護師派遣に伴う委託料及び医療機関における個別接種委託料396万7,082円、集団接種会場の運営スタッフに係るワクチン接種運営業務委託料1,035万8,832円など、合計1,644万554円を支出しました。令和4年度の集団接種は4月から12月にかけて21日実施、延べ4,670人、個別接種は延べ1,040人の接種となりました。

節22 償還金利子及び割引料は、令和3年度実績に伴う国庫補助金及び国庫負担金の精算返還金431万416円を支出しました。

次に、項2 清掃費は140ページをお願いします。

目1 塵芥処理費は4,766万700円を支出しました。

節12 委託料は、町内90カ所のごみ収集所の収集運搬、リサイクルステーションの清掃管理及び資源ごみの運搬等の業務委託料として693万円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨クリーンプラザ等の管理運営に係る負担金4,043万8,000円を支出しました。また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器2基分と分解処理器2台分の補助金として6万5,900円を支出しました。

目2 し尿処理費は、家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥再処理センターの維持管理などに係る負担金1,100万円を支出しました。

目3 災害廃棄物処理費は、令和4年9月の台風14号により被災した家屋から発生した災害廃棄物の処理に係る経費及び被災した建物の自費解体に要する費用に対する補助金など、175万5,612円を支出しました。

142ページにかけて、項2 上水道費、目2 上水道事業費、節27 操出金は、原油価格・物価高騰により影響を受けている家計支援のための水道料金基本料免除分1,399万3,980円及び浄水場土砂災害対策工事に係る一般会計出資債890万円を支出しました。

以上で款4 衛生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから款4 衛生費の質疑を行います。

ページは127から142ページです。

7番（味岡 恭君） 134ページの衛生費の予防費、その中で委託料が250万程度不用額が出ております。中でも予防接種の委託料の不用額が660万ほどあります。受診率が悪かったのか、どうかお尋ねをいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 委託料になりますが、予防接種につきまして件数は項目が多数ございますが、付属資料の254ページに令和2年度、令和3年度、令和4年度の人数を設けております。項目によってですね、令和3年度と比較して、多かたり少なかったりがかなりございます、この委託料につきまして受診者数の見込みで予算を組みまして実績で不用額が出るため、ちょっと仕方ない部分かなと思っております。予防接種につきましては、例えば日本脳炎とかは令和3年度にワクチンの供給がなかったため、令和4年度に先延ばしに、国の制度というか国の施策でですね、令和4年度に特例で延期になったというのがございまして、日本脳炎につきましては特に幼児がプラス20件、それから小学4年の分につきましては、プラス55件とかですね、それから子宮頸がんにつきましても、積極的勧奨という部分がまた再開なりまして、プラス28件とか増えているところでございます。以上です。

7番（味岡 恭君） 例年、予防接種というと大体の頭数と言いますか、受診者の数もほとんど変わらんとじゃないでしょうか、しかし、これでいけば650~660万程度不用額が出ております。というのはやはり検診とか予防接種とかですね、早期発見早期治療の観点から健診・予防接種等のメリットの周知をですね図ってもらって、積極的に受診をしていただくよう、やっぱ周知するべきじゃないかと思えます。その辺の今後の考え方は何かあるかお尋ねします。

保健福祉課長（高木堅介君） 予防接種につきましては、現在高齢者のインフルエンザの希望をとりまして、予診票を順次発送しているところでございます。インフルエンザにつきましても、特に令和3年度まではですね、コロナの影響で感染者数も少なくですね、その分、接種者も減ったものと思っております。子宮頸がんワクチンにつきましても積極的勧奨ということで、対象者に周知しておりますので今後も季節性インフル

エンザですとか、新型コロナもまた定期接種になるかどうかというのは国の方でも検討されており、対象者、あと対象になる時期とかですね、あと必要性・効果とかその辺りも国からの資料とかを住民の皆様にも提供しまして、必要なものにつきましても接種率のアップを当然、図っていきたいと思います。

2番(西 靖邦君) 先ほどちょっと味岡議員のところに関連しますけども、134ページですね、節12委託料2,993万743円の支出によりですね、総合健診の他、癌検診と実施されています。これでですね、その検査の結果が健常な方と言いますか、健康な方は受診者の何パーセントぐらいおられるんですか。

保健福祉課長(高木堅介君) 検査について何パーセントの方が異常でっていう数値までは出してございませんが、毎年、検査結果を健診機関からいただきまして、説明が必要な方にはですね、集団で集まってもらって集団での説明と併せて個別の説明も行っているところでございます。

2番(西 靖邦君) 検査結果の個別の説明ということは再検査とかいろんなことを対応されていってるということですよ、受診者に対して。

保健福祉課長(高木堅介君) 検査結果はもちろん受診された全ての方に行くわけですが、集団で説明が可能な方はですね、何日か日にちを決めて集まっていたいただいて、健診機関からも担当が来る場合もございますけれども詳しく説明をしてですね、保健指導に繋がるということもございますので、保健福祉課で保健師あと管理栄養士の方ですね、きめ細やかに対応していると思っております。

2番(西 靖邦君) 受診された方から検診してよかったという言葉というか、そう言われたことはありますか。

保健福祉課長(高木堅介君) 全ての方からの声は把握しておりませんが、ちゃんと保健指導にも確認したところ、早く見つけて早く治療に専念できるということで、良かったという声があるようです。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

3番(遠坂道太君) 140ページの清掃費で塵芥処理費で負担金補助及び交付金、ごみ処理費ですね、4,043万8,000円につきまして伺います。R3年度は3,600万6,000円となっておりますが収益が増えているわけですよ400万ほど、いろんな資料を見ますと、事業所並びに個人の直接搬入が大幅に増加したと、町での集荷分については減少したというふうになっているようでございますが、直接搬入された要因は何かございませうでしょうか、ちょっとお伺いします。

保健福祉課長(高木堅介君) この個人搬入につきましては、福寿壮が広域行政組合から民間になったことも一つの要因だと考えております。それから最近ですと断捨離と

言いますか、コロナ禍で色々断捨離をされて増えているものもあったと聞いております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款4衛生費の質疑を終わります。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日9月12日から9月13日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月12日から9月13日までの2日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第1号令和4年度湯前町一般会計決算の認定についての審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は9月14日午前10時に開きます。

議事は、決算認定を予定していますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -

延会 午後1時50分

第 4 号

9 月 14 日 (木)

令和5年第7回湯前町議会定例会

〔第4号〕

令和5年9月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第1号 令和4年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人															
教		育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋	一						
税	務	町	民	北	崎	真	介	教	育	課	長	浅	田	一	徹						
保	健	福	祉	高	木	堅	介	建	設	水	道	長	稻	森	彦						
企	画	観	光	伊	藤	賢	一	農	林	振	興	高	橋	誠							
会	計	管	理	中	園	誠	二														

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 5 年第 7 回湯前町議会定例会、第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 認定第 1 号 令和 4 年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 4 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、議事を続けます。

ただいま、歳出、款 4 衛生費の質疑が終了したところであります。

款 5 農林水産業費の説明を求めます。

農林振興課長（高橋 誠君） 款 5 農林水産業費についてご説明いたします。

1 4 1 ページから 1 5 6 ページまででございます。

予算現額 4 億 1,973 万 2,000 円に対し、3 億 4,603 万 9,991 円を支出しました。歳出合計に占める割合は 7.4 パーセント、執行率は 82.4 パーセントになります。

項 1 農業費は、3 億 3,064 万 1,176 円を支出しました。また、令和 5 年度への繰越明許費を 4,310 万円とし、内容は農林業原油高騰経済対策事業分の 2,000 万円と深田 2 地区排水路改修工事 2 工区分 2,310 万円です。また、事故繰越 2,086 万円とし深田 2 地区排水路改修 1 工区でございます

以下、項・目ごとにご説明いたします。

項 1 農業費、目 1 農業委員会費は 2,222 万 5,636 円を支出しました。農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬、費用弁償、会計年度任用職員の報酬、そして、事務局職員の給料等の人件費が主なものでございます。

節 1 報酬は、農業委員長 32 万 8,000 円、職務代理者報酬 29 万 5,000 円、農業委員の報酬 168 万 6,000 円、そして、農地利用最適化推委員報酬 169 万 4,000 円をそれぞれ支出しました。また、最適化推進活動実績に応じた報酬 509 万 9,000 円は、農地利用最適化に係る成果の実績に応じて交付される国からの最適化交付金を財源として委員ごとの活動実績に応じて支出しております。

節 2 給料から節 4 共済費まで、農業委員会事務局職員の給与と会計年度任用職員の人件費に係る経費をそれぞれ支出しました。

次に 1 4 4 ページをお願いします。

節 11 役務費は、通信費の他、令和 3 年度からの繰越事業で令和 4 年度に導入した農業委員タブレット通信費 4,681 円を支出しました。不用額は、導入時期遅れたため利用期間が短く予算額に対する不用額 9 万 2,679 円が主な理由でございます。

次に、節 12 委託料は、農地台帳システム保守委託料 33 万円、農政業務支援システム保守委託料 56 万 7,600 円を支出しました。

次に、節 13 使用料及び賃借料は、農政業務支援システムリース料 75 万 4,272 円、農地台帳システムリース料 69 万 360 円をそれぞれ支出し、農業委員タブレット利用料 1 万 8,788 円は、先ほど説明した令和 3 年度、国の経済対策で予算化され、令和 4 年度へ財源を繰越した繰越明許費の備品購入費で導入した 4 台のタブレットで、MDM機能を利用する必要があるためその使用料でございました。

節 18 負担金補助及び交付金は、球磨郡市農業委員会協議会等負担金として 10 万 1,800 円を支出しました。

次に、農業委員会費、繰越明許費は 16 万円を繰越しまして、14 万 5,992 円を支出しました。

節 12 委託料にて、農業委員用タブレット保守委託料 2 万 2,000 円を支出しました。また、節 17 備品購入費 12 万 3,992 円は、先ほど説明した農業委員会タブレット購入のことで、農地パトロールや農地利用調査等に利用するため、4 台を購入したものです。これは全国農業会議所が一括して全国の農業委員会にタブレットを手配されたものになります。タブレット本体の導入は令和 4 年 7 月に行えたのですが、アプリ設定、データ挿入などに時間を要したため、使用可能となったのは令和 5 年 3 月となったところです。令和 5 年度から本格運用の形になります。

次に、目 2 農業総務費は 4,936 万 54 円を支出しました。主なものは、農林振興課職員の給与、共済費、また会計年度任用職員の報酬などの人件費になります。

節 1 報酬は、人・農地プラン検討委員会委員報酬 9,000 円を支出しました。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが地域計画として法定化され、令和 6 年度末までに策定します。制度の説明を主体に検討会を実施したところでございます。また、現在の人・農地プランの改定を行いました。なお、報酬の不用額 33 万 1,086 円についてですが、農振整備促進協議会を開催する、諮問する案件がなかったこと、また、会計年度任用職員の雇用月数が短くなったことによる不用額でございます。

次に、146 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金は 168 万 6,624 円を支出しました。県野菜振興協会 8 万円ほか、くま農業活性化協議会負担金、熊本県花き協会負担金をそれぞれ支出しました。稚魚放流補助金 10 万円は、球磨川漁協様が町内の 3 つの河川に 7,500 尾のヤマメの稚魚を放流されましたので補助金を支出しました。湯前町農業再生協議会補助金は、経営所得安定対策申請事務が主なものですが、作付け状況現地確認、農業経営改善計画認定審査、辻地区営農改善組合による農地集積加速化事業の取り組み等を行い、実績により 145 万 2,624 円を支出しました。

次に、目3 農業振興費は1億3,888万4,740円を支出しました。主なものを説明します。

節1 報酬は、農業振興検討委員会委員報酬6万2,000円を支出しました。この検討委員会は、農業振興施策全般にわたり農業者等の意見を反映させた振興施策など町長の諮問に応じて調査、検討を行うため令和元年度に設置したものでございます。令和4年度は、本委員会で検討した結果を町長に答申を行いました。内容は、湯前町農業振興プランの策定で、4つの基本方針に具体的な柱となる課題と施策を設けたものでございます。なお、その答申をもとに農林振興課で策定した湯前町農業振興プランにご意見をいただき、さらに令和5年度の町単独の農政補助金施策について意見をいただいたものでございます。

次に、節11 役務費、通信費25万253円は、令和4年度の水稲栽培継続支援金通知等の郵便物の増加による支出となりました。

次に、148ページをお願いします。

節12 委託料の水稲試験栽培委託料26万2,000円と、節15 原材料費の試験栽培用種子購入費8万8,000円は、ぴかまるの試験栽培で4戸の農家、面積2.7ヘクタールで栽培の協力をいただき、種子代を含む、植え付け時期、使用肥料、収穫、乾燥等のデータの依頼等、ぴかまるの試験栽培に取り組みました。

次に、節14 工事請負費49万3,564円は、令和3年度に畜産センターをアグリセンターに名称を改め、農業公社の事務所を移転するための改修工事を行いました。令和4年度の改修工事は内部のブラインド、網戸、エアコン設置等の改修工事を行いました。

節18 負担金補助及び交付金は1億3,692万3,521円を支出しました。

主な補助金を申しますと、農業用廃プラスチック類処理対策補助金34万6,712円は、園芸用等の廃プラスチック29.4トンの処理費の3分の1の補助金を支出しました。次に、中山間地域等直接支払交付金3,133万6,184円は、26集落、383ヘクタール分、国県の交付金、町の交付金を合わせて支出しました。鳥獣被害防止対策協議会補助金476万1,099円は、農作物被害調査等の報酬、費用弁償のほか、平成22年度に浜川地区から辻地区まで約17キロに渡り鳥獣防護柵を設置しておりますが、その鳥獣防護柵の点検を実施し、令和3年度に525メートルの補修を行い、今回の令和4年度は1,594メートルの補修を行いましたので、防護柵補修用資材購入等も合わせ、実績に応じ補助金を支出しました。なお、この補助金で133万円ほどの不用額が出ております。大変申し訳ありません。年度末での精算と不用額補正など処理に注意を図ってまいります。次に、環境保全型農業直接支払交付金484万7,400円は、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む生産者4組織の21戸、面積43ヘクタール分で、国県の交付金、町の交付金を合わせ支出しました。次に、農業次世代人材投資事業補助金262万5,000円は、

就農直後の経営確立を支援する国からの補助率100パーセントの間接補助金でございます。まして、夫婦で就農された方が5年目の112万5,000円、令和2年度に新規就農された方1名に150万円の補助金を支出しました。次に、多面的機能支払交付金3,018万360円は、農道の草払い、水路の土砂上げなどの農地・農業施設を共同で管理する活動を行う農地維持支払、また、水路・農道などの老朽化部分の補修など農業用施設の資源向上支払・長寿命化活動に、国県の交付金、町の交付金を合わせて支出しました。農業機械・施設等導入補助金928万8,000円は、導入した機械の種類ですが、トラクター、ハロー、ロールベアラ、牛舎の導入で、5名の生産者の方に補助金を支出しました。次に、農業後継者等支援補助金768万円は、町の単独補助金ですが、令和3年度の6名を合わせまして、令和4年度に新たに2名の後継者が含まれました、合計8名の方に補助金を支出しました。次に、湯前版中山間地域直接支払補助金は、5集落に対し、324万6,936円の補助金を支出しました。次に、鳥獣被害防止柵事業補助金30万9,000円は、中山間直接支払協定などそれらの農用地以外の農用地で有害鳥獣の農作物被害に悩まされる方に支援するもので今年度は3名の方に補助金を支出しました。次に、作物規模拡大等支援事業補助金17万3,000円は、現在作付けしている作物の面積を増やす、または新たな作物を作付けされる際に、必要な種苗代を補助することにより、規模拡大や新規就農者の確保などを目指すもので、令和4年度は1名の生産者が取り組まれましたので補助金を支出しました。次に、有害鳥獣捕獲補助金473万9,000円は、シカ353頭、イノシシ119頭、さる2頭、カラス7羽、アナグマ31頭の捕獲がされました。それぞれの捕獲単価により補助金を支出しました。次に、農業公社運営補助金260万円は、令和4年度から農業公社経営計画により受託作業や農業用機械リース事業を主体とした取り組みを始めまして、当初の農業公社設立の目的、経営の課題見直し、やはり再始動と存続には相当な知恵、手間、経費等が必要となってきますので、これには町の農業振興事業を担う農業公社が行う公益性事業ということ対しての補助金として交付しました。なお、予算は300万円で不用額40万円となったものですが、農業公社の経費内容を精査させていただき減額での支出をしたことによるものでございます。

次に、150ページをお願いします。

高収益作物等栽培支援補助金856万1,000円は、財源を国の地方創生臨時交付金とするもので、高収益な野菜等の生産振興、地場野菜等の出荷を促進し、農業経営の安定と農業振興を図るため、農業用資材等の購入に対し支援を行ったものです。30戸の生産者に補助金を支出いたしました。次に、水稻栽培継続支援金782万8,400円は、財源を地方創生臨時交付金とするもので、令和3年産の米価下落の影響を受けた農家に対して、水稻作付けに対する次期作の支援を行ったものでございます。補助率10アールあたり3,500円とし、223.7ヘクタール、生産者220戸に補助金を支出しました。次に、

新規就農者育成総合対策事業補助金 150 万円は、国の事業で令和 3 年度まで農業次世代人材投資事業と言われたものです。事業名や事業内容が変更になり、令和 4 年度、1 件の生産者が新たに営農を開始されたので、経営開始資金として年額 150 万円を国から 10 分の 10 により交付されたことにより支出したものでございます。次に、農林業原油価格等高等緊急経済対策事業支援金 1,650 万 5,000 円は、財源を地方創生臨時交付金の原油価格・物価高騰対応分とするもので、原油価格などの高騰の影響を受ける農林業者の負担を軽減することを目的としたものでございます。補助率は、令和 3 年分に係る収支内訳書に記載された動力光熱費と肥料費の 15 パーセントを経営支援金として、農業者 182 件 1,592 万 2,000 円、林業者 2 件 58 万 3,000 円の補助金を支出しました。なお、第 2 弾の同じ支援金事業 2,000 万円を令和 5 年度に繰り越しております。現在、事業を実施しているところでございます。

次に、目 4 畜産業費は 1,142 万 4,796 円を支出しました。主なものを説明します。節 7 報償費は、子牛品評会等の賞品代として 9 万 8,100 円を支出しました。不用額 12 万 6,900 円は、和牛管理品評会と乳牛管理品評会が新型コロナウイルスの影響で中止したことによるものです。

節 10 需用費では、光熱水費の 14 万 7,865 円と節 13 使用料及び賃借料の下水道使用料 4 万 9,500 円を支出しております。これは、アグリセンターの電気料などの経費でございますが、施設の一部を農業公社事務所に無償貸し付けしていることから、光熱水費の一部を農業公社で負担していただき、歳入のほう諸収入で収入してございます。

節 18 負担金補助及び交付金は 1,107 万 9,468 円を支出しました。令和 3 年度と比較して 560 万円の増です。これは畜産飼料価格高騰対策支援金が主な理由です。畜産奨励補助金は 292 万 6,000 円を支出しました。内訳は、繁殖素牛と乳用牛を合わせて 10 頭 121 万円、肥育素牛購入補助金 26 頭 161 万 1,000 円、連合子牛品評会の出陳補助金に 22 頭 11 万円を支出しました。次に、畜産飼料価格高騰対策支援金 756 万 9,000 円は、財源を地方創生臨時交付金とするもので、感染症が長期化する中で、配合飼料価格の高騰の影響を受ける生産者に支援金を交付したものです。乳用牛 1 万円の 258 頭、肥育牛 8,000 円の 530 頭、繁殖牛 5,000 円の 376 頭、合計生産者数 41 件に支援金を支出しました。

次に目 5 農地費は 5,029 万 7,077 円を支出しました。主なものを説明します。節 1 報酬、及び、節 8 旅費において、農業農村基盤整備事業推進委員会の委員報酬 13 万 7,200 円と費用弁償 4 万 9,600 円をそれぞれ支出しています。これは令和 6 年度から県の事業による上溝、中溝の改修が着手されるものですが、この事業には農地集積など高い条件がありますので、この推進委員会で農地集積の方法の検討、担い手の選定、老朽箇所現地確認を実施しております。

節 10 需用費の修繕料は、農業用の用排水路の修繕、農道の修繕に 174 万 5,480 円を支出しました。

152 ページをお願いします。

節 12 委託料は、古城地区土捨て場地質調査業務委託 55 万 6,765 円を支出しました。これは、令和 2 年 7 月豪雨災害の復旧工事等、沈砂池への土砂対堆積除去など、近年の災害による土捨て場が不足することを想定しこれまで行った、仁原地区、山之口地区に続き、古城地区に新しく整備計画するものでございまして、地質調査を行ったものでございます。次に、大谷地区用排水路改修工事測量設計業務委託 324 万 5,000 円は、熊本県土地改良事業団事業で、農業用水路延長 180 メートルの改良工事の設計委託料で、節 14 工事請負費の大谷地区用水路改修工事 760 万 7,183 円により整備を完了しております。次に、二溝地区基盤整備関連経営体育成等促進計画作成業務委託 400 万 4,000 円は、県水利施設等保全高度化事業による上溝・中溝の用水路改修で、主に 2 つの幹線、溝本体への漏水対策コーティング等の補修になります。この計画策定を熊本県土地改良事業団体連合会に委託し完了しています。

次に、節 14 工事請負費、深田 2 地区排水路改修工事 1,194 万 2,746 円は、令和 3 年度から継続している事業で、農業用排水路の老朽化、経年劣化による改修工事でございます。令和 4 年度は延長 190 メートルの施工を行うことでしたが、資材調達等の影響もあり、前払金を支払い、残り 2,310 万円を令和 5 年度に繰り越しております。なお工事はすでに現在完了しております。次に、ため池浚渫工事 310 万 595 円は、潮ため池分の堆積土砂の浚渫を行いました。

節 15 原材料費は、農道管理用除草剤、道路補修材、用排水路補強用生コン等の支給に、22 万 2,765 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は 1,678 万 7,540 円を支出しました。主なものは、県土地改良事業団体連合会特別賦課金 6 万 8,000 円と県営農村地域防災減災事業負担金 1,650 万円を支出しておりますが、これは蓑谷ため池整備事業に伴う負担金を支出でございます。次に、幸野溝災害復旧工事補助金 20 万 140 円は、令和 4 年 9 月台風 14 号により幸野溝に土砂が流入し、この土砂撤去に係る費用の一部を、湯前町、多良木町、あさぎり町でそれぞれ負担割合により支出したものでございます。

次に、目 5 農地費の繰越明許は 1,731 万円を支出しました。

節 12 委託料、農村地域防災減災事業ハザードマップ 341 万円は、令和 3 年度からの繰越事業でございます。すでに完成していた蓑谷ため池分のハザードマップに、潮ため池分を追加する形でのハザードマップを作成、2,000 冊を作成し、全世帯に配布を行いました。

節 14 工事請負費、深田 2 地区排水路改修工事でございます、工事前払金 1,390 万円を支出し、資材の入手困難等の理由のため、2,086 万円を令和 5 年度へ事故繰越としました。これも現在工事は完了しております。

次に、目 5 農地費の事故繰越は 3,694 万 5,000 円を支出しました。

154 ページをお願いします。

内容は、節 14 工事請負費、植木地区用水路改修工事、1,891 万 5,000 円、深田地区排水路改修工事 1,803 万円でございます、それぞれ工事を完了し支出を行いました。以上です。

教育課長（浅田 徹君） 目 6 農村環境改善センター管理費になります。

農村環境改善センター管理費につきましては、404 万 7,881 円を支出しました。令和 3 年度と比較し、145 万 3,759 円の増となりました。支出額につきましては、改善センターの光熱水費、修繕料、施設の清掃・警備といった維持管理の経常的経費が主なものとなりますが、令和 4 年 9 月の台風 14 号被害に関します屋根・雨どいなどの建物修繕料 187 万円余りが対前年増の理由となります。

目 6 農村環境改善センター管理費の説明は以上となります。

農林振興課長（高橋 誠君） 次に、項 2 林業費、目 1 林業振興費は 1,539 万 8,815 円を支出しました。令和 3 年度と比較して、1,114 万円の増となっております。増の理由は、民有林内路網改良業務委託料の増、奥球磨みらいの森創造協議会負担金の増、コンテナ苗生産施設整備事業補助金の増が主なものでございます。

節 12 委託料 421 万 9,391 円は、森林環境譲与税を財源に森林経営管理法に基づく森林経営意向調査委託料 95 万 3,700 円を支出しました。次に、民有林内路網改良業務委託料 269 万 4,791 円は、林道沓川線を含め、林道・作業道の 5 路線の路面洗堀、法面補修、路肩補修等を行いました。次に、地域森林整備計画管理図作成業務委託 57 万 900 円は、森林環境譲与税を財源に熊本県の森林計画の見直しと変更に伴いまして、市町村の森林整備計画の変更が必要となっておりますので、湯前町内の民有林のゾーニングを示す管理図の作成を行いました。

節 18 負担金補助及び交付金は 944 万 5,200 円を支出しました。球磨地域林業振興・木材需要促進対策協議会負担金 4 万 7000 円をはじめ、各種協議会負担金が主なものです。

156 ページをお願いします。

球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金は 160 万円でございますが、新築・増改築の 6 棟分を支出いたしました。次に、みなと森と水ネットワーク協議会負担金 5 万円は、令和 4 年度から新規のものですが、東京都港区及び森を有する自治体が、間伐材を始めとする国産材の活用を通じて日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることで低炭素社会の実現を目的とする協議会で加入市町村の負担金を支出しました。

次に、奥球磨みらいのもり創造協議会補助金 542 万円は、財源を林業成長産業化地域創出モデル事業補助金と会員負担金から構成しているもので令和 4 年度は、岐阜県の越井木材など奥球磨産材の利用先など先進地視察研修、林業事業者への林業運搬用ドローン講習、球磨産材の P R 動画作成、無線機を購入し林業事業者に無償貸与するなど、協議会活動への補助金を支出しました。なお、令和 4 年度と 5 年度の事務局が湯前町となったため、国の補助金の受け入れ先となっています。次に、コンテナ苗生産施設整備事業補助金は、本町の木材業者が取り組まれるコンテナ苗生産基盤施設整備に係るもので、県の補助事業対象経費に町の補助率 6 パーセントで上乘せする形で補助金 210 万円を支出しました。なお、不用額 13 万 4,800 が出ております。これは、緑の少年団活動補助金と湯前水上林業者大会補助金いずれも新型コロナウイルス感染症の影響、感染拡大防止を図ることから、事業活動を見送られたため不用額となりました。

節 24 積立金 167 万 4,794 円ですが、歳入のほうで令和 4 年度の森林環境譲与税は 957 万 9,000 円が交付され収入しております。歳出の先ほど説明した節 12 委託料の森林経営意向調査委託、私有林内路網改良業務委託、地域森林整備計画管理図作成業務委託などの事業に充当した後の、譲与税の残額と預金利子分を積み立てました。後年度の事業の財源として活用していくこととしています。なお、令和 4 年度末の基金積立金現在高は 339 万 633 円となっています。

以上で款 5 農林水産業費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから、款 5 農林水産業費の質疑を行います。

ページは 1 4 1 から 1 5 6 ページです。

3 番（遠坂道太君） 1 4 2 ページの農業費の農業委員会費、報酬の最適化推進活動実績に応じた報酬の 509 万 9,000 円につきまして伺います。農地の集積率が 5 1 . 2 パーセントということで平成 3 年から約 3 パーセントほどのアップとなるわけですが、球磨郡との比較はどうだったのか、まず、それをお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 球磨郡内の各町村との比較の資料が今、手元にございませんので、後程答弁させていただきます。

3 番（遠坂道太君） 後でまた報告いただきたいと思いますが、担い手の集積面積ということで、集積率で今は 2 9 0 . 2 ヘクタールとなっています。各集落の担い手を育てるための形でこれを取り組んでおられるんじゃないかならうかと思えますけれども、将来的にですね、農地の集積をどこまで持っていくのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 県の集積率の目標でございます。県も含めまして、本町も含めまして 8 5 パーセントを目標としておりますが、まだまだほど遠いところで

ざいますが、今後、農業委員会さん等の活動を主体に、目標に近づけるように取り組みを行っているところでございます。

3番（遠坂道太君） 農業委員会を中心とするということですが、やはり中山間地の中での作物等の形の取り組み方。まず、前からも言っておりますように、まず、中山間地の中での話し合いが一つ、ということが出来るんじゃないかなと思います。やはり作物を作る人の作物がそこに集中していくという形になると、集積率が上がっていくと、その辺で今後の取り組みを行っていただきたいというふうに依頼します。

2番（西 靖邦君） 146ページですね、節18負担金補助及び交付金、湯前町農業再生協議会補助金があるんですけども145万2,624円です。令和3年度は117万7,500円ですけども、27万5,124円増額となっているんですけどこれは、その理由は実績が上がったからということなんですかね。

農林振興課長（高橋 誠君） 令和3年度の増額の理由でございますが、農水省のeMAFFというシステムがございます、それとの連携に伴うシステムの追加・改修の追加というのが増額の理由になっております。

2番（西 靖邦君） システムの追加というのは毎年あるんですか、また今年もあるんですか。

農林振興課長（高橋 誠君） 昨年度に引き続きそういった改修の要請とございますが、そういった話もあっているようでございますが、確定はしておりません。

2番（西 靖邦君） 150ページですね、節18負担金補助及び交付金で、高収益作物等栽培支援補助金856万1,000円を支出されてます。また30戸程度の農家ということなんですけども、その高収益の作物のメロンとかイチゴとかきゅうりとか様々な作物があると思うんですけども、その補助金ウエイトが占める割合が最も大きな作物は何だったんでしょうかね。

農林振興課長（高橋 誠君） 実績に応じてですが、作付の施設栽培を申し上げますと、イチゴ、ブドウ、メロン、花卉、玉ねぎになってございまして、ウエイトについては、ちょっと後程、答弁させていただきます。

3番（遠坂道太君） 148ページですね、農業振興費の委託料で水稻栽培委託料26万2,000円につきましてお伺いします。これ令和4年度の栽培面積は2.7ヘクタールと先ほど課長から答弁がありました。毎年栽培試験されておりますけども、検証されているのか、また試験データ辺りの公表はされてるのかについて、まずお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 作付試験についての評価等は熊本県の農業関連部署の方で依頼をして行っております。公表についてはホームページ等での公表はしていないというところでございます。

3番（遠坂道太君） 県の産業振興、振興室の農業の方でやっておられておりますけれども、やはり私達も興味がありますので、どうであったかそういう形の報告をされて委員会の方でも報告していただけたら良かったかなというふうに感じてるところでございます。それとぴかまるを町の特産品として考えて栽培されておられると思うんですが、特産品として必要とされる面積等はどのくらい考えておられるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） ぴかまるの種子については、確保が難しいところでございます。その確保が難しいなか面積が広げられないという部分もございます。あと販売先等ですね、そちらの方の拡大についてもまだまだでございますので、町で必要な面積っていうのも、まだこれだけ必要というのは設定はしていないところがございます。

3番（遠坂道太君） 種子の方は原種の方を持ってきて、水上の方で原原種ですかね持ってきて、こちらの今、栽培する方に配布されてるといふふうには思ってるんですが、まだ増やそうと思えば、今、栽培された種をですね、2、3年ぐらいは試料が可能だといふふうに私は思ってるところがございます。そういった形での普及方法をですね、検討されるべきではなからうかというふうに思います。やはり町内にもですね、作りたい方もおられると思いますので、その辺の事どう考えておられるか、まず町長にこれは聞きたいと思います。

町長（長谷和人君） これまで3年間水稻試験栽培ということで委託をさせていただきました。一旦3年が経過しましたので委託の方は終了するというところでございます。加えて先ほど遠坂議員の方からこれまでの成果と伺いますか、これにつきましては熊本県の方をお願いいたしまして、3年間のデータ等が残っております、整理をお願いしたいというふうにも思っております。加えましてこれまでぴかまるにつきましては、約2.6ヘクタールの試験栽培を4戸の農家で実施していただいたところございまして、走り出しについては良かったんですけども、これが令和2年1月からのいわゆる新型コロナウイルス感染症によりまして、中食、いわゆる外食産業がもう全く振るわなかったというところございまして、ぴかまるも同様に中食で使う予定の部分が、当初は熊本市それから福岡でその部分で供給するという元々の民間さんの計画がどうも上手くいかなかったというところで生産が伸びなかったところございました。それで今ございましたように、出資関係につきましては、出荷いたしますところの業者さんがその種を持ってらっしゃいまして、それを更新していくという形でこれまで供給をさせていただいたところがございます。この原種につきましてもですね、他の地区、熊本県内でも同じようなぴかまるというのがあるわけがございますけども、そちらの種子が果たしてこのぴかまるの原種なのかどうかというのは定かではないわけがございますけども、現在、民間に出しております部分と加えて本町におきましてはふるさと納税の返礼品にも使わ

せていただいておりますし、それから尚絅大学でございますか、これも2年連携させていただきまして、漫画フェスタ等々、それからレシピの開発も行わせていただいたところでございますが、なかなか、先ほど言いましたようにコロナ禍というところで、思うようにこちらの思惑通りいかなかったというのが、分析かなというふうに思っておるところでございます。しかし、このままの状況では埋もれてしまっておりますので、何か別の手だても考えながら、民間さんと話し合いの機会を設けるようにしておりますし、もう来月から収穫が始まりますんで、そこら辺も来年も見据えたところですね、新たに展開を考えなくちゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

農林振興課長（高橋 誠君） 農地集積関係の球磨郡との比較のことでございます。球磨郡内の集積率55.1パーセントでございます。高い町村はもう81.8パーセントのところもございます。低いところでは五木村、球磨村を除きますと、26.4パーセントというところもございます。本町については平均でございますが、やはり80パーセントを目指して努力するべきと思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

7番（味岡 恭君） 農業振興の18負担金及び補助金について、中間頃にあります農業後継者等支援補助金というのがございます。課長から説明がありましたが当初520万程度で6名の方ということで当初聞いておりました。実施は768万の8名ということでございます。ちなみに3年度は192万の2名の方でした。農業後継者等支援金補助金、補正をつけてでも交付して欲しい補助金でございます。利用が増えるということは、農業を理解され後継者ができるということでございます。もっともっと後継者が増えるように補助金、交付金等の整備をお願いしたいと、町長に回答をお願いいたします、答弁をお願いします。

町長（長谷和人君） お話いただきました部分のところでございますけども、一つは補助金の見直してというふにもちょっと今、思ったところでございますけども、現在始まった部分でございますので、そこら辺の状況を見据えるべきかなというふうにも思います。それから積極的に後継者、担い手の確保というお話でございますので、そこはアンテナを張ってですね、そういうふうな方がいらっしゃるようであれば担当の方もですね出向きまして、しっかりと農業の担い手になってくれというふうなPRも行いながら、加えましてそういう機会をですね、しっかりと持ちながらですね、農業後継者の担い手をですね、作っていききたいとこのように思っているところでございます。

7番（味岡 恭君） 町長から答弁がございましたように、利用するということです。農業者、後継者をですね、もう少し少なくなっている現状でございますので、こればかりじ

やなくて他のも含めてですね、農業者育成を進めて欲しいという事でございますので、どうかよろしくお願いいいたします。

3番（遠坂道太君） 150ページの畜産業費で畜産飼料価格高騰対策支援金の756万9,000円につきまして伺います。先ほど答弁がありましたように、4人の畜産農家がこれに取り組みましたということでございます。その中で、畜産農家の評価はどうだったのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 畜産農家の方々と品評会等でお話する機会をこの4ヶ月間持ったところでございますが、やはりこの支援金についてはありがたかったというお声は私の方は聞いたところでございます。

3番（遠坂道太君） 畜産農家の現状、非常に飼料価格がですね、現状も高騰して下がる要素がですね、見えてないような状況でございます。小麦辺りは若干下がったみたいですが、トウモロコシ等がですね下がらないような状況でございます。そこで町の基幹作物でもありますので、町としてのですね畜産業を守るためにも、今後、単独でもよろしいですが、飼料等のですね、補助を考えてみてはどうか、それにつきましてお伺いします。

農林振興課長（高橋 誠君） 新規の補助金での創設といいますか、そういうことで関連でありますので、これについては内部での協議も必要となってきます。また町長との協議もございますので、重要な施策として捉えて検討をさせていただきたいと思っております。

町長（長谷和人君） 一つには財源等の問題もございまして、これ一般財源というところでございまして、それから加えて決算報道の新聞を見ました時に、新たに本町の一般財源と別でございまして、経済対策を打って出るようなことも国の方が話をされておりますので、地方にそれが回ってくるかどうかわかりませんが、ちょっとアンテナを立ててですね、そういう予算どりがあろうとあれば新たに追加してすることも可能ではなからうかなというふうに思っております。ただ継続的にこれができるかどうかというのは、臨時的なものっていうところもあるかもしれませんので、そこはちょっと微妙な発言をさせていただいておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

3番（遠坂道太君） 町長からも答弁がありましたけれども、今年度もですね、畜産の方が1件やめるような話を私は聞いております。理由はですね、やはりこの飼料の高騰が一番の原因だということをおっしゃられます。経営がですね、圧迫されて合わないということでございますので、やはり幾らかはですね、今後国の施策も出てくるかもしれないけれども、町としての施策もですね、今後検討いただければというふうにお願ひします。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

5番（森山 宏君） 146ページの共済費の中にですね、社会保険料というのが備考の中で社会保険料っていうのがあるんですけども、これは共済費とは別にあるんですけども、一般的な社会保険料というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

総務課長（西村洋一君） これにつきましては、令和4年度に会計年度任用職員の方の共済費が、共済費と社会保険料制度が変わりまして二つ上がるようになりましたので、その分が上がっておるといところでございます。その中身が二つに分かれておりました、これまで全て社会保険料でやっておったんですが、その中の一部が短期共済という部分ですが、その部分が私ども一般職と一緒に共済、組合の方で対象になりましたので、その分が分かれて、社会保険料の部分と共済費に分かれたといところですよ。やってることは同じですが、その支払いの区分が分かれたといだけの話です。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

5番（森山 宏君） 健康保険料のことですって言って、二つに両建てというのはわかりました。しますと、前も聞いたと思うんですけども、預かり金っていうのが発生するはずなんですけども、共済は当月、社会保険っていうのは預かり金っていうのは翌月か翌々月なんですよ。納めるのは、預かり金っていうのが必ず発生すると思いますし、それは、どういう処置されているのか伺います。

議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

会計管理者（中園誠二君） 森山議員がいわれる、いわゆる預かり金ですけど、会計室で行っております、処理について説明させていただきます。個人から徴収しました共済費につきましては、会計室の方で歳計外処理ということで口座を設けておまして、その中に預かって一時保管いたします。その後、市町村分の共済費が出資された時に、その中から同額を合わせて支払いを行っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほどの西議員からのご質問の方で、後程答弁することであった、作物関係のウエイトですね、一番大きいウエイトといたしますか、補助した農家の方の作物ですが、イチゴの生産者の方が28パーセント、ブドウの生産者の方が24パーセント、菊農家の方に19パーセントというふうな補助金のウエイトでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款5農林水産業費の質疑を終わります。

款6商工費の説明を求めます

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 款6商工費の説明をいたします。ページは155ページから164ページでございます。

156ページをご覧ください。

款6商工費は2億1,235万1,983円を支出しました。一般会計歳出全体における割合は4.6パーセント、予算現額に対する執行率は87.1パーセントでした。令和3年度と比較して7,161万8,161円増となっております。増の主な要因は、新型コロナウイルス感染対策や原油価格等高騰に伴う商工業者支援によるものでございます。繰越明許費としまして、目2商工振興費の委託料500万円と負担金補助及び交付金の2,000万円を令和5年度へ繰越しています。

以下 項目ごとに説明します。

項1商工費、目1商工総務費につきましては1,225万470円を支出しました。商工観光系の職員2名分の人件費でございます。

目2商工振興費は1億804万9,588円を支出しました。湯前町避難防災交流施設及び湯前駅ルールウイングの指定管理料、商工会補助金、商工会預託金などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や原油価格高騰対策交付金に伴う商品券事業及び事業者支援事業に係る経費が主なものでございます。事業詳細につきましては、主要な施策の成果234ページにまとめておりますのでご確認をお願いいたします。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費、節 8 旅費については、商品券事業に伴う会計年度任用職員の人件費に 257 万 7,585 円を支出しました。

158 ページをお願いします。

節 10 需用費、節 11 役務費につきましては、主に商品券事業に伴う消耗品費及び印刷製本費、商品券発送に伴う通信費を支出しております。

節 12 委託料につきましては、令和 4 年度から事業に着手しましたワーケーション推進事業委託料 315 万 5,298 円を支出しました。都市部との関係人口を増やす目的で東京に本社を置く企業 3 社が湯前町でワーケーションを体験され、事業推進を行う上で貴重な意見を伺えたところでございます。今後も事業推進を行いながら、企業との繋がりを構築していければと考えております。

160 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金では、新型コロナ関係における暮らし応援券などの商品券事業に合計 5,344 万 8,500 円を支出しました。また、商工業者経営持続化支援金や感染防止設備等導入補助金に合計 557 万 7,000 円を支出しております。原油高騰を受け、商工業者の方に緊急経済対策事業として 1,618 万 1,000 円支出しております。その他、令和 3 年度に新たに創設した事業承継サポート事業補助金に 432 万円を支出しました。新たに 2 名の商工業者からの申請があり、昨年度認定している 2 名と合わせて 4 名に補助をしております。今後も商工会と連携をとりながら、担い手育成と産業技術の承継に繋げるようにしたいと思います。

節 20 貸付金につきましては、熊本県信用組合多良木支店様に 120 万円を預託しました。目 3 観光費につきましては 9,205 万 1,925 円を支出しました。本町の観光拠点施設でありますグリーンパレスの指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主なものでございます。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、観光振興事業に携わっている地域おこし協力隊 1 名分の人件費を支出しました。このほか、節 8 旅費、節 10 消耗品費、燃料費、節 13 使用料及び賃借料等において協力隊活動に係る費用を支出しております。

162 ページをお願いします。

節 12 委託料で、紙の地図と G P S アプリを使って町内を周遊し、チェックポイントを競うロゲイニング運営委託料に 100 万円を支出しました。また、観光 P R のため観光パンフレット作成のため 199 万 1,000 円を支出しております。節 14 工事請負費では、湯楽里高圧設備改修工事として、3,749 万 7,178 円を支出しております。またサル小屋撤去工事として 91 万 8,500 円を支出しました。

164 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金は、県観光連盟負担金のほか、広域連携による各観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。新型コロナウイルス感染症対策として湯楽里支援金 1,000 万円を支出し、湯楽里の経営安定を図りました。また、キャンプ場誘客促進事業として新たにホームページを構築し、ネット予約が可能とするために、503 万 9,000 円を支出しました。以上で款 6 商工費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから、款 6 商工費の質疑を行います。

ページは 155 から 164 ページです。

6 番（黒木龍次君） ちょっとお尋ねなんですけれども、158 ページの負担金補助及び交付金の中で 160 ページの中です、応援券交付金、おいしか券交付金、それからくらし応援券交付金というふうなことで、住民にサービスが提供されておりますが、1 人ずつと言いますか、使ったお金、要するに住民の方がこの券によって買い物をした、要するにどのくらい使ったのか、使用率、それをお聞かせください。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 商品券事業につきましては、まずくらし応援券ということで商品券ですけれども、これにつきましては 97.6 パーセントを使用されております。それと飲食店の支援ということで、もっともおいしか券につきましては 97.2 パーセントということで、使用率としては挙がっております。

6 番（黒木龍次君） 97 パーセントぐらい使用されているということであれば、大体、皆さん使っておられるというふうな理解でよろしいですね、あと 3 パーセントぐらい残った奴、使用してない奴、これ期限が切れてますんでもう使えないということになるわけですが、今から先はですよ、この 3 パーセント使わなかった人達についてもですね、全額使えるような何か工夫というのは何かございますかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 使用されていないという方に対しての支援という形になりますけれども、私たち担当課の方で基準日を設けまして、その方々に全てに商品券を郵送でお渡ししてるわけでございますけれども、長期入院とか施設入所されてる方という形の方もいらっしゃいますもんですから、その付近の手立てということがちょっと厳しいのかなと担当課としては思っております。

6 番（黒木龍次君） そしたらですよ、要するにあと 3 パーセントの分については、仕方ないというふうな理解でよろしいわけですね。

3 番（遠坂道太君） 162 ページの役務費で駅ピアノ調律手数料ですけども、町民の方の活用とか観光客の活用とかされてるのか、それにつきまして伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 駅の方にピアノ置いておりますけれども、町内の町民の方が弾かれたりとか、4 月でしたかね、YouTube を配信される方の歌をうた

う方が駅前イベントを開かれたりとか、そういう形でピアノの活用はされておるところでございます。

3番(遠坂道太君) 活用されてるということで、よくテレビでですね、ヨーロッパ辺りの駅でピアノがあって車を待つ間にピアノを弾くとかされてるような状況でございます。やはり世界に向けた形で放出をさせていただければと、もっとですね、湯前町に人が寄ってくるんじゃないかと考えてるわけですが、ホームページ等でですね、取り組みを考えておられるか、それにつきましてお伺いします。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 遠坂議員が世界についてということでございますけども、一応YouTubeとかくま鉄さんのホームページというところで広報的な奴はやっております。できるだけいろんな方がこの湯前駅にピアノがあるんだということで、今後とも広報活動は頑張っていきたいと思っております。

2番(西 靖邦君) 先ほどの黒木議員の関連になりますけども、160ページのゆのまえくらし応援券とかもっともっとおいしか券なんですけどね、A4の紙の中に業者さんが建設業とか食料品屋さんとかいっぱいありますよね、そこで一番その使用頻度が高いのはどんな業者さんですか、食料販売店とか色々あると思いますけども。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 商品券の用途なんですけども、小売業が一番多ございます。その次にサービス業ということでございます。

2番(西 靖邦君) というかリストに挙がってる業者さんがいっぱいおられますけども、全然使用されてないところも出てきてるわけですね。

4番(椎葉弘樹君) 158ページのワーケーション推進事業委託料についてお尋ねしたいと思います。先ほど課長の方から事業の目的が都市部との関係人口を増やすということで示されております。ただ、総合計画等見ましてもですね、この辺は施策として盛り込まれておりません事業でしたので、具体的な目指すところ或いは目標というのがですね、見えない中で進まれているような感じがしています。そこで町長の方にお尋ねしますが、町長としては最終的にこのワーケーション事業でどのようなことを達成したいというお考えがあるのでしょうか。

町長(長谷和人君) 今回、新型コロナウイルス感染症ということでですね、地方にかなり目が向いてるといふような状況が背景の一つはあるわけでございますし、それから昨年度、光の回線につきまして新たに整備をさせていただいたところでございます。熊本県内におきましては、県北につきましては、TSCM効果というのが現れておるところでございますが、それから県内の方には、TSCM効果っていうのは限られたものになってくるのではなからうかなというふうに思っております。その中で熊本県内におきましても、3~4町村がですね、ワーケーション事業を取り組んでいらっしゃるところでございます。本町におきましても昨年度からパイロット事業をさせていただいてお

るところでございます、可能であれば1年目がようやく終わりました、それなりに見えて参りました課題ですね、本町の施設辺りの部分とかですね、そして、ご利用いただく企業様からのいろんなご意見もお伺いしたところでございます。最終的にはさっき言いました光回線がございまして、どこにいても仕事が可能な状況になってきております。ただ、湯前になぜそのワーケーションで来るのかと、東京で済ませれば良いことをなぜ湯前に来るのかという部分がございまして、さらにもう少しそこら辺はですね、掘り進めた中で進化をしながら、その分析を行ってですね、一言で言うのは関係人口だけではなくて、定着していただく、企業がここに誘致をするような格好でできないもんか、そこら辺が最終的な目的になってくるのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番(椎葉弘樹君) 現在、総合計画の前期の方が令和5年度までだったんですかね、できましたらですね、後期の方の総合計画にですね、もし本気でこの事業を展開していく場合はしっかりと盛り込んでいただいて、そして、企業へのアプローチの仕組みであったり或いは町内にどのようなコワーキングスペースを展開していくのか、その辺りも具体化していただけないでしょうか。

町長(長谷和人君) まず先ほど、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、湯前町をわかってもらう、企業として湯前町をどう見ていただくか、やっぱり働き方っていうのが第1弾として動いております。それから2番目が先ほど言いました、環境整備の部分が整っております。それと、他町村との競争との対応という話になって参ります。そして、今、申しました企業がわざわざ湯前町で業務を行っていただく理由と構築という部分がございまして、おっしゃるように総合計画の後期の中で、申し上げました4点ほど、この部分を文書化してですね、できる限り1社でもですね、来ていただくというふうなことで努力を持っていきたいというふうに思っているところでございます。

9番(山下 力君) 現状をちょっと知りたいので、報告をいただきたいと思いますが、色々な産業で人材確保が厳しいと報道されております。その中で、湯前町商工会、会員の事業所或いは会社等が人材確保について、現状がわかればお聞かせいただければと思います。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) どの産業も人材不足ということで報道等もなっておりますけれども、湯前町に関しましては、商工会の方から商工会長とご意見をちょっとする中で、その時は人材バンク的な奴ができないだろうかという、商工会長のお考えはございました。以上です。

9番(山下 力君) 先日、商工会会員の方から、外国人の雇用を真剣に自分は考えていると、そのような深刻な話を聞かされました。そこで担当課としてですね、外国人の雇用について課題等を含めてですね、何か情報があればお聞かせください。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 一応、外国人技能実習生ということで国の方が定めておりますけれども、あくまでも労働力の補足というか、お手伝いじゃなくて、あくまでも外国人労働者の方が実習に来てその中で学んでいただくという制度でございます。今、郡内でもかなり外国人技能実習生の方が働いていらっしゃるんですけども、まず受け入れする企業につきましてはですね、監理団体の登録とか技能実習生の作業の計画書等を作成しなければならないという形になってるようでございます。それと合わせましてですね、受け入れする場合については、やはり宿舍の部分を整備しなくちゃいけないという形になりますので、ちょっとそういう部分を整理しながらやっていかなければならないのかなと思っております。担当課としまして、そういうご意見があるようであればですね、良いアドバイスができるように、やはり情報を収集していかなければならないということで考えております。

9番（山下 力君） 課長が考えを少し述べられましたけれども、いわゆる人材確保のためですね、町商工会の会員の皆様の声が、そういう声があればですね、あれはやはり受け入れる体制を整える必要があるのではないかと、今から検討するべきではなからうかというふうに思っております。この件について町長の見解をお聞かせください。

町長（長谷和人君） どの分野につきましても非常に人材不足が生じているという現状でございまして、ちょっと余談になるわけでございますけども、湯楽里の取締役会の中でもですね、実はそういうふうな話が出まして、支配人にちょっと勉強しろということである企業さんのところにちょっと勉強に行ったと思うんですけども、そういうふうな指示を出しております。その中でのご質問でございますが、その制度の内容、仕組み等につきましては課長が答弁してるようなことですね、勉強しなくちゃいけないかなというふうに思っております。ただそれをですね、実行されるかどうかにつきましては民間の企業さんが決定をされるわけでございますので、本町といたしましては、そういう制度、仕組み、しっかりとした中でですね、商工会さんも逆に言うと、勉強していただくという必要もあろうかと思えますし、本町の方につきましても、そういうふうなバック立てができるようなですね、そこら辺の勉強もしていかななくちゃいけないかということで答弁させていただきたいと思えます。以上でございます。

5番（森山 宏君） 企画課の方に伺いますけども、158かな、レールウイングに指定管理で委託料払っております。確かこの指定管理をする時に、先行された事業者さんの方から、どういうことをやっていきますとかというのが提出されたと思うんですけども、その中にマルシェとかというのが、事業を年間何十回か催したい、加えまして、マッピングとまた違うかもしれんですけど、なんかマッピングをトイレですかね、あそこの壁にするとかいう話があって、どうなっているのかというのが、昨日現地を見まして、床が朽木して、床材を替えんばいかんとかいうふうな話もされておりました。加えまして、

トイレとの間にオーニングのようなものをして、憩いの施設を作るという事業がありました。設計だけで300万ですかね、それがありませんでしたが、昨日は何もなかったもんですからあの事業の結果はどうなったのか、その3点お願いします。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず指定管理の件につきまして、指定管理の事業申請書をちょっとこちらの方にお持ちしてませんので、後から回答させていただきたいと思っております。あと空間関係の色々な事業につきましては、コロナ対策交付金でテントとか色々購入しておりまして、夏場以降、秋口からそういう形でまたしていきたいということで、言われております。あとプロジェクトマッピングにつきましては、昨年も多分、何回かしてると思ってるんですけども、そういう形で指定管理者側ですね、自主的な事業も含めて、計画的にやってらっしゃると思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款6商工費の質疑を終わります。

款7土木費の説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 款7土木費につきましてご説明いたします。

ページは163ページから172ページまでとなります。

款7土木費の予算現額6億1,125万6,000円に対し、3億9,676万6,036円を支出しております。歳出合計に占める割合は8.5パーセント、執行率は65パーセントとなります。なお、土木費では、1億6,370万円を繰越明許費とし、4,066万円を事故繰越としております。

以下、項目ごとにご説明します。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては4,021万8,144円を支出しております。主な内容としましては、建設水道課職員の人件費のほか経常的経費等です。

166ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金は、各種期成会等の負担金を支出しております。国県事業負担金として13万5,000円を支出しております。県道幸野染田線改良事業に伴います負担金で、事業費90万円の15パーセントとなっております。

168ページをお願いします。

項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費につきましては1億789万9,714円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路や歩道等の整備、橋梁の補修に要する経費が主なものです。

節12 委託料は、道路維持管理委託、橋りょう点検業務委託、道路台帳作成業務委託、永岡トンネル定期点検業務委の竣工払い、下町橋補修工事監理業務委託では前払い分支払い、合計1,523万9,691円を支出し、下町橋補修工事では、計画見直しにより年度内完了が困難なため、工事監理業務委託料880万円を5年度へ繰越しました。

節14 工事請負費は、町道3路線の舗装修繕工事としまして、5,057万6,100円を支出しました。下町橋補修工事では、前払い分としまして3,740万円を支出し、計画見直しにより年度内完了が困難なため工事請負費6,260万円を5年度へ繰越としました。

節21 補償補填及び賠償金は、新村線歩道整備工事に伴う建物補償費で交渉などに時間を要し、年度内完了が困難なため2,200万円を5年度へ繰越としました。

次に、繰越明許としまして、節12 委託料は、橋梁補修詳細設計業務委託料340万5,879円を支出し、新村線歩道整備事業に伴う登記事務委託料60万円は、用地交渉などに時間を要し、年度内完了が困難なため5年度へ事故繰越としました。

節14 工事請負費は、2つの橋りょうの補修工事2,412万6,219円と町道1路線の舗装修繕工事1,299万5,558円を支出しました。

節16 公有財産購入費58万3,000円、節21 補償補填及び賠償金313万4,000円は、新村線歩道整備事業に伴うもので、用地交渉などに時間を要し、年度内完了が困難なため5年度へ事故繰越としました。

170ページをお願いします。

項3 河川費、目1 河川総務費につきましては2,089万9,584円を町内の河川の維持管理に要する経費、各種協議会等の負担金を支出しています。

節12 委託料は、県委託事業分で、都川排水樋管操作委託料4万7,065円、河川管理委託料84万2,490円を支出しました。河川敷内支障木伐採委託料49万3,900円は、令和4年9月の台風等による流木の伐採処理を行いました。また、浅巻谷川河川改修工事に伴う用地測量業務委託料1,442万5,134円を支出しました。なお、浅巻谷川河川改修事業に伴う登記事務委託料150万円は、調査設計に時間を要し、年度内完了が困難なため5年度へ繰越としました。

節14 工事請負費は、宮の谷川土砂撤去工事に441万8,514円を支出しました。なお、夜狩内川河川改修工事2,200万円を資材の入手困難などのため5年度へ繰越としました。

節16 公有財産購入費30万円、節21 補償補填及び賠償金50万円は、浅巻谷川河川改修事業に伴う用地購入費、立木補償費になり、調査設計に時間を要し、年度内完了が困難なため5年度へ繰越としました。

次に、項4都市計画費、目1公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への繰出金で8,827万3,000円を支出しています。

次に、項5住宅費 目1住宅管理費につきましては3,676万3,186円を支出しています。町営住宅の維持管理及び地域優良賃貸住宅建設に要する経費が主なものです。

172ページをお願いします。

節10需用費につきましては、消耗品費で公営住宅の火災報知器の購入費として142万741円を支出しました。また、修繕料373万3,727円は、令和4年9月の台風による瓦、屋上防水シート、その他老朽化により床の張替え等を15団地71件の修繕を行いました。

節12委託料は、町営住宅敷内の共用部分の剪定の他、令和4年度では、火災報知器の取り換え等の維持管理業務委託として97万8,840円を支出しました。また、地域優良賃貸住宅建設工事に伴う監理業務委託料610万円を造成工事及び設計業務に期間を要し、年度内完了が困難なため5年度へ繰越しとしました。

節14工事請負費は、上京手住宅1棟の他、3棟の解体に509万7,098円を支出し、地域優良賃貸住宅建設工事の前払い金として2棟分2,420万円を支出し、3,990万円を年度内完了が困難なため5年度へ繰越しとしました。

次に、繰越明許としまして、節12委託料は、地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料781万円を支出しました。

節14工事請負費は、地域優良賃貸住宅建設工事に伴う造成工事に1,777万8,699円を支出し、上下水道の管布設、敷地内道路整備等の付帯工事に1,299万6,053円を支出し、建設工事の前払い金として2棟分2,360万円を支出し、3,634万3,000円を年度内完了が困難なため5年度へ事故繰越しとしました。

以上で、款7土木費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（金子光喜君） これから、款7土木費の質疑を行います。

ページは163から172ページです。

2番（西 靖邦君） 166ページなんですけども。節13使用料及び賃借料、積算システムの使用料が85万4,370円となっております、支出がですね、令和3年の積算システム使用料は85万4,150円となっていて、220円の増額となったんですよ、これは先日の会議においてですね、システム使用料は定額とのことでしたので220円の差額はどうかということですかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 大体もう定額的になっておりますけれども、その年によって若干の手数料というのか、システムの改修とか色々あるかと思っておりますので、システムそのものを持つてる会社さんの方のですね、そもそもの諸費用だったり上がったものだというふうにちょっと推測いたします。

2番（西 靖邦君） その辺はちょっとはつきりしてこなかったんですね。

建設水道課長（稲森一彦君） このシステムにつきましては、毎年秋から冬にかけて次年度にこういう見積もりになりますという通知が来ますので、そういう時に前年と比較しながら、必要に応じて相手方と言いますが、そちらの方にもお尋ねするようにしていきたいと思います。今後、気をつけていきたいと思います。

3番（遠坂道太君） 169ページの河川費で、河川総務費の委託料で、河川敷内支障木伐採委託料につきましてお伺いします。先ほど課長の方から、4年度は台風14号における流木等の撤去を行ったということでございますが、どこを撤去されたのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 浅巻牧川、都川の2河川の撤去を行っているところです。

3番（遠坂道太君） 当初は都川の方を最初からされとったわけですよね、そして、現状は端のところまで終わってるということでしょうか。上部の方はどのようになっているのかそれにつきまして、お伺いしたいんですが。

建設水道課長（稲森一彦君） 都川におきまして、中猪地区なんですかね頭首工のところがございますけども、そこから上流の方を処分したということになっております。

3番（遠坂道太君） その上の方の上部の方ですよね、もう結構やはり支障する河川だと私思っております。そこもやはり今後の取り組みとして計画に取り組んでいただければと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられた件につきましてですけども、当初予算が50万円ということで、その予算でできる範囲内で行っているということでございます。また現状を見ても、都川ばかりでなく、他の河川につきましても同様なところが見受けられますので、財政的には厳しい面もあるかと思っておりますけども、大雨等が出た時にそれが大きな災害の一つの原因ともなりますので、そういうことを一つでも減らせますように、予算の方の確保についても、できるだけ行っていきたいというふうに思っています。

3番（遠坂道太君） 課長から前向きな姿勢の話をされましたので、今後ともですね、やはり他にも色々あります、やっぱり今後その辺の執行部として気づいたところは、やはりもう少しでもやっていただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

2番（西 靖邦君） 168ページです。節14 工事請負費、町道舗装修繕工事の5,057万6,100円となっています。これは施工面積は何平米ですか。

議長（金子光喜君） ここで、昼食のため休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款7土木費の質疑の途中です。発言を許します。

建設水道課長（稲森一彦君） 午前中の西議員からの質問で、道路の舗裝修繕の面積ということでございましたけれども、面積につきましては4,491.9、約4,500平方メートルというふうになっております。

5番（森山 宏君） 168ページ、今、おっしゃった舗裝修繕工事に関してですけども、舗裝修繕ってというのは、路面性状調査をした後に、補修計画を立ててされると思いますけども、まず、この調査自体は5年に1回だったですかね。その整備計画ってというのは作成されているんでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 路面性状調査ということですけども、現在の調査を言いますと、平成の25年度に調査したものを利用しております。何年に1回ってちょっと規定がございませんけれども路面につきましては、やはり、ひび割れが、これ25年から10年経っております。路面においてはひび割れがもっと酷くなったりとか轍が多くなったりとかございますので、今のところは10年ですけども、そろそろこれも舗装につきましては経年劣化等で傷んでいきますので、また時期を見て新たに調査をすべきじゃないだろうかというふうに思っております。

5番（森山 宏君） 補修計画を立てるとは思いますけども、課長がおっしゃったように、経年劣化だけではなく重い奴が通るとすぐギャップが酷くなります。ですから年次計画もいるとは思いますけども、その時その時に応じてギャップが酷かったら、おきてからじゃ遅いので、その前に補修というのも心がけていただければと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 舗裝修繕工事につきましては、国庫補助事業を乗せる場合この路面性状調査に基づいたというところで国庫補助事業の方を実施しております。議員おっしゃられた通り、路線に応じていろんな路面修繕が必要なところがございます、この予算が毎年挙げておりますけれども、その年度で突発的なものもあろうかと思っておりますので、今後、現予算よりも、もっと予算を確保しながら住民の方の要望に応えられるような予算の方も確保していきたいというふうに思います。

3番（遠坂道太君） 170ページ、河川費の河川総務費の委託料で河川管理委託料についてお伺いします。町内の河川の委託をされた形だと思いますけれども、特に災害時で非常に土砂が溜まっているところがございます。そういった辺りの撤去をですね、特に申しますと、大谷川辺りの撤去をですね、やはり早急に取り組んでいただければ、また、ああいう雨の時、大きな災害が発生するんじゃないかと思っておりますので、どのような計画になっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 堀とか河川に堆積する土砂の撤去ということでございますけれども、私たち建設水道課の方でも現場の方などを把握しているところではございます。予算的なものもございまして、現状、建設業者さん等におかれましては、手持ち工事の方が多くなっておりましてなかなか委託できないということもありますので、そういうところでも、業者さんとも相談しながら、またこれも同じような答弁になりますけれども、予算も確保しながら、大きな災害にならないような努力をしていきたいというふうに思います。

3番（遠坂道太君） 課長から前向きな答弁がございましたので、急げるものは急いでという形をお願いをしていきたいとします。

2番（西 靖邦君） 172ページですね、節14工事請負費、町営住宅解体工事、590万7,098円あります。これ先ほどの3戸の解体工事でしたかね、これはそれぞれ1戸ずつ、その入札による請負契約の締結をされたのでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 解体にあたりましては、それぞれの住宅規模も違いますけれども、それぞれ解体費用の設計をいたしております。その際に規定されてる130万以下ということでございましたので、安価な場合はということで随契の方でできるというふうになっておりますので、随意契約によって契約をいたしているところでございます。

2番（西 靖邦君） 130万以下で随契ができるということなんですよ、そしたら、これ金額的にその130万1戸あたり増えとる、あとで追加されたわけですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 施工にあたりまして、最終的なマニフェストですかね、産廃の量と言いますか、出てきますので、そのあとにつままして実績に応じて変更していきますので、その分で当初の契約よりも契約金額が増えたということになっております。

2番（西 靖邦君） 契約金額が増えていくのはもう仕方ないですけども、そういう感じの契約方法で良いんですかね。ちょっと納得いかんですけども、随契でせんことには請負の業者がいなかったということもあるかもしれませんけども、その辺どうなんでしょうかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 住宅の改定につきましては3戸というふうにおっしゃられますけど4戸の解体でございました。工事の契約の方法ということでございますけれども、議員おっしゃる通り指名競争入札なり、するのが当然の話とは思いますが、規定の中で130万円ということでございまして、そちらの方を採用させていただいたというのが現実でございます。

町長（長谷和人君） 随契という言葉を使っておりますけども、これは1社での随契ではございまして、見積入札によって130万以下につきましては見積入札が可能でござい

ざいますので、競争して結果的に契約をしたというところでございますので、そこをご理解いただければと思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款7土木費の質疑を終わります。

款8消防費の説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 172ページをお願いいたします。

款8消防費についてご説明を申し上げます。

消防費は1億3,844万3,034円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、3.0パーセントになります。

目1常備消防費は9,841万3,541円を支出しています。

上球磨消防組合負担金9,802万6,000円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金38万7,541円を支出しています。なお、上球磨消防組合負担金の減額は、公用車、ここでは事務連絡車ですが、購入を予定しておりましたが、岩下兄弟株式会社から寄贈を受けたことと、また、人件費・物件費関係が減額となりましたので、当初の負担金より請求額が少なくなり不用額が生じました。

174ページをお願いします。

目2非常備消防費は2,074万8,193円を支出しています。消防団員の報酬、訓練手当、各部維持管理補助金並びに団員の退職報奨金掛金等の経常的経費を支出しています。

節7報償費、出初式放水競技等賞金代、消防団退職者永年勤続報奨金を支出しました。

節8旅費、訓練手当は、コロナの影響等により各種訓練ができなかったものによるもの、また上球磨消防団連合等の各種会議や研修ができなかったことにより、不用額が生じました。

176ページにかけて、

目3消防施設費は1,837万9,366円を支出しています。節10需用費、修繕料152万7,343円は、積載車の車検などに伴う修繕、詰所の修繕が主なものでございます。また、被服購入費99万7,634円は、新入団員用及び老朽化したハッピ及び活動服の購入が主なものです。

節14工事請負費61万6,000円は、田上地区で新しく防火水槽の更新を行いましたが、使用しない古い防火水槽を埋設したものでございます。

節17備品購入費、消防団用備品購入費は、消防団活動用のスピーカー及びワイヤレスマイク、ホースブリッジ、安全中継媒介などを購入しました。また軽積載車購入費354万7,500円は第1分団2部、小型動力ポンプ購入費393万8,000円は第1分団2部、第

3分団3部の設備更新を行ったものです。財源には電源立地地域対策交付金を充当したものです。

節21 補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、上村地区と下村地区の消火栓を更新したため、その工事負担金を水道事業会計に472万7,800円を支出しております。

先ほど被服購入費を99万7,634円と申し上げましたが、120万1,244円の間違いでございます。失礼しました。

目4 水防費をご説明申し上げます。

節10 需用費に90万1,934円を支出しております、水防活動用の胴付き長靴と長靴を購入しました。以上で説明終わります。

議長（金子光喜君） これから款8 消防費の質疑を行います。

ページは171から176ページです。

5番（森山 宏君） どれかわかりませんが消防費の中にですね、詰所の中にAEDが外の方に設置されていると思いますけども、AEDの消耗品とか備蓄に関する消耗品の交換とかいうのは全然発生しなかったんでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 更新時期に来ておりますものは、もうすでに4年度の前に交換しておりますので、4年度はなかったところでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款8 消防費の質疑を終わります。

款9 教育費の説明を求めます。

教育課長（浅田 徹君） 款9 教育費についてご説明いたします。

175ページから210ページになります。

教育費につきましては、予算現額4億2,349万5,000円に対し、3億7,177万4,078円を支出しました。また、年度内完了が困難であるため、項4 社会教育費、目3 文化財保護費におきまして、下里御大師堂周辺整備工事2,087万5,000円、項5 保健体育費用、目2 体育施設費で町民グラウンドテニスコートの改修となりますが、社会体育施設総合整備事業改修工事2,151万円の合計4,238万5,000円を繰越しております。そのため、執行率は87.8パーセント、歳出総額に占める割合は8.06パーセントとなります。

歳出合計は、令和3年度に対し9,218万4,415円の減となりました。その主な要因は、学校施設整備費での対前年1億1,805万7,000円の減、小・中学校におけるGIGAスクール関連事業や新型コロナ対策事業費等の減、合わせて3,569万1,000円の減から、下里御大師堂関係事業の対前年増1,088万4,000円、保健体育費での施設整備事業費等4,356万8,000円を差し引いた額となります。

それでは項ごとに主な決算の説明をいたします。ページは175から176をお願いします。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、教育委員会等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、54万3,365円を支出しました。教育委員会定例会12回・臨時会1回、辞令交付式・学校訪問等の教育委員会行事に出席いただいた教育委員報酬・費用弁償などとなります。

177から178ページをお願いします。

節7報償費につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、事務管理及び執行状況について3名の学識経験者に点検及び評価を行っていただいた際の評価員謝礼となります。

節18負担金補助及び交付金の球磨郡町村教育委員会連絡協議会負担金3万4,917円につきましては、人吉球磨人権教育研究協議会負担金部分3万円が対前年で増加しました。

目2事務局費につきましては4,416万5,238円を支出しました。対前年で705万7,000円の増となっておりますが、社会教育係から配置換えとなった会計年度任用職員1名分の人件費、人事異動に伴う職員給与等が増の主な要因となります。

事務局費は、教育長及び事務局職員の人件費及び学校ICT支援委託料、外国語指導助手委託料、各種団体への負担金や補助金が主なものとなります。

また、令和3年度より継続しておりますが、小中学生入学祝い金、夢創出事業、高等学校等通学費補助、小中学校の修学旅行補助などの子育て支援の関係事業を実施しております。

179から180ページをお願いします。

節7報償費では、教育支援調査員等、学校運営協議会委員謝金のほか、小中学生夢創出事業として、令和4年度は小学校におきまして、熊本市動植物園の講演会を開催しました。また、小・中学生入学祝金として小学1年生25名、中学1年生30名の計55名に総額で85万円の祝金を支給しております。

節12委託料では、学校ICT支援委託料として195万8,000円を支出し、小・中学校現地でのICT機器活用支援や遠隔支援業務が実施されました。外国語指導助手委託料では、509万5,200円を支出しておりますが、令和3年度から引き続き、アメリカ合衆国よりヴァネック・ブライアン先生の派遣を受け、小・中学校をはじめ、保育園や生涯学習受講者も含め、皆さんに親しまれ、英語の学習として安定した指導をいただきました。また、令和4年度の新規事業として地域学習支援業務委託料35万円を支出していますが、熊本日日新聞社が事業受託者となり、小学校4年生から6年生までを対象として、熊日電子ライブラリーを用いた新聞製作指導を内容とし、学校新聞や湯前町PR活動の授業等での支援を行いました。

節 18 負担金補助及び交付金においては、小中学生を対象とした英語検定の補助を行い、小中学校英語検定料補助金 12 万 200 円を支出しました。児童・生徒延べ受験者数 30 名、実人員 23 名のうち、22 名が合格をしております。高等学校等通学費補助金では実人数 53 名に 155 万 5,200 円を支出しております。また、小中学生修学旅行補助金では、小学 6 年生 28 名、中学 2 年生 22 名、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が令和 4 年度に先延べとなった中学 3 年生 33 名の合計 83 名分として総額で 138 万円の補助金を交付しました。

目 3 学校施設整備費となります。181 から 182 ページをお願いします。

学校施設整備費では、節 14 工事請負費において、湯前中学校駐輪場整備工事として 294 万 8,000 円を支出しました。中学校での自転車通学要件が緩和され、自転車通学の生徒が増加をしたため、延長 22 メートル、自転車約 40 台分の駐輪場整備を行いました。

続きまして、項 2 小学校費につきましては、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございますが、令和 4 年度につきましては 4,322 万 2,834 円を支出しました。令和 3 年度に対し 1,914 万 4,538 円の減となります。令和 3 年度決算では、繰越事業でのタブレット購入 1650 万 5,000 円や新型コロナ対策での学校施設修繕 522 万 4,000 円が含まれていたため、対前年で 190 万余りの減となったものです。

目 1 学校管理費につきましては 4,101 万 2,251 円を支出しております。

節 1 報酬で児童の検診に伴います、学校医報酬、薬剤師報酬、また、特別支援教育支援員などの会計年度任用職員の報酬として、1,508 万 2,624 円を支出しました。会計年度任用職員は 8 名で学校庁務手 1 名、学校図書館司書 1 名、特別支援教育支援員等 6 名がその内訳となります。

節 4 共済費につきましては、中学校も同様となりますが、地方公務員等共済組合法が改正され、令和 4 年 10 月より会計年度任用職員が公立学校共済組合の短期給付等適用対象となったため、健康保険料等部分が学校共済組合へ移行したものととなります。

節 7 報償費 5,100 円は、次年度新 1 年生 17 名に対し、小学校運動会の参加賞を寄贈した費用となります。

節 10 需用費では、教材・学校行事用消耗品、事務消耗品、施設用消耗品など、消耗品費で 226 万 2,068 円、印刷製本費 13 万 3,824 円は学校経営案冊子 65 冊、学校封筒などの印刷費用、光熱水費 306 万 3,411 円は電気料 276 万 5,000 円、水道料 29 万 8,000 円が内訳となります。また、修繕料 239 万 6,073 円は校舎内装、設備、楽器等修繕のほか、12 月の補正予算で計上しました、小学校体育館のトイレ修繕 100 万 5,000 円、屋外給水所 26 万 5,000 円、教室エアコンの修繕などが主な修繕内容となります。

ページ 183 から 184 をお願いします。

節 12 委託料の修学旅行バス運行委託料 34 万 1,400 円は、新型コロナ対策としまして、令和 2 年度から引き続きでの修学旅行時のバス台数を増やしたものとなります。また、高木剪定業務委託料 39 万 8,640 円につきましては、校舎に悪影響を及ぼしていた松・樺の強度剪定を行ったものとなります。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー使用料と I C T 関連機器等が対前年で減額となっております、使用料総額の対前年で 23 万 8,000 円程度の減となりました。

節 17 備品購入費では、教材備品 25 万 4,580 円のほか、I C T 機器等備品として、電子黒板セット 2 台、指導者用タブレット 8 台、カメラ等の W e b 授業用機器など 232 万 1,660 円の備品を購入しました。

また、図書費ですが、59 万 8,015 円を支出しており、中学校も同様となりますが、ふるさと納税寄付金を財源としまして、例年 50 万円であった学校図書館の図書購入費を 10 万円増額し図書を活用した学習の推進を図っているところです。

目 2 教育振興費につきましては、221 万 583 円を支出しました。令和 3 年度と比較しまして 25 万 1,000 円余りの減となっております。

1 8 5 から 1 8 6 ページをお願いします。

教育振興費では、節 19 扶助費が主な支出となっており、学用品、給食費などの特別支援分 1 7 名、準要保護 2 2 名分の補助として 204 万 8,944 円を支出しました。

項 3 中学校費となります。

中学校費につきましては、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものとなります。総額で 4,341 万 1,304 円を支出しております。令和 3 年度より 1,654 万 6,323 円の減となり、小学校と同様になりますが、対前年としまして、令和 3 年度決算には、繰越明許の新型コロナ対策事業 1,400 万円余りが含まれることが大幅減の要因となります。

目 1 学校管理費につきましては、4,203 万 7,759 円を支出しました。

節 1 報酬で、生徒の検診に伴います学校医報酬、薬剤師報酬及び会計年度任用職員報酬として、1,225 万 698 円を支出しました。中学校の会計年度任用職員は庁務手 1 名、図書館司書 1 名、特別支援教育支援員 3 名、適応指導教室支援員 1 名の合計 6 名となります。

節 10 需用費の消耗品費では、令和 3 年度は教科書改訂に伴う指導書・教材費の購入 400 万円余りありましたので、対前年で 417 万円の減となっております。消耗品は事務消耗品、校舎・施設等で使用します営繕用消耗品、授業・行事用消耗品となります。

修繕料 329 万 9,315 円はプールやグラウンドへの送電線の架空配線改修に 150 万 1,500 円、また台風 1 4 号被害に係る屋外倉庫、野球場ベンチ、天井張替など 147 万 9,500 円が主なものとなり、これら突発・臨時的修繕が必要となったため、対前年で 256 万 3,000 円の増となりました。

ページ 1 8 7 から 1 8 8 をお開き願います。

節 11 役務費 30 万 5,471 円につきましては、通信費をはじめ各種検査、点検手数料、校用車 1 台分の点検手数料等となります。

節 12 委託料 364 万 6,547 円は、学校内の樹木剪定などの管理業務委託をはじめ、学力検査や検診費用、消防設備、プール機器、エレベータ等の学校施設管理委託料となります。また、校内清掃委託料 105 万 3,745 円では、校舎及び体育館のガラス窓、床面の清掃、ワックス塗布、トイレの一斉清掃などを行ったものとなります。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー機、印刷機、下水道使用料、図書管理システムなどの恒常的費用のほか、ICT 教育環境の整備としまして、教職員用パソコンや電子黒板用パソコン等のリース料が主なものになります。合計で、962 万 3,200 円を支出しました。

節 17 備品購入費では 199 万 7,553 円を支出しました。図書費として、281 冊の図書を購入し、59 万 3,533 円の支出をしております。教材備品購入 105 万 4,220 円は、電子天秤、糸鋸盤、展示用パネル、適応指導教室用のパネルなどが主な内容となります。

ページ 189 から 190 をお願いします。

ICT 関係備品購入費 34 万 9,800 円は、7 月に補正予算を計上させていただき、指導者用タブレット 6 台を追加導入させていただいたものとなります。

節 18 負担金補助及び交付金では、部活動補助金として 52 万円を交付し、陸上部、野球部、ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部の大会参加料、消耗品代などとして活用されています。

目 2 教育振興費につきましては、137 万 3,545 円を支出しました。これは、小学校と同様で、節 19 扶助費 125 万 235 円が主なものでございます。同一年度で中学 2 年生・3 年生の修学旅行が開催されたため、扶助費全体で対前年 21 万 2,000 円の増となりました。

項 4 社会教育費につきましては 1 億 3,441 万 4,670 円を支出しました。令和 3 年度と比較しまして 1,088 万 4,313 円の増となります。増の主な理由としましては、令和 3 年度からの繰越明許予算での下里御大師堂保存修理事業となります。

目 1 社会教育総務費につきましては 1,885 万 5,286 円を支出しました。令和 3 年度に対し 649 万 9,000 円余りの減となります。減の主な理由は学校教育係に配置替えをした、会計年度任用職員 1 名分の人件費、令和 3 年度に完成した偉人漫画制作事業費 433 万 7,000 円の減少分となります。

目 1 社会教育総務費は、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等となります。

節 1 報酬 4 万 8,800 円は、社会教育法第 15 条及び湯前町社会教育委員条例で規定します、社会教育委員会委員の会議及び研修会時の報酬となります。次ページの節 8 旅費の委員出張に伴う費用弁償 1 万 7,600 円を合わせまして、延べ 11 人の出席をいただいております。

191 から 192 ページをお願いします。

節 7 報償費の中で生涯学習奨励費として 105 万 2,000 円を支出しました。生涯学習では 13 教室を開講し、学習者延べ 153 人、実人数 93 名から受講申し込みがあり、教室開催 221 回、年間延べ 1,232 名が講座受講をされました。生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、仲間作りと自己能力の開発を図るため、継続的な生涯学習事業を実施しているところとなります。また、国県の補助事業を活用しまして、地域学校協働活動の推進を図る事業の一環として、生徒の学力向上を目指した、地域未来塾を開講しました。協働活動推進員、未来塾講師謝金等で旅費等も合わせますと、45 万 1,310 円の事業となります。また、成人式は、民法改正で成人年齢が 18 歳に引き下がったことに伴い、行事名称を二十歳を祝う会に改正して開催しました。平成 14 年度生まれの対象者 37 名のうち、25 名の参加をいただき、式典並びに沓川町有林において、記念植林を実施しました。なお、節 15 の原材料費 5 万円は、記念植林時の苗木代を計上しておりましたが、町有林造成事業の補助事業となる森林環境保全整備事業の対象であったため不用額となりました。まんが授業では、令和 4 年 7 月に崇城大学芸術学部デザイン学科より木下裕士助教授及び学生 2 名が来校され、小学 4 年生 2 時限、中学校では全学年各 1 時限で那須良輔を学ぶとともにタブレットを活用しながらマンガの歴史や技法を講義と実技で学習しました。

節 13 使用料及び賃借料 84 万 1,850 円では、駐車場使用料 2,000 円を除いたパソコンソフト使用料、パソコンリース料、フィルタリングサーバ使用料が、生涯学習事業のパソコン・タブレット教室使用機器費用となります。

節 17 備品購入費 21 万 9,716 円は、中央公民館図書室用の図書として、一般図書 109 冊・児童書 54 冊の合計 163 冊を購入し、読書活動の推進を図りました。図書の貸し出しでは、594 名総数 1,502 冊の貸し出しがあり、図書室の利用におきましては、親子読書や自己学習の場として、年齢を問わず活用がなされています。

節 18 負担金補助および交付金では、各種団体負担金のほか、活動再開が見られた婦人会、青年団、青少年育成会議、文化協会等へ補助金を交付し 99 万 3,950 円を支出しております。

193 から 194 ページをお願いします。

目 2 公民館費につきましては 1,164 万 9,406 円を支出しております。中央公民館の維持管理費並びに公民分館長委託料、各地区公民館活動に対する補助が主なものとなります。

節 7 報償費では、分館花づくり奨励費として、8 公民分館に 8 万円を支出し、分館の環境美化と親睦を図っておられます。公民分館長会議謝金 38 万 4,000 円は、年 3 回開催されました、分館長会議時の延べ出席 6 4 名分の謝金となります。

節 11 役務費の公民館総合賠償保険料 11 万 9,000 円は、公益財団法人全国公民館連合会と保険会社が運営します、総合補償制度として分館活動時やスポーツ大会等の公民館行事に対応する保険となります。令和 4 年度は、いずれも軽症で済みましたが、春季球技大会 1 件、分館活動中 1 件の 2 件の保険金請求事案がありました。

節 12 委託料 534 万 2,809 円においては、主なものとしまして、駐車場の公衆トイレ、屋外清掃、施設内トイレ清掃を内容とした中央公民館清掃委託料で 76 万 695 円、町内 2 6 公民分館の分館長に支払う年額委託料として、93 万 800 円を支出しました。また、1 9 5 から 1 9 6 ページとなりますが、中央公民館管理人等委託料として、302 万 3,280 円を支出しました。公民館清掃委託及び管理人等委託はシルバー人材センターの受託事業となっております。

節 18 負担金補助及び交付金におきましては、2 6 分館に分館活動費としまして、194 万 2,907 円を支出し、分館施設整備補助金として 4 分館に分館改修費として 2 分の 1 を補助し、95 万 5,350 円を支出しました。下染田公民分館建具とトイレ修繕、田上公民分館屋根修理、浜川公民分館建具修理、植木公民分館屋根修繕が内容となります。

目 3 文化財保護費につきましては 1,483 万 6,276 円を支出しました。文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国、県、町の指定文化財の維持管理に要する経常的経費、令和 4 年度は下里御大師堂保存修理事業を継続し、周辺整備工事設計業務としまして休憩所の設計等を実施しております。

節 1 報酬、文化財保護委員報酬 4 万 4,800 円と節 8 旅費の保護委員費用弁償 1 万 6,000 円では、年 3 回の保護委員会の開催、並びに、研修会 1 回の開催費用となります。

節 7 報償費 2 万円は、下里御大師堂保存修理工事の堂宇本体部分の修理完了に合わせ、熊本大学より伊東龍一教授に現地指導をいただきました。また、明導寺阿弥陀堂で開催しました、城泉寺勢至菩薩模刻公開行事での講師謝金となります。

節 12 委託料 228 万 8,230 円は、恒常的な文化財施設の維持管理費と合わせ、ふるさと納税寄付金を財源とした事業で浅鹿野棒踊りを対象とした民俗文化財記録作成委託料 19 万 9,980 円、ページ 1 9 7 から 1 9 8 となりますが、下里御大師堂周辺整備工事設計業務委託料として、社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業を財源としまして、休憩所の新築工事設計業務委託 139 万 7,000 円を支出しました。

節 14 工事請負費では、第 3 期工事となりました、下里御大師堂の炎感知器や自動放水銃等を工事内容とししました防災設備工事となります、機器の納期遅延等もありまして、

工事前払金 1,112 万 5,000 円を支出しまして、残る 2,087 万 5,000 円を令和 5 年度へ繰越すこととなりました。

節 18 負担金補助及び交付金 59 万 1,846 円においては、各種団体負担金のほか、本町に存在する無形、有形の文化財の継承・維持管理をして頂いております団体等への補助として地域文化財振興補助金 53 万 1,846 円を支出しました。

目 3 文化財保護費の繰越明許は、主に下里御大師堂保存修理事業となります。第 2 期工事としまして、堂宇本体が完了し、防火水槽・ポンプ小屋など防災設備の一部までを完了し、設計監理委託料、工事請負費合わせまして 6,882 万 578 円を支出しました。また、節 18 負担金補助及び交付金で、下里区が事業主体となって修理をしました熊本県指定文化財の木造弘法大師坐像修理に対し 127 万 5,000 円を交付しております。

目 4 美術館費については、1,897 万 8,124 円を支出しました。令和 3 年度現年分と比較し、313 万 9,122 円の増となります。令和 4 年度より地域おこし協力隊が 2 名体制となり会計年度任用職員の人件費が増加しました。美術館の通年開館に伴う展示関係事業費、那須良輔作品を他地域で展示普及する出前まんが美術館事業に要した旅費等、また、漫画フェスタ再開に伴う漫画家イベント費用が主な増の要因となります。

節 1 報酬では、主に休祝日の美術館窓口業務を務めます、会計年度任用職員 1 名分 162 万 228 円

ページ 199 から 200 をお願いします

地域おこし協力隊 2 名分 440 万 7,935 円の計 602 万 8,163 円を支出しました。地域おこし協力隊の活動は、美術館展示の企画運営や那須良輔作品のデジタルアーカイブ、各種媒体を活用した情報発信等となります。また、各種研修の受講や交流活動等による関係人口の創出等の取り組みを行っています。

節 7 報償費 197 万 8,309 円では、まんがコンクール入賞賞金等として、94 万円を支出しております。令和 4 年度の風刺まんがコンクールでは、全国各地から 463 点の応募があり、令和 3 年度と比較し 81 点少ない応募となりました。応募作品の特徴として、前年に続き、コロナウイルス、海洋プラスチックごみ、猛暑、災害に加え戦争などをテーマに扱った作品がみられました。まんがコンクール審査員謝金 33 万 4,110 円は風刺漫画大賞審査会として那須良輔先生と縁のある漫画家 3 名に鎌倉市において審査を実施いただきました。まんがイベント等謝金 57 万 7,371 円は令和 4 年 11 月に 3 年ぶりの開催となった湯前まんがフェスタにおいて、風刺漫画大賞の表彰式に前川しんすけ先生、漫画家トークショーに熊本県ご在住の村枝賢一先生ほか 2 名の漫画家先生、司会者 1 名分の費用となります。また、令和 4 年度からの取り組みとして湯前町まんがのまちづくりアドバイザー会議を設置しまして、大学や美術館関係者などの有識者から美術館事業や

関連イベント等に指導助言をいただくこととし、延べ11名分の謝金11万円を支出しました。

節8 旅費185万7,027円は普通旅費・特別旅費合わせまして、対前年で153万2,141円の増となりました。普通旅費と地域おこし協力隊旅費合わせまして143万円弱となりますが、冒頭で説明しました那須良輔作品を他地域で展示普及する出前まんが美術館事業として、東京都文京区にあります、細川庭園内で開催した展示会、鎌倉で開催しました風刺漫画大賞審査会、令和5年度に事業採択を受けております、一般社団法人地域創造助成事業の公立美術館共同巡回展に係る他地域美術館との事前協議等に要した費用となります。

節10 需用費では、美術館の展示用消耗品など73万8,376円、展示に係るポスター、チラシ、パネル等の印刷製本費65万870円、修繕料79万3,356円では、美術館の2階部分床面修繕、照明、展示ケース等の修繕を行いました。

節12 委託料330万円は、出前まんが美術館や那須作品等の貸出事業に向けて、那須作品及び関連資料を活用した特別展示パッケージの企画協議、展示資材及びPR資材の制作業務及び湯前まんが美術館以外での展示等支援業務を内容とした特別点関係事業を委託したものです。

201から202ページをお願いします。

節18 負担金補助及び交付金38万500円は、各種協議会負担金のほか地域おこし協力隊2名分の住宅費補助金35万2,500円が主なものとなります。以上が美術館費となりますが、決算書263から264ページの主要な施策の成果におきまして、美術館の利用状況等を記載しております。

続きまして、項5 保健体育費につきましては1億306万8,667円を支出しました。前年度に対し、4,356万8,382円の増となりました。増の主な要因は、目1 保健体育総務費で奥球磨駅伝大会、ロードレース大会、自転車競技大会の負担金など948万2,000円の増、目2 体育施設費では、社会体育施設総合整備事業費と地域活性化起業人事業負担金合わせて2,894万8,000円の増、目3 給食費では、給食センター調理業務委託料と空調改修工事の実施などによる513万9,000円の増によるものです。また、体育施設費の社会体育施設総合整備工事のうち町民グラウンドのテニスコート改修工事につきまして、年度内完了が困難なため2,151万円を繰り越しております。

目1 保健体育総務費につきましては2,431万1,518円を支出しました。社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助が主なものでございます。令和4年度は、新型コロナウイルスの影響から、春の球技大会は開催できませんでしたが、町民体育祭などの町主催行事は中止となりました。

節2 給料から、節4 共済費までは職員の人件費になります。

節 7 報償費ではスポーツ推進員 11 名の謝金 90 万 3,200 が主なものとなります。また、中学校部活動の地域移行が示されましたため、検討委員会を設置し現況調査や移行の検討などを審議いただきました。

ページ 203 から 204 をお願いします

節 12 委託料 73 万 1,845 円は、主に小学生を対象とした総合運動クラブ活動などを総合型地域スポーツクラブの湯前さわやかクラブ、だんだんに委託したものとなります。

節 18 負担金補助及び交付金 843 万 9,583 円は、各種団体の負担金、補助金と公認奥球磨ロードレース大会、奥球磨駅伝競走大会、自転車競技大会負担金が主な内容となります。また、全国スポーツ大会等出場奨励金 103 万 6,000 円では、全九州高等学校体育大会、ねんりんピック 2022 “ かながわ ” のほか、陸上競技、野球、トランポリン、空手大会など延べ選手 58 名 2 団体に奨励金を交付しました。

目 2 体育施設費につきましては 4,656 万 9,753 円を支出しました。会計年度任用職員 1 名の人件費の他、体育館、プール、グラウンド等の社会体育施設の維持管理と整備に要した経費となります。また、令和 3 年 6 月に株式会社ルネサンスと協定を締結し、健康の町づくりを目的としまして、地域活性化起業人制度を活用した取り組みの 2 年目となりました。

節 1 報酬から節 8 旅費までは B & G 海洋センターの窓口業務を主体としました会計年度任用職員 1 名分の人件費となります。

ページ 205 から 206 をお願いします。

節 7 報償費 26 万円は地域活性化起業人提案事業として実施した、スポーツコミュニティ活性化事業の講師謝金となります。8 月と 9 月の 2 回、4 教室にわたり SUP ヨガ体験教室を開催し、延べ 26 名に参加をいただきました。

節 12 委託料 954 万 7,366 円は、B & G 海洋センタープール監視業務委託料 293 万 5,625 円、スポーツコミュニティ活性化事業委託料 63 万 8,000 円は、いわゆる脳トレーニングと言われるシナプソロジーインストラクター養成講座と子供の運動活動を指導するプレイリーダー研修会の費用となります。社会体育施設総合整備事業改修工事・設計監理業務委託料 190 万 3,000 円は B & G 海洋センターと町民グラウンドテニスコート改修に係る設計監理費用が主なものとなります。

節 14 工事請負費 2,125 万 2,800 円は海洋センターのアリーナ照明 LED 化などに 869 万円、繰越となりましたテニスコート改修工事の前払い金等 1,256 万 2,800 円が内訳となります。

節 17 備品購入費 96 万 5,325 円は、コロナ対策のサーマルカメラ、グラウンドレーキ、テニスコート改修に伴いますテニス及びフットサル用の備品を購入しました。

207 から 208 ページをお願いします

節 18 負担金補助及び交付金に地域活性化起業人負担金として 778 万 8,000 円を支出しました。令和 3 年 7 月より大森起業人を派遣いただき、生涯スポーツ振興の支援、高齢者健康教室の運営支援、小学校総合運動クラブや B & G 関連事業の支援といった事業を行っていただきましたが、派遣元企業の諸事情により、令和 4 年度をもって起業人事業は終了することとなりました。

目 3 給食費につきましては 3,218 万 7,396 円を支出しました。学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものです。

節 1 報酬と節 8 旅費については、給食運営委員の報酬・費用弁償を支出しております。また、節 10 需用費、並びに、節 11 役務費については、給食センター運営のための経常的経費を支出しています。

節 12 委託料 2,000 万 5,813 円は、学校給食センター調理業務委託料 1,813 万 1,600 円が主なものとなりますが、物価高騰や人件費上昇等を踏まえ、対前年で 235 万 7,600 円の増となりました。

209、210 ページをお願いします

節 14 工事請負費 152 万 3,500 円は、共同調理場の空調設備増設 1 ヶ所と改修に要した費用となります。

節 15 原材料費 21 万 5,784 円は、本町で試験栽培が行われてきた米の品種ぴかまるを試行的に使用したもので、子どもから学校職員まで大変喜ぶ姿が見られました。

節 18 負担金補助及び交付金では、学校給食費補助金として、320 万 1,875 円を支出しました。また、食材費が高騰していくなか、保護者負担の軽減と給食の量質的安定を図るため、安定供給支援事業として 30 万円を支出しました。令和 4 年度の給食回数は、小学校 188 回、中学校が 189 回実施しており残食量も非常に少ない状況を維持しております。これからも安全・安心でおいしい給食を提供していきたいと考えております。

以上をもちまして、款 9 教育費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） ここで、休息のため休憩します。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 11 分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款 9 教育費の説明が終わったところです。

これから款 9 教育費の質疑を行います。ページは 175 から 210 ページです。

2 番（西 靖邦君） 184 ページの項 2 小学校費、節 12 警備委託料 42 万 1,080 円、188 ページのですね、中学校費、警備委託料 50 万 4,240 となっております。この警備委託

料の差はですね、その延べ床面積等も関係するのですかね、それとまた、警備機器の設置の箇所数それに関係してるのですかね。

教育課長（浅田 徹君） 議員お見込みの通り、小学校、中学校それぞれ校舎の面積も違いますし、例えば中学校におきましては、音楽室があったり、体育館の大きさ等も違いますので、その分の費用の差というふうに考えております。

2番（西 靖邦君） この警備機器の保守点検とかも、委託警備会社に委託されてるわけですか。

教育課長（浅田 徹君） 同一の事業者であったかと思いますが、当初の警備契約時にですね、相手方の会社も機器を設置されて維持管理をされます。ですので、学校側とかで機器の修理とか、管理をすることはありません。そういったものを含めたところの警備委託料という認識であります。

2番（西 靖邦君） 同じく184ページの項2小学校費、節13のICT関連機器等使用料401万8,273円、また、188ページの中学校費、節13のICT関連機器等使用料876万4,176円、それぞれICT教育について始まりました。その生徒さんが一緒に使うことがあると思うんですけども、Wi-Fi環境の整備は十分でなかったとか、安定しなかったとかいう問題は発生してないんですか。

教育課長（浅田 徹君） 小中学校のいわゆる校内LANでございますが、平成30年が中学校、令和3年だったと思いますが、小学校の方で校内LANの再構築をやっております。それ以降タブレットが入りまして、一斉に使う場面とかがありますので、接続テストをよくやっております。年に1回程度は我々がタブレットを持って継続すると、そういった感じのことをやっていますが、通常の授業で繋がらないとか支障があるとかいうことは今のところ伺っておりません。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

8番（倉本 豊君） 西議員の最初の質問に似たような質問になりますけれども、管理費ですよね、警備をされておりますけれども、公民館の方は2人で302万3,280円、B&Gの方が2人で271万5,165円となっております。この差について、まず、ご答弁をお願いします。

教育課長（浅田 徹君） まず公民館から美術館から改善センターまで含めてシルバー人材の方に頼んでおりまして、そちらの方が高くなってるかと思えます。その違いは何かと申しますと、B&G海洋センターの方はですね、月曜日が休館日となっておりますので、その日の分が少ないという認識であります。

8番（倉本 豊君） 警備日数が違うということになるわけですね。今度は中身の話なんですが、B&Gの方はですね、現金を扱うんですよね、B&Gの使用料だったり体育館の使用料だったりというところの現金の扱いがございます。なので、その責任もござ

います。ちょっとこちらの方は現金の扱いはないというふうに聞いております。そこら付近の責任の問題のですね、考え方はできないものか、その点について、ご答弁をお願いします。

教育課長（浅田 徹君） ただいま議員ご指摘の通りですね、B & G海洋センターと公民館、美術館の管理人のですね、業務の内容に差異はあろうかと思っております。いずれもシルバー人材センターにより、委託してやっているものでございますので、多分、施設管理人ということで同一の単価を採用されてると考えてます。こちらの方からどう言うことはないかと思いますが、例えば、人のローテーションであるとか、それから、そういった実際業務をされてる方からですね、差があるといった声が聞かれれば、シルバー人材センターの中で単価の検討をされて、こちらにご相談ということが想定されます。

8番（倉本 豊君） 今の答弁ですとシルバー人材センターの方で、査定と言いますか、そういうことをされている。しかし、シルバー人材センターに委託したのはまだ近年ですよ、ということはおそらく、まだ委託する前のお願いする状況がそのままの状況で、シルバーはそのままされているんじゃないかというふうに聞いてませんので想像はできますが、そこら辺はいかがですか。委託前の状況はどうだったんでしょうかね。

教育課長（浅田 徹君） 令和2年度から会計年度任用職員制度が始まったことに伴って、それまではですね、賃金等で見えていた部分があろうかと思っております。その時以降、いわゆるシルバー人材と委託するにあたって、頼んでいたものがシルバーセンターからの派遣という形になりまして、それまで得ていた賃金と差額がないような単価の設定で、移行したという認識を私は覚えております。

8番（倉本 豊君） そこら付近のですね、見直しはやはり私はするべきではないかなと、やはり金を使うか使わないかじゃ大きな差があると思うわけですね、その金額がいくらかはわかりませんが、夏休みとかは子ども達が持ってきたり、いろんなことがあるんじゃないかなというふうに想像してますんで、そこはやはり考えるべきと私は思っておりますが、町長の見解をお願いします。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時24分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 倉本議員からのお話がございます、今のその状況がですね、今、少し聞きましてわかったんですけども、もう少しちょっと、調べさせていただきた

いというのが一つでございます。それから加えまして、実態的に職務の内容と言いますかね、その部分が少し違っておるところもでございますので、シルバー人材の方にもですね、お話を、こういう事案があったのでということで、こちらからもちよっと調べさせていただきまして、そこら辺も含めたところですね、反映ができるかどうか、そこら辺をちょっと、研究をさせていただければというところでございます。以上でございます。

8番(倉本 豊君) ぜひとも検討をいただきたいというふうに思います。それから、シルバー人材センターに委託をされておることで、結局、シルバー人材センターが14パーセント取りよるですね、手数料として貰いよるですね、その残りを2人が貰っていらっしゃるという状況ですね、で元はそうではなかったんですね、町から直でということだったんですね、もしできるのであれば、通さずにやると、この金額が2人で、そのまま積み上げじゃないですけど、そういうふうになっていきますですね、そこら付近も何か案を制度的にできるかできないのかわかりませんが、もしできるのであれば、そういうことをしてやって、料金を上げてやるというようなことの方が私は良いのかなというふうに思ったものですから。その付近についてもご答弁をお願いします。

教育課長(浅田 徹君) 会計年度任用職員制度が始まって、やり方からですね、変わった部分があって様々な課題もありますし、検討の余地もあろうかと考えております。ちょっと返答がまだ判断つきませんが、検討させていただきたいということでお願いします。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

3番(遠坂道太君) 200ページですね、報償費でまんがコンクール入賞賞金ですけれども、コンクール出品とかですね、作品は何点ぐらい現状、来てるんでしょうか。

教育課長(浅田 徹君) 先ほどの予算説明でお話していたかと思えますけれども、令和4年度につきましては、463点の応募となります。前年度がですね、544点ですね。ちょっと令和2年度はコロナ禍ということがありまして、600点を超える、過去3番目の応募点数であったかと思っております。近年は減少傾向にあるというところでございます。

3番(遠坂道太君) 点数を課長の方からお伺いしたんですけども、当初、始まった時よりもどんどん減少してるということでございますし、コンクールの入賞賞金も、その当時よりも減額になっているというふうに私は聞いてるんですが、やはり出される方もある程度金額があれば、まだ出点数が多く来るのではなからうかと、財政の面もあるかもしれませんが、その辺につきまして、町長のお考えを聞きたいと思っております。

町長(長谷和人君) 当初はですね、100万から始まったというふうに記憶しております。

す。それから部門も今より少のうございまして、子ども達の部門についてはなかったところで一般部門を中心にして、進められてきて今いろんなアイデアがございまして、部門数が増えてるといふような状況でございました。それによって多少総額も今お話がございましたように、総額の方も減ってきたという状況がございました。こちら辺でですね、今回まんが美術館の改修等も含めまして、いろんな形でソフト、ハードを織り交ぜた対応を行っていく必要があるというふうに思いますので、財源は別といたしまして、最終的な財源というのであるかもしれませんが、そこら辺も含めてですね、ちょっと検討させていただきたいと思います。魅力アップっていうのがこの風刺漫画につきましては継続して行いたいというふうに思っておりますけども、その内容も含めてですね、検討させていただければというふうに思います。

3番（遠坂道太君） 町長より前向きな姿勢の答弁いただきました。やはり見直しをかけていくというのが一つ私も狙いではないかというふうにも考えておるんですが、やはり熊本でもまんがの町もですね、高森、合志とか結構増えてきております。その中でやっぱり政治という形の湯前の取り方をすると、やはり魅力ある一つの形をですね、今後とっていただければというふうに期待をいたします。

9番（山下 力君） 子育て支援策の一つですが、180ページの高校生の通学定期代の補助についてお尋ねをいたします。R4年度の4高校に通われる高校生63名おられます。そのうちの1つ、南陵高校について質問をいたします。南陵高校には10名の方が通学されております。そのうち、4名の方が通学補助金の申請をされて受理されて4名の方が補助金をいただいて通学をされております。残りの6人の方が補助を受けずに通学をされております。そのところを教育課長、4人と6人のところの説明をいただきたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） 高校生徒通学費補助金の中で南陵高校がですね、令和4年度は湯前出身の生徒さんが10名、補助金の申請をされたのが4名、6名が未申請ということになっておりますが、想定しますのが、自転車通学もしくは保護者の送迎、またその他ですね、不登校ぎみとかそういった可能性があります、実際その未申請の方々を個別に調査しておりませんので、実態がちょっと見えてないところでございます。結果として把握しておりますのが、自転車通学が間違いなく1名から保護者が送ってる事案もちょっと把握できてますので、2名の方は自転車または保護者の送迎というところで、残り4名もそういった形で自転車通学等されてるのではないだろうかというふうには考えております。

9番（山下 力君） お金の話をしますけども、いわゆる南陵高校生は、湯前からあさぎり駅までの通学になる、定期券は半年購入して年2回、3ヶ月を4回、1ヶ月12回購入というような定期があるそうです。平均というか6ヶ月の定期を買った方が安く

なるんですよ、1ヶ月12回買った方が高くなる、約1万円ですね。平均しますと、湯前・あさぎり間で、9万2,000円の定期代が掛かります。そのうち約3割が負担ですから2万9,000円ぐらいの補助になります。1年間です。3年間かけますと約8万6,000円の補助をいただくということになります。そこで、4人の方はそういう補助金をいただいて恩恵をいただいておりますけれども、まだ詳しく6名の方の内訳がわかりませんが、自転車通学等の方は恩恵を受けておりません。そのようになった経緯、いわゆるこの補助金は去年からですので、その事業に入る前に、制度設計等々をされたと思います。どのように協議されてそのようになったのか、説明をいただきたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） この高校生等通学支援事業でございますが、思い出すとですね、敬老祝い金の部分を老人会の方をお願いして単価を下げて、その浮いた財源を活用して子ども子育て支援をするといったことが起こりだったと覚えております。制度設計当時、当時の在校生徒の状況を調べまして、皆さんが定期を購入され申請すると仮定した時に、年間280万程度の予算が必要という状況でありました。そのような中、令和3年度4年度、予算を組んだけどもそれほど申請が少なく不用額が出てるということを踏まえております。今後についてはちょっと考える必要があるかと思っているところでございます。また、この制度につきましては、広報それから町ホームページで数回に亘りですね、お知らせをして、申請主義となってですね、ちょっと待ちの姿勢でございますけども、未申請のところとかはちょっとお話を聞いてみるとかですね、そういったことを今後やっていきたいなというふうに考えております。

9番（山下 力君） この情報はですね、誰かと言いませんけども、いわゆる制度設計の協議をした時に、いわゆるくま川鉄道、公共交通の利用促進を考えて利用した方は補助金を出すと、利用しない方には補助金を出さないというふうになって、現在に至っていると思うんですよ。しかし、子育て支援策の本来の目的は、保護者の負担の軽減だろうと思うんですよ、ですから、それが一番優先すべき事項だろうと思うんですよ、この件について町長の見解をお聞かせください。

町長（長谷和人君） 当初は山下議員がおっしゃるような、くま川の交通を利用されまして、通学される保護者と言いますか、の負担の軽減をすると、それとくま川の利用促進でございましたんで、それを軸にしてこれまでできたところでございました。それで6名の方の自転車並びに親御さんが送迎される部分ということでの、お話だったんですけど、ちょっと私も質問の中身の部分がちょっとよくわからない、申し訳ございませんけども、要は自転車通学をされる方に、その保護者の負担軽減とか何かをしてやらないかとかというそういうふうなところでよろしいんでしょうかね。質問の内容をよく理解してなくて申し訳ないんですけども、元々制度設計の中では、くま川鉄道を利用されて3ヶ月、6ヶ月、1年でございますか、その負担軽減をするのが当初の目的でござ

いましたので、制度的にはそれを維持していきたいというふうには思ったところがございます。自転車とそれから親御さんが行かれるということであれば、そこら辺は、親御さんの負担になってるっていうのは確かに私も理解するわけでございますけども、そこまで至った理由がそれぞれの家庭であるのか、自転車で行かれる場合にも、そこは事情等が色々あるかというふうに思いますので、先ほど課長が答弁しましたように、何でそこに至ったのかっていうのもちょっとやっぱり調べなくてはいけないのかなというふうにも思いましたので、ちょっとそこにつきましては、即答を避けたいというふうに思います。以上でございます。

9番(山下 力君) 先ほど発言しましたけども、南稜高校生で湯前・あさぎり間を利用しますと年間に約9万なんです。そのうち補助を2万9,000円。2万9,000円の補助を3年間あげますと約8万7~8,000円になりますよね。くま川鉄道を利用される方の補助金は、自転車通学の方は0なんです。ですから、例えばですよ、自転車通学される方に、3年間のうち1台ぐらい自転車の購入資金等々をやったらどうかという私の意見なんです。親御さんが自分の仕事の関係で家から乗せていくとそこはどうかと思ってるんですよ。ただ自転車通学をされる方は、背景には色々やっぱり事情があると思うんですよ。ですから本来の目的の子育て支援策の方を考えていただいて、そういったことを考えていただけないかと、先ほど課長が説明した通り80歳以上の方の敬老祝い金も町長の努力というか80歳以上の方の理解を得て1万2,000円を6,000円にして、そして、財源を作ったわけですから、その時の80歳以上の方の声としてですね、孫というか、若い人にお金を使うんだったら自分達が辛抱しましょうという声もあったはずですから。やはり全員に公平公正にいきわたるような、そういった補助をしていただければというふうに思います。

町長(長谷和人君) 当初の制度の中身をですね、先ほど言いましたように、くま川を利用するということに限っておりますので、現状その部分ではちょっと支給と言いますか、補助と言いますかそれはできませんので、先ほど言いましたようにちょっと中身をですね、実態の6人ですか。そこら辺をちょっと調べさせていただきましてですね、有効にこの財源をですね、活用するということでちょっと考えさせていただきたいと思えます。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、款9教育費の質疑を終わります。

款10災害復旧費の説明を求めます。

建設水道課長(稲森一彦君) 款10災害復旧費についてご説明します。

209ページから216ページとなります。

予算現額 15 億 2,290 万円に対し、6 億 7,551 万 4,757 円を支出しております。歳出に占める割合は 14.5 パーセント、執行率は 44.4 パーセントとなります。災害復旧費では 5 億 5,032 万円を明許繰越費とし、2 億 775 万 9,000 円を事故繰越しとしています。

項目ごとにご説明します。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農業用施設災害復旧費につきましては、6,564 万 3,594 円を支出しました。

節 10 需用費、修繕料では、令和 4 年 9 月の台風被害による農地、農道、用排水路等 13 件の修繕に 926 万 9,243 円を支出しました。

節 12 委託料は、令和 4 年 9 月の台風による災害復旧工事に伴う測量設計委託料として、8 箇所分 767 万 8,000 円を支出し、町田川沿いに沈砂池整備をするための測量設計で、整備予定地に隣接する箇所が被災しており、復旧後の調査となるため、550 万円を令和 5 年度に繰越としました。用地測量及び分筆登記委託料は、令和 3 年 8 月豪雨による上溝災害に伴うもので 30 万 5,726 円を支出しました。蓑谷ため池浚渫に伴う家屋振動調査は、蓑谷ため池災害復旧に伴う家屋等の事後調査関係になり、49 万 5,000 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨による牧良地区の用水路関係 2 箇所、令和 4 年 9 月の台風による蓑谷ため池の土砂浚渫に 4,788 万 25 円を支出し、令和 3 年 8 月豪雨によるもの 2 箇所、令和 4 年 9 月の台風被害によるもの 8 箇所、計 10 箇所分は、資材の入手困難、入札の不調等により年度内完了が困難なため、5,250 万円を令和 5 年度に繰越としました。

節 16 公有財産購入費は、令和 3 年 8 月豪雨による上溝災害に伴うもので 1 万 3,600 円を支出しました。

次に、繰越明許費としまして 1 億 2,341 万 6,542 円を支出しました。

212 ページをお願いします。

節 12 委託料は、古城地区土捨場整備工事に伴う測量設計業務 677 万 1,815 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨による蓑谷ため池、東ユルメギ地区の 2 箇所の農業用施設災害復旧工事、仁原地区土捨場整備工事等に 1 億 1,664 万 4,727 円を支出し、折戸地区農業用施設災害防止対策工事を入札不調等により年度内完了が困難なため 2,035 万円を令和 5 年度に事故繰越としました。

次に、目 2 林業用施設災害復旧費につきましては、7,692 万 5,217 円を支出しました。

節 12 委託料は、令和 2 年 7 月豪雨による、林道 3 路線の詳細測量設計業務として、令和 4 年 9 月の台風による測量設計業務に 2,900 万 5,000 円を支出しました。なお、令和 2 年 7 月豪雨による林道 3 路線のうち 2 路線は前払い分のみで、現地踏査に時間を要したため、2,992 万円を令和 5 年度に繰越しました。

節 14 工事請負費は、令和 2 年分 7 月豪雨分による林道火の谷線 1 工区と林道長谷場線町単独分して 4,792 万 217 円を支出し、林道火の谷線の残りの工区は、年度内完了が困難なため 6,000 万円を令和 5 年度に繰越としました。

次に、繰越明許としまして、節 14 工事請負費で古城地区と牧良地区の法面災害防止対策工事として 641 万 3,551 円を支出しました。

次に、事故繰越としまして、節 14 工事請負費で、林道長谷場線災害復旧工事 5,016 万 8,404 円を支出しました。

次に、目 3 農地災害復旧費の繰越明許としまして、節 14 工事請負費で、令和 2 年 7 月豪雨による東ユルメギ地区の農地災害復旧工事に 2,013 万 9,853 円を支出しました。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費につきましては 3,679 万 2,927 円を支出しました。

節 10 需用費の修繕料で、令和 4 年 9 月の台風による河川等に堆積した土砂撤去等に 739 万 522 円を支出しました。

214 ページをお願いします。

節 12 委託料は、令和 4 年 9 月の台風による河川災害復旧に伴う測量設計業務委託料 1,100 万円を支出しました。

節 14 工事請負費は、ユルメギ支川排水路復旧工事に 303 万 5,624 円支出し、町道牧線復旧工事で牧良川に関する前払分 1,500 万円を支出し、5,050 万円を入札の不調等により令和 5 年度に繰越とし、竹の谷川災害復旧工事の現年度分 34 万 8,393 円を支出しました。

次に繰越明許としまして、節 14 工事請負費で、牧良川災害復旧工事と農業用施設災害復旧工事対象外の部分となる土砂浚渫を蓑谷ため池災害復旧工事として 5,010 万 454 円を支出しました。

次に事故繰越としまして、節 14 工事請負費で、竹の谷川災害復旧工事 3,003 万円を支出しました。

次に目 2 道路橋りょう災害復旧費につきましては、9,080 万 9,754 円を支出しました。

節 10 需用費の修繕料で、令和 4 年 9 月の台風により町道に堆積した崩土除去撤去、大型土のう設置等に 370 万 9,284 円を支出しました。

節 12 委託料は、町道猪鹿倉横谷災害復旧工事関係で、測量設計委託の他、地すべり箇所等の地質調査業務委託、また、町道永岡線災害復旧工事測量設計業務委託を行い、2,276 万 5,000 円を支出し、町道蓑谷線災害復旧工事関係の測量設計、地質調査業務が、国との協議等に時間を要し、年度内完了が困難なため、3,100 万円を繰越としました。

216 ページをお願いします。

節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事における 2 つの工区分の前払い金と

単独事業分として 998 万 3,345 円を支出し、町道牧良線災害復旧工事における 2 つの工区の前払い金として 5,370 万円を支出し、町道猪鹿倉横谷線、牧良線災害復旧事業関係分で、国との協議や入札不調等の影響により 3 億 2,090 万円を令和 5 年度へ繰越とし、町道古城線災害復旧工事に 59 万 2,920 円を支出しました。

節 16 公有財産購入費は、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事に伴い国有林野内の立木購入として 3 万 9,600 円を支出しました。

次に、繰越明許としまして、節 14 工事請負費で、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事で、1 箇所の竣工払い、1 箇所の前払い金で 7,565 万 8,217 円を支出しました。また、町道牧良線災害復旧工事の 1 箇所の竣工払い、1 箇所の前払い金で 3,466 万 1,543 円を支出しました。なお、1 億 8,740 万 9,000 円は、入札不調等により令和 5 年度へ事故繰越としました。

次に事故繰越としまして、節 14 工事請負費で、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事 1,475 万 4,701 円を支出しました。

以上で款 10 災害復旧費の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから款 10 災害復旧費の質疑を行います。

ページは 209 から 216 ページです。

2 番（西 靖邦君） 210 ページですけども、災害復旧費の不用額が 8,930 万 6,243 円出てます。これはですね、復旧事業であったため正確に見通すことが難しく、その一部不用額が発生したという見解で良いんですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 一部にはそういうこともございますけれども、全体的に災害復旧全体で議員おしゃる通り 8,900 万ちょっとということでございます。中にはですね、繰越予算でも不用額が出ております。この繰越予算で不用額が出た場合は補正等でも落とされないこともあります。またこの不用額の他の理由としまして、令和 2 年に災害が起きた所がまた令和 4 年度でその上にまたさらに災害が起きたということで、実際その年にも入札ができなかった場合とかそういうのもございまして、そういうのと合わせまして、全体で 8,900 万円以上の不用額が出たということになっております。

2 番（西 靖邦君） てことは連チャンで工事が必要だったんで不用額ができたということは、この 8,900 万に対しては、令和 5 年度でまた予算組まれたわけですか。工事に対しては。

建設水道課長（稲森一彦君） 一部にはそういうこともございますけれども、まだ測量設計しまして積算の方のところまで来ていないところもございました。事業費がまだ掴めないところもございますので、その部分についてはまた 6 年度というようなことも出てきますし、当然今年度もう予算を組んでおりますけれども、もう場合によっては、また入札の不調等も考えられますので、改めてまた、現年度分については補正予算で落

とすことも可能でございますけれども、また令和6年度に改めて予算を組ませていただくというようなこともあろうかなというふうには思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款10 災害復旧費の質疑を終わります。

お諮りします。款11 公債費から款12 予備費までを一括して審議したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認め、一括審議といたします。

款11 から款12 までの説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 216 ページをお願いします。

款11 公債費をご説明申し上げます。

令和4年度は2億9,061万110円を支出しております。歳出全体に占める構成比は6.2パーセントになります。令和3年度とほぼ同水準となります。

目1 元金2億8,295万7,161円、目2 利子765万2,949円を支出しております。令和4年度末の差引現在高は、合計32億9,338万1,000円となっています。

詳細は283、284ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

款12 予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の全ての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから款11 から款12 までの質疑を行います。

ページは215 から218 ページです。

2番（西 靖邦君） 節22の償還金利子及び割引料ですね、不用額はこの426万1,051円となっておりますけど、これちょっと多いかなと思って何ですかね。

総務課長（西村洋一君） 調べさせていただきたいと思います。

議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第1号湯前町一般会計決算の認定についての審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は9月15日、午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時02分

第 5 号

9 月 15 日 (金)

令和5年第7回湯前町議会定例会

〔第5号〕

令和5年9月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	認定第 1号	令和4年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	令和4年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	令和4年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	令和4年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	令和4年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	報告第 6号	令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 8		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、議会改革調査特別委員会）
日程第 9		議員派遣について
日程第 10		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第 11		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第 12		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉 田 精 二	2番 西 靖 邦
3番 遠 坂 道 太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人													
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋	一				
税	務	町	民	課	長	北	崎	真	介	教	育	課	長	浅	田	徹		
保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介	建	設	水	道	課	長	稻	森	一
企	画	観	光	課	長	伊	藤	賢	一	農	林	振	興	課	長	高	橋	誠
会	計	管	理	者		中	園	誠	二									

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第7回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 認定第1号 令和4年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第1、認定第1号、「令和4年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月14日の議事を続けます。

ただいま、款11公債費及び款12予備費の質疑の途中です。発言を許します。

総務課長（西村洋一君） 昨日の西議員のご質問に対します答弁をさせていただきます。目2利子の不用額が多かった理由についてですが、臨時財政対策債の利率の見直しがございます、大きく利率が下がりましたので、その分が不要となったところがございます。また詳細につきましては、記載台帳で管理をしておりますが、3月の定例会で落とせないことはないのですが、3月末の支払いがかなりありまして、また正式な払い込みの通知が3月の中旬に届きますので、念のためと申しますか、そのままにしておいたということがございます。利率の引き下げと不用額をあえて落とさなかったということがございます。以上で説明を終わります。

2番（西 靖邦君） 先ほどの公債費2億9,061万110円ですけれども、令和3年度とあまり変わらないということをお聞きしたんですけれども、公債費の比率はどうなってますかね、3年度と4年度は。

総務課長（西村洋一君） これにつきましてこの後、ご報告をするところがございますが、実質公債費比率というのがございまして、3年間の平均値をとるものですが、5.6パーセントでございました。前年度は5.1パーセントでございました。これにつきましては確かに借入れが多くなっておられるかもしれませんが、災害とか起きればその分を起債とかしますので、この幅が上がったからといって、財政的に厳しくなったというよりも事業を起こしたということもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で歳出、款ごとの質疑を終わります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 歳入についてご説明申し上げます。

15ページ16ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

款1町税は、収入済額2億9,873万9,893円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、5.7パーセントになります。前年度と比較して3,510万9,954円の増額でございました。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全て増額となりました。特に増えたものは、項2固定資産税、目2固有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。この交付金は、国や県が所有しています固定資産のうち、一定の要件がございますが、固定資産税相当額を交付金という形で交付されるものです。この度は、市房第2発電所の水力発電設備の建物と機械装置が新設されたことにより増額となりました。

17、18ページをお願いします。

款2地方譲与税は3,605万5,000円を収入しました。なお、森林環境譲与税は956万2,000円となり、令和3年度より350万5,000円の増額となっております。

19ページから20ページにかけまして、款3利子割交付金は、金融機関等からの利子の支払いを受ける際に課税された税の一部を財源として、県が個人住民税の額に応じて、町に交付するものです。5万6,000円を収入しています。

款4配当割交付金は、県民税の株式などの配当割額を原資としており、110万7,000円を収入しています。

款5株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県民税の所得割額を原資としており、75万6,000円を収入しています。

款6法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、440万3,000円を収入しております。

款7地方消費税交付金は、地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業員数で案分し、町に対して交付するものです。8,675万1,000円を収入しています。

21、22ページをご覧ください。

款8環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の延長や面積で案分し、町に対して交付するものです。233万3,000円を収入しています。

款9地方特例交付金は、214万円を収入しています。住宅ローン減税による個人住民税の減収分を補填する国からの交付金です。また、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金が交付されております。

23から24ページにかけまして、款10地方交付税は18億8,204万5,000円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、36.1パーセントで、令和3年度と比較しますと、1,254万5,000円の減となっておりますが、それ以前の年度と比較しますと4億円程度の増となっておりますので、令和4年度も通常時より多く交付されたという認識でございます。普通交付税16億8,980万1,000円は、令和3年度と比較しますと2,048万円

の減でございます。特別交付税 1 億 9,224 万 4,000 円は、793 万 5,000 円の増でございます。特別交付税は、普通交付税の算定に反映されなかった災害や、地域おこし協力隊などの特別な財政需要を考慮して、国から地方公共団体に対して交付されるものです。

款 11 交通安全対策特別交付金は、交付がありませんでした。

款 12 分担金及び負担金は、1,349 万 3,046 円を収入しています。項 1 分担金は、深田 2 地区排水路改修事業、大谷地区用水路改修事業、繰越明許分で深田 2 地区排水路改修事業、事故繰越分で、植木地区用水路改修事業、深田地区排水路改修事業のそれぞれの受益者分担金を収入しております。

25、26 ページをご覧ください。

項 2 負担金は、湯前保育園入所児童保護者負担金をはじめ、老人福祉施設入所負担金、地域活動支援センター利用者負担金、人吉医療センター発達相談外来事業負担金などを収入しております。

款 13 使用料及び手数料は 5,490 万 2,512 円を収入しています。項 1 使用料、目 1 総務使用料は、インターネット使用料 2,290 万 2,210 円を収入しております。インターネット加入者は、令和 4 年度末において 573 世帯でございました。

27、28 ページをご覧ください。

目 4 土木使用料の住宅使用料は 2,682 万 4,444 円を収入しております。現年度の収入未済額が 51 万 1,590 円、過年度分の収入未済額も合わせますと、451 万 2,476 円でございます。担当職員は徴収に日々努力しておりますが、前年度を上回らないよう、さらに徴収に努めてまいります。

項 2 手数料、282 万 2,940 円は、目 1 総務手数料は戸籍住民印鑑証明手数料など、目 2 衛生手数料は畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料など、目 4 教育手数料の美術館観覧料 46 万 7,990 円が主なものです。美術館観覧料はコロナ前までには戻っておりませんが、回復の兆しが見えてきたところでございます。

29、30 ページをご覧ください。

款 14 国庫支出金は 8 億 7,129 万 5,459 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、16.7 パーセント、令和 3 年度と比較して、7,856 万 6,526 円の減となっております。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の減が主な要因でございます。まず、項 1 国庫負担金の 4 億 4,538 万 4,194 円の主なものは、目 1 民生費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付金、障害児通所事業費の国庫負担金、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

目 2 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として 1,514 万 2,589 円などを収入しました。

31から32ページにかけて、目3土木費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金は、令和4年度分で3,577万4,000円、繰越明許分で1億4,271万1,000円、事故繰越分で4,460万4,000円を収入しました。

項2国庫補助金は4億2,444万5,400円を収入しました。目1総務費国庫補助金では、非課税世帯に対する臨時特別交付金390万円ほか、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金2,485万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金843万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,095万6,000円、繰越明許分として211万2,000円などを収入しております。

33、34ページをお願いします。

目2民生費国庫補助金は、節1障害者福祉費補助金では、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金117万3,000円など、節2児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金2,227万1,000円など、節3子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金300万円などを収入しております。

目3衛生費国庫補助金は、感染症予防事業費国庫補助金1,603万6,000円を収入しております。

35、36ページにかけて、目4土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として合計で7,433万1,000円、繰越明許分8,472万1,000円を収入しております。

目5教育費国庫補助金は、特別支援教育就学奨励費補助金41万4,000円を収入しました。

項3委託金146万5,865円は、目1総務費委託金で自衛隊募集事務委託金など、目2民生費委託金で、国民年金事務委託金などを収入しております。

37から38ページにかけて、款15県支出金は6億3,504万5,130円を収入しています。歳入全体に占める構成比は12.2パーセントです。令和3年度と比較して1億8,626万8,255円の増となっています。

項1県負担金1億2,026万1,656円は、主なものは、目1民生費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県費負担金3,209万1,044円ほか、熊本県障害者自立支援給付費等負担金3,871万2,787円など、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金などそれぞれ収入しております。

項2県補助金は5億223万162円を収入しました。目1総務費県補助金は、球磨川水系・減災ソフト対策等交付金4,657万9,000円をはじめ、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金525万8,000円などを収入しております。

38、39ページをご覧ください。

目 2 民生費県補助金は 4,497 万 886 円を収入しました。節ごとに、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭費医療費補助金、児童福祉費補助金、住宅改造助成事業費補助金、障害者福祉費補助金を、それぞれ収入しております。

4 1、4 2 ページをご覧ください。

目 3 衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金 41 万 7,000 円、合併浄化槽設置補助金 38 万 7,000 円などを収入しております。

目 4 農林水産業費県補助金は 1 億 8,616 万 2,854 円を収入しております。節 1 農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金 2,350 万 2,136 円ほか、4 3、4 4 ページをご覧ください。多面的機能支払交付金 2,263 万 5,270 円、農地・農業用施設災害復旧事業補助金 1,408 万 3,244 円、農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金 1,566 万 3,000 円などを収入しております。

また、節 2 林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金 2,030 万 9,560 円、林業用施設災害復旧事業補助金 6,370 万 8,000 円などを収入しました。繰越明許分は 1 億 4,165 万 7,122 円を収入しております。農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金 959 万 1,000 円ほか、農地・農業用施設災害復旧事業補助金 1 億 2,853 万 2,130 円などを収入しております。

4 5、4 6 ページをご覧ください。

事故繰越分は 7,066 万 6,300 円を収入しております。節 1 農業費補助金で、農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金 993 万 6,000 円ほか、農地耕作条件改善事業補助金 1,136 万 4,300 円、節 2 林業費補助金で、林業用施設災害復旧事業補助金 4,936 万 6,000 円を収入しました。

目 5 教育費県補助金は、低学年わくわく学習支援員配置事業補助金、学校・家庭・地域連携推進事業補助金など、111 万 1,000 円を収入しました。

項 3 委託金の 1,255 万 3,312 円ですが、目 1 総務費委託金では、県権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、人口動態事務委託金、就業構造基本調査などの統計調査費委託金、県議会議員選挙費、参議院議員選挙費の県委託金を収入しました。

4 7、4 8 ページをご覧ください。

目 2 商工費委託金では、九州自然歩道管理委託金を、目 3 土木費委託金では、県管理河川護岸雑草処理委託金など、目 4 農林水産業費委託金では、農地中間管理事業業務委託金 217 万 4,617 円を収入しております。

款 16 財産収入は、7,212 万 7,903 円を収入しております。令和 3 年度と比較しまして、3,168 万 9,200 円の増となっています。主なものは、目 2 利子及び配当金の各種基金の利

子。49、50ページをご覧ください。そして、上球磨森林組合配当金 219万6,408円、球磨プレカット配当金 276万5,000円を収入しています。

項2 財産売払収入、目1 不動産売買収入で永野住宅と旧旧南部保育所跡地の公売を行いまして、合わせて1,089万4,700円を収入しました。

目2 生産物売払収入ですが、木竹売払収入で5,430万2,219円を収入しました。

目3 物品売払収入6万9,050円は、使用できなくなったスチール製の棚などを処分した際の収入となります。

款17 寄附金は3,237万4,000円を収入しております。令和3年度と比較して、411万1,000円の減となっています。ふるさと納税も自治体間の競争が激化しておりまして、現在、様々に対応策を講じて、納税額の寄附金額の増加に取り組んでいるところです。

51、52ページをご覧ください。

款18 繰入金は、6,627万1,017円を収入しております。令和3年度と比較しまして、3,237万6,472円の増となっています。主な増の要因は、湯楽里の大規模改修のための財源として、公共施設等整備基金3,879万5,178円を繰り入れたためでございます。

款19 繰越金は、繰越明許費分を合わせて前年度繰越金は3億9,368万7,062円でございます。歳入全体に占める構成比は、7.5パーセントです。

53、54ページをお願いします。

款20 諸収入は6,495万4,371円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、1.2パーセントです。

55、56ページをご覧ください。

項4 雑入は5,793万6,370円です。目4 雑入、節1 過年度収入は、令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算追加交付金411万5,576円など、精算実績に基づく交付金及び負担金をそれぞれ収入しております。

節2 予防接種等徴収金は、胃がん検診負担金など各種検診の実施に伴う受診者の負担金を収入しております。

節3 雑入の5,217万2,155円は、防災拠点施設及び災害時相互支援他育成構築事業支援金300万円。

57、58ページをお願いします。

第二蓑谷地区農村地域防災減災事業負担金返還金2,273万9,689円、市町村振興交付金321万2,300円ほか、JTの森造成事業助成金、JR九州商事の森造成事業助成金、くれないの森造成事業助成金、ダイダンの森造成事業助成金、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金などでございます。

款 20 町債は 6 億 9,852 万 9,000 円を借入れました。歳入全体に占める構成比は、13.4 パーセントです。令和 4 年度の借入れは、臨時財政対策債、59、60 ページをお願いします。緊急防災・減災事業債、情報関連事業債、かんがい排水事業債、農業施設整備債、住宅建設債、道路整備債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、文化財施設整備債、公共土木施設災害復旧債、農林施設災害復旧債です。

61、62 ページをお願いします。

以上、歳入の総合計が 52 億 1,706 万 5,393 円となっております。

続きまして、219 ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差引きました差引額が、5 億 6,601 万 128 円となっております。このうち翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が 2 億 6,635 万 6,000 円となっております。これにより、実質収支額が 2 億 9,965 万 4,128 円となりました。

それから、次のページからですが、財産に関する調書としまして、公有財産の状況을載せています。

221 ページは総括表、223 ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳等をつけています。

225 ページに物品の自動車の状況を載せています。また、226 ページに基金の状況を載せているところです。

それから、228 ページ以降については、付属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しています。内容については、省略をさせていただきたいと思います。

それから、276 ページ以降は参考資料として収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を添付しているところです。ご参考にしていただきたいと思います。以上で歳入全般の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2 番（西 靖邦君） 15、16 ページですが、町税の収入未済額がですね、732 万 4,050 円。令和 3 年度はですね、944 万 2,120 円でした。未済額は減少してますので、その努力はされてると思うんですけども、今後ともですね、個々のケースごとに具体的な検討を加えていただいでですね、歳入確保に向けた徴収を実施していただきたいと思っております。今まで納税した住民との不公平を生じることがないように、お願いしておきたいと思います。

税務町民課長（北崎真介君） 激励ありがとうございます。なるべく、もちろん 100 パーセントに向かって進めておるところでございますが、いろんな個々のケースがございますので、滞りなくトラブルもなく徴収が進みますように進めておりますので、よろしくお願いいたします。

3番（遠坂道太君） 50ページです。寄附金の一般寄附で、ふるさと寄附金の2,757万4,000円につきましてお伺いします。当町においては、ふるさと寄附金が伸び悩んでいるんじゃないでしょうか。担当職員の方も頑張っておられると思いますが、人気の返礼品が順調に供給できなかった要因について伺いたいと思います。また、寄附が最も集中する年末にですね、掲載停止になった理由につきましてもお伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） ふるさと納税に関しましては、近年につきましては3,000万前後ということで推移しているところでございます。目玉商品といいますか、目玉の返礼品がちょっと前に比べますとなかなか見当たらない部分もございますけれども、担当係の方でその部分についてはですね、返礼品の開発も含めて、中間業者と打ち合わせをしておるところでございます。色々施策はありますけれども、まずは、湯前町のPRを含めながらですね、ふるさと納税に努めていきたいと思っております。それと、返礼品の供給の件なんですけれども、以前は球磨産和牛とかそういうのもやっておりましたけれども、なかなかそういう部分が寄附をもらってもですね、製品ができない、人手不足という部分もあってですね、対応ができない部分もございますので、返礼品の開拓をまずやりながら、ふるさと納税の納税を増やしていくという形で進んでいきたいと思っております。

3番（遠坂道太君） やはり、一般財源の良い財源だと思いますので、やはり、返礼品は球磨郡、県内辺りを見通しながら、できる部分はですね、入れていただければと思います。他の町村を見ますといろんな部分の物を入れて取り組んでおられる。実際いろんな事業に取り組んでおられるところもあるわけでございます。そういった形の中で、やはり、今まで伸びてきた段階が急に数年にかけて落ち込んでくるというのは、そういった形の取り組み方法が欠けていたんじゃないかなろうかというふうに思っておりますので、その辺について、町長、今後の方向付けをちょっとお願いしたいと思います。

町長（長谷和人君） いわゆる、他町村から埋もれてるという表現が正しいかどうかわかりませんが、3,000万も切るような形で令和4年度については、実績になったところでございます。今、巻き返しをかけるということで担当課の方に指示をしております。これまでのアイテム数を増やす、いわゆる、魅力ある納税って言いますか、返礼品と言いますか、そこを開発すると、それから今、議員からお話ございましたように、町内ばかりでなく郡内、もしくは県内ぐらいいまでにですね、幅を増やして、許す範囲の中でですね、積極的に打って出るというふうな指示もしておるところでございます。今回、何とか令和5年度につきましてはですね、巻き返しを図って、その実績の数値が出るということを期待して、また、その数値を見ながらですね、さらに上乗せをできたらと、

そういうふうなことも実際思っているところがございますので、しっかりと今後については取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長の先を見た形での返答ありがとうございます。県内、世界に向けてもかまわんと思いますので、そういう形の取り組み方向も考えていただければと思います。

5番（森山 宏君） 23ページですね、交通安全対策特別交付金、これがずっとゼロって言いますか、交付されてないんですけども、これは大体どういうもんっていうか、どういうのに使う交付金なのか、またなんで、一昨年も入ってないし、何か科目が変わって、歳入と言いますか、交付されているのか、もしも、何か名前が変わってきてるんだったらもう廃目しても良いのかなとも思いますし、用途が限られてるような交付金なのでしょうか。

総務課長（西村洋一君） これは交通事故の激増に対しまして、交通安全対策を推進する施策の一環でございまして、地方公共団体における、道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために設けられたものでございます。交通反則金のうち、事務費を除いた3分の1が交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良道路延長の案分によって市町村に交付されるものでございます。たまたま無かったと言うとあれですが、そういった所の状況によって変わりますので、廃目はできないと考えておるところでございます。こちらから請求するものでありませんので、交付される時には、款を準備しておかなければなりませんので、これはそのままにしておきたいと思っております。たまたま無かったというところでございます。

5番（森山 宏君） 結局、反則金を納付して経費を除いた3分の1が支給対象になって、湯前町は安全な町なので交付されないと、もう何年間も無かったということですかね。というのは、これは、交通安全施設は経年劣化もありますし、充当していかんばんですけれども、他の科目で本町の場合はされてると思っておりますので、たまたま安全な町というふうに交通安全協会か何かがあったもんですから配布されなかった。今後も配布されなければ安全な町で良いんですけども、そういうふうに捉えてよろしいですか。反則金の枠が、割り当てが本町にはなかったということに捉えて良いんですかね。

総務課長（西村洋一君） これ用途が決まっておりますので、道路管理の用途と言うか、そういった所が無かった、対応する物が無かったというところでございます。ですので、町の方で自由に交通安全対策をやったから、それが交付にされるということではございませんので、これにつきましては、県を通じて国がその内容を見て交付するものでございます。

5番（森山 宏君） 言ってるのはですね、町が交通安全対策に対してしてる部分は従来通りしていったるでしょ。ほんで用途が決まって用途が決まってるような交付金で

すよっておっしゃるんですけども、交通安全施設っていうのは、毎年対策されてると思うので、用途が決まっているっていうのはちょっと、信号機がLEDに変えたとかなんかないことなのかわかりませんが、結局、交通安全対策はこれが来る来んに関係なくやっておられるわけですよね、ですから、これがたまたま入って来なかったというだけのふうに捉えた方が良いでしょう。

総務課長（西村洋一君） その通りでございます。

4番（椎葉弘樹君） 50ページの人材育成基金利子1,226円についてお尋ねします。この基金は6,150万円あってご承知の通り、果実運用型として運用されています。平成26年からもう10年近く、この質疑を繰り返しているわけですが、この私が提言している理由としましては、この果実運用として十分な運用益が見込めていないということ、そして、適切に積立や処分ができていないということに尽きます。積立基金の設置数というのもだんだん増えてきておりまして、基金の整理が必要ではないかと考えたからです。令和元年9月に町長は前向きに使わせていただきたいということでご答弁をいただいております。令和3年の9月には、総務課長、高橋総務課長の時ですね、令和3年度中で基金の方針、考え方を決めて、令和4年度予算に反映させたいということでご答弁をいただいております。また、昨年の監査委員の意見としましても、果実運用型で目標達成のための事業実施ができていない状況が続いている、ということ言われています。そこで、お尋ねしますが、人材育成基金を長きに渡りそのままにしている理由についてお尋ねします。

総務課長（西村洋一君） 基金につきましては、条例で定めてありますので条例を改正しない限りはそのまま、そういうところを聞いておられるわけではないというのわかりますが、取り崩し型にしてしまいますと、もう無くなったら終わりっていうところもあります。本町の場合、財源が十分にあるわけではございませんので、なかなかこれだっという名案が浮かんでいないというのが現状ではなかろうかと思えます。さらに、基金の見直しについては町長からも指示を受けておりますので、早急に、今年度内というのをお約束はできないところでございますが、全く検討していないというわけではなく、最も良い形を取りたいと思えますので、議員の皆様方からもご意見等いただければと思えます。椎葉議員のご指摘に対しまして、対応できてないということに関しましては、お詫びを申し上げます。基金につきましては、この基金ばかりではなく、他の基金も合わせて見直しを検討しますという、いつまでにするんですかというお話ではございますが、検討していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

4番（椎葉弘樹君） これはですね、条例を見ますと果実運用型で自由に使えることができませんと、一方ですね、地域福祉基金条例は同じ果実運用型なんですけど、条例の中にですね、その処分のところで、この基金は、健康福祉増進の推進を図る事業を行う

場合に、その一部または全部を処分することができるという条文が謳われております。したがって、この人材育成基金を使おうと思いますと、やはり、このような条例改正が必要ではないかと考えています。また同様にですね、果実運用型の中山間ふるさと水と土保全基金も同様です。これらですね、果実運用型基金についても、この条例改正をするか、もしくは、もう用途が無い部分については、1回、条例も基金を廃止して別の基金に組みかえるか、その辺りの変更が必要ではないかと、対応が必要ではないかと思うんですが、町長にこの見解を伺います。

町長（長谷和人君） 先ほど総務課長が答弁してですね、椎葉議員の方から質問がっておりますので、これについてはしっかり検討しなさいということで、実は何回かもう、この基金関係につきましては、ご指摘いただいております、人材育成それから土地開発基金でございますか、この分については協議を行っております。例えば、最後におっしゃったような形の奴も実は協議したところでございますので、実は今、より良い形に、どれが一番良いのか、そのスタイルと言いますか、中身の制度の部分のところもちょっと実は議論しておったところでございますので、これ先ほど言いましたように、条例改正辺りまで持っていくためにはですね、もう少しちょっと時間をいただければということでございますので、積極的に、ここが眠っておるということで、使った方が良いんじゃないかという部分じゃないかなというふうに思いますので、最後のおっしゃった、どちらかに結びつけてですね、一緒に合体させて運用すると、そういう部分の条例の対価もあるかなというふうに思っておりますので、しばらく、ちょっとお時間をいただければというところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） いつもですね、しばらくお時間をいただきたいということで、いつも交わされておるわけですが、もうそろそろですね、もう私も質疑をするのがだんだん疲れて参りました。ぜひですね、前向きに検討いただきたいと思います。そして、人材育成につきましては、職員のみならず、町民の方々の育成というのもありますので、ぜひ、その辺りの活用方法についてはですね、前向きに検討していただきたいと思いません。以上です。

2番（西 靖邦君） 28ページですね、目4の土木使用料において、住宅使用料の収入未済額がですね、451万2,476円を生じてます。令和3年度はですね、422万9,770円となって、令和3年度から増額となっておりますが、この収入の確保のためにですね、連帯保証人の方にも請求されるとかそういうことはやられてるんですかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 連帯保証人さんへの連絡なりということにつきましては、やっている年もあればやってない年もあると、ちょっとまちまちでございますので、こういうところはやるべきことはやっていかなければいけないなというふうに思います。

2番（西 靖邦君） そういう未済額はもう年度年度に増えてるということ、やっぱ

そういうことも連帯保証人の方にも積極的に行かなあかんじゃないですかね。そうすると未済額をどうして良いかわからない、収入できないですもんね、それとまたですね、収入が悪いことは退去命令言うたらおかしいけど、明渡しとかも、そういう事例も有ったんですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 近年は無いと思いますが、何十年前、何年前とかというのはちょっと記憶にございませんけども、過去に有ったということは有ったと、したこと有ったというふうな記憶はしております。

2番（西 靖邦君） ちょっと明け渡しがなく家賃を払ってない、そういう状態がずっと続いとるわけですよね、その辺はどのような対応をされていられるつもりですか。

建設水道課長（稲森一彦君） まず滞納の徴収、これにつきましては督促なり催促の例を出しておりますので、そこは郵送ではなくて出向いて行ってのお話とか、そういうことを徹底していくしか今のところはないのかなと、当然、連帯保証人さんの方にも、その旨のことを話しながら進めていかなければならないというふうに思います。

2番（西 靖邦君） そういう努力をされることですので、令和5年度の決算認定の時はちょっと期待しておりますので、今年の未済額よりも、令和4年度にまた下がってようなことを、努力をお願いしときます。

町長（長谷和人君） 住宅使用料の滞納の件でございますけども、1点だけちょっと補足をさせていただきたいんですけども、この住宅使用料に合わせるという言い方がちょっと正しいかどうかわかりませんが、他の町民税関係につきましても、一緒に紐付でなってるケースが多分、多いんじゃないかなというふうに思っております。ですので、今、ご指摘な部分がありましたので、改めて徴収を含めます税務課、税務町民課、それから保健福祉課の介護もございまして、そこら辺もちょっと一体的になってですね、滞納対策関係につきましても、ちょっと協議をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

8番（倉本 豊君） 今の質問にまた関連させていただきますけれども、結局ですね、住宅使用料については、連帯保証人さんが付いておられますよね、多分、この方、水道料も町税も重なっているんだろうとは思っておりますが、連帯保証人さんが付いておられるということは、そこから取れると言いますか、そこに請求はできますよね、他の税金につきましてはできないですよね、そういうことは、ですので、この住宅使用料については、やはり、ゼロになるのが当然ではないかなと私は考えるんですが、その付近は、この見解はどうなんですかね。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

建設水道課長（稲森一彦君） 連帯保証人の徴収関係になりました。近年正直言ってそのような連帯保証人さんへの連絡であったりとか、というのができていないようでございます。まず連絡と言いますか、役場の方に本人さん連帯保証人さん来ていただいて、まず、その内容をしっかり確認していただく、認識していただく、そして、その確約を取るといような段取りになるかと思えます。この分については今後、十分強化していく、いきたいというふうに思います。

8番（倉本 豊君） ぜひ、そういうふうにやっていただきたいと思うんですが、すいません。その連帯保証人さんが、例えば亡くなったりした場合は、もうすぐにまた、その連帯保証人さんは違う人をお願いをするというふうになっているんですかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられた通り、その場合は連帯保証人さんを変更して、また届けをしていただくというふうなことになります。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

5番（森山 宏君） すいません、あと1点だけ聞かせてください。48のですね、護岸処理委託金、これだけ入ってきているのは、どっか必ず年に2回除草しなさいとかいうふうになってるんだらうとは思いますが、これは河川敷全部ですかね。都川が対象河川とは思いますが、これは実際されているのか、どっか外注されてるんだらうと思えますけども、どういう形態になってるのかをお知らせください。

建設水道課長（稲森一彦君） これにつきましては、県の方から大体毎年これぐらいの額が町の方に委託料として入ります。町内を流れてる県の管理河川とすれば都川、牧良川、仁原川がございます。昨年度につきましては、牧良川、都川の一部を行っております。県との契約書によれば、この金額はできるだけ町内であったり、そういうところに委託をしながら除草作業していただくということになっておりますので、歳出につきましては、河川費の方で歳出をいたしております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上で、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第1、認定第1号、令和5年度湯前町一般会計決算の認定について、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑が終わったところ です。

これから、本件について総括及び補足質疑を行います。

3番（遠坂道太君） 150ページですね、畜産業費で、負担金補助及び交付金ですが、畜産奨励補助金292万6,000円につきまして伺います。この奨励補助金は、畜産農家におきまして、非常に必要とされている補助金であります。球磨畜産農協が来年の4月1日に合併することになっております。来月18日に開催される共進会が最後の共進会となります。今まで競市は錦町まで自分の車両で運んでいたわけですが、合併後は、大津町まで輸送しなければなりません。今後、個人輸送を行うのは大変であります。そこで、畜産業で補助金の用例を見直し、牛の輸送運賃に関する補助等ができるように計画する考えはあるのか町長に伺います。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

遠坂議員の質問については、決算にはそぐわない質問ということで、別の質問をお願いいたします。

2番（西 靖邦君） 13ページ14ページの歳出の合計の不用額の件に関してですが、不用額は2億2,001万1,735円。令和3年度は2億1,507万9,158円。令和3年度より増額となったんですね。ほんで、これ翌年度の事業の必要額になるんですけども、町民のための思いやり予算として、令和5年度にはどのような事業に予算編成されたのでしょうか。

総務課長（西村洋一君） これにつきましては、どれに充当するというのではありませんので、一般財源の充当額の中に溶け込んでおりますので、どれにいくら充てたってい

う解釈ではないというところをご理解いただきたいと思います。翌年度の一般財源の分に全て繰り越してやるというところでございます。

2番（西 靖邦君） 大変よくわかります。重点的にその金額が多かったという、そういう項目とかはないんですか。ばらまき予算じゃなしに。

総務課長（西村洋一君） 一般財源を充当する部分につきましては、各、国とか県の交付金とか補助金とかってそういったところが少ない部分に一般財源が主に充てられておりますので、そのようにご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

6番（黒木龍次君） 私はですね、先ほどの149ページ、畜産業費、農業費、全般に渡っての質問になるかと思えますけれども、現在ですね、耕畜連携によって、飼料、WCSが作付をされていると思います。現在のところですね、そのWCSの作付面積と戸数はどのくらいあるかお伺いします。

農林振興課長（高橋 誠君） まず、4年度の実績でございます。WCSの取り組み状況ですが、41戸の農家が取組み込まれて、73.3ヘクタールでございます。ちなみに令和5年度でございます。今年ですけれども、予定という形でございますが、65戸73.5ヘクタールでございます。

6番（黒木龍次君） 大変多い面積は耕畜連携によってWCSが作付されているということがわかるわけですが、金額にしてもですね73.5ヘクタールと言うならば、これは8万だったですかね、単あたり5~6,000万ぐらいの金額になるわけですよ、それが農家の収入として反映されているというふうな理解をするわけですが、昨日ですね、遠坂議員の方から酪農家が1戸廃業されるというふうなことをお聞きしているわけですが、この方についてもですね、おそらくWCSの作付面積、飼料の作付面積というのは相当あったことだろうというふうに思います。こういう酪農家それから畜産農家辺りが衰退していきますと、このWCSの作付面積は極端に減ってくるということになりますと、こういう農家さんの収入も減るというふうな現象が生じるわけですが、そういう農家に対してですね、今、町として手当をしておかないと、先では農家の所得も減る。WCSが作付できないようになったならば、加工米とか飼料米を作付してもですね、このWCSに勝つような作物はないんじゃないかというふうに私は理解しておりますが、町としてですね、今後はこういう畜産農家辺りにですね、どういう手当をするかということを考えておられるか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほどの答弁でちょっと間違っておりました。令和4年度の実績でございますが、71戸の73.3ヘクタールでございます。大変申し訳ありません。現在の畜産業の状況、飼料も価格も高騰しておりまして、生産者の高齢化、後継者の問題、そういったものがあります。また、先ほど言いました、家畜市場等々の

問題もあります。大きな動きが今年度、令和5年度にあっているところでございます。畜産農家の方の状況を戸数も含めまして、経営をどうされるかっていうことも聞いておるところでございまして、これは予想が見えてしまいますけども、球磨郡全体の農家とかも同じ、本町も含めて同じような状況でございます。WCSの作付関係、畜産農家と耕種農家の耕畜連携の中で進めている事業でございまして、水田の活用形態というところでございますと、国の交付金を活用していただいていることでの事業展開を支援されているということで、本町としても自給飼料生産により、農地維持にも寄与していると。今、心配しておる畜産農家の減少、畜産農家との耕畜連携のバランスも崩れてしまう、そういったことを考えると、今後どのような方策で支援、水田を保っていくか、そういったものも考えなければいけないのかもしれないかもしれません。農家の方の考え方もあるのかなと思いますし、畜産農家がどれだけ、今後、急激に減るのか、鈍化しているのかということもあるかと思っておりますので、そこはまた、町長とも協議しながら、また国県の支援策というのちょっと情報を入れながら、JAさんと我々町長部局と言いますか、担当課の方も検討したいということで思っております。大変重要な課題になるかなと思っております。以上です。

6番（黒木龍次君） ご答弁ありがとうございます。確かにですね、先ほど遠坂議員がおっしゃった通り、今後は畜協はですね、熊本市内の畜協と合併するというふうなことになりますと、湯前の方の畜産業者のですね、大変高齢化になっているんじゃないかと、先ほど申されたように後継者も少ないというふうなことで、大変厳しい状況が生まれることだろうと思っております。そういう中でですね、一生懸命やっておられるとは思いますが、町としてもですね、最善の努力をしていただきたいというふうに思うところでございます。それからもう1点確認なんですけれども、耕畜連携においてですね、コンバーンなんか水張りを実施しないところは、要するに、耕畜連携に該当しないというふうな話を聞いてるんですが、それは事実でございましてでしょうか。

農林振興課長（高橋 誠君） 飼料作付関係での転作と言いますか、そういったものについては、議員おっしゃるように、5年に1回の水張りを義務化と言いますか、するよにということで情報が入っておりまして、1ヶ月間は水張りをしなさいということで指導と言いますか、今後の飼料作付の条件という形になってくるかと思っております。

6番（黒木龍次君） 耕畜連携でですね、5年に1回1ヶ月やったですかね、水張りというふうなことで、水が来る所は良いと思うんですが、水が流れて来ない所においては、水張りも無理と思うんですよね。そういう地区がですね、農振地に入っているというふうなことで、本来は農振除外じゃないかというふうに私は思うわけでございますけれども、町としてですね、今後こういう土地があった場合が要するに農振除外事例、耕畜連携から外していくというふうな考えがないのかをお伺いします。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前 11時24分

再開 午前 11時25分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

農林振興課長（高橋 誠君） 飼料作も含め転作関係の補助、農振農地とは直接的には関係ないところでございますが、農振関係の見直し、農用地のですね、見直しというのは、今後やっていくところで考えております。また、この飼料作付関係の5年に1回のところと言いますか、そういったあり方っていうのもですね、今後、我々も含めて、畜産農家含めて周知しながら情報共有しながら、そういったことの打開策と言いますか、そういったものを考えていかなければいけないなど、課長としては思っております。

6番（黒木龍次君） 耕畜連携の農振除外の関係についてはですね、今後、考えていただくようによろしくお願いしときます。それでですね、WCSについてはですね、飼育農家が減少していくという中ではですね、ぜひ、このWCSはですね、国と連携しながら作付についてもですね、この73.5ヘクタールですか、ぐらいの面積が作付されるというふうでございますので、ぜひ、この農家さん達を両方ですね、飼育農家それから生産農家をですね、守っていただくような努力をよろしくお願いいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 款6商工費の中で昨日ですけれども、森山議員の方からルールウイングの指定管理についてのお尋ねでございます。マルシェ事業等の実施回数等はどうなのかということだったと思います。指定管理の申請時点ではですね、事業内容等については記載がございますけれども、回数等については、現在のところ記載は無いところでございます。今、ルールウイングにつきましては、指定管理者の方で事業の目的、施設の管理の目的として、有効に活用されてるんじゃないかということで、担当課としては思っておりますので、答弁としてお答えをさせていただきたいと思っております。

2番（西 靖邦君） 223ページになるんですけども、(6)有価証券、1億6,362万3,000円あります。これは令和3年度、令和4年度と現在高は一緒なんですけども、実際この株券というのは変動はないんですか。実際の価格の変動というのは、ずっと一緒なんですかね、100円は100円、200円は200円を通してるわけですかね。

総務課長（西村洋一君） 株価の実態としては変動あると思いますが、上場しておりませんので、それを計算するすべがありませんので、そのままというところでございます。実際、解散するとなれば、その時に株価を計算するんでしょうが、そのような解釈でございます。

4番（椎葉弘樹君） 不用額全般についてお尋ねします。不用額は、令和元年度6,000万から始まり、令和2年度で1億5,000万ほど、令和3年で2億1,500万ほど、そして、令和4年度2億2,000万ということで右肩上がりで上がっております。この要因としては、コロナ対策であったり、災害対策、あと資源などの高騰などの対策もあったかと思えます。監査委員の意見としましても、やはり、少額の方はやむを得ないと言う事ですが、年度末までに未執行が確定するものは、減額補正するべきではないかと言われております。総務課長もおっしゃる通り、不用額には良い不用額と悪い不用額があって、悪い不用額としては過大の見積もりであったり、予算の執行上の不備があると思えます。そこで総務課長にお尋ねしますが、今回の令和4年度の決算におきまして、この悪い方の不用額というのはなかったということによろしいでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 私の方では把握してないところですが、今回、初めて歳出のところでもご説明させていただきました通り、不用額を無理して落とさなくても良いという指示を初めて出しましたので、不用額が積み上がったというのがありますが、本町の場合は、年度末に一時借入れをしたりしますので、資金繰りの状況からは、やはり、もう少しきっちり見た方が良かなというところもありますので、そういったところを、1年間試行をさせていただきましたので、見直しながら次年度に備えたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

4番（椎葉弘樹君） 今回もですね、議員各位から複数の不用額に対する意見がございました。そこで他町村の状況を調べてみますと、この決算時において、その不用額の調書であったり、説明資料というのを添付して報告されているようです。例えば、50万円以上の不用額があった時のその理由ですね、多分、理由付けを先に渡してもらえれば、それに対する質疑等もないのではないかといたったところがあります。したがって、執行部としては手間はかかるかもしれないんですが、不用額の注意喚起にもなりますし、議会側からしましても、不要な質疑等も発生しませんし、チェックも助かるということで、そういったところを総合して考えますと、今後ですね、不用額がいくらか以上の分について、その不用の理由を示していただきたいと思うんですが、そういう対応というのは可能でしょうか。

総務課長（西村洋一君） 椎葉議員から指摘いただきましたので、その点については対応は可能と思えます。私ども執行部も議会の皆様も共通認識をお願いしたいのが、不用額はなんだという追及が強くなりますと、職員の無駄使いにも繋がりますので、その辺はお互い工夫をして次の年度に繰り越す、きっちり報告できるように、また、不用額が残った理由は椎葉議員が申しあげました通り、理由がちゃんとある時にのみ、そういった状況、また、一般的に行政の大きなところは言われんように消耗品とか買ったりとか、今まで悪い関連がありましたので、私ども監査の時にもそういうのではないかと

のを、十分注意しておりましたので、本町の場合は、悪い不用額というのは極力少ないというのが事実でありますので、さらに、資金繰りの面からも不用額を的確に把握してできるように努めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番(西 靖邦君) ページはあれなんですけども、各公共施設にですね、自動販売機を設置してありますよね、これは多分、戻入費が入ってくると思うんですけども、その戻入費の取り扱いはどうされてるんですかね。

総務課長(西村洋一君) 自動販売機につきましては、これに対する本町で経営ってところはやっておりませんので、住民サービスというところで場所を貸して設置していただいている。それに対する電気料とそういったところは、いただいております、雑入のところに電気料が入っておるところでございます。

2番(西 靖邦君) 先ほど戻入費を申し上げましたけど、解体工事とかにおいてですね、解体されたことあるんですけども、要は民間の住宅と書いてあると思ったんですけども、その鉄筋とか鉄骨の戻入費もあるはずなんですけど、それはなかったんですか。

総務課長(西村洋一君) これ一般的な話ですが、設計の中でその辺の相殺はもうされて発注されております。

2番(西 靖邦君) 設計当初の中で、そこまで、キ口数とかトン数を出してるわけですか。

建設水道課長(稲森一彦君) そうということが想定される場合は当然積算して、あくまでも見込みでございますけれどもそんなところですよ。積算をして設計をして必要に応じてそこは変更で対応するというようなこともあろうかと思ひます。

3番(遠坂道太君) 164ページの観光費で負担金補助及び交付金、キャンプ場誘客促進事業補助金の503万9,000円につきましてお伺ひします。この事業に取り組んでの評価はどうだったのか、それをまず伺ひたいと思ひます。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) キャンプ場の誘客事業につきましては、一応、ホームページを作りまして、説明しましたけども昨年からは運用開始してるところでございます。ホームページと連携するキャンプ場のサイトのナップというサイトがございまして、そちらで予約していただいております、お客様の評価が公表されるというところで、それに基づいてですね、町外、県外、県内のお客様のキャンプ場に対しての評価っていうのが、インターネットでわかるというところが事業の効果じゃないかなと思ひております。

3番(遠坂道太君) ホームページで予約ができることが一つの利点だったということもありますけれども、私の友人も毎年フリーパスオートキャンプをしに来てるんですが、昨年度はたまたまこの事業を利用して非常に喜んでおりました。それで昨年の9月にもですね、町長に質疑しましたけれども、キャンプ場の利用向上を図るためにですね、ペットと宿泊できるコテージ等ですね、計画を考えてみてはということで、去年も話

をしました。町長あれから1年経っておりますので、町長の考えがどうなってるか聞きたいと思います。

町長（長谷和人君） その後、社員とも話しましてですね、他の施設の状況、ペット持ち込み等ですね、そこをちょっと調べてくれというふうな話をしました。その中でいくつかの課題も見えてきたところでした。ペット同士の持ち込みによりましてのトラブル等も発生してるようでございますし、それから施設によりましては、例えば、ゲストハウスみたいな奴を利用する場合につきましては、もうペット専用でしないと、一般のお客様とペットを持って来るお客様ですかね、専門のペット用だけのゲストハウスというふうな形になってしまうということも見えてきたところでした。そこでちょっとお話を聞いたんですが、これ前も言ったかもしれませんが、芦北町にですね、ペット持ち込み可能な旅館かホテルがですね、今、建設中だそうでございますので、この辺のちょっと状況もですね、また見させていただけないかなというふうに思っております。ただ先ほど言いましたように、ちょっと課題点がいくつかやっぱり有りそうでございますので、ちょっとここは慎重に対応しなくちゃいけないのかな。一般のお客様がペットを入れた所の方に入られるとやっぱり臭いとか、そういうふうな部分もやっぱりあるそうでございますので、それから、ペットが遊ぶドッグラン、これも聞いたんですが、1匹なら問題ないんでしょうけども、それが他のお客様のペット同士の場合については、やっぱり怪我をさせたり、交尾辺りをやっぱその時の時期によってですね、興奮して怪我をさせてるというふうなこともあるそうでございますので、ここも十分、やっぱり研究する余地があるのかなというふうに思ったところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長の方から、課題がだいぶあるみたいな形で話をされております。また芦北に今度ホテルができると、そういうホテルができるということでございますので、それを見ながら、今後、いろんな検討をされていければと思いますので、まず、できないことはできるというふうなことをやっていければと思います。

5番（森山 宏君） 224ページですか。出資金はわかるんですけど、出捐金の意味がちょっとわからなく、備考の欄に寄付金扱いというふうになっております。もしも考えるに、寄付金扱いでこれを捉えているのであれば、もう歳入された方が良くないかと思っておりますけども、この出捐金ですか、についてお伺いします。

総務課長（西村洋一君） 例えばですね、出捐金は熊本県信用保証協会に出しておる分については、その分の事業をするために町が出資金とは違うんですが、その事業を行うための費用を払ってその事業を成り立たせるという内容でございます。返って来ないんですが、負債という考えではなく、もう地方自治法上このように規定されておりますので、それに従って出しておるところでございます。出資に対する権利を得るのが出捐

金っていう、例えば、市町村の小口資金とかあれば、この出捐金に応じて、町民がどれだけ利用できるとか、そういった権利もありますので、そのように捉えていただければと思います。これ自治体の会計のモデルにこのように表示するようになっておりますので、それに従ってしておるところでございます。

5番（森山 宏君） ちょっと出捐金っていうのは聞いてわかりましたけども、備考欄に寄付金扱いっていうふうに記載されているので、寄付金扱いってなればもう、普通、考えるんでしたら損金算入でもう無いものというふうに、損金算入っていうかそういうふうに、寄付金だったらもう1回で終わりなんですよ、寄付金扱いするんであれば、そっちの方でもう落としたりどうなんでしょうか。寄付金扱いっていう意味がちょっとわかんないもんですから。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時49分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

総務課長（西村洋一君） この寄付金扱いっていうのをいつからこう記載されているか、ちょっとここでは確認できませんが、先ほど申しましたように出捐金を出すことによって、いろんな権利というか、取り扱いができる分と寄付金扱いは、この財団等を立ち上げられる時の資金として、町が提供したお金であって、まさにこの出捐金と言います町の財産を減少させてこの財団の財産を増やす。財団法人設立のための財産を町から、提供した、それをおそらく県とかそういったところから要望があって、社会一般の福祉の増進にする財団なので、町も協力してくださいという理由で寄付してあるんだろうと思います。出捐金で出して、寄付金的な要素があるところで、その性質的な違いではないかなと思います。これをする事によって一定の借入れとかができるような、保証協会の部分、下の寄付金扱いはその財団を立ち上げるための資金を町から提供した。その理由は、地域全体に対するその事業されるから、その意思に共感し、町から資金を提供したという違いだと思います、と言って良いのかわかりませんが、だと想像されます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

3番（遠坂道太君） 225ページの物品の自動車ですが、社会福祉協議会の入浴車が減っておりますが、減になった要因についてお願いします。

保健福祉課長（高木堅介君） 社協において訪問入浴介護ですね、これをもう何年も前からやっておりません、それに使用していた入浴車の処分になります。

3番（遠坂道太君） 何年も前から訪問入浴は辞められたと、辞められた理由につきまして、まずお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（高木堅介君） 社協の方で取り扱いをやっております、介護サービス事業でありまして、どうしてっていうのはちょっと私の方では、はっきり答えられませんが、スタッフのやりくりですとか、利用とか、採算とかそういうことでの事業の取り止めになったのだと思います。

3番（遠坂道太君） やはり、寝たきりの方が非常にやはり、入浴として今まで使われてきた、デイサービス現在ありますけれども、そういった形で福祉の向上のために、あったんじゃないかと私は思っております。だから、今後はやっぱり対応ですね、どういうふうに寝たきりの老人の方の対応をされていくのか、訪問介護とかそういうが行ってますので、そういった形の中での、今からの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（高木堅介君） 今年度ですね、第9期計画の策定年度でありまして、その中で、言われた在宅でのケアですね、そこら辺も医療と介護の連携というものがございまして、関係者、関係機関からの意見も聞きながらですね、計画の中で、示していきたいと、検討していきたいと思っております。

8番（倉本 豊君） 204ページなんですが、ツアーオブ九州湯前ステージが開催され、150万円支払って開催をされております。これについての費用対効果も含めての効果等々についてお伺いをします。

教育課長（浅田 徹君） 自転車競技大会ツアーオブ九州でございますが、一般社団法人熊本県自転車競技連盟の主催で開催されまして、主に高校生が選手となった大会でございます。全体では4日間の日程で大津町、南阿蘇村、湯前町、人吉市の4会場で開催されたということで、湯前町ステージにつきましては8月21日、選手でいきますと14チーム76名の選手が来られました。関係者それから主催者側のスタッフ等含めると300人程度が地域外から来られたと。これに合わせまして、選手の保護者であったり、応援の方々の来場も見込んでおります。費用対効果ということでございますが、結論から述べますと、正確な分析はできてないということになります。目に見える効果としましては、湯楽里の経営報告にありましたけども、59名の宿泊があったと、これは数値的なものが把握できるところでございます。会場等で見られた効果としまして、お弁当の購入であったり、飲料等、或いは前日入りして町内の飲食店で食事を取ったと、そういった事象はあったかと思いますが、これらの数値が把握できてないということから、費用対効果の効果の部分ですかね、これちょっと、今のところお答えが難しいのかなと思っております。ちなみに費用といいまして、300人程度が来場したということで、150万円を300人で割ると1人当たり5,000円ぐらい。1人が5,000円を消費いた

だいたと仮定すれば、投資した分が回収できてるといふふうには考えております。併せて、このスポーツイベントを開催することによりまして、地域外からですね、湯前町においでいただきまして、意見をいただいたこと、それからイベント開催に伴います各種報道、主催者側のインターネットによる情報発信、或いは選手、その他関係者のSNSへの情報発信、これらによって湯前町の認知度が上昇したり、或いは大会の開催に関します、住民満足度の向上、こういった効果を期待するところでございます。今後、費用対効果も分析が必要かとは考えますが、その手法から検討していきたいというふうに考えております。

8番（倉本 豊君） 確かにその金額だけの効果プラスいろんな効果は確かにあるはずですので、そこを強く求めることはしませんけれども、逆に課題もあったんではなからうかと思いますが、その課題はどのように考えておられますか。

教育課長（浅田 徹君） イベントの課題ということでございますが、まずは初の開催ということもございまして、自転車競技大会におきましては、全面交通止の規制を行ったというところで、沿線の事業者さんにおかれましては、販売機会の低下が当然見られます。或いは、住民の方々の移動の支障があったものかと思っております。私のイメージでございますが、苦情が殺到したというよりは、数件の苦情があったというふうな認識がございます。そういったことで、交通規制それから大会運用、こういったものは検討していく余地があるというふうに考えております。

8番（倉本 豊君） 実は私も大変な苦情、大変な苦情と言いますか、要するに交通規制した関係で、またそのポイントにおられる方も向こうのスタッフさんで地域のことがわかってらっしゃらない方々で、そこをとにかく突っ切って良いか、十字路なら真っすぐ突っ切るだけでも行かせないというような状況がありまして、そこで非常にもめたりというようなことがありました。実際うちの嫁もですね、10時までの間に持っていかなんとですけど、突っ切って行くだけでもですね、行かせないって言われて、非常にそこでもめたりとか、そういう苦情が結構私も聞きましたんで、これの改善がなされれば、相当喜んで、ウェルカムのツアーオブ九州になるんじゃないかなと、今年もやりましたですよ。だから、継続して、もしやっていくのであれば、そこら辺をクリアされれば、良いのかなというふうには思ったんですが、町長そこら辺の対応どぎゃん考えますか。

議長（金子光喜君） ここで、昼食のため休憩します。

- - - - -
休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第1、認定第1号、令和4年度湯前町一般会計決算の認定についての総括及び補足質疑の途中です。発言を許します。

町長（長谷和人君） 午前中、倉本議員からのご質問がございました件につきまして、答弁をさせていただくところでございます。今回のロードレース大会につきましては、九州豪雨に伴いましての災害の復旧復興ということで誘致をさせていただいたところでございました。主催につきましては、一般社団法人の熊本県自転車競技連盟。そして、後援会の中です、熊本県、南阿蘇村、人吉市、湯前町という形でさせていただいたところでございます。昨年度が15チームの参加でございまして、初めての大会ということで、いろんな、今、ご質問がございました内容等で色々ご迷惑をおかけしたところでございました。この交通規制関係につきましては、自転車連盟それから警察署の協議のやりとりによって規制が行われたところでございます。それを受けまして、今年度はですね、1ヶ所を車両が通行可能な所を設けさせていただいたところでございます。あと来年に向けましてですね、さらに連盟の方とそれから可能でございましたなら、あと1ヶ所ぐらい何とかできないか、そんなこともお願いしたいというふうに思っておるところでございます。ただ競技の方の選手の交通安全という部分が一番でございますので、そこら辺も配慮された中でのことになってくるのかなというふうに思っております。それから併せまして、昨年度は大会までの周知不足というところもあったのかなというふうな、これも一つの課題かなというふうにも思っておるところでございます。そういうことでより良い大会にしたいというふうに思っておりますので、できましたら、来年度も誘致をさせていただきたいというふうに思っておりますので、より良い大会にするためにも、改善策を講じていただくようお願いをしております。以上でございます。

8番（倉本 豊君） 私もぜひですね、経済効果とかいろんな方面を含めると、来ていただけるのであれば、誘致はさせていただきたいというふうに思っております。結局ですね、いわゆる交通規制の中でこの前、北海道では死亡事故がありました。あれは結局、逆走と言いますが、1台の車がそのコース内を走ったから事故が起きたわけですね、私が言ってるのは、そういうことはもう当然駄目なんですけど突っ切っただけですよ。その道を一瞬、何秒間か、それだけのことをできるようにしてやらないと、もう非常に苦情が多くてですね、コース内の行けるようになったところは、今年は1ヶ所しか開けてありませんでしたが、そこまで行くのにまた、周らんばいかんとかいっちゃん話とか色々ありまして、1つの提案ですが、全部をですね、あっち側の方に任せるのではなくて、主要箇所、例えば3ヶ所とか4ヶ所を開けて、そこには地元の交通指導員さん達を張りつけてやって、そして、一緒に確認しながら、来ない時には、ずっと開

けとくんじゃなくて、その車が来た時に「あと何分で来ますので、あと何分待ってください。」とか、或いは「通ってしまうまで、あと何分かかりますんで、あと何分間ぐらい待っててもらってから、行かれて結構ですんで。」とか、そういうことですね、やっていかないと、やはり今のコースの中ですと相当な人口があの中におりますんで、そして、言われたのがですね、「私ども日曜日しかお仕事する暇はないと。だから、日曜日にたまたま、そういうことで、そこを通られんとであれば、もうこんな大会は辞めて欲しい。」ということまで言われたこともありました。ですからそこら辺のですね、協議を十分されて、より良い大会にしていっていただきたいなというふうに思っております。多分、この150万は良いんですが、人吉市の場合はどうされてたんですかね。調べたですか。

教育課長（浅田 徹君） 人吉市は後援はされておられて、女将の会も入っておられるってことですが、市の予算で負担金は計上されてなかったというふうに覚えております。

8番（倉本 豊君） 確か去年、人吉市は全く金は払わないというような話を聞いてました。だからどうだではないんですが、その150万良いんですけど、それ以上に効果が上がってますんで、それはもう全く問題ないんですが、一応確認をただけでした。とにかく、住民からあまり苦情の出ないようにですね、放送でいくら、ご理解をお願いしますって言われても、やはり、それぞれの割合の中で報道がありますんで、そこはやはりですね、ちょっとなんて言うんすかね、こう幅を広げたようなところで、今後は対応していただければなというふうに思っております。

町長（長谷和人君） 先ほど答弁しましたように、改善すべきところがあるということであれば、この件については連盟の方にお話をさせていただきまして、改善をさせていただくということでございます。主催者は連盟でございますので、私の方としては誘致をさせていただいて後援をさせていただいておるということでございます。それから、倉本議員の方から、相当苦情があったということでございますので、ここはしっかりと上には伝えますけども、体制の整備の中で、いわゆるこの大会につきましては、ツールド九州という大会にも繋がっているという部分がございますので、地元の歓迎度合いによってはですね、その150万、今年は100万でございましたか、誘致しそれから国の交付金等も活用していただくよう、私も国の交付金の働きかけをさせていただきまして、誘致をさせていただいてる、地域の活性化の一つの手段だというふうにも思っておりますので、そこら辺はですね、しっかりと今のご意見をお聞きし、これ人吉と球磨郡に2日間居っていただいているという状況がございます。熊本県内でも、天草辺りでも誘致が非常に活発に行われているようでございますんで、あんまりそういうふうなところのですね、もう考慮しながら、角が立たないような形で、何とかこのまま開催をさせていた

できればというところでございます。しっかりと伝えていきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上ですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論から行います。ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 次に賛成討論を行います。ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、認定第1号、「令和4年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、提案の通り認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

ここで、議長席を副議長と交替します。

- - - - -

副議長（椎葉弘樹君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

- - - - -

日程第2 認定第2号 令和4年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第2、認定第2号「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務町民課長（北崎真介君） 認定第2号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計決算について説明いたします。

国民健康保険は、平成30年度から国民健康保険法の一部改正により、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っています。今後も、県と連携しながら安定した運営となるよう努めてまいりたいと思っております。

本町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数542世帯、被保険者数838人です。人口に占める割合は23.5パーセントとなっています。近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などの影響により、減少傾向にあります。かかる医療費については、令和4年度より1人当たり10万3,069円増加の52万34円となりました。

10年前の平成24年度38万4,048円と比べますと、13万5,986円ほど増加しています。加入者数は、年々減少傾向にあります。かかる医療費については、過去最高水準となっている状態です。取り立てて、地域性のある疾病がある訳ではありませんが、高額療養費の給付対象者が長期化しているケース、また、全体的に医療費が高額化していることが大きな要因となっております。団塊の世代と言われる方々が後期高齢者医療に移行され始めておりますが、それにつれ、被保険者数が減少しております。そのため、大きな病気になられる方々が、少数であったとしても、医療費が大きく振れる可能性もありますので、今後も加入者への適正な受診、早期発見につながる健診の受診を推進していきたいと思っております。

では、決算書の15ページ、16ページをお願いします。事項別明細書の歳出から説明致します。

款1 総務費については、支出済額1,462万2,606円となりました。職員の人件費、賦課徴収、国保運営協議会にかかる経費など、事務的経費への支出が主なものになります。

目1 一般管理費において、人件費にかかる節2、3、4の増については、人事異動によるものです。

節12 委託料については、国民健康保険システム改修業務委託料198万円を支出しました。これは、未就学児の均等割に関する法律、政令改正による国民健康保険税の均等割の減額について、税率試算や賦課計算などの他、調整交付金関係等各種システムを改修し、各種帳票様式を修正したものです。これには、限度額適用認定証等に記載されていた性別欄を削除、非表示とする改修、3万3,000円も含んでおります。

節18 負担金補助及び交付金には、オンライン資格確認等運営負担金2万2,596円を支出しました。

17ページ、18ページになります。

項2 徴税費につきましては、目1 賦課徴収費では、国保会計で管理する軽自動車の車検がありましたので、節11 役務費、節26 公課費それぞれにおいて、車検に要する費用を支出しました。

項3 運営協議会費については15万8,542円を支出しました。湯前町国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、令和4年度では国保運営協議会の3回の開催及び国保主管課長合同研修に参加しております。

款2 保険給付費については、支出済額3億5,342万7,361円を支出しました。

項1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた額、3億584万5,278円を支出しました。前年度比4,011万2,781円、15.1パーセントの増となりました。令和3年度と比較し、歯科等は、減少若しくは横ばいの項目もありますが、医科の入院、食事療養費が大きく増加しており、

その他、調剤、療養費の分野で増加しています。1人あたりに換算しますと、34万7,157円となり、前年度比6万5,661円、23.3パーセントの増となっています。

19、20ページになります。

項2高額療養費については、支出済額4,739万2,693円となりました。前年度比1,021万4,449円、27.5パーセントの増となっています。令和3年度と比較して、延べ件数78件の増があり、その中には、新規の方、重症化はしておらず長期化した方もいらっしゃいますが、毎月3件を超える高額な手術や治療を受ける人が続き、高止まりした状態が続いた事が大きな要因と考えております。

21ページをご覧ください。

項3出産育児諸費については、国保被保険者の中には、対象者がありませんでした。参考ですが、令和4年度の本町の出生者数は、男10名、女7名の17名となっています。

項4葬祭諸費については、18万円支出しました。4年度に亡くなられた方が86名おられました中で、国保対象者9名分を支出しました。

項5移送費については、1件あたり、9,390円を支出しました。

款3国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が、市町村ごとの医療費水準と所得水準等で案分し、決定することになっています。支出済額1億908万3,853円となりました。内訳としては、項1医療給付費分7,512万4,684円、23、24ページになりますが、項2後期高齢者支援金等分2,512万3,274円、項3介護納付金分883万5,895円となりました。

款5保健事業費については903万4,819円となりました。

項1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費として、444万7,634円を支出しました。令和4年度においては、対象者651名のうち399名が受診され、その実施率は61.3パーセントになりました。令和3年度に比べ、5.4パーセント増加しました。これで、国の目標値60パーセントを突破した事になります。令和4年度より取り組みました、情報提供事業である、みなし検診事業や勧奨通知による個人からの健診結果情報提供が大きな効果を生んだと考えております。また、例年5月に実施しております集団検診では、総合検診を含めがん検診と特定検診を一体的に進めながら、同時に歯周病疾患検診の体制も整え、実施しました。

25ページをお開きください。

項2保健事業費については458万7,185円を支出しました。

目1保健衛生普及費、節12委託料に、国保保健指導事業委託料として368万4,238円を支出しました。令和元年度から引き続き実施しているもので、全額、国の特別交付金対象となっております。集団検診及び特定検診の未受診者へ、人工知能を活用して、過去の健診や病院等の受診状況や履歴を分析し、令和4年度受診分の計3回の受診勧奨通知を行いました。新型コロナウイルスの影響も和らぐ中、実施率は増加傾向にはありませんが、今後とも受診増に繋がるような取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、款6基金積立金については、国民健康保険給付基金の定期利息分となる5,091円を支出し、積立てました。基金残高は、年度末現在で1億183万3,823円となりました。

款7諸支出金については、27ページをお開きください。

目1一般被保険者保険税還付金2名分1万2,000円を支出しました。転出による再計算分として、1名分7,100円、また、居住の実態が無く、職権消除した世帯員1名分4,900円をそれぞれ還付しました。

目7県支出金返還金では、既に確定していた令和2年度保険給付費等交付金につきましては、遡及して資格が無くなった方がおりましたので、超過交付分135万5,000円を返還しました。また、令和3年度保険給付費等交付金が確定しましたので、超過交付分10万4,000円を返還しました。歳出の総額は、予算現額4億9,483万6,000円に対し、支出済額4億8,764万4,730円となり、執行率98.5パーセントとなりました。前年度比では4,687万6,463円、10.64パーセントの増となりました。先ほどご説明しました療養諸費の増がその殆どを占めております。

続きまして、歳入の説明を致します。事項別明細書の7ページから8ページをご覧ください。

款1国民健康保険税については、調定額1億557万8,875円に対し、収入済額8,759万3,588円、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせて82.97パーセントとなり、前年度比で1.19パーセント上昇しました。調定額は、前年度比150万3,348円、1.40パーセントの減、収入済額は、前年度比2万6,240円、0.03パーセントの増となりました。調定額が微減であった要因としましては、被保険者数が減少してきており、また、所得による軽減が少々あり、緩やかに影響してきているためです。本人が認知症で施設に入居されており、また、家族も遠方におられるため、施設を通した手続きが進まず、施設からの請求にも応答がなく、還付が出来なかった例が1件あっております。年末には処理する予定で進めております。

収入未済額は1,798万5,287円となっており、前年度より152万9,588円の減となりました。令和4年度は、比較的徴収が順調に進み、滞納繰越額が縮小できました。今後も減少させていけますよう徴収業務を進めて参りたいと思っております。

款 2 使用料及び手数料につきましては、目 1 督促手数料、節 1 督促手数料として 4 万 800 円を収入しました。

9 ページをご覧ください。

款 3 県支出金については、収入済額 3 億 6,598 万 4,517 円となりました。

項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金では 3 億 5,071 万 4,517 円を受け入れました。これは、町が医療機関等へ国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県が負担することになっているため、交付されるものでございます。

節 2 特別交付金では 1,527 万円を受け入れました。これは、市町村の事情によって交付されるもので、国保税の収納率や特定検診の受診率や特定保健指導の実施率の向上など点数化されたものを基に配分され、また、特定検診や保険事業に要した経費を含めて交付されたものです。

款 4 財産収入については、節 1、目 1 利子及び配当金に、国民健康保険給付基金積立金の利子 5,091 円を収入しました。

次に、款 5 繰入金については、収入済額 4,251 万 7,655 円、前年度比 38 万 7,795 円、0.92 パーセントの増となりました。保険基盤安定繰入金、保険税、保険者軽減分その他、事務費を含む職員給与費や、財政安定化支援事業など、国保会計の負担軽減を目的としたもので、国、県、町の負担による法定内での一般会計からの繰入金となっております。

11 ページをご覧ください。

款 6 繰越金については、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に 4,804 万 5,306 円を受け入れました。前年度比 1,262 万 7,435 円、35.6 パーセントの増となりました。

款 7 諸収入については、収入済額 212 万 4,817 円となりました。

項 1 延滞金及び過料に、一般被保険者の延滞金分として 44 万 8,960 円、項 2 預金利子に、普通預金利子として 424 円を収入しました。

項 3 雑入では、目 1 一般被保険者返納金は、収入済額 2 件分で 33 万 3,624 円となりました。この返納金の 1 件は、世帯員の増により限度額区分の変更により負担額が変更となったため、返還が生じた 2 万 9,550 円と、次のページになります、他の被用者保険等に加入して国保の資格を喪失していたにもかかわらず、その後も、国保で受診していたことにより発生した 1 名分の医療費 30 万 3,674 円となる国保負担分を返納されたものになります。

目 2 雑入に、令和 3 年度において、概算で支払っていましたが 2 月診療分の医療給付費の清算金として、134 万 1,809 円を受け入れました。歳入総額は、調定額 5 億 6,429 万

7,061 円に対し、収入済額 5 億 4,631 万 1,774 円となりました。前年度比で 3,375 万 274 円、7.42 パーセントの増となりました。

29 ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。

表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに、5,866 万 7,044 円となり、令和 5 年度へ繰越しました。

続きまして 30 ページ、財産に関する調書の 4 基金については、令和 4 年度末現在で、1 億 183 万 3,823 円を保有しています。

次に、国民健康保険事業の状況として、31 ページから 33 ページにかけて、付属書類を添付しております。参考にご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。

2 番（西 靖邦君） 28 ページなんですけども、節 22 償還金利子及び割引料で、ここにですね、令和 2 年度の返還金と令和 3 年度の返還金が計上されたんですけども、この令和 3 年度まではちょっとわかるような感じはするんですけども、この令和 2 年度もこっだけ、その確定するわけですか。

税務町民課長（北崎真介君） 先ほどご説明がちょっと足りなかったのかなと思ったんですが、もうすでに令和 2 年度、前年度確定しておったわけなんですけども、とある人が遡及して資格がなくなったということで、実際ここで貰っていたお金を返すということによって遡ってその額を返還したということでございます。令和 3 年度は、もう今回 4 年度で確定したんです。令和 2 年の部分はもうすでに令和 3 年の時に確定していたんですけども、その分まで遡って、資格を遡ってですね、国保だったものが、被保険者の方の会社の方がちょっと、国の指導が入って、これはそっちの被用者保険の方だろうということで、ここだったものを遡って、遡及して適用したわけです。そういったところで、ここでずっと受診されていて、それを貰っていたお金をお返ししたということでございます。

副議長（椎葉弘樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 2 号、「令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和4年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第3、認定第3号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 認定第3号、令和4年度湯前町下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。事項別明細書の歳入からご説明します。5ページ、6ページをお願いします。

款1 使用料及び手数料は5,791万5,770円の収入となりました。

項1 使用料、目1 下水道使用料、節1 現年度分につきましては、調定額5,810万5,510円に対し、収入済額5,764万1,980円となりました。徴収率は99.2パーセントです。なお、収入未済額は46万3,530円です。

節2 過年度分につきましては、収入済額22万4,090円で、収入未済額は153万4,553円となっています。徴収率は12.7パーセントです。

項2 手数料、目1 下水道手数料、節1 事務手数料は、指定工事店登録1件分、1万円を収入しました。

節2 督促手数料として3万9,700円を収入しております。

款2 繰入金につきましては、項1 他会計繰入金、節1 一般会計繰入金としまして、8,827万3,000円を収入しています。

項2 基金繰入金につきましては120万円を収入しています。これにつきましては、接続補助金のための基金取崩し分です。

7ページ、8ページをお願いします。

款3 繰越金につきましては、前年度からの繰越金106万7,951円です。

款4 諸収入につきましては、雑入としまして、預金利子150円を収入しています。

款5 町債につきましては、流域下水道事業債として180万円と公営企業会計適用債330万円、計510万円を収入しました。

款6 財産収入につきましては、利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金利子4,885円を収入しています。

歳入合計は1億5,356万1,756円になります。

次に、歳出についてご説明します。9ページからになります。

款1 下水道事業費につきましては、予算現額1,308万6,000円に対し、支出済額1,298

万 5,294 円となりました。

目 1 下水道事業費につきましては、人件費、物件費及び整備・管理に要する経費が主なものです。

節 12 委託料は、令和 6 年度から地方公営企業会計移行に伴う法適用支援業務委託料として 330 万円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、球磨川上流流域下水道事業工事負担金 190 万円をはじめ、その他各種協議会負担金です。

節 26 公課費につきましては、消費税分で修正申告による追徴、確定申告、令和 4 年度予納分の中間申告分として 237 万 6,200 円を支出しました。

款 2 下水道維持管理費につきましては、予算現額 5,097 万 2,000 円に対し、5,062 万 639 円を支出しました。

1 1、1 2 ページをお願いします。

目 1 公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費を支出しています。

節 12 委託料につきましては、マンホールポンプ 1 1 ヶ所分の保守管理委託料 130 万 1,520 円を支出しています。

節 14 工事請負費につきましては、新築工事等による公共柵設置に 178 万 4,308 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金 4,338 万 6,156 円を支出しています。また、下水道接続補助金は、新築新設 6 件分 120 万円を支出しています。

款 3 基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子 4,885 円を積立てました。基金の現在高は 9,651 万 539 円になります。

1 3、1 4 ページをお願いします。

款 4 公債費につきましては 8,817 万 1,669 円を支出しています。

目 1 元金で、下水道事業債の償還元金 7,680 万 8,352 円、目 2 利子で、下水道事業債利子 1,136 万 3,317 円を支出しています。

款 5 予備費につきましては、支出はありませんでした。歳出合計は 1 億 5,178 万 2,487 円となりました。

次に、1 5 ページをお願いします。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額が 177 万 9,269 円。実質収支額が同額の 177 万 9,269 円となります。

1 6 ページは、財産に関する調書を、1 7 ページからは附表としまして、公共下水道事業内容、1 8、1 9 ページに下水道建設事業負担区分表、2 0 ページに地方債現在高

の状況、21ページに償還計画表を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和4年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第4、認定第4号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（高木堅介君） 認定第4号、令和4年度湯前町介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

まず、令和4年度末時点における第1号被保険者数は1,601人、そのうち要介護要支援認定者数が283人、認定率は17.7パーセントとなりました。また、認定者283人のうち、介護サービス受給者は263人、介護給付費は5億7,565万7,922円、受給者1人当たり給付費は218万8,813円となりました。なお、令和5年度補正予算(第1号)においてもご説明いたしましたが、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定により、実質収支を計算しました結果、856万9,378円の黒字となり、介護給付基金に積み立てることができました。今後も介護予防事業を推進しながら、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

それでは、事項別明細書、歳出から主なものについてご説明いたします。

歳出総額は、予算現額6億7,345万2,000円に対し、6億5,186万6,894円を支出しました。執行率は96.8パーセント、令和3年度と比較して、1,419万6,081円の減となりました。減の主な要因は、保険給付費の減であります。

19ページ、20ページをお願いします。

款1総務費につきましては2,212万7,537円を支出しました。以下、主なものを項または目ごとにご説明いたします。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険係2名の人件費など、1,115万5,812円を支出しました。

22ページにかけて、項2徴収費、目1賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料賦課徴収にかかる経費として18万6,675円を支出しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、会計年度任用職員2名の人件費のほか、節11役務費の主治医意見書作成手数料134万2,000円、節18負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金367万588円など、介護認定調査にかかる経費、1,070万1,250円を支出しました。

24ページの項4運営協議会費、目1運営協議会費は、本町の介護保険事業の運営に関する事項を審議していただく、湯前町介護保険運営協議会にかかる経費として8万3,800円を支出しました。

款2保険給付費は5億7,565万7,922円を支出しました。令和3年度と比較して、2,449万3,764円の減となりました。減の主な要因は、通所介護サービスや老人保健施設サービスなどの利用件数の減であります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護認定の方が利用された介護サービス給付費であり、5億1,568万5,923円を支出しました。介護サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する居宅介護サービス給付費が令和3年度と比較して約2,100万円減の2億163万1,502円を支出しました。減の主な要因は、通所介護サービスや通所リハビリテーション、訪問看護サービスなどの利用件数の減であります。また、施設介護サービス給付費は、令和3年度と比較して約500万円減の2億5,072万4,670円を支出しました。減の主な要因は、介護老人保健施設の利用件数の減であります。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援認定の方が利用された介護予防サービス給付費であり、1,259万8,908円を支出しました。介護予防サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する介護予防サービス給付費が令和3年度と比較して約200万円増の1,071万432円を支出しました。増の主な要因は、介護予防通所リハビリテーションの利用件数の増であります。

26ページの項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費は、要介護認定の方が一月に支払われた利用者負担について、上限額を超えた分を申請により払い戻す高額介護サービス等費1,266万2,409円など、合計1,387万1,936円を支出しました。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス等費は、低所得の方が施設サービスや短期入所サービスを利用された際の、食費と居住費の負担限度額を超えた分の補足給付として、3,293万3,470円を支出しました。短期入所サービス、施設介護サービスと連動するものであり、令和3年度と比較して約240万円の減となりました。

款3 地域支援事業費は3,436万691円を支出しました。令和3年度と比較して約520万円の増となりました。増の主な要因は、介護予防・日常生活支援サービス事業費などの増であります。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る経費で、1,145万4,298円を支出しました。令和3年度と比較して約300万円の増となりました。増の主な要因は、会計年度任用職員の人件費、総合事業対象者の第1号通所事業負担金の増であります。

節1 報酬から28ページの節4 共済費までは、令和4年度から雇用した介護予防事業の支援に係る会計年度任用職員の人件費を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者などのホームヘルプサービス及びデイサービスの利用にかかる第1号訪問事業及び第1号通所事業負担金として、合計865万1,988円を支出しました。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成にかかる経費として、介護予防ケアマネジメント委託料138万340円を支出しました。

29ページから30ページにかけて、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費は149万4,499円を支出しました。

節7 報償費では、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査謝金45万1,400円を支出しました。

節12 委託料では、介護予防教室などにおける人材確保対策の一つとして介護予防サポーター養成講座を開催し、委託料46万2,000円を支出しました。公民分館における、いきいき運動クラブの活動もこの一般介護予防事業であります。令和4年度は24箇所で開催1,010日、延べ6,764人が参加されました。

項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援事業にかかる経費など1,998万5,083円を支出しました。

目1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料589万1,635円を支出しました。令和4年度末の上球磨地域包括支援センターの人員は、理学療法士1名、主任介護支援専門員2名、保健師2名、社会福祉士1名、合計6名体制となっております。

目3 任意事業費は、認知症サポーター養成講座や家族介護用品支給事業など66万615円を支出しました。

32ページの節19 扶助費は、家族介護用品支給事業 61万522円を支出しました。令和4年度は、支給要件に該当する対象者15名に対し、紙おむつなどを支給し経済的負担を軽減しました。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を目的とした事業であり、上球磨地域包括支援センターへの委託に加え、球磨圏域全体での取り組みについて人吉球磨10市町村共同で医師会にも委託し、委託料及び負担金を合計319万3,098円支出しました。

目5 生活支援体制整備事業費は、地域における生活支援サービスの充実と介護予防事業の推進等を担う生活支援コーディネーターの配置及び、それに関連する地域支援事業全般の支援業務を湯前町社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーター業務委託料645万7,996円を支出しました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的とし、認知症に関する相談対応や複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームによる支援などを行う事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料など合計440万1,509円を支出しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者による検討の場を通じて、多職種連携、協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握などを推進する事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料33万230円を支出しました。

款4 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費にかかる令和3年度実質収支による余剰金及び基金利子を合計705万1,039円積み立てました。

34ページの款5 諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金及び令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に基づき、国・県・支払基金及び一般会計への精算返還金を支出しました。

款6 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。

歳入総額は、予算額6億7,345万2,000円に対し、6億8,484万6,296円を収入しました。令和3年度と比較して、558万5,352円の減であります。減の主な要因は、支払基金交付金、一般会計繰入金の減であります。

それでは、主なものについてご説明いたします。事項別明細書の9、10ページをお願いいたします。

款 1 保険料は、調定額 1 億 402 万 8,772 円に対し、収入済額 1 億 298 万 8,068 円、徴収率 99 パーセントとなりました。また、収入未済額は、令和 3 年度と比較して 1 万 3,872 円増の 94 万 7,404 円となりました。

現年度分の特別徴収保険料は徴収率 100 パーセント、普通徴収保険料は徴収率 93.2 パーセント、収入未済額は 44 万 4,740 円となりました。滞納繰越分については、徴収率 35.9 パーセント、収入未済額は 52 万 6,044 円となりました。

款 2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しました。

款 3 国庫支出金は、1 億 8,307 万 4,679 円を収入しました。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は 1 億 645 万 479 円を収入しました。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は 6,192 万 4,000 円を収入しました。

12 ページをお願いします。

目 2 及び目 3 は、地域支援事業交付金を収入しました。

目 4 保険者機能強化推進交付金及び目 5 介護保険 保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みと介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じた交付金を収入しました。

款 4 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1 億 6,379 万 6,000 円を収入しました。

14 ページにかけて、款 5 県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金 9,547 万 2,100 円を収入しました。

16 ページにかけて、款 7 繰入金は、項 1 一般会計繰入金 1 億 1,503 万 5,560 円を収入しました。

項 2 基金繰入金、目 1 介護保険給付基金繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の財源不足が生じませんでしたので介護給付基金の取り崩しが不要となり収入はなしです。

款 8 繰越金は、前年度繰越金 2,436 万 8,673 円を収入しました。

18 ページの款 9 諸収入は、延滞金など 10 万 4,078 円を収入しました。

37 ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額 3,297 万 9,402 円で翌年度へ繰り越すべき財源はなしで、実質収支額も同額となりました。

38 ページは、財産に関する調書です。

介護保険給付基金は、令和 4 年度末現在高 3,383 万 1,092 円であります。

39 ページから 42 ページにかけては、介護保険事業状況を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

副議長（椎葉弘樹君） ここで、休息のため休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

副議長（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第5 認定第5号 令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第5、認定第5号、「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務町民課長（北崎真介君） 認定第5号、令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明いたします。

湯前町の後期高齢者医療保険対象者は3月末現在953人で、総人口に占める割合は、26.7パーセントとなります。この制度が始まった平成20年度当時は、20.8パーセントでしたので、5.9パーセントの伸びとなっています。また、今後においては、いわゆる団塊の世代と言われる方々が続々と75歳になられてきておりますが、一方で、亡くられる方もおられ、被保険者数は増えていない状況となっております。全てを含んだ総人口は減少していますので、自ずと後期の被保険者の占める割合は、大きくなることとなります。かかる医療費につきましては、制度開始当初の平成20年度の1人当

たり約 70 万円から、令和 4 年度は、約 77 万円となっており、7 万円程の増加となっています。ただし、令和 3 年度と比較しますと、約 10 万円減少しており、県下で最も低い 1 人当たりの医療費となっております。今後とも、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険事業等に取り組み、安定運営に努めて参りたいと思います。

それでは、決算書の 11、12 ページをお開き下さい。事項別明細書の歳出からご説明いたします。

款 1 総務費につきましては、支出済額 65 万 1,949 円となりました。後期高齢者医療広域連合とのネットワーク電話回線使用料や、システム保守料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものですが、前年度に比べ 15 万 6,500 円、31.6 パーセントの増となりました。主な要因としましては、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 11 役務費において、被保険者証を全員に 2 回送付した事により通信費が増加したことによります。これは、窓口負担割合の見直しにより、10 月 1 日から 2 割負担が新設されたことによります。被保険者証を対象者のみに送付することは、事務の煩雑を招き、また、年配の方々、医療機関等も混乱することもあると想定されてか、全国的に有効期限と色を変えた全発行としたため、年 2 回、送付することとなったためです。この 2 回目の送付に伴う諸経費は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの補助金にて手当てされており、一般会計の諸収入に受け入れ、繰り出し、特別会計の一般会計繰入金事務費繰入金に含まれております。また、項 2 徴収費におきましては、節 10 需用費で納付書印刷に 4 万 3,450 円、節 12 委託料では、督促状の記載事項の変更により、収納消込システム改修を行い、3 万 6,300 円を支出しました。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額 6,607 万 2,050 円となり、前年度比 473 万 6,552 円、7.72 パーセントの増となりました。増の主な要因は、保険料賦課総額の増によるものでございます。均等割が 3,400 円増の 54,000 円に、所得割が 0.31 パーセント増の 10.26 パーセントとなり、それに加え、軽減の人数、額が増加したことによります。そのため、1 人当たり納付額は 6 万 8,466 円で、前年度比 4,028 円、6.3 パーセントの増となりました。

13 ページをご覧ください。

款 3 諸支出金は、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金は、節 22 償還金利子及び割引料で、3 万 3,100 円を支出しました。これは、転出の方 1 名及び 3 名の方の死亡、制度移行に伴う方 1 名、いずれも減額となり、還付となったものでございます。

款 4 予備費については、支出はありませんでした。歳出総額は 6,675 万 7,099 円となり、執行率は、99.4 パーセントとなりました。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。決算書の 5 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料については、調定額 4,122 万 8,600 円に対し、収入済額は 4,123 万 2,600 円となりました。前年度比 275 万 5,600 円、7.2 パーセントの増となっています。年金から徴収します、目 1 特別徴収保険料の収入済額は 3,095 万 6,900 円で、保険料全体の約 75 パーセントを占めています。死亡による資格喪失の方で、遠方にいらっしゃる相続人の方々の相続放棄もありまして手続きが進まず、少額ではありますが、2 件の還付未済額が出ております。今のところ、どちらも目途が立ち年内に処理できる見込みです。

目 2 普通徴収保険料については 1,027 万 5,700 円の収入済額となりました。6 年続いた徴収率 100 パーセントが、令和 3 年度で途切れましたが、令和 4 年度は再び達成できました。今後も継続できるよう徴収率向上に努めたいと思います。

款 2 使用料及び手数料については、督促手数料として 8,200 円を収入しました。

款 3 繰入金については、収入済額 2,569 万 250 円となり、前年度比 218 万 2,552 円、9.3 パーセントの増となっています。繰入金の大部分を占める目 2 保険基盤安定繰入金は、節 1 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるものでございます。収入済額 2,489 万 6,250 円となり、前年度比 192 万 5,552 円、8.4 パーセントの増となっています。

7 ページ、8 ページをお開き下さい。

款 4 諸収入については、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 1 保険料還付金に、歳出でご説明しました還付金対応分と同額 3 万 1,000 円を受け入れました。また、普通預金利子として、項 3 預金利子 56 円を収入しました。

項 4 雑入は、ありませんでした。

款 5 繰越金、項 1 繰越金については、9 ページから 10 ページですが、目 1 繰越金 77 万 936 円は、令和 3 年度からの繰越金となります。

収入済額の合計は、6,773 万 5,136 円となりました。歳入の説明は以上になります。

次に、15 ページをご覧ください。実質収支に関する調書になります。

表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに 97 万 8,037 円となり、令和 5 年度へ繰り越しました。

17 ページに付属書類として、後期高齢者医療状況を添付しております。参考にご覧ください。

これで説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和4年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

副議長（椎葉弘樹君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

副議長（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第6 認定第6号 令和4年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第6、認定第6号、「令和4年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 認定第6号、令和4年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算につきましてご説明いたします。

1ページ、2ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出です。収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,134万9,000円対し、決算額8,434万1,945円で、収入率は103.7パーセントでした。支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額6,066万8,000円に対し、決算額5,261万7,898円でした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出です。第1款、資本的収入、予算額1億166万3,000円に対し、決算額8,837万7,000円となります。支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額1億4,833万8,000円に対し、決算額1億912万3,267円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,074万6,267円は、当年度分消費税及び地方消費税、資

本的収支調整額 399 万 5,469 円、過年度分損益勘定留保資金 1,451 万 3,019 円、減債積立金 223 万 7,779 円で補填しました。

次に、5 ページをお願いいたします。

損益計算書です。1 営業収益は 5,831 万 9,909 円、2 営業費用は 4,432 万 5,435 円で、営業利益は 1,399 万 4,474 円となりました。3 営業外収益は 1,967 万 3,702 円、4 営業外費用は 693 万 3,830 円、経常利益は 2,673 万 4,346 円となり、5 特別利益、6 特別損失はありません。この結果、当年度純利益は 2,673 万 4,346 円となりました。その他未処分利益剰余金変動額 223 万 7,779 円で、当年度末処分利益剰余金が 2,897 万 2,125 円となりました。

次に、6 ページをお願いいたします。

剰余金計算書です。資本金としまして、減債積立金の取り崩しに伴います自己資本金の組み入れにより、当年度末残高は、左側の下の欄 2 億 8,868 万 7,390 円となります。剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の 531 万 3,321 円となります。利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金の取り崩しにより、2 億 1,398 万 17 円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により、9,956 万 3,568 円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が 2,897 万 2,125 円となり、利益剰余金合計 3 億 4,251 万 5,710 円で、資本合計は 6 億 3,651 万 6,421 円となります。

7 ページをお願いいたします。

貸借対照表です。資産の部で、下から 7 行目、固定資産の合計額が 8 億 3,435 万 5,744 円、下から 2 行目、流動資産の合計額が 3 億 7,182 万 774 円となり、一番下の資産合計 12 億 617 万 6,518 円となります。

次に、8 ページの負債の部です、表の上から 5 行目、3 固定負債、計 3 億 8,136 万 6,405 円、4 流動負債、計 1,177 万 8,319 円、5 繰延収益、合計 1 億 7,651 万 5,373 円となり、その下の負債合計が 5 億 6,966 万 97 円となりました。次に、資本の部で 3 行目、資本金合計 2 億 8,868 万 7,390 円、下から 3 行目の剰余金合計 3 億 4,782 万 9,031 円、次の資本合計 6 億 3,651 万 6,421 円となり、負債資本合計 12 億 617 万 6,518 円となりました。

次に、9 ページをお願いいたします。

令和 4 年度湯前町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度末処分利益剰余金の処分についてです。右側の上から 2 番目の未処分利益剰余金 2,897 万 2,125 円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、資本金への組入を除いた額の 3 分の 2 にあたる 1,782 万 2,897 円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3 分の 1 の 891 万 1,449 円を建設改良積立金に処分する（案）になります。

その他未処分利益剰余金については 223 万 7,779 円を減債積立金の取り崩しにより生じた、未処分利益剰余金の資本金への組み入れを行う予定です。

次に、10ページの事業報告です。

(1)概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より10戸減の1,570戸、総有効水量423,978m³、総給水量563,538m³となりました。前年比、総有効水量は842m³の増でした。

11ページから14ページは、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関すること、また、15ページ以降は、付属明細書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思いません。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

副議長(椎葉弘樹君) これから質疑を行います。

2番(西 靖邦君) 決算審査においてですね、水道使用料の滞納額がですね、令和3年度700万8,539円、令和4年度は1,096万7,629円にて滞納額を増額しておりますけども、これはどのような理由で増額、その滞納率は上がってきたんですかね。難しいと思いますけども。

建設水道課長(稲森一彦君) 令和5年3月、年度末になりますけれども、水道会計事業におきましては、3月31日で決算と言いますか、会計を閉めます。実際3月末に水道料金の収入額が入っておりますけれども、それを建設水道課と会計室の方の連携が上手くいっておらず、建設水道課の方には提出をしたわけですがけれども、会計室で4年度分の処理がちょっとできなかった関係で、その1日分が4年度の未収入額というふうになっておりまして、差額と言いますか、差になっているというところがございます。

2番(西 靖邦君) 実際の滞納額というのは、最終的にいつわかるんですか。

建設水道課長(稲森一彦君) 日付的に申しますと、令和5年3月31日。先ほど説明で申しました滞納者数が1,287となっております。その時の滞納金額が1,096万7,000円程度となっております。それが5年度になりまして4月3日ですけれども、滞納者数が180となっております。滞納額につきましては695万というふうになってまして、大体毎年という言い方もちょっとおかしいんですけど、大体同額ぐらいでは推移しているということになります。今後、そこの連携はちょっとできておりませんでしたので、気をつけていきたいというふうに思います。

副議長(椎葉弘樹君) ほかに質疑ありませんか。

2番(西 靖邦君) 13ページの業務量ですけども、その有収率がありますよね、令和4年度75.2パーセント、令和3年度77.2パーセント、もうこれ下がってるんですけども、この有収率はこれ80パーセントぐらいいいかないんですか。

建設水道課長(稲森一彦君) 原因としましては、漏水関係になります。今年度、漏水調査の方を入れておりますので、早急にやるべきものはちょっと行っております。ま

た、漏水調査の方、全てではありませんが実施中でございますので、建設水道課の方でこの漏水に関する修繕の方ですね、12月の議会の方では、そこら辺の補正予算が必要となってくると思いますが、その漏水調査を行いまして、有収率の向上に努めていきたいというふうに思っております。

副議長（椎葉弘樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和4年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、可決及び認定することに決定しました。

副議長（椎葉弘樹君） ここで、議長席を議長と交替します。

日程第7 報告第5号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

議長（金子光喜君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第6号、「令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第6号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定により、令和4年度の財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率にて報告するものでございます。詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 報告第6号、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものです。

まず、4指標及び資金不足の比率を計算しております表により説明いたします。

3ページをご覧ください。

実質赤字比率の状況です。一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、町の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計の実質収支額の2億9,965万4,000円の黒字額を標準財政規模21億2,119万3,000円で除した比率が、実質赤字比率として、-14.12パーセントとなっております。マイナスの赤字比率は、黒字を意味しておりますので本町においては問題ない数値となっているところでございます。

連結実質赤字比率の状況です。特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、町全体として町の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計の他5つの特別会計の合計の実質収支額の黒字額であります、下から3段目の7億5,759万6,000円を標準財政規模で除した比率が、-35.71パーセントとなっております。こちらも大幅な黒字を維持しており問題ない数値となっているところでございます。

4ページをお願いします。

、実質公債費比率の状況です。一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入の指数数値としても使用されるもので3ヶ年平均値となっております。各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、令和2年度5.03934、令和3年度5.40469、令和4年度6.61886となっております。右側下の黒太線で囲んでおりますが、3ヶ年間の平均を記載しており、5.6パーセントとなっております。

5ページをご覧ください。

将来負担比率の状況です。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合等の将来の地方債額等でありまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する危険性が高いかどうかを示す指標でございます。-47.8パーセントとなっております。数値的には問題を及ぼす数値とはなってございませんでした。

6ページをご覧ください。

資金不足比率の状況です。各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。まず、水道事業会計は、-625.9パーセントとなっております。次に、下水道事業特別会計についても、-3.0パーセントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございませんでした。以上が各比率の数値結果でございます。

ここで、2ページに戻っていただきたいと思っております。

さきほど、各比率についてそれぞれご説明いたしましたが、1健全化判断比率の表になります。まず、実質赤字比率が、-14.12パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフンで表示して該当なしとなります。早期健全化基準15パーセント、財政再生基準20パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、連結実質赤字比率が、-35.71パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。早期健全化基準20パーセント、財政再生基準30パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、実質公債費比率は、5.6パーセントです。早期健全化基準25パーセント、財政再生基準35パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、将来負担比率は、-47.8パーセントです。早期健全化基準350パーセントを下回り、該当していないところです。

これによりまして、健全化判断比率4指標とも早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、問題となる数値に該当なしとなります。ちなみに、ただいまご説明いたしました、早期健全化基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政健全化団体に指定されます。これは自治体の破綻の一步手前で倒産寸前の状況となります。また、財政再生基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政再生団体に指定されます。これは自治体の破綻を意味することになります。今後も、こうならないよう自治体運営に努めてまいります。

次に、資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計、-625.9パーセント、湯前町下水道事業特別会計-3.0パーセントですので、両会計とも、資金不足ではありませんので、ハイフンで表示をしております。経営健全化基準20パーセントを上回ると様々に制限が出てまいります。

これまでご説明しましたとおり、本町における各比率の数値に問題はない結果でございます。また、タブレットの次のファイルに健全化比率関係の監査意見書が付けられています。以上、報告を終わります。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで、報告第6号、「令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第 8 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、議会改革調査特別委員会）

議長（金子光喜君） 日程第 8、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

議会改革調査特別委員会に付託された調査が行われ、タブレットに掲載のとおり、中間報告書が議長あて提出されています。

本件に対して、委員長の説明を求めます。

4 番（椎葉弘樹君） 議会改革調査特別委員会に付託された事項を議会改革に関する調査を行うことについて、湯前町議会会議規則第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、中間報告を行います。

湯前町議会は、令和 3 年 6 月 2 5 日に本委員会を設置しました。委員長に金子光喜議員、副委員長に黒木龍次議員をそれぞれ選出し、議長を除く 9 人の委員で調査を始めました。それ以降、令和 5 年 9 月 7 日に至るまで 2 2 回の委員会を開催しています。議長と副議長の改選に伴い、令和 5 年 1 月 2 0 日の第 1 4 回委員会において、新たに椎葉弘樹議員が委員長に選出され、今回の中間報告に至っています。

これまでの検討項目は次の通りです。全員協議会の定例化、全員協議会で協議すべき議案の線引き、年間計画策定、行政の末端組織的機関等役員就任辞退の特例の検討、質疑の回数制限（3 回）の是非、一般質問の時間制限導入の検討、一般質問の通告書の見直し、公職選挙法における年賀状等のあいさつ状の禁止、選挙公営制度の条例化、議員間討議、議会における個人情報保護に係る対応、会議への通信機器の持ち込み、委員会傍聴規則、議員定数の削減、以上の 1 4 項目です。

検討項目において、特に時間をかけて調査を進めたのが議員定数の削減でした。明日の湯前町を考える会、代表：森崎勝氏から提出された要望書に基づき、令和 4 年 1 2 月

26日から調査を始め、7回の委員会を開催しました。しかし、全議員の意見を統一することができなかつたため、最終的に採決を行いました。委員長を除く8人による採決の結果、議員定数を現状維持することに賛成が6人、反対が2人という結果でした。従いまして、次期改選、令和6年11月における議員定数は、現状10人を維持することを本委員会の結論としました。検討内容の詳細については、中間報告資料をご覧ください。

委員会では、残りの調査項目について引き続き取り組んでいきますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。以上で、議会改革調査特別委員会の中間報告を終わります。

議長（金子光喜君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

- - - - -

日程第9 議員派遣について

議長（金子光喜君） 日程第9、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任することに決定しました。

- - - - -

日程第10 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第10、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 1 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 1 1、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 1 2、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（金子光喜君） 令和5年第7回湯前町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時02分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

